

官報

号外 昭和二十七年三月二十七日

第十三回 参議院會議録第二十五号(その一)

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)午前
十時三十六分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十七年三月二十七日

午前十時開議

- 第一 昭和二十七年一般会計予算 (委員長報告)
- 第二 昭和二十七年特別会計予算 (委員長報告)
- 第三 昭和二十七年政府関係機関予算 (委員長報告)
- 第四 衛生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外九名発議) (委員長報告)
- 第五 昭和二十六年十月の台風による大船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第六 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案(内閣提出) (委員長報告)
- 第七 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第八 船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第九 漁船損害補償法案(衆議院提出) (委員長報告)

- 第一〇 漁船損害補償法施行法案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第一一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一二 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一三 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一四 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一五 物品税法の一部を改正する法律案(衆議院提出) (委員長報告)
- 第一六 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一七 一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一八 財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第一九 資金運用部預託金利率の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

- 第二〇 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二一 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二二 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二三 失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二五 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二六 農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二七 閉鎖機関日本系系統制株式会社が積み立てた備付金格安定資金の処分に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○議長(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

一昨二十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

| | |
|--------|--------|
| 地方行政委員 | 小泉 秀吉君 |
| 同 | 三浦 辰雄君 |
| 同 | 鈴木 福平君 |
| 同 | 草葉 隆圓君 |
| 同 | 安井 謙君 |
| 同 | 木内キヤウ君 |
| 同 | 館 哲二君 |
| 同 | 曾根 益君 |
| 同 | 水橋 藤作君 |
| 同 | 鈴木 清一君 |
| 同 | 工藤 鐵男君 |
| 同 | 中田 吉雄君 |
| 同 | 高良 とみ君 |
| 同 | 石川 榮一君 |
| 同 | 岡部 常君 |
| 同 | 山田 佐一君 |
| 同 | 金子 洋文君 |

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

| | |
|--------|--------|
| 地方行政委員 | 曾根 益君 |
| 同 | 館 哲二君 |
| 同 | 木内キヤウ君 |
| 同 | 工藤 鐵男君 |
| 同 | 草葉 隆圓君 |
| 同 | 鈴木 福平君 |
| 同 | 三浦 辰雄君 |
| 同 | 小泉 秀吉君 |
| 同 | 鈴木 清一君 |
| 同 | 水橋 藤作君 |
| 同 | 安井 謙君 |
| 同 | 金子 洋文君 |
| 同 | 西郷吉之助君 |
| 同 | 山田 佐一君 |
| 同 | 高橋 道男君 |

同 図書館運営委員 石川 榮一君
中田 吉雄君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

運輸委員会
理事 小泉 秀吉君(小泉秀吉君の補欠)
理事 安井 謙君(安井謙君の補欠)

労働委員会
理事 安井 謙君(安井謙君の補欠)

同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

- 漁船損害補償法案
- 漁船損害補償法施行法案
- 水産委員会に付託
- 物品税法の一部を改正する法律案
- 大蔵委員会に付託
- 森林火災国営保険法の一部を改正する法律案
- 農林委員会に付託
- 同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
- 一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計から繰入金に関する法律案
- 財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案
- 資金運用部預託金利率の特例に関する法律案
- 郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案
- 漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案
- 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 議長の報告

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

国際的供給不足物資等の需給調整に
関する臨時措置に関する法律案
経済安定委員会に付託

閉鎖機関日本系系統株式会社及び積
み立てた満条備付安定資金の処分
に関する法律案
農林委員会に付託

輸出信用保険法の一部を改正する法
律案
通商産業委員会に付託

商品管理委員会の解散及び清算に關
する法律案
運輸委員会に付託

船舶運賃の船員の退職手当に關す
る交付金を船船所有者に交付する法
律を廃止する法律案
運輸委員会に付託

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く總理府本府及び
地方自治庁關係諸命令の廃止に關す
る法律案
統計法及び教育委員会法の一部を改
正する法律案
鳳給法の特例に關する件の措置に關
する法律案
内閣委員会に付託

同日議長は左の内閣送付案を内閣委員
会に付託した。
海上保安庁法の一部を改正する法律
案
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

公職に關する就職禁止、退職等に關
する勅令等の廃止に關する法律案
内閣委員会に付託

國庫出納金等端数計算法の一部を改
正する法律案
國家公務員等の旅費に關する法律の
一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

農業災害補償法の一部を改正する法
律案
農林委員会に付託
教職員の除去、就職禁止等に關する
政令を廃止する法律案
文部委員会に付託

國民健康保険再建整備資金貸付法案
厚生委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを大蔵委員会に付託した。
信用金庫法の一部を改正する法律案
(佐藤重遠君外十七名提出)
同日委員長から左の報告書を提出し
た。

優生保護法の一部を改正する法律案
可決報告書
農業改良助長法の一部を改正する法
律案修正議決報告書
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く労働關係諸命令
の廃止に關する法律案可決報告書
失業保険法の一部を改正する法律案
可決報告書
捕獲検査所の検定の再審査に關する
法律案可決報告書
昭和二十六年十月の台風による木船
災害の復旧資金の融通に關する特別
措置法案可決報告書
商船管理委員会の解散及び清算に關
する法律案可決報告書
船舶運賃の船員の退職手当に關す
る交付金を船船所有者に交付する法
律を廃止する法律案可決報告書
所得税法の一部を改正する法律案可
決報告書
法人税法の一部を改正する法律案可
決報告書
相続税法の一部を改正する法律案可
決報告書

一般會計の歲出の財源に充てるため
の米國対日援助物資等處理特別會計
からする繰入金に關する法律案可決
報告書
資金運用部預託金利率の特例に關す
る法律案可決報告書
財産稅等收入金特別會計法を廃止す
る法律案可決報告書
同日修正議決した左の内閣提出案は、
即日これを衆議院に回付した。
日本輸出銀行法の一部を改正する法
律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。
塩田等災害復旧事業費補助法の一部
を改正する法律案
農林漁業資金融通特別會計法の一部
を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法
律案
私立学校振興會法案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日衆議院議長から左の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。
塩田等災害復旧事業費補助法の一部
を改正する法律
農林漁業資金融通特別會計法の一部
を改正する法律
日本専売公社法の一部を改正する法
律
同日衆議院議長から、国会において承
認することを議決した左の件を内閣に
送付した旨の通知書を受領した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日内閣から左の答弁書を受領した。
参議院議員青山正一君提出国立東京
水産大学の施設についての質問に対
する答弁書
昨二十六日内閣から左の議案を提出し
た。よつて議長は即日これを法務委員
会に付託した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。
最高裁判所における民事上告事件の
審判の特例に關する法律の一部を改
正する法律案
平和條約第十一條による刑の執行及
び赦免等に關する法律案
法務委員会に付託
長期信用銀行法案
國民貯蓄債券法案
大蔵委員会に付託
特別調達庁設置法の一部を改正する
法律案
法務府設置法の一部を改正する法律
案
内閣委員会に付託

地方公營企業法案
地方財政法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案
地方行政委員会に付託

海外からの日本國民の集团的引揚輸
送のための航海命令に關する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法
律案
運輸委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。
警察予備隊令の一部を改正する等の
法律案
同日文部委員会において当選した理事
は左の通りである。
理事 相馬 助治君(曾根益君の補
欠)
同 木内キヤウ君(木内キヤウ君
の補欠)
同日内閣總理大臣に左の者を政府委員
に任命することを承認した旨回答し
た。
文部大臣官房 岩本 久春君
外務省 岩武 昭彦君
經濟安定本部 岩武 昭彦君
産業局長 岩武 昭彦君
文部大臣官 相良 惟一君
房總務課長 相良 惟一君
同日内閣總理大臣から、經濟安定本部
産業局長岩武昭彦君外二名(前掲議
長承認の通り)を第十三回国會政府委
員に任命した旨の通知を受領した。
同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。
在外公館等借入金の返済の実施に關
する法律案(第十二回国會提出議院
審査)
大蔵委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。
放送法第三十七條第二項の規定に基
き、国会の承認を求めの件
同日議院において採択することを議決
した若手泉岸石川沿岸の土地改良事業
國營に關する請願外二十二件の請願お
よび積雪寒冷地帯の土地改良事業
面積制限廃止に關する陳情外二十四件
の陳情は各々意見書を附し、即日これ
を内閣に送付した。
同日本院は、左の件を議決した旨内閣
に通知した。
日本放送協會昭和二十五年年度財産目
録、貸借対照表及び損益計算書並び
にこれに關する説明書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法等の一部を改正する法律案

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案

内閣委員会に付託

新たに入学する児童に対する教科用

図書給與に関する法律案

文部委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

電源開発促進法(水田三喜男君外四十九名提出)

同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外九名発議)

同日委員長から左の報告書を提出した。

砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書

物品税法の一部を改正する法律案可決報告書

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案可決報告書

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案修正議決報告書

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案可決報告書

漁船損害補償法案可決報告書

漁船損害補償法施行法案可決報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十七年一般会計予算可決報告書

昭和二十七年特別会計予算可決報告書

昭和二十七年政府関係機関予算可決報告書

同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

日本輸出銀行法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本銀行法の一部を改正する法律案

同日議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。曾根益君から海外旅行のため十日間請暇の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

同日議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

同日議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第一より第三までをあとに廻し、日程第四、優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外九名発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

同日議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。厚生委員長梅津錦一君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

優生保護法の一部を改正する法律案

右の議案を議決する。

昭和二十七年三月二十四日

発議者

谷口弥三郎 梅津 錦一

山下 善信 深川タマエ

中山 繁彦 長島 銀藏

藤森 眞治 井上なつる

松原 一彦 大谷 盛清

参議院議長佐藤尚武殿

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出しを「医師の認定による優生手術」に改め、同條第一項中「任意に」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神薄弱を有しているもの

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

第四條の見出しを「(審査を要件とする優生手術の申請)」に改める。

第十三條及び第十四條を削り、第十二條を次のように改める。

(医師の認定による人工妊娠中絶)第十四條 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

して設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という。)は、左の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの

三 本人又は配偶者が痲疾に罹つていゝるもの

四 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

五 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものの

前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病者又は精神薄弱者であるときは、精神病衛生法第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意をもつて本人の同意とみなすことができる。

第十一條の次に次の二條を加える。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣

(精神病者等に対する優生手術)

第十二條 医師は、別表第一号又は第二号に掲げる遺伝性のもので以外の精神病又は精神薄弱に罹つていゝる者について、精神病衛生法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十條(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法第二十一條(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することができる。

第十三條 都道府県優生保護審査会は、前條の規定による申請を受けたときは、本人が同條に規定する精神病又は精神薄弱に罹つていゝるかどうかが及ぼす優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び前條の同意者に通知する。

2 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第十五條を次のように改める。

(受胎調節の実地指導)

第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導は、医師の外は、都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。但し、子宮腔内に避妊用の器具をそゝり入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることができる者は、厚生大臣

三三九

昭和二十七年三月二十七日 参議院会議録第二十五号(その一) 会議 議員の請暇 議事日程変更の件 優生保護法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 優生保護法の一部を改正する法律案

の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。
第十六條中「及び人工妊娠中絶」を削る。

第十七條第一項中「都道府県優生保護審査会及び地区優生保護審査会」を「及び都道府県優生保護審査会」に改め、同條第四項を削る。
第十八條第一項中「地区優生保護審査会は委員五人以内で、」を削り、同條第三項中「及び地区優生保護審査会」を削り、同條に次の一項を加える。

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。
第五條の章名を「優生保護相談所」に改める。

第二十條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。
第二十一條を次のように改める。
(設置)

第二十一條 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しなければならない。
2 前項の優生保護相談所は、保健所に附置することができる。
3 都道府県及び保健所を設置する市は、優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

4 国は、第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その経費の一部を補助することができる。

第二十二條第一項中「国以外の者は、優生結婚相談所」を「国、都道府

県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所」に、同條第二項中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。
第二十三條中「この法律による優生結婚相談所」を「この法律による優生保護相談所」に、優生結婚相談所たることを示す文字を「優生保護相談所」といふ文字又はこれに類似する文字」に改める。

第二十四條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に改める。
第二十五條中「又は第十五條」を「第十三條第二項又は第十四條第一項」に、「その日から三日以内」の旨を、「その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに」に改める。

第二十七條中「優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所」を「優生手術若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所」に改める。
第二十九條中「優生結婚相談所」を「優生保護相談所」に、「五千元」を「五万円」に改める。

第三十條中「優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者」を「優生保護相談所」といふ文字又はこれに類似する文字を名称として用いた者」に、「千円」を「一万円」に改める。
第三十二條中「二万円」を「五万円」に改める。

第三十三條中「五万円」を「十万円」に改める。
第二十九條を第三十條とし、以下第三十七條まで順次一條ずつ繰り下げ、第三十條の前に次の一條を加える。

(第十五條第一項違反)
第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
附則
1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置して置いた優生結婚相談所は、改正後の第二十一條第三項(厚生大臣の設置)についての承認した優生保護相談所とみなす。
3 改正前の第二十二條(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は、改正後の第二十二條(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。
4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十号を次のように改める。
二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に関する基準を定めること。

本法案は本院付口弥三郎議員ほか九名提出にかかる法案であります。先ず提案の理由及びその内容について要点を申し上げますと、優生保護法は、不良女子の出生を防止するといふ優生上の目的と、妊娠から生ずる母体の健康障害を防止するといふ母性保護の目的とを有して行つておられますが、今回の改正案はこの二つの目的を一層完全に達成することを企図いたしました。一方においては優生手術の可能範囲に必要な是正を加え、他方においては人工妊娠中絶の手術の適正化を図り、又受胎調節に関連する事項を整備することを主な内容とするものであります。

先ず優生手術に関しまして、本人が精神病者、精神薄弱者である場合、本人保護のため必要があるときは、保護義務者の同意と都道府県優生保護審査会の審査を条件として優生手術を行へるよういたしました。そのほか、婦人が妊娠又は分娩のためにその生命に危険を及ぼすようなものであつて、而も本人に手術を行うことができない場合には、その配偶者に優生手術をすることができるよういたしましたのであります。

次に優生保護法施行以来の実績に徴しますと、同法によらない人工妊娠中絶が絶たない実情にあります。その推定数は昭和二十五年年度において十二万から十五万と言われておられます。このような閣による人工妊娠中絶は、一面では拙劣な技術による中絶手術によつて母体の健康を害し、他面、多額の手術費用を取られるために経済的浪費を伴つておるのであります。これらいわゆる闇の人工妊娠中絶が行われる

根本的理由としての国民経済力と人口との問題もさることながら、優生保護法による手術が煩瑣に過ぎるといふこともその大きな理由の一つになつておるのであります。即ち母性保護の見地から優生保護法の適正化を図ることによつて、闇による人工妊娠中絶を合法的な線に乗せて行くことが必要であり、このために健康上の理由とか姦淫されて妊娠した場合の人工妊娠中絶については、従来のように、他の医師又は民生委員の意見書の添付、審査会の審査を要せず、指定医師の認定だけで行い得ることいたしました。これが改正の第二点であります。

次に、受胎調節は出生抑制の方法としては人工妊娠中絶に優る一層望ましい方法であります。厚生省におきましては、今年度から積極的な受胎調節の指導を行うことになつております。この行政措置による受胎調節の奨励策に便乗して不徳義な業者が介入いたしましたならば、折角のよい意図もその目的を達することができなくなるのであります。そのために知識技能に欠ける者の受胎調節に関する実地指導を禁止することといたしました。これが改正の第三点であります。

そのほかには、優生結婚相談所の名称を改めてその設置に関する事項を現実に即するように改正したこと、及び届出の期日及び方法、過料及び罰金の額は正等の改正であります。

以上が今回の改正案の大要であります。三月二十五日の厚生委員会

○梅津錦一君登壇、拍手
優生保護法の一部を改正する法律案に關しまする厚生委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

におきましては、谷口弥三郎議員より提案理由の説明がなされた後、質疑に入り、谷口議員より、別に発言もないので、谷口議員より政府に對して、次の五点につき要望いたしました。

第一点は、従来優生保護法については府県衛生部並びに保健所の民間に對する指導が普及徹底しておらぬ憾みがあるから、今後は十分徹底せしめること。

第二点は、従来旧法第十二條によつて人工妊娠中絶を行なつた場合には、妊娠三カ月以内の者については届出を必要としなかつたが、人口動態を知る必要上から、それらの手術数を明らかにするため、母性保護医協会がこれを集計して府県衛生部又は厚生省に提出していただくこと、今回の改正案により、すべての者を一カ月ごとに取りまとめて届出をなすべき旨定めたのでありますが、事務簡便上より、母性保護医協会をしてこれに当らしめ、最後の集計を厚生省統計調査部においてするよう十分な措置をとること。

第三点は、受胎調節を实地に指導せしめるため、今回、医師のほか、都道府県の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦をして行わしめることとなつたのであるが、これに必要な講習会の基準を厚生大臣が定める場合には、少くとも助産婦は一週間、保健婦は一カ月、看護婦は二カ月程度の講習を行わしめること。これら指導者の名称は優生保護指導員など適切な名称を考慮すること。なお保健婦助産婦看護婦法第三十七條にいう薬品を投與指示してはならぬという点については、十分考慮の上、指導者が安心して仕事のできるよう措置されたいこと。

第四点は、受胎調節を徹底するには、生活保護法の適用を受けている者に對しては器具及び薬品を無料或いは軽減された価額を以て與えることができると、今後政府において予算を組む、この面に支出されたいこと。

第五点は、優生保護相談所の設置並びにその運営に要する経費に對しては、政府は今後引き続き補助すること。又このような相談所は相互病院並びに指定医にも容易に設置し得るよう、その設置基準を簡易にすること。

以上の要望に對しまして、政府当局より、「只今の御要望に對しましては、行政運営上十分留意いたしまして御趣旨に副いたく、なお、予算につきましては、今後強力に御趣旨に副うよう努力いたしたい。又講習基準については、講習の期間に對しましては御要望と同様の考えを持つておりますが、細部につきましては専門家の意見を聞いた上決定いたしたい」との答弁がありました。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日曜第五、昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案、(衆議院提出) 日程第六、捕獲審査所の検定の再審査に関する法律案、(内閣提出) 日程第七、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案、日程第八、船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上四案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

運輸委員長山縣勝見君

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十日

衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

第一條 この法律は、木船(ろかい)のみをもつて運搬し、又は主としてろかいをもつて運搬する船舶及び漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二條第一項に定める漁船をいう)を除く。以下同じ。の所有者が昭和二十六年十月における台風によつてその所有する木船について受けた損害の復旧を円滑にするため、政府が当該復旧に要する資金の融通について損失補償及び利子補給を行うことを目的とする。

(損失補償及び利子補給)

第二條 政府は、政令で定める金融機関(以下「融資機関」という)が前條の台風によつて自己の所有する木船に損害を受けた者でその復旧のために融資を受けようとするもの又はその者が加入する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)に基く組合(以下「組合」という)でその者につき当該損害復旧のために融資をしようとするものに対して融資をするときは、政令の定めるところにより、当該融資をするものによつて受けた損失を補償し、且つ、当該融資額につき利子の補給をする旨の契約を当該融資機関と結ぶことができる。

2 前項の規定により政府と融資機関が契約を結ぶことができる融資額は、昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日までになされ、且つ、その償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限る。

3 政府が第一項の規定による契約を結ぶことのできる融資の総額は、三億八千万円を限度とする。

(損失の基準及び損失補償限度)

第三條 前條第一項の損失とは、融資元本の償還期限到来後一年の範囲内で政令で定める期間を経過してなお元本又は利子(政令で定める遅延利子を含む)の全部又は一部について回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額をいう。

2 前條第一項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに、当該融資機関のした同條同項の融資(以上「融資」という)の総額の百分の三十に相当する金額とする。

(利子補給の基準)

第四條 第二條第一項の規定による契約に基いて政府が補給する利子は、政令の定めるところにより、融資機関がした融資の融資残高に對し年四分の割合で計算した金額とする。

(利率)

第五條 第二條第一項の規定による契約を結んだ融資機関のする融資の利率は、当該融資機関が通常それと同種類の貸付を行う場合に定める利率を年四分引き下げた利率で当該契約の條件とされたものをこえてはならない。

(組合が組合員に對してする資金の貸付)

第六條 組合が融資機関から融資を受けた資金をその組合員に貸し付ける場合の利率は、当該融資機関から受けた当該融資の利率をこえてはならない。

(債権の保有及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案外三件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号その一 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案外三件

をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 融資機関がこの法律施行前第二條第一項に規定する者に対してなした貸付であつて、政令の定めるところによりこの法律に定める條件に該当し又は該当することとなるものがあるときは、政府は、当該貸付をなしたことによつて受けた損失を補償し、且つ、当該貸付につき利子の補給をする旨の契約

を当該融資機関と結ぶことができる。

3 前項の場合において、政府が同項の規定による契約を結ぶことができる貸付の総額は、融資の総額とあわせて、三億八千万円を限度とする。

4 第二項の場合において、同項の規定による契約に基いて政府が行う損失補償の金額の限度は、融資機関ごとに当該融資機関のした融資についての損失補償の金額とあわせて、融資の総額と前項に規定する貸付の総額の合計額の百分の三十に相当する金額とする。

5 第二條第二項、第三條第一項及び第四條から第八條までの規定は、第二項の場合及び同項の規定による契約に係る貸付に準用する。この場合において、第二條第二項中「昭和二十七年四月一日から昭和二十八年三月三十一日」とあるのは「昭和二十六年十月十四日から昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和三十三年三月三十一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と読み替へるものとする。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

捕獲審査所の検定の再審査に關する法律案

昭和二十七年三月五日
内閣総理大臣 吉田 茂

捕獲審査所の検定の再審査に關する法律案
捕獲審査所の検定の再審査に關する法律

目次

第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 捕獲審査再審査委員会(第三條-第十條)

第三章 再審査(第十一條-第十七條)
第四章 罰則(第十八條)

附則 第七章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国が、日本国との平和條約第十七條(a)に規定する義務を履行するため、連合国の要請があつた場合において、旧捕獲審査令(明治二十七年勅令第四百九十九号)に基く捕獲審査所又は高等捕獲審査所(以下「捕獲審査所」と総稱する。)の検定であつて連合国人の所有権に關係のある事件に關するものを國際法に従つて再審査することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「連合国」とは、日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国をいう。

2 この法律において「連合国人」とは、左の各号に掲げるものをいふ。

一 連合国の国籍を有する者
二 連合国の法令に基いて設立された法人その他の団体
三 前号に掲げるものを除く外、營利を目的とする法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものがその株式若しくは持分(当該法人その他の団体の役員が前各号又は本号に掲げるものの計算において有する株式又は持分を除く。)の全部を有するもの又は營利を目的とし又は法人その他の団体で前各号若しくは本号に掲げるものが支配するもの

第二章 捕獲審査再審査委員会
(委員会の設置)

第三條 運輸省に、外局として捕獲審査再審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、連合国の要請があつた場合において、当該連合国の連合国人の所有権に關係のある事件に關する捕獲審査所のした捕獲の検定(以下「検定」という。)の再審査を行う機関とする。

(組織)

第四條 委員会は、委員長及び委員六名をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、關係行政機關の職員及び國際法に關し広い知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第五條 委員長又は委員で國際法に關し広い知識を有する者のうちから任命された者(以下「學識委員」という。)の任期は、二年とする。但し、補欠の學識委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 學識委員は、再任されることができ。

(委員の罷免)

第六條 内閣総理大臣は、學識委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認められる場合、學識委員に職務上の義務違反があると認められる場合その他學識委員が委員たるに適しなると認める場合には、委員会の議決を得て、これを罷免することができる。

くは本号に掲げるものが支配するもの

第二章 捕獲審査再審査委員会
(委員会の設置)

第三條 運輸省に、外局として捕獲審査再審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、連合国の要請があつた場合において、当該連合国の連合国人の所有権に關係のある事件に關する捕獲審査所のした捕獲の検定(以下「検定」という。)の再審査を行う機関とする。

(組織)

第四條 委員会は、委員長及び委員六名をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、關係行政機關の職員及び國際法に關し広い知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第五條 委員長又は委員で國際法に關し広い知識を有する者のうちから任命された者(以下「學識委員」という。)の任期は、二年とする。但し、補欠の學識委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 學識委員は、再任されることができ。

(委員の罷免)

第六條 内閣総理大臣は、學識委員が心身の故障のため職務の執行ができなると認められる場合、學識委員に職務上の義務違反があると認められる場合その他學識委員が委員たるに適しなると認める場合には、委員会の議決を得て、これを罷免することができる。

第七條 委員長は、委員会の事務を總理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(職権行使の独立性)

第八條 委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(議決方法)

第九條 委員会は、委員長及び三人以上の委員が出席しなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事務局)

第十條 委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。

第十條 委員会に、その事務を整理するため事務局を置く。
2 事務局に、事務局局長その他の所要の職員を置く。
第三章 再審査
(再審査の開始)
第十一條 日本政府が検定の再審査についての連合国の要請を受理したときは、委員会は、遅滞なく、検定の再審査を開始しなければならない。
(意見の聴取等)
第十二條 委員会は、検定の再審査のため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる事項を行うことができる。
一 参考人に対し、出頭を求め、その意見又は報告を徴すること。
二 鑑定人に対し、出頭を求め、鑑定をさせること。
三 検定に係る事件に關係のある

書類その他の資料の所有者又は占有者に対し、当該資料の提出を求めらるる事。

(検定の再審査)

第十三條 委員会は、国際法に従い、検定の再審査の審理を行い、検定が国際法に違反すると認めるときは検定の取消の決定をし、検定が国際法に違反しないと認めるときは検定の容認の決定をしなければならない。

(決定書)

第十四條 前條の決定は、決定書の作成によつて行ふ。

2 決定書には、決定の理由を記載しなければならない。

3 決定書には、委員長及び当該会議に出席した委員が署名押印しなければならない。

4 決定書には、少数意見を附記することができる。

第十五條 委員会は、第十三條の決定をしたときは、遅滞なく、前條の決定書を告示しなければならない。

(所有権の回復)

第十六條 委員会が、検定の取消の決定をしたときは、旧捕獲審検令第二十八條の規定に基づき検定によつて國の所有物となつた物件のうち当該決定に係るもの所有権は、検定があつた時にさかのぼつて、その時に当該物件を所有していた者に回復される。

(連合國財産補償法の規定の適用)

第十七條 前條の規定により所有権の回復があつた物件について戦争の結果生じた損害に対する補償に ついての連合國財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の適用については、同法第十五條第一項中「その國と日本國との間の平

和條約の効力発生後十八月以内」とあるのは、「捕獲審検所の検定の再審査に関する法律第十六條の規定により所有権の回復があつた物件についての戦争の結果生じた損害に対する補償については、同法第十五條の決定書の告示の日から十八月以内」と読み替へる。

第四章 罰則

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、その意見を陳述せず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十二條第二号の規定による委員会の要求があつた場合において、出頭して、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第十二條第三号の規定による委員会の要求があつた場合において、同号の資料の提出をしない者

附則

(施行期日)

1 この法律は、日本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

(存続期間)

2 この法律(第十七條の規定を除く)は、この法律施行後三年を経過した日にその効力を失ふ。但し、その日において、その日までに行われた連合國の要請に係る検定の再審査であつて、第十五條の決定書の告示が行われていないものがある場合には、その決定書の告示が行われる日までなお効力を有するものとする。

(他の法律の改正)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 船員労働委員会(第五十七條)」を第一節「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会(第五十七條、第五十七條の二)」に改める。

第三條第十一号の次に次の一号を加へる。

十二 捕獲審検所の検定の再審査

第五十六條中「船員労働委員会」を「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第三章中「第一節 船員労働委員会」を「第一節 船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

第五十七條の次に次の一條を加へる。

(捕獲審検再審査委員会) 第五十七條の二 捕獲審検再審査委員会の組織、所掌事務及び権限は、捕獲審検所の検定の再審査に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の定めるところによる。

4 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一運輸省の項の委員会の欄中「船員労働委員会」を「船員労働委員会及び捕獲審検再審査委員会」に改める。

(審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載)

高船管理委員会の解散及び清算に関する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 義治

参議院議長 佐藤尚武殿

高船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

高船管理委員会の解散及び清算に関する法律

(通則) 第一條 高船管理委員会(以下「委員会」といふ)の解散及び清算に関する法律は、この法律の定めるところによる。

(解散の登記) 第二條 委員会が運輸大臣の命令により解散したときは、委員会の清算人は、遅滞なく、委員会の主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その解散の登記をしなければならない。

(委員会の存続) 第三條 委員会は、解散した後で、清算の目的の範囲内において、その清算の終了まで、なお存続するものとみなす。

(清算人の指名等) 第四條 清算人は、運輸大臣が解散前の委員会の役員又は職員の中から指名した者となる。

2 運輸大臣は、清算人が法令に違反し、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

(清算人の代表権) 第五條 清算人は、委員会を代表する。

(清算人の登記) 第六條 清算人は、その就任の日から、主たる事務所所在地において

ては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 清算人は、前項の規定により登記した事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(清算人の職務権限) 第七條 清算人は、左の職務を行う。

一 現務の終了
二 債権の取立及び債務の弁済
三 残余財産の引渡

2 清算人は、前項の職務を行うために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をすることが出来る。

(清算費用の支出) 第八條 清算人は、委員会の昭和二十七年年度の収入金及び昭和二十六年年度剰余金を用いて納付しないで、清算に必要な経費の支拂に充てることができる。

(清算事務の監督) 第九條 清算人は、就任の後直ちに委員会の財産の現況を調査して、財産目録及び貸借対照表を作成し、運輸大臣の承認を受けなければならない。

2 清算人は、前項の承認を得た財産目録及び貸借対照表につき会計検査院の検査を受けなければならない。

(清算行為の特則) 第十條 清算人が左の行為をするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

一 委員会の財産の処分
二 訴の提起

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案外三件

三 和解契約又は仲裁契約の締結
四 権利又は利益の放棄
五 契約の更改

2 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(債権債務の承継)

第十一條 運輸大臣は、委員会の清算事務の終了を促進するため必要があるとき、委員会の債権又は債務で昭和二十七年九月三十日までに取り立又は弁済をすることが困難なものを告示する。

2 運輸大臣は、前項の告示をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 第一項の告示があつたときは、国は、その告示の日において、告示に係る債権又は債務を承継する。

(訴訟の受継)

第十二條 前條第三項の規定により国が承継した債権又は債務に係る委員会を当事者とする訴訟であつて、債権又は債務の承継の日において現に係属しているものは、その日において、国が受け継ぐ。

2 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)中訴訟手続の中断及び受継に関する規定は、前項の規定により国が訴訟を受継した場合に準用する。

(債権者に対する催告)

第十三條 清算人は、その就任の日から一箇月以内に、少くとも三回の催告をもつて、債権者に対し、二箇月以内にその債権を申し出るべき旨を催告しなければならない。

2 前項の公告には、債権者が期間内に申出をしないときは、清算から除外されるべき旨を附記しなければならない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその債権の申出を催告しなければならない。

4 清算人は、知れている債権者を清算から除外することができない。

(除外された債権者に対する弁済)

第十四條 清算から除外された債権者は、委員会の債務完済後また国庫に引き渡さない財産に対してのみ請求をすることが出来る。

第十五條 委員会の残余財産は、国庫に帰属する。

(清算書類提出の義務)

第十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、直ちに清算報告書を作成し、運輸大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 前項の清算報告書には、清算に関する重要な書類、委員会の帳簿及びその事業に関する重要な書類を添付しなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により運輸大臣の承認を受けた清算報告書につき、会計検査院の検査を受けなければならない。

(清算終了の時期)

第十七條 委員会の清算は、遅くとも昭和二十七年九月三十日までに終了しなければならない。

(清算終了の登記)

第十八條 清算人は、第十六條第一項の承認及び同條第三項の検査があつた後、主たる事務所所在地

においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(登記手続)

第十九條 第六條第一項の規定による登記の申請書には、清算人の就任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

第二十條 清算終了の登記の申請書には、第十六條第一項の承認を得たこと及び同條第三項の検査を受けたことを証する書面を添付しなければならない。

第二十一條 この法律の規定による登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 前項の登記は、統制団体登記簿に記載して行ふ。

第二十二條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十九條ノ二、第四百二十二條から第五百十條まで、第五百十條ノ三から第五百五十一條ノ六まで、第五百五十四條から第五百五十六條ノ二まで及び第五百五十七條の規定は、この法律の規定による登記に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

(施行期日)

(他の法律の改正)

2 運輸施設法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のように改める。

一 商船管理委員会の清算を監督すること。

二 商船管理委員会の清算の監督に関すること。

第二十三條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 商船管理委員会の解散及び清算に関する法律(昭和二十七年法律第 号)第一條の規定により国が承継した債権又は債務の処理に関すること。

(審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載)

船船運管会の船員の退職手当に関する交付金を船船所有者に交付する法律を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により添付する。

昭和二十七年三月二十五日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武蔵

船船運管会の船員の退職手当に関する交付金を船船所有者に交付する法律を廃止する法律案
船船運管会の船員の退職手当に関する交付金を船船所有者に交付する法律を廃止する法律案

船船運管会の船員の退職手当に関する交付金を船船所有者に交付する法律(昭和二十四年法律第九十七号以下「旧法」といふ)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 旧法第一條第一項の規定により同項の船員に対する退職手当を合算した金額の交付を受けた船船所有者は、当該船員に対し、同法別表の基準により算出した金額をすみやかに交付しなければならない。

(山縣勝見君尋環、拍手)

○山縣勝見君 只今議題となりました昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案は三法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案でありますが、本法案は衆議院議員岡谷勝利君はか一名の提出にかかるとしてありまして、その目的といたしますところは、昨年十月のルース台風による木船の災害復旧に必要な融資を円滑にいたすというところであります。法案の要点は、政府がルース台風による木船の災害復旧資金の融通をする金融機關と融資總額三億八千万円を限度といたしまして、損失補償と利子補給の契約を結び得ることとする点とでありまして、この損失補償の金額の限度は当該金融機關の融資總額の三割相当額、利子補給は年四分と定められており、又この契約はルース台風による

よる木船の災害復旧のためすで行われた貸付につきましても結び得ることとされております。本法案の質疑におきまして、一委員より、木船の災害復旧については木船保険制度の確立によつて措置すべきであり、現行制度に不備な点があれば早速に修正すべきではないかとの質疑がありました。これに対し政府委員は、現行法の改正を準備中であるとの答弁がありました。次に討論を省略して採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

次に捕獲検査所の検定の再審査に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平和條約第十七條(a)項は、日本国政府に対し、旧捕獲検査所の検定を國際法に從つて再審査することを義務付けておるのであります。本法案はこの再審査を目的としてのものであります。その主なる点を申し上げますと、

第一は、再審査機關として運輸省の外局として捕獲検査再審査委員会を設けていることとあります。この委員会は關係行政機關の職員及び國際法に広い知識を有する者のうちから内閣總理大臣が任命する委員長及び委員六名を以て組織され、委員会の任務の性質上、委員長及び委員の職權行使の独立性について規定されております。第二は、委員会が旧捕獲検査所による検定の取消の決定をしたときは、所有権は検定時に遡及して権利者に回復されることを規定しております。運輸委員会にお

ける質疑の主なるものを申し上げます。平和條約第十七條(a)項に規定する捕獲検査所の検定に対する連合國の再審査要請には期限が付されていないのにもかかわらず、本法案においてその存続期間を條約効力後三年と規定したのは如何なる理由かという質疑でありましたが、これに対し政府委員の答弁は、再審査事務を促進する消極的の意味を持つて過ぎないということでありました。次に討論に入りまして、一委員より、回復された所有権のその後の処理については、平和條約第十五條の規定に基き連合國財産の返還等に関する政令の一部改正案が別途提案されておるので、本案は適切なものと認めるという賛成意見が述べられました。かくて採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次に商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案について御報告申し上げます。

商船管理委員会は、國家總動員勅令である戦時海運管理令に基き設けられた特別法人であります。終戦後におきましては、占領軍の指令によりまして、占領目的遂行のための機關として運営されて参つたのであります。占領終結を間近に控えました現在、政府はその存続を必要としないことを認め、本月末を以て解散命令を発することとしたのであります。この法律案は、商船管理委員会の解散及び清算に關して、清算人の決定、清算の方法、残余財産の帰屬、清算事務の監督等を定めようとするものであります。本法案につきましては質疑の後、討論を省略いたしましたので採決

に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

次に船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

廃止したとす法律は、船舶の國家使用制度が昭和二十五年四月一日から定期用船舶制度に切替えられたので、歸還輸送及び米國貸與船關係の船員以外のすべての船員が船舶運管会を退職することとなりまして、これらの船員は直ちに船主に雇用されました。失業することとなりませんから、退職金は船舶運管会退職の際支給しないで船主に交付しておいて、これらの船主と船主との雇用關係が消滅したときに船員に交付するように法律を以て規定するよう、關係方面から指示を受けまして立案された経緯を持つものであります。平和條約の発効を間近に控えたこの際、又關係船員のかねての要望にも鑑み、この法律を廃止しようとするものであります。本法案の質疑におきまして、一委員より、船主の預かつている退職手当は船員の厚生施設に運用されているが、この法案により直ちに船員に支給することにより支障を来たさないかとの質疑がありました。これに対し、政府委員より、船主の支出する文化費その他の経費の運用により、従来の厚生施設は継続して行けることと思われるとの答弁がありました。次に討論を省略いたしましたので採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上四法案について御報告を申し上げます。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより四法案の採決をいたします。

先ず昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に、捕獲検査所の検定の再審査に関する法律案、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案、船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第二十二、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案、

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより四法案の採決をいたします。

先ず昭和二十六年十月の台風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に、捕獲検査所の検定の再審査に関する法律案、商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案、船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) この際、日程の順序を変更して、日程第二十二、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案、

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより四法案の採決をいたします。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員長中村正雄君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月十一日
衆議院議長 林 謙治
參議院議長 佐藤尚武殿

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案(命令の廃止)

第一條 左に掲げる命令は、廃止する。

昭和二十七年三月二十七日 參議院會議録第二十五号(その二)

議事日程変更の件 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基き労働省關係諸命令の廃止に關する法律案外一件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 漁船損害補償法案外二件

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

失業保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

失業保険法の一部を改正する法律案
失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「百分の二」を「百分の十」に改める。
第三十六條第五項中「これを徴收しない。」の下に「但し、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に對応する部分の金額に限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 保険料について、滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。
五 保険料を納付しないことについてやむを得ない事情があると認められるとき。

第三十八條の十五第五項中「百分の二」を「百分の十六」に改める。
附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 失業保険法第三十條第一項の改正規定は、この法律の施行の日以後に失業保険法第三十四條第一項に規定する納付すべき期限の到来

する保険料の額の算定について適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前の月以前の月を失業保険法第三十八條の十五第一項の規定により被保険者期間として計算することによつて同法第十五條第一項の規定に該當するに至つた者について、同法第三十八條の十五第二項の規定によりその月に支拂われた賃金額とみなされる額の算定を行う場合における保険料の額を除すべき数値は、同項の改正規定にかかわらず、百分の二とする。

〔中村正雄君登壇、拍手〕

○中村正雄君 只今議題になりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく労働省関係諸命令の廃止に關する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

本案は、平和條約の効力発生に伴い、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件が廃止されるにつき、政府において労働省関係諸命令を存続すべきや否や検討いたしましたところ、これら諸命令は存続する必要がないので廃止しようとしたものであります。廃止せられました命令は、昭和二十年厚生省令第四十一号、労働充足に關する件、昭和二十一年厚生省令第二号、労働者の就職及び従業に關する件及び昭和二十一年厚生、運輸、内務省令第一号、労働に關する団体の主要役員への就職禁止等に關する件、以上三件であります。委員会におきましては、これら諸命令の内容及び廃止理由に關しまして、政府委員に對し説明を求めて質疑を行い、討論を終了いたしました後、採決に入り、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題となつております失業保険法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

先ず失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を申し上げます。一昨年の朝鮮動乱以來、雇用の情勢を反映して、失業保険金の支出は減少の傾向を示し、保険経済の状況が著しく好転いたしましたから、従来の実績に基き、将来の保険経済の推移を考へても、現行保険料率の引下げは可能であるから、これを二割引下げ、千分の十六とせんとすること、及び保険料の延滞金の免除規定は従来極めて限定されておりましたが、これを国稅徴收法の規定に準じて拡大し、保険料の滞納処分の執行を停止し又は猶予した場合及び保険料を納付しないことについて止むを得ない事情があると認められます場合にも免除することとし、保険料徴收事務の改善を図らんとするものであります。本委員会におきましては、将来の失業情勢と保険経済の見通し及び保険給付期間の延長等について熱心に質疑応答を繰返した後、討論に入り、これら諸命令は労働省農林省を所屬に代表いたしまして、保険経済の好転に伴い、更に給付期間の延長、料率引下げ等につきまして今後の善処方を要認して賛成する旨討論がなされました。次いで採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(三木治朗君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

先ず、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく労働省関係諸命令の廃止に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 次に、失業保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 総員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

諸命令の廃止に關する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 議員起立と認められます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) この際、日程第九、漁船損害補償法案、日程第十、漁船損害補償法施行法案(いずれも衆議院提出)、日程第十一、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく水産関係諸命令の廃止に關する法律案、(内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(三木治朗君) 御異議ないと認められます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年三月二十五日
衆議院議長 林 譲治
参議院議長 佐藤尚武殿

第二章 漁船保険組合
第一節 通則(第四條―第十二條)

第二節 設立(第十三條―第二十一條)
第三節 組合員(第二十二條―第二十九條)
第四節 漁船保険事業(第三十條―第五十四條)
第五節 管理(第五十五條―第七十四條)

第六節 解散及び清算(第七十五條―第八十七條)
第七節 登記(第八十八條―第九十八條)
第八節 監督(第九十九條―第一百十三條)

第三章 政府の再保險事業(第一百十四條―第一百十六條)

第四章 漁船保険中央会(第一百十七條―第一百十八條)
第五章 保険料の負担及び補助金の交付(第一百十九條―第一百四十三條)

第六章 罰則(第一百四十四條―第一百四十六條)

附則

第一章 總則
第一條 この法律の目的は、漁船につき、不慮の事故によつて生じた損害を補償して、その復旧を容易にし、もつて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

第二章 漁船損害補償は、漁船保険組合が行う漁船保険事業及び政府が行う再保險事業により行う。
(定義)
第三條 この法律において「漁船保険」とは、保險の目的たる漁船漁船法(昭和二十五年法律第七十

八号)第二條第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいう。につき、滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する相互保険をいう。

2 漁船保険は、特殊保険及び普通保険とし、「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるものによる事故(以下「特殊保険事故」という。)を保障事故とする保険をい、「普通保険」とは、特殊保険事故以外の事故(以下「普通保険事故」という。)を保障事故とする保険をいう。

第二章 漁船保険組合

第一節 通則

(目的) 第四條 漁船保険組合(以下「組合」という。)は、組合員の所有する漁船につき、漁船保険事業を行うことを目的とする。

(組合の人格) 第五條 組合は、法人とする。

(組合の住所) 第六條 組合の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(組合の種類及び区域) 第七條 組合は、地域組合及び業態組合とする。

2 地域組合の区域は、都道府県の区域とする。但し、北海道及び兵庫県の区域において設立されるものについては、省令で特別の定をすることができる。

3 業態組合とは、政令で定める特定の漁業に従事する特定の漁船のみを保障の目的とする組合をいう。

(組合の名称) 第八條 組合の名称中には、「漁船

保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に、「漁船保険組合」という文字を用いてはならない。

(登記) 第九條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(組合の事業年度) 第十條 組合の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(非課税) 第十一條 組合がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

第十二條 この法律による漁船損害補償に關する書類には、印紙税を課さない。

第二節 設立

(発起人) 第十三條 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

(設立準備会) 第十四條 発起人は、あらかじめ組合の区域及び組合員たる資格に關する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第十五條 設立準備会においては、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の中から定款の作成に當るべき者(以下「定款作成委員」という。)を

選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款作成委員は、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意をもつて決する。

第十六條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

3 定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

4 創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、区域及び組合員たる資格に關する規定については、この限りでない。

5 創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

7 創立總會については、第二十八條、第二十九條第二項及び第三項並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六條(表決権のない場合)の規定を適用する。

(設立の認可の申請) 第十七條 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく定款及び事業計画書を農林大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、農林大臣の要求があつたときは、設立に關する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可) 第十八條 農林大臣は、前條第一項の申請があつた場合において、左の各号の一に該當せず、且つ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基いてする行政庁の処分と違反するときは。

二 定款又は事業計画のうち、主要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

2 農林大臣は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく発起人に対してその旨を書面で通知しなければならない。

(理事への事務の引渡) 第十九條 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期) 第二十條 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款に記載すべき事項) 第二十一條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所所在地

五 事業

六 保険の目的及び保険料率

七 準備金の積立及び管理の方法に關する規定

八 剰余金の処分及び不足金の処理に關する規定

九 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に關する規定

十 事業の執行に關する規定

十一 役員の数、職務の分担及び選任に關する規定

十二 公告の方法

十三 存立の期間又は解散の事由を定めるときは、その期間又は事由

第三節 組合員

(組合員たる資格) 第二十二條 組合員たる資格を有する者は、保険の目的たるべき漁船の所有者で、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。

(組合員たる地位) 第二十三條 設立当時の組合員は、組合の定款で定める期間内に保険料の支拂をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

いては、組合の定款で別段の定章をすることができる。

- 一 保険関係の全部の消滅
- 二 組合員たる資格の喪失
- 三 死亡又は解散
- 四 破産
- 五 除名

(保険の目的の譲受人等)

第二十五條 保険の目的たる漁船の譲受人が、第三十三條第一項の規定により当該漁船につき組合員の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。但し、組合が、同條第二項の規定により承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第三十三條第三項の規定による保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

(除名)

第二十六條 除名の事由は、定款で定める。

2 除名は、總會の決議によつて行ふものとする。この場合において、組合は、その總會の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならぬ。

3 除名については、第六十九條第一項の規定を準用する。

4 除名は、除名した組合員に対してその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退の効果)

第二十七條 組合員が第二十四條第一項及び同條第二項第二号から第五号までの規定により脱退したときは、第二十五條の規定に該當す

る場合の外は、保険関係は、消滅する。

2 組合員は、組合を脱退したときでも、脱退の日の属する事業年度の追徴金及び保険金額の削減に関する事項は、その義務を免れることができない。

(議決権)

第二十八條 組合員は、各々一箇の議決権を有する。

第二十九條 組合員は、定款の定めるところにより、第六十二條第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

3 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならぬ。

第四節 漁船保険事業

(保険の目的)

第三十條 保険の目的たるべき漁船は、総トン数千トン未満の漁船とし、業態組合にあつては政令で定める漁業に従事する漁船であつて政令で定める総トン数以上のもの、地域組合にあつては業態組合の保険の目的となつていない漁船とする。但し、地域組合にあつては、業態組合の保険の目的となつていない漁船であつても、水産業協同組合以外の法人で常時使用する従業員の数が三百人以上で、且つ、使用漁船の合計総トン数が三百トン以上のものが所有する政令で定める総トン数以上の漁船については、定款で別段の定をした場合の外は、保険の目的とすることができない。

2 漁具は、定款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに保険の目的とすることができる。

3 前項の規定により漁具を保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船、漁具を含む。」と読み替へるものとする。

(保険引受の拒否の制限)

第三十一條 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から、保険の申込があつたときは、これに對して正当の事由がなければ、保険の引受を拒むことができない。

(付保の義務等)

第三十二條 漁業協同組合の地区内にその住所を有し且つ政令で指定する漁船を所有する者(以下本條において「指定漁船の所有者」という。)の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により指定漁船の所有者はすべてその所有する当該漁船の全部につき普通保険に付すべきことにつき同意をしたときは、指定漁船の所有者のすべての者(同意があつた後指定漁船の所有者となつた者を含む)は、その所有する当該漁船の全部につき、普通保険に付さなければならぬ。

2 前項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区を区域内に含む市町村(地方自治法昭和二十二年法律第四号第百五十五條第二項の法に於ては「区」又は特別区)以下「市町村」という)の長にその旨を通知するものとし、その通知を受けた市町村の長は、その旨及び前項の規定の適用を受ける地区を公示しなければならぬ。

3 第一項の規定による同意があつたときは、その代表者は、当該地区の漁業協同組合に対し、その同意を証する書面を添えて、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船の所有者が組合に支拂うべき保険料を集收してその者に代り組合に拂い込む事業を行ふべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、その申出に係る事業を行わなければならない。

4 前項の規定による事業を行う漁業協同組合は、当該漁業協同組合の組合員からその所有する第一項の政令で指定する漁船以外の漁船で保険の目的たるべきものにつき普通保険に付することに關し前項と同様の申出があつたときは、正当な事由がある場合の外は、当該漁船について、前項の事業を行わなければならない。

5 第三項の規定による事業を行う漁業協同組合は、その組合員以外の者であつてその地区内に住所を有する者の所有する漁船に係る普通保険についても、第三項の事業を行うことができる。

6 第一項の規定により漁船を普通保険に付する場合における保険金額並びに第四項及び前項の規定の適用を受くべき漁船の普通保険の保険金額は、政令で定める金額を下るものであつてはならない。

7 組合は、第三項の事業を行う漁業協同組合に対し、その事務費として、政令で定める金額を交付しなければならない。

8 第一項から第五項までの規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(保険の目的の譲渡)

第三十三條 保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、保険関係に関する譲渡人の有する権利義務を承継することができる。

2 組合は、正当な事由があるときは、前項の通知を受けた後直ちにその旨を譲受人に通知して、前項の権利義務の承継を拒むことができる。

3 前二項の規定は、保険の目的たる漁船につき、相続その他の包括承継があつた場合に準用する。

(組合のてん補責任)

第三十四條 組合は、保険の目的たる漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の事故及びてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、政令で定める。

(保険関係の成立等)

第三十五條 保険関係は、組合が保険料を受け取つた時に成立する。

2 組合の損害をてん補する責任は、定款で別段の定をした場合の外は、保険関係が成立した日の翌日から始まる。

(保険期間)

第三十六條 保険期間は、一年とする。但し、組合は、省令の定めるところにより、定款で別段の定をすることができる。

(保険証券の交付及び記載事項)

第三十七條 組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

2 保険証券に記載すべき事項は、省令で定める。

(危険の消滅)

第三十八條 組合は、保険の目的たる漁船につき、保険期間中その負

担した危険が消滅したときは、定款の定めるところにより、保険料の一部を組合員に拂戻すことができる。

2 前項の規定によつて保険料の拂戻をする場合及び拂戻をする額の制限は、政令で定める。

(追徴金) 第三十九条 組合は、定款の定めるところにより、追徴金を支拂わせることができる。

2 前項の追徴金に関する制限は、省令で定める。

(相殺できない場合) 第四十条 組合員は、組合に支拂うべき保険料及び追徴金につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(保険金額の削減) 第四十一条 組合は、保険金額の支拂に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、保険金額を削減することができる。

2 組合が前項の規定によつて保険金額を削減する場合であっても、そのてん補する額は、政府から支拂を受けた再保険金額を下つてはならない。

(損害防止軽減の義務) 第四十二条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、損害の防止及び軽減に努めなければならない。

このために必要又は有益であつた費用は、省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(組合員の通知義務) 第四十三条 組合員は、保険の目的たる漁船につき、組合のてん補すべき損害が発生したときは、定款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通告しなければならない。

第四十四条 組合員は、定款の定めるところにより、保険の目的たる漁船の構造、設備、漁業の種類等につき、重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ組合に通知しなければならない。

2 保険の目的たる漁船の危険が、その構造、設備、漁業の種類等の重大な変更により著しく増加する場合においては、組合は、組合員に対して、その変更を制限し、その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の保険の目的の調査等) 第四十五条 組合は、保険の目的たる漁船に関して、調査をし、又は組合員に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

(組合の免責事由) 第四十六条 左の場合には、組合は、てん補すべき額の全部又は一部につき、てん補する責を免れることができる。

1 保険の目的たる漁船につき、事故による損害が、法令に違反して航行又は操業した場合に生じたとき。

2 組合員が、保険の目的たる漁船につき、損害の防止又は軽減を怠つたとき。

3 組合員が、第四十三条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

4 組合員が、第四十四条第一項の規定による通知を怠り、又は同條第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

5 組合員が、前條の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

第四十七條 組合は、組合員の故意又は重大な過失によつて生じた損害及び船長その他漁船を指揮する者の故意によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十八條 組合は、保険の目的たる漁船が法令に違反して使用されたために法令に基いてなされた処分によつて生じた損害をてん補する責を負わない。

第四十九條 組合は、特殊保険の引受をした場合であつても、捕獲、拿捕又は抑留によつて生じた損害は、特約がなければ、てん補する責を負わない。

(委付の原因) 第五十条 左の場合には、組合員は、保険の目的たる漁船を組合に委付して保険金額の全部を請求することができる。

1 漁船が沈没したとき。

2 漁船の行方が知れなくなつたとき。

3 漁船が修繕することができなくなつたとき。

4 漁船が捕獲、拿捕又は抑留され、三十日間解放されなかつたとき。

2 前項第三号の規定に該当する場合については、省令で定める。

(責任準備金の積立) 第五十一条 組合は、毎事業年度の終において存する漁船保険につき、省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立) 第五十二条 組合は、不足金の補てんに備へるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

(剰余金の分配) 第五十三条 組合は、定款の定めるところにより、組合員が拂い込んだ保険料の額に比例して、剰余金の分配をすることができる。

(商法の準用) 第五十四条 組合の漁船保険については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百三十一條から第六百三十九條まで、第六百四十二條から第六百四十六條まで、第六百五十九條、第六百六十一條から第六百六十三條まで(損害保険の総則)、第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第八百四十一條まで(保険委付)の規定を準用する。

この場合において、第六百六十三條中「保険料支拂ノ義務」とあるのは「保険料支拂ノ義務及び追徴金支拂ノ義務」と、第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」及び第八百三十六條第一項中「三ヶ月」とあるのは「省令ヲ以テ定ムル期間」と、第八百三十六條第二項中「第一第八百三十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害賠償法第五十條第一項第一号及び第二号」と読み替へるものとする。

第五節 管理

(役員の数及び選任) 第五十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、總會において選任する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選任する。

4 組合の理事の定数の少くとも五分の三は、組合員でなければならぬ。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の

数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た者でなければならぬ。

(役員任期) 第五十六条 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の任期を定めたときは、その期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員兼職禁止) 第五十七条 理事は、監事又は組合の職員と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止) 第五十八条 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(總會の招集) 第五十九条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。

第六十条 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に、臨時總會を招集しなければならない。

第六十一条 理事の職務を行つた場合において、理事が正当な事由がないのに總會の招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集

昭和二十七年三月二十七日 參議院會議録第二十五号(その一) 漁船損害賠償法案外二件

しなければならない。
(組合員に対する通知又は催告)
第六十二條 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。
3 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)
第六十三條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に備えて置き、且つ、省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができ、
(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)
第六十四條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所において置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができ、
3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。
(役員解職の請求)
第六十五條 組合員は、総組合員の

五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員解職を請求することができる。
2 前項の規定による解職の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款の違反を理由として解職を請求する場合、この限りでない。
3 第一項の規定による解職の請求は、解職の理由を記載した書面を組合に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解職の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に附さなければならない。この場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。
5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

(役員に関する民法の準用)
第六十六條 理事については、民法第四十四條第一項(法人の損害賠償債)、第五十二條第二項(理事の業務執行)及び第五十三條から第五十六條まで(理事の代表権等)の規定を、監事については、第五十九條(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六條中「裁判所」とあるのは、「農林大臣」と読み替へるものとす。

(総会の議決事項)
第六十七條 左の事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更

二 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
(総会の議事)
第六十八條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
2 議長は、総会において選任する。
3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(定款の変更)
第六十九條 定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。
2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
3 前項の認可については、第十八條の規定を準用する。
4 農林大臣は、特殊保険の保険料率についての定款の変更を命ずることができ、
5 前項の規定による定款変更の命令があつた場合には、第六十七條及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その命令により、定款変更の効力を生ずるものとす。

(総会に関する民法の準用)
第七十條 総会については、民法第六十四條(総会の決議事項)及び第六十六條(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「漁船損害補償法第六十二條第三項」と読み替へるものとす。

(総代会)
第七十一條 組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
2 総代会は、組合員でなければならない。
3 総代会の定数は、十五人以上でなければならない。
4 総代会は、定款の定めるところにより選任する。但し、設立当時の総代会は、創立総会において選任する。
5 総代会の選挙は、無記名投票によつて行ふ。
6 投票は、一人につき一票とする。

7 組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合が組合員に対してする通知は、第六十二條第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域に包括される市町村の事務所の掲示場、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。
8 前項の掲示は、選挙の期日の少くとも十日前までにしなければならない。
9 総代については、第五十六條及び第六十五條の規定を準用する。
10 総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、総代会においては、解散又は合併の議決をすることができない。

(参事及び会計主任)
第七十二條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。
2 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によつて決する。
3 参事については、商法第三十八條第一項及び第三項(支配人の代理権)、第三十九條(共同支配人)、第四十一條(支配人の義務)並びに第四十二條(表見支配人)の規定を準用する。
第七十三條 組合員又は総代会は、総組合員又は総総代の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。
3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しなければならない。
4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。
(退職手当)
第七十四條 組合は、その常勤する有給の役員又は職員は退職手当について、定款で必要な定めをしなければならない。

第六節 解散及び清算
(解散事由)
第七十五條 組合は、左の事由によつて解散する。
一 定款に定める存立の期間の満了又は解散事由の発生
二 総会の決議
三 組合の合併
四 破産
五 第一百十一條第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議については、第六十九條第一項の規定を準用する。
 3 解散の決議は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、第一項の事由による外、組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満になつたことによつて解散する。
 5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならぬ。

(解散の効果)
 第七十六條 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、保険関係は、終了する。
 2 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を拂ひ戻さなければならぬ。

(合併の手続)
 第七十七條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならぬ。この場合には、第六十九條第一項の規定を準用する。
 2 合併は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 3 前項の場合には、第十八條の規定を準用する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)
 第七十八條 組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

(債権者の異議)
 第七十九條 組合は、前條の期間内に債権者に対して異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権

者には、各別にこれを催告しなければならない。
 2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。
 3 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。
 4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又は債権者が弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。

(新設合併の手続)
 第八十條 合併によつて組合を設立するには、各組合の總會において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならぬ。
 2 前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員の中からしなければならない。但し、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第五十五條第四項本文の規定を準用する。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第六十九條第一項の規定を準用する。
 (合併の時期)
 第八十一條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第九十四條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)
 第八十二條 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行ふ事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第八十三條 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。
 (清算事務)
 第八十四條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第八十五條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。
 第八十六條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
 第八十七條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條(清算人)、第七十五條(裁判所に由る清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(二)準用規定)、第百三十五條(二十五)第五項及び第三項(意見の聴取等)、第百三十六條(管轄裁判所)、第百三

十七條(清算人の選任又は解任の裁判)及び第百三十八條(清算人不適格者の規定)を準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條とあるのは」漁船損害補償法第八十三條」と読み替へるものとする。
 第七節 登記
 (設立の登記)
 第八十八條 組合は、設立の認可があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。
 2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。
 一 第二十一條第一項第一号から第三号まで、第五号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
 二 事務所
 三 役員の名及び住所
 3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所新設の登記)
 第八十九條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地において二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所所在地を管轄する登記所の管轄区域内において、新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すればよい。

(事務所移転の登記)
 第九十條 組合が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第八十八條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第八十八條第二項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすればよい。
 (設立登記事項の変更の登記)
 第九十一條 第八十八條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

(参事の登記)
 第九十二條 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、これを置いた事務所の所在地において、参事の名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の變更及び参事の代理権の消滅についても、同様である。

(解散の登記)
 第九十三條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

三五一

(合併の登記)

第九十四條 組合が合併したときは、主たる事務所所在地において二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併によつて消滅する組合については解散の登記、合併によつて設立した組合については第八十八條第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第九十五條 清算人は、その就職の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の規定により登記した事項の変更の登記については、第九十一條の規定を準用する。

(清算終了の登記)

第九十六條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第九十七條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が、管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第九十八條 組合の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第七十九條第一項の規定による公告及び催告をしたこと、並びに異議を述べた債権者があるときは、これに對して弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面を添附しなければならない。

第九十九條 第八十八條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

(事務所新設、移転及び設立の登記事項変更の登記の申請)

第一百條 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第八十八條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請については、第九十八條第一項及び第三項の規定を準用する。

(参事の登記の申請)

第一百一條 参事の選任、第九十二條の規定により登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅の登記は、理事の申請によつてする。

2 前項の登記のうち、参事の選任の登記の申請書には、参事の選任を証する書面及び教人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書には、その事項を証する書面を添附しなければならない。

(解散の登記の申請)

第一百二條 第九十三條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その嘱托によつてする。

第一百三條 第九十四條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅した組合の理事の申請によつてする。

(清算人の登記の申請)

第一百四條 第九十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十五條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第一百五條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第一百六條 登記すべき事項で農林大臣の認可を要するものは、その認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

定する場合を除いて清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

3 農林大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その嘱托によつてする。

第一百三條 第九十四條の規定による解散の登記は、合併によつて消滅した組合の理事の申請によつてする。

(清算人の登記の申請)

第一百四條 第九十五條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十五條第二項の規定による登記は、清算人の申請によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第一百五條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第八十六條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記の期間の計算)

第一百六條 登記すべき事項で農林大臣の認可を要するものは、その認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

(登記事項の公告)

第一百七條 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第一百八條 組合の登記については、非訟事件手続法第三十九條ノ二、第四十一條から第五十一條ノ六まで及び第五十四條から第七十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴取) 第九九條 農林大臣は、組合の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

において、遅滞なく公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用) 第一百八條 組合の登記については、非訟事件手続法第三十九條ノ二、第四十一條から第五十一條ノ六まで及び第五十四條から第七十七條まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

第八節 監督

(業務又は財産状況の報告の徴取) 第九九條 農林大臣は、組合の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

(業務又は会計状況の検査) 第一百十條 組合員又は総代が、総組合員又は総總代の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反する疑があるときは、理由として検査を請求し得る。

農林大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反する疑があると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第一百十一條 農林大臣は、第九九條の規定により報告を徴した場合又は前條の規定により検査を行った場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政

の処分若しくは定款に違反する

と認めるときは、その組合に對して、役員、理事、事業の停止、定款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

(議決、選擧又は當選の取消)

第一百十二條 組合員又は總代が、総組合員又は總總代の十分の一以上の同意を得て、總會又は總會の招集手続、議決の方法又は選擧が法令、法令に基いてする行政の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選擧若しくは當選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選擧若しくは當選の取消を請求した場合において、農林大臣はその違反の事実があると認めるときは、當該議決又は選擧若しくは當選を取り消すことができる。

(権限の委任)

第一百十三條 この章中に規定する農林大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第三章 政府の再保險事業

(再保險者)

第一百十四條 政府は、組合が漁船保險事業によつてその組合員に對して負う保險責任を再保險するものとする。

(再保險關係の成立)

第一百十五條 組合とその組合員との間に保險關係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に再保險關係が成立するものとする。

(再保険金額)
第百十六條 再保険金額は、保険金額の百分の九十とする。

(再保険料率)
第百十七條 再保険料率は、組合が農林大臣の認可を受けて定めた純保険料率と同率とする。

(危険の消滅)
第百十八條 政府は、組合が第三十八條の規定により保険料の拂戻をしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を拂戻すことができる。

(保険引受の通知)
第百十九條 組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、政令の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を農林大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(保険事故発生時の通知)
第百二十條 組合は、保険事故が発生したと認めるときは、政令の定めるところにより、遅滞なくその旨を農林大臣に通知しなければならない。

(再保険の免責)
第百二十一條 左の場合には、政府は、政令の定めるところにより、再保険金額の全部又は一部につき、その支拂の責を免かれることができる。

一 組合が法令又は定款に違反しててん補したとき。

二 組合がてん補額を不当に認定しててん補したとき。

三 組合が不正の目的をもつて前二條の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(委任等による政府の取得権利)
第百二十二條 組合は、政令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利の行使又は処分に関する事項を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

2 農林大臣が、前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額を支拂うものとする。

3 前項の規定により再保険金額の支拂を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分に必要な費用を控除した残額のうち再保険金額の保険金額に対する割合によつて算出した金額を、遅滞なく政府に還付しなければならない。

4 前三項の規定は、第五十四條の規定で準用する商法第六百六十一條及び第六百六十二條(保険代理)の規定によつて、組合が権利を取得した場合に準用する。

(政府を相手方とする訴の提起)
第百二十三條 組合が、再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴を提起するには、漁船再保険審査会の審査を経なければならない。

2 前項の審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(準用規定)
第百二十四條 政府の再保険については、商法第六百三十六條、第六百三十七條、第六百四十三條、第六百四十六條及び第六百六十三條(損害保険の総則)の規定を準用する。

(審査会の設置及び権限)
第百二十五條 農林省に漁船再保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第百二十三條の規定により、その権限に属させた事項を処理する。

(審査会の組織及び運営)
第百二十六條 審査会は、農林大臣の任命する左の委員をもつて組織する。

一 農林省の職員 三人

二 組合の役員 三人

三 学識経験者 三人

2 審査会に会長を置き、委員の互選した者をもつて充てる。

3 会長は、会務を処理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長が、あらかじめ委員のうちから指定した者が、その職務を代行する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に規定するものを除く外、審査会の委員、議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 漁船保険中央会

(設立の目的)
第百二十七條 組合は、漁船保険事業の健全な発達を図るため漁船保険中央会を設立することができる。

(中央会の数)
第百二十八條 漁船保険中央会(以下「中央会」という。)は、全国を通じて一箇とする。

(設立)
第百二十九條 中央会を設立するには、五以上の組合が发起人とならなければならない。

(定款に記載すべき事項)
第百三十條 中央会の定款には、第二十一條第一項第一号から第五号まで及び第九号から第十三号までの事項並びに経費の賦課に關する事項を記載しなければならない。

(会員の資格)
第百三十一條 中央会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

2 会員たる資格を有する者が中央会に加入しようとするときは、中央会は、正当な事由がないにその加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(事業)
第百三十二條 中央会は、定款の定めるところにより、左の事業を行うものとする。

一 保険料率の算出

二 損害の発生予防及び防止に關する事項の調査及び指導

三 会員たる組合の委託によつてする保険引受のための漁船の調査及び保険の目的たる漁船に關しての損害の調査

四 漁船保険の普及宣伝

五 会員たる組合の職員指導及び福利厚生

六 その他漁船保険事業の健全な発達を図るための調査及び指導

七 前各号の事業に附帯する事業

(保険料率)
第百三十三條 中央会は、定款の定めるところにより、会員たる組合に対して保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2 中央会が算出する保険料率は、組合の保険事業の健全な発達を図るための合理的且つ妥當なものになければならず、又不当に差別的なものであつてはならず、且つ、会員たる組合を拘束するものであつてはならない。

3 会員たる組合は、その保険料率についての定款の変更につき農林大臣の認可を受けようとする場合においては、單獨に、直接に、且つ、自己のためにこれをしなければならない。

4 中央会は、保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならない。

5 会員たる組合は、中央会に対して前項の表及び資料の閲覧を求め、又はその表の写の交付を求めることができる。

(建議等)
第百三十四條 中央会は、漁船損害補償に關する重要事項につき、農林大臣の諮問に應じて答申する。

2 中央会は、漁船損害補償に關する重要事項について、關係行政庁に建議することができる。

(経費の賦課)
第百三十五條 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

(役員の数及び選挙)
第百三十六條 中央会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、十人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、總會において選挙する。但し、設立当時の役員は、創立總會において選挙する。

4 役員選挙は、無記名投票によつて行ふ。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 中央会の理事の定数の少くとも五分の三は、会員たる組合の役員又は参事でない者から選出する。但

し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合の役員又は参事でないべからぬ。

(総会の議決事項)
第三百三十七條 左の事項は、総会の議決を経なければならぬ。
一 定款の変更
二 毎事業年度の事業計画の設定又は変更
三 経費の賦課及び徴収の方法
四 毎事業年度内における借入金
の最高限度
五 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び收支決算書
(準用規定)
第三百三十八條 中央会の人格等に関する事項については、第五條、第六條及び第八條から第十二條までの規定を準用する。

2 中央会の設立に関する事項については、第十四條から第二十條まで、第二十一條第二項及び第二十九條第一項の規定を準用する。この場合において、第十五條第二項中「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは、「五組合以上」と、第十六條第六項、第二十九條第一項及び第十六條第七項の規定で準用する第二十九條第二項中「議決権」とあるのは、「議決権又は選挙権」と読み替へるものとする。

3 中央会の役員に関する事項については、第二十四條第一項及び第二十二條第三号から第五号まで、第二十六條、第二十七條第二項、第二十八條及び第二十九條の規定を準用する。この場合において、第二十四條第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは、「解散」と、第二十七條第二項中「追徴金又は保険

金額の削減」とあるのは、「賦課金」と読み替へるものとする。
4 中央会の管理に関する事項については、第五十六條から第六十六條まで、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで、第七十條及び第七十四條の規定を準用する。この場合において、第六十四條第一項中「損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理事案」とあるのは、「收支決算書」と読み替へるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第七十五條第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同條第二項から第五項まで並びに第八十三條から第八十七條までの規定を準用する。この場合において、第七十五條第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは、組合員が十五組合未満」と、第八十三條中「合併及び破産」とあるのは、「破産」と読み替へるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第八十八條から第九十一條まで、第九十三條、第九十五條から第九十七條まで、第九十八條第一項及び第二項、第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第一百一條並びに第一百四條から第八八條までの規定を準用する。この場合において、第九十三條中「合併及び破産」とあるのは、「破産」と、第九十七條第二項中「漁船保険組合登記簿」とあるのは、「漁船保険中央会登記簿」と読み替へるものとする。

7 中央会の監督に関する事項については、第九九條から第一百二條までの規定を準用する。

第五章 保険料の負担及び補助金の交付
(保険料の負担)
第三百二十九條 国庫は、第三十二條第一項の規定により保険に付した漁船及び政令で定める漁船についての同條第六項の政令で定める金額に相当する保険金額に対する純保険料の百分の五十を負担する。
2 前項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が政府に支拂すべき再保険料の一部に充て、漁船再保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。
(漁業協同組合事務費交付金の補助)
第四百一十一條 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第三十二條第七項の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。
(組合事務費補助金)
第四百一十二條 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。
(再保険事業に関する事務費の繰入)

第四百一十三條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第六章 罰則
第四百一十四條 第九九條(第三百二十八條第七項)において準用する場合及び第九十三條の規定により委任した場合を含む。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十條(第三百二十八條第七項)の規定において準用する場合及び第九十三條の規定により委任した場合を含む。の規定により検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二千万の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科す。但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相、当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。
第四百一十五條 左の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を一百万以下の過料に処する。
一 この法律の規定により農林大臣の認可を受けなければならない場合にその認可を受けなかつたとき。
二 この法律による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。
三 組合又は中央会がその目的でない事業をしたとき。

九 第六十三條第一項又は第六十四條第一項(これらの規定を第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第六十三條第二項若しくは第六十四條第二項(これらの規定を第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。の規定による閲覧を拒んだとき。
第十 第七十八條又は第七十九條第一項若しくは第四項の規定に違反して組合の合併をしたとき。
第十一 第八十四條又は第八十六條(これらの規定を第三百三十八條第五項において準用する場合を含む。に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
第十二 第八十五條(第三百三十八條第五項において準用する場合を

第四百一十六條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第四百一十七條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第四百一十八條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第四百一十九條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

第四百二十條 政府は、再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

含む。の規定に違反して財産を分配したとき。

第十三 第八十七條(第三百二十八條第五項において準用する場合を含む。以下本條において同じ。)

第十四 第八十七條において準用する民法第七十九條第一項の規定に違反してその公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

第十五 第八十七條において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第十六 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第十七 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第十八 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第十九 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十一 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十二 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十三 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十四 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十五 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

第二十六 第八十七條第二項(第三百三十八條第一項において準用する場合を含む。)

律第 号。以下「新法」という。の施行の際現に存するものについては、前條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

2 旧組合であつて新法の施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)

3 前項の旧組合の定款の変更は、旧法の規定にかかわらず、総組合員の二分の一以上、且つ、総組合員のうち組織変更後の新組合の組合員たる資格を有する者の半数以上が出席した總會において、出席した組合員の二分の一以上、且つ、出席した組合員のうち組織変更後の新組合の組合員となる資格を有する者の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 旧組合が組織変更により新組合となる場合には、区域を変更することができない。

5 旧組合が第三條の規定により定款変更の議決をしたときは、遅滞なく農林大臣に新定款を提出して組織変更の認可を申請しなければならない。

6 前項の申請に係る認可については、新法第十八條の規定を準用する。

7 旧組合は、組織変更の認可があつた日から二週間以内、主に

たる事務所の所在地において組織変更の登記をしなければならない。

8 前項の登記には、新法第八十八條第二項の事項を掲げなければならない。

9 旧組合は、第一項の登記をすることによつて新組合となる。

10 第一項の登記については、新法第八十八條第三項、第九十八條第一項及び第九十九條の規定を準用する。

11 第一項の登記の申請書には、定款及び組織変更に関する總會の議事録を添附しなければならない。

12 第一項の登記の申請書には、その旧組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その旧組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

13 旧組合の主たる事務所の所在地で第一項の登記をしたときは、登記官は、職権でその旧組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

14 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

15 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

16 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

17 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

18 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

19 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

20 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

21 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

22 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

23 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

24 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

25 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

26 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

27 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

28 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

29 旧組合の主たる事務所の所在地以外の地で第一項の登記をしたときは、登記官は、その旧組合の主たる事務所の所在地の登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

(新組合が承継した旧保険関係の効力等)

第七條 旧法の規定による保険関係及び再保険関係であつて第三條の規定により新組合となつたものが旧組合から承継したこれらの保険関係及び再保険関係については、第一條の規定にかかわらず、旧法の規定は、なおその効力を有する。

第八條 新法の施行前に成立した保険関係及び再保険関係であつて新法の施行の際現に存するもの及び新法の施行後に旧法の規定により成立した保険関係及び再保険関係(新組合が旧組合から承継したものを含む。)

第九條 新法第三十二條第一項の規定により普通保険に付されることとなつた漁船又は政令で定める漁船であつて普通保険に付されることとなつた漁船が旧法の規定による保険の目的となつてゐる場合において、当該漁船が新法の規定により普通保険に付されたときは、その時に旧法の規定による保険関係(旧法第十七條第二項の特約による保険の保険関係を除く。)

第十條 旧法の規定による保険関係は、消滅する。この場合において、旧法の規定による保険関係に係る保険料の拂戻その他必要な事項は、政令で定める。

(漁船保険組合補助)

第十條 旧組合で組織変更により新組合となつたものについての新法第四十二條の規定の適用については、当該旧組合は、新法の施行の日以前に新組合となつたものとみなす。

(旧組合員が新組合の組合員たる資格を失つた場合等)

第十一條 旧組合が組織変更により新組合となつた場合に、その旧組合の保険の目的たる漁船がその新組合の保険の目的たるべき漁船に該当しなくなつたときで、当該漁船につき当該保険期間満了の時まで、その保険関係は存続するものとし、且つ、当該漁船の所有者は新組合の組合員たるものとする。

(役員任期)

第十二條 旧組合が新組合となつたときの理事及び監事の任期は、次の事業年度における通常總會(新組合が總會に代るべき總會を設けた場合には通常總會)の終了の時までとする。但し、その時までに任期の満了その他の事由により退任したものについては、この限りでない。

第十三條 旧組合が新組合となつたときの総代の任期に準用する。

(旧法の罰則の規定の効力)

第十四條 この法律の施行前(第二條第一項及び第七條の規定)により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、第一條の規定にかかわらず、この法律の施行後(第二條第一項の旧組合及び同條同項並びに第七條の規定による保険関係及び再保険関係についてはそれらの規定により効力を有する旧法の失効後)も、なお従前の例による。

(委任規定)

第十四條 この法律に規定するものの外、新法施行に關して必要な事項は、政令で定める。

漁船損害補償法施行法案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十七年三月二十五日
衆議院議長 林 讓治

參議院議長 佐藤尚武殿
漁船損害補償法施行法
(漁船保険法の廃止)

第一條 漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)は、廃止する。
(旧組合)

第二條 漁船保険法(以下「旧法」という。)

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十五号)の二(一) 漁船損害補償法案外二件

昭和二十七年三月二十七日 參議院會議第二十五号(その一)

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号その(一) 漁船損害補償法案外二件

(事業者団体法の一部改正)

第十五條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)」を「漁船損害補償法(昭和二十七年法律第...号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十六條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三百八十八号)の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

十 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第...号) 第四章

(所得税法の一部改正)

第十七條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十二号中「漁船保険組合」の次に「漁船損害補償法」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條中「漁船保険組合」の次に「漁船損害補償法」を加える。

(水産庁設置法の一部改正)

第十九條 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

二十七年法律第...号(二)に、同條第二項中「漁船保険審査会」を「漁船損害補償審査会」に、「漁船保険法」を「漁船損害補償法」に改める。
附則
この法律は、新法施行の日から施行する。
「審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載」
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
昭和二十七年二月十二日
参議院議長 佐藤尚武 林 讓治

「木下辰雄君登壇、拍手」
○木下辰雄君 只今議題となりました漁船損害補償法案及び漁船損害補償法施行法案の水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
先ず提案理由と法案の内容について申し上げます。
「審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載」
ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
昭和二十七年二月十二日
参議院議長 佐藤尚武 林 讓治

の要なる漁業者には、農業における農業災害補償制度と同様な社会保険的性格を持つ制度の必要を認め、第十国会以来、参事院の水産委員会が政府及び業者と共同いたしまして研究いたしました結果、漁船の相互保険を、国の財政的援助の下に、漁民の保険料の負担を軽くし、誰でも簡易に利用することができるような制度にしようとするのであります。これがこの法律案の提案の理由であります。
次にこの法律案の内容を申し上げます。
まずその骨子は、各地方の漁船保険組合が行う漁船相互保険に對して政府が再保険をなし、その事業費を国庫が負担又は補助すると共に、一定の漁船について義務加入制を設け、保険料の一部を国庫が負担するというのであります。
第一に漁船保険組合であります。この組合は現行制度と同様に漁船の所有者を以て組織いたしまして、組合員の所有する漁船の目的たる漁船につき相互保険としての損害補償事業を行うのであります。それで、この漁船保険組合を業態組合と地域組合との二種といたし、業態組合は特定の漁業に従事する大型漁船のみを保障の目的といたしまして、その所有者を以て組合員とするのであります。地域組合は、業態組合を保障の目的となつていない漁船を保障の原則として都道府県の区域を区域として、国の財政援助は主としてこれに注がれることになつております。而して漁船保険の行う保険は普通保険と特殊保険との二種とし、そのおのおのの内容は現行の漁船保険と同様であります。

組合の区域内に住所を有する一定の漁船を所有する者の三分の二以上の同意があつたときは、これらの者のすべてがその所有する一定漁船の全部につき普通保険に付する義務を有することになるものであります。この一定漁船というものは、昭和二十七年年度におきましては、取りあはず総トン数二十トン未満のもののうちで義務加入に適當なるものを政令で定めることになつております。
第三は政府の再保険であります。これは殆んど現行漁船保険制度と同様であります。
第四に保険料等の国庫負担であります。先ず義務加入をする地区に住所を有する者の所有する総トン数二十トン未満の漁船で、保険価額の半額以上の保険金額を普通保険に付したときは、国庫はその保険価額の半額に相當する保険金額に對する純保険料の二分の一を負担することになつております。而してこれらの義務加入等の漁船について、漁業協同組合が保険料を取立てて、その組合員に代つて漁船保険組合に拂込をいたしましたときは、これに對して漁船保険組合は漁業協同組合に一定の事務費を交付するのであります。国庫はその一部を補助することになつております。又政府の再保険については附加再保険料を徴せず、その業務取扱費はその金額を国庫が負担するのほかに、漁船保険組合に對してもその事務費に相當大幅の補助が行われることになりまして、昭和二十六年度に比較いたしますとその約八倍の補助金が交付されることになつております。
第五に、新たに、漁船保険組合は、漁船保険事業の健全なる発達を図るために、全国に一つの漁船保険中央会を設定することができるようにした。

であります。次に漁船損害補償法施行法案につきまして申し上げます。

現行漁船保険法を廃止して漁船損害補償法を施行することにつき必要な経過措置等を規定してあるのであります。即ち漁船保険法に基く漁船保険組合は、漁船損害補償法の施行後八ヶ月以内にその定款を変更して、漁船損害補償法に基いた組合を作り、旧組合の権利義務を継承することができるのであります。而して旧組合が若し八ヶ月以内にこの措置をとらなかつたときは解散することになつております。

以上が両法案の概要であります。次に水産委員会における審議の経過を申し上げます。

この法案は前にも述べました通り第十国会以来すでに衆参両院水産委員会に研究をいたし立案したものであります。そのから、調査研究は十分になされておるのであります。更に本国会におきましては予備審査をいたし、更に衆議院が可決いたしましたので送付いたしました。参りしましたものを三月二十六日の委員会で慎重審議をいたしました。これは速記録によつて御了承願いたいと思つております。その主なる事項を一つ申し上げます。即ち秋山委員から、第一に、特殊保険の再保険に關し、百十六條には再保険金額は保険金額の百分の九十とするよう定められてあるが、戦争、変乱その他国際關係の不調和によつて漁船が襲撃、拿捕、抑留せられることは、むしろ國家の外交責任に關するものと思はれるから、全額再保険にするよう近い機会に実行されたい。

第三は、保険料の国庫負担については、本法では漁船の保険価額の半額の純保険料の二分の一とされているが、これは保険価額の半額以上を保険にかけた場合でもその二分の一を国庫が負担すべきであるというように将来改めたいというふうな要望がありました。これに對して提案者側も政府當局も協力して実現に努力する旨が述べられました。

然る後、質疑を打切り、討論に入りましたところ、松浦委員から、本法案に賛成するが、左の点について最も近い将来に実現するよう要望されました。即ち第一は、中央会の経費は單に組合の賦課金のみによらず、その責任の重大性に鑑み、政府の補助の途を開くこと。

第二に、異常災害、拿捕による特殊保険については特別の措置を講ずること。第三に、水産業協同組合の責任も重大であるから、その育成強化を図る方策を講ずること。

第四に、保険組合の再建整備、財政援助を政府において速かに講ずることなどあります。その他、秋山、玉柳両委員からも同様の要望がありました。討論を打切り、採決の結果、両法案とも全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く水産關係諸命令の廃止に關する法律案の水産委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本法案の内容並びに提案の理由を申し上げます。これは、先に御印をみました日本國との平和條約の効力発生に當り、昭和二十年勅令第五百四十二号、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件を廃止する必要がある

ため、この勅令に基く命令につき、これが改廃等の措置を法律を以て行うものであります。

第一は漁業法の罰則の特例に關する勅令の廃止であります。これは母法たる旧漁業法の失効に伴いすでに實質的にはその機能を失つておりますので、今回の措置は單に形式的に整理するに過ぎないわけでありました。

第二は漁船の操業区域の制限に關する政令の廃止であります。これはいよいよゆるマツカサー・ラインの根拠法規として重要な意味を持つてゐることは御承知の通りであります。占領行政の終結に伴いこれを廃止するのであります。

次にこの法律の施行期日は日本國との平和條約の効力発生の日となつております。而して水産委員会におきましては、救回に亘り政府当局と質疑を重ね、慎重審議いたしましたところ、別に意見もなく、討論採決の結果、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
〔副議長退席、議長着席〕
○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第十二、所得税法の一部を改正する法律案、日程第十三、法人税法の一部を改正する法律案、日程第十四、相続税法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付) 日程第十五、物品税法の一部を改正する法律案、(衆議院提出) 日程第十六、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、日程第十七、一般會計の歳入の財源に充てるため米國対日援助物資等処理特別會計からする繰入金に關する法律案、日程第十八、財産税等収入金特別會計法を廃止する法律案、日程第十九、資金運用部預託金利率の特例に關する法律案、日程第二十、漁船再保険特別會計法の一部を改正する法律案、日程第二十一、漁船再保険特別會計に關する漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上十案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱す者あり〕
○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。大蔵委員長平沼瀧太郎君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕
所得税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月四日
衆議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武君

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律案
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項第一号及び第三号を次のように改める。

二 国債、地方債又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券につき利子の支拂を受けるとき

三 この法律の施行地にある營業所に預入された預金(貯金)その他これに準ずるものを含む。以下同じ)の利子又はこの法律の施行地にある營業所に信託された合同運用信託の利益の支拂を受けるとき

四 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配を受けるとき

五 この法律の施行地においてなした勤務又は役務の提供に因り俸給、給料、賞金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ)、恩給、賞與、退職給與若しくはこれらの性質を有する給與(年金、恩給、退職給與及びこれらの性質を有する給與について、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限る)又は役務の報酬の支拂を受けるとき

六 この法律の施行地において事業をなす者から工業所有權その他の技術に關する權利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの又は著作權(映画フィルムの上映權を含む)の使用料で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るもの支拂を受けるとき

七 この法律の施行地において事業をなす者に対する貸付金で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るもの利子の支拂を受けるとき
八 前各号に規定する場合の外、資産をこの法律の施行地にある

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

事業の用に供することに因りその対価として支拂を受ける所得その他のその源泉がこの法律の施行地にある所得で命令で定めるものを有するときは

同條第三項中「法人は、」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人は、」に、「利息の配当」を「利益若しくは利息の配当、剰余金の分配(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配を除く。)」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

国家公務員又は地方公務員で外国において勤務する者(日本の国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者を除く。))については、この法律の施行地に住所を有するものとみなして、この法律を適用する。

同條に次の一項を加える。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人は、左の各号に掲げる所得の支拂を受けるときは、この法律により、所得税を納める義務がある。

一 第二項第二号乃至第四号又は第六号乃至第八号に規定する所得

二 この法律の施行地にある不動産、当該不動産の上に存する権利又は採石法による採石権の貸付(地上権又は採石権の設定その他他人をして不動産又はこれらの権利を使用せしめる一切の場合を含む。))に因る所得

第一條第四項中「第三項」を「第四項及び第五項」に改める。

第五條の二第二項中「相続、遺贈又は贈與に因り」を「遺贈(相続人に對する遺贈を除く。))又は贈與に因り」に、「相続、遺贈又は贈與の時」を「遺贈又は贈與の時」に改め、同條第二項を削る。

第六條第八号を次のように改める。

八 公職選挙法の適用を受ける選挙に係る公職の候補者が選挙運動に關し法人からの贈與に因り取得した金銭、物品又はその他の財産上の利益で同法第八十九條の規定による報告がなされたもの

九 第一條第一項の規定に該当する個人で外国において勤務するものを受ける給與のうち、当該勤務に因りこの法律の施行地において勤務した場合に受くべき通常の給與に加算して受ける在勤手当その他のこれに類する特別の手当で命令で定めるもの

第八條第一項中「総所得金額が一方五千元」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額が二万円」に改め、同條第五項第二号中「総所得金額」を「総所得金額及び退職所得の金額の合計額」に改める。

第九條第一項各号列記以外の部分中「左の各号に規定する所得につき」を「左の各号の規定により計算した金額の合計金額(以下総所得金額という。))による。」を「第六号を除く左の各号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額(第七号乃至第九号に規定する所得については、当該各号の規定により計算した金額」と改める。

計算した金額(第二項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額)の合計金額から十万円を控除した金額(以下総所得金額という。))により、第六号に規定する所得については、同号の規定により計算した金額による。」に改め、同項第六号中「その十分の一・五に相当する金額を控除した金額」を「十五万円を控除した金額の十分の五に相当する金額に改め、同項第九号中、一時の所得を一時の所得のうち労務その他の役務の対価たる性質を有しないもの」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項の規定により総所得金額を計算する場合において、山林所得又は譲渡所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第七号乃至第九号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合において、これをこれらの所得以外の所得(退職所得を除く。))の金額から控除するものとし、同項第二号乃至第四号及び第十号に規定する所得の計算上損失を生じたときは、これをまず他の同項第一号乃至第五号及び第十号に規定する所得の金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを同項第七号乃至第九号に規定する所得の金額(本項の規定により当該金額から控除すべき損失の金額がある場合には控除後の金額)の合計額から十万円を控除した金額(不足額がある場合には零とする。))から控除するものとする。この場合において、なお控

除すべき損失の金額があるときは、当該金額又はその合計額を以下純損失と総称する。

第九條の二第二項中又は第二項を削り、「第十四條第二号」を「第十四條第一項第二号」に改め、同條第三項前段を次のように改める。

青色申告書の提出がない場合において、前年以前三年内の各年に生じた純損失の金額のうち、当該年に生じた第十四條第一項に規定する変動所得の計算上の損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前條の総所得金額の計算上これを控除し、前年以前三年内の各年に生じた第十四條の三の規定により控除を認められる損失の金額で前年以前において控除されなかつた部分に相当する金額は、前條の総所得金額又は退職所得の金額の計算上これを控除する。

同項後段中「又は第二項」を削り、「なお控除されない」を「前條の総所得金額の計算上、なお控除されない」に改める。

第十條第四項を次のように改める。

第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、相続又は被相続人からの遺贈に因り取得した同項第七号又は第八号に規定する資産は、相続人が、引き続きこれを有していたものとみなし、遺贈(被相続人からの遺贈を除く。))又は贈與に因り取得した当該資産は、受遺者又は受贈者が、遺贈又は贈與の時において、その時の価額により、取得したものとみなす。

第十一條の二を次のように改める。

第十一條の二 納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が、当該納税義務者の経営する事業から所得を受ける場合においては、当該所得の収入金額に相当する金額は、当該納税義務者の事業所得の金額の計算上これを必要な経費に算入せず、当該親族の当該所得の金額の計算上必要な経費に算入すべき金額は、当該納税義務者の事業所得の金額の計算上必要な経費に算入するものとする。この場合において、当該親族の所得の金額の計算については、当該事業から受けた所得の収入金額及び当該所得の金額の計算上必要な経費に算入すべき金額は、いずれもないものとみなす。

前項の規定は、青色申告書を提出する納税義務者と生計を一にする親族(当該納税義務者の配偶者及びその年一月一日現在において年齢十八歳未満である者を除く。))で専ら当該納税義務者の経営する事業に従事するものが当該事業から支給を受ける給與の金額(その額がその年を通じて五十万円をこえる場合においては、五十万円)については、これを適用しない。但し、その給與の金額が、労務に従事した期間、労務の提供の程度、労務の性質並びに当該事業の種類及び分量等に照し通常受くべき給與の金額に比して著しく多額と認められるときは、その著しく多額と認められる部分の金額については、この限りでない。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

養親族がある場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

第一條第一項の規定に該当する個人が不具者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の三 第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の四 第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十五條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千円を控除する。

第十六條の前に次の一條を加える。
第十五條の七 前五條の規定による控除は、まず總所得金額に対する所得税の税額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額に対する所得税の

税額から控除するものとする。この場合において、控除すべき金額の合計額が、總所得金額に対する所得税の税額又は總所得金額に対する所得税の税額と退職所得の金額に対する所得税の税額との合計額をこえるときは、その控除すべき金額は、前五條の規定にかかわらず、当該税額又は当該合計額に相当する金額とする。

第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した金額又は第十五條の規定による所得税額」を「第十三條乃至前條の規定により計算した所得税額」に、「第四十條又第四十二條」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條」に、「又は第二十六條の二の規定による損失申告書」を「第二十六條の二の規定による損失申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書」に改める。

第十七條中「個人が、この法律の施行地において支拂を受ける利子所得、利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得、給與所得又は退職所得」を「個人の同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得又は同項の規定に該当する個人で同項第一号の規定に該当しないものの同項第六号乃至第八号に規定する所得」に、「第五号及び第六号並びに第十三條乃至第十四條の二」を「第四号乃至第六号及び第十号並びに第十三條乃至第十五條」に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の

配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に改める。
第十八條中「法人が、」を「第一條第四項の規定に該当する法人が、」に、「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「又は配当所得(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く)」に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に、「金額」を「金額。以下本條において同じ。」に改め、同條に次の二項を加える。
第一條第五項の規定に該当する法人の同項各号に規定する所得については、第九條第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに第十三條の規定にかかわらず、その支拂を受くべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

配当所得については、これを適用しない。
第二十一條第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改める。
第二十一條の第二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を「同條第四項」に改める。
第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。
第二十六條第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、總所得金額に対する所得税に關し、第一條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受くべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に対する所得

第一條第四項及び第一項の規定は、信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に屬する株式又は出資について利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受ける場合において、当該信託会社が、その利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配をなす者の備え付ける帳簿に、当該株式又は出資が当該信託財産に屬する旨その他命令で定める事項の記載を受け、たときは、当該株式又は出資についてその記載を受けている期間内に支拂を受くべき利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る

第二十一條第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改める。
第二十一條の第二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を「同條第四項」に改める。
第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。
第二十六條第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、總所得金額に対する所得税に關し、第一條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受くべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に対する所得

第二十一條第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改める。
第二十一條の第二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を「同條第四項」に改める。
第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。
第二十六條第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、總所得金額に対する所得税に關し、第一條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受くべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に対する所得

第二十一條第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改める。
第二十一條の第二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を「同條第四項」に改める。
第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。
第二十六條第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、總所得金額に対する所得税に關し、第一條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受くべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に対する所得

税に關し、「若しくは第二項」を削り、「三万円以下」を「五万円」と改め、「三万円以下」を「五万円」と改め、同項第二号中「十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額以下」に改め、同項第一号中「総所得金額及び課税所得金額」を「総所得金額又は退職所得金額及び課税所得金額又は退職所得金額」に改め、同項第二号中「第十四條」を「第十四條第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「課税所得金額につき第十三條の規定により計算した所得税額(第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)」を「課税所得金額又は課税退職所得金額につき第十三條又は第十五條及び第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額」に改め、同項第四号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「同條」を「同項」に改め、「並びにその合計額」の下に「並びに当該合計額につき第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額」を加え、同項第五号中「又は第二項」を削り、「同條第一項」を「同項」に、「及び同項」を「並びに同項及び第十五條の二乃至第十五條の七」に改め、同項第六号中「総所得金額及び課税所得金額」を「総所得金額若しくは退職所得金額及び課税所得金額」に改め、同項第七号中「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項」に改め、同項第十二号中「第十五條の二」を「第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項第一号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下、且つ、その他の所得の金額が

一万円」を「その他の所得の金額が三万円」に改め、同項第十二号中「一」を「二」に改め、「乃至第十一條の十」を「及び第十一條の六」に、「二万円」を「三万円」に改め、同項第三号を削り、同項第三号中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項又は第三十八條の二」に改め、同項第二十六條の二第一号各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と改め、同條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に、「当該所得金額」を「当該所得金額(第一條第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該所得金額と退職所得の金額との合計額)」に改め、同項第四号中「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改め、同項第八号中「第十二條」を「第十一條の六及び第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項中「又は第二項」を削り、「三万円」を「五万円」と改め、「同項第六号の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同項第二十八條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、「又は損失申告書及び」又は「第二十六條の二第一項第八号」を削る。

「二十九條第一項及び第二項中「総所得金額」を「総所得金額若しくは退職所得の金額」に改め、同條第五項中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項第一号の規定に該当しない個人が同項第五号の規定に該当する場合において、この法律の施行地外において同号に規定

する所得の支拂を受けるときは、当該個人は、命令の定めるところにより、その年中の当該所得のうちその支拂者がこの法律の施行地に營業所又は事業所を有しないものにつき、第二十六條第一項第一号、第三号、第六号又は第七号に規定する事項に準ずる必要な事項を記載した申告書を、翌年二月末日又はこの法律の施行地に居所を有しないこととなる日のいずれか早い日までに、政府に提出しなければならぬ。

第三十三條第三項中「第十一條の十」を「第十一條の六」に、「第十五條の二」を「第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、「及び損失申告書」の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を削る。

第三十四條の次に次の一條を加える。
第三十四條の二 第二十九條第六項の規定による申告書を提出した者は、命令の定めるところにより、その納付すべき所得税額のうち、まだ納付していない税額の所得税を、当該申告書の提出の日に、政府に納付しなければならない。

第三十六條第一項中「第十四條の規定」を「第十四條第一項の規定」に改め、「又は第二項」を削り、「差額」の下に「その前年分の総所得金額につき第十一條の三乃至第十五條の七及び第二十八條又は第三十三條第三項の規定に、当該税額を加え、同條第二項中「所得税額」を「総所得金額に対する所得税額」に改め、同條第六項中「五箇月」を「三箇月」に改める。

第三十七條中「利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「配当所得(第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く)」に改め、同項第三十八條第一項各号列記以外の部分中「又は退職所得」を削り、同項第一号から第四号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」を「申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給與の支拂を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうか」に改め、同項第八号及び同條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に、「前二項」を「同項」に改める。

第三十八條の次に次の一條を加える。
第三十八條の二 第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において退職所得の支拂をなす者(命令で定める者を除く)は、その支拂の際、その支拂うべき金額に對し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所

得税を徴收し、その徴收の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。
第三十九條第四項中「前三項」を「前四項」に、「給與」を「給與所得又は退職所得」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。
第一條第一項の規定に該当する個人は、この法律の施行地において退職所得の支拂を受けるときは、その支拂を受ける際、当該支拂の支拂者を經由し、当該支拂の時までにその年中の支給に係る他の退職所得の支拂を受けたことがあるかどうかをその他命令で定める事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。

第四十條第一項中「その支拂者がその個人に對しその年中に支拂うべき収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下、且つ、その他の所得の金額が

一万円」を「その他の所得の金額が三万円」に改め、同項第十二号中「一」を「二」に改め、「乃至第十一條の十」を「及び第十一條の六」に、「二万円」を「三万円」に改め、同項第三号を削り、同項第三号中「第三十八條第一項」を「第三十八條第一項又は第三十八條の二」に改め、同項第二十六條の二第一号各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と改め、同條の六の規定により控除を受ける金額との合計額に、「当該所得金額」を「当該所得金額(第一條第一項の規定に該当する個人がその年に係る退職所得を有する場合には、当該所得金額と退職所得の金額との合計額)」に改め、同項第四号中「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改め、同項第八号中「第十二條」を「第十一條の六及び第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項中「又は第二項」を削り、「三万円」を「五万円」と改め、「同項第六号の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同項第二十八條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項第一号の規定に該当しない個人が同項第五号の規定に該当する場合において、この法律の施行地外において同号に規定

昭和二十七年三月二十七日 參議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ。

第一條第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同條第五項第二号に掲げる所得又は同項の規定に該当する法人の同項に規定する所得につきこの法律の施行地外において支拂がなされるときは、当該支拂に係る所得については、命令の定めるところにより、債券の発行者、この法律の施行地にある営業所若しくは事業所における管理の責任者、この法律の施行地にある資産の利用者その他命令で定める者は、その支拂の確定した日の属する月の翌月十日までに、当該所得に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を当該個人又は法人に代つて政府に納付しなければならぬ。

第四十二條第一項中「この法律」を「第一條第一項の規定に該当する個人に対し、この法律」に、「報酬又は料金を」を「報酬又は料金を命令で定めるもの」に、「金額」を「報酬又は料金の金額」に、「二十」を「十五」に改め、同條第二項中「外交員、」を「映画及び演劇の俳優、映画監督、楽士、弁護士、税理士、公認会計士、職業野球の選手、外交員、」に、「これらの労働者に準ずる者」を「命令で定めるこれらに準ずる者で第一條第一項の規定に該当するもの」に、「又は料金を」若しくは「料金を(給與所得に属するものを除く)」に、「支拂をなす者」を「支拂をなす者(弁護士、税理士、公認会計士その他命令で定めるこれらに準ずる者)に対し支拂を

なす者については、法人に限る。又は第一條第一項の規定に該当する個人に対し、社会保険診療報酬支拂基金法の規定により診療報酬の支拂をなす者」に改め、「支拂をなす者」の下に「命令で定める報酬、料金若しくは診療報酬について同一人に対し一回に支拂うべき金額が命令で定める金額に満たない場合を除く外、」を加え、「金額」を「報酬、料金又は診療報酬の金額」に改める。

第四十三條第一項及び第二項中「又は前三條」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は前條」に改める。

第四十六條第二項中「総所得金額」の下に「若しくは退職所得の金額」を加え、同條第五項中「又は第二項」を、「第二項又は第六項」に改める。

第四十六條の二第一項中「第十五條の二」を「第十五條の七」に改める。第四十九條第一項中「当該通知をなした税務署長を経由し、」を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第三項第二号中「通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日」を「通知がなされないときは、再調査の請求をなした者が当該期間内に別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日」に改め、同條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同條第十項の次に次の一項を加える。

青色申告書(当該申告書と同時に提出した第三十六條第二項(同條第五項において準用する場合を

含む)の書類を含む)に係る第四十六條第七項の規定による更正の通知を受けた者(前條第一項但書の規定に該当する者を除く)は、当該通知に係る事項に対して異議があるときは、その選択により、再調査の請求をなす、前項の規定による審査の請求をなすことができる。

第五十一條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第五十三條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十四條第二項中「第三十八條第一項又は第四十條乃至」を「第三十八條第一項、第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

第五十五條第一項第一号中「期間」の下に「(第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額のうち同條の規定により加算される金額に相当する税額については、当該納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間を除く)」を加え、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額の一部を納付したときは、まず第三十條の規定により納付すべき第二期分の所得税額を納付したものとみなす。

第五十六條第一項中「又は第四十條乃至第四十二條の規定により」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項若しくは第四十二條の規定により」に、「徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合」を「徴収しなかつた場合又は第四十一條第二項の規定により所得税を納付す

る義務がある者が納付すべき所得税を納付しなかつた場合」に改め、「第三十七條、第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

第五十七條第四項中「又は第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、同條第五項及び第七項中「若しくは第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項若しくは」に改める。

第六十二條の三第一項中「七十万円」を「百万円」に改める。

第六十九條の二第一項中「又は第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十一條第一項又は」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三十九條第四項の規定による申告書を提出しないで第三十八條の二第一項の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

第六十九條の三第一項中「又は第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、「納付しなかつた者」の下に「及び第四十二條第二項の規定により納付すべき所得税を納付しなかつた者」を加え、同條第三項中「又は第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

第六十九條の四第一項中「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第六項」に改める。

第七十條第三号中「又は第四十條乃至」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、別表を次のように改める。

第六十二條の二第一項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を「給與所得又は退職所得の支拂」に改め、同項第二号中「第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

第六十二條の二第一項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を「給與所得又は退職所得の支拂」に改め、同項第二号中「第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

第六十二條の二第一項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を「給與所得又は退職所得の支拂」に改め、同項第二号中「第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

三六一

別表第一 所得税の簡易税額表(第十五條第一項及び第三項の規定による所得税額表)

(一)

| 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 | 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | (ロ)の(イ)に対する割合 |
|---------------------------------------|--------|-------|---------------|---------------------------------------|---------|--------|---------------|---------------------------------------|---------|--------|---------------|
| 以上 | 未満 | | | 以上 | 未満 | | | 以上 | 未満 | | |
| 500円未満 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | % |
| 500 | 1,000 | 100 | 20 | 50,000 | 51,000 | 10,000 | 20 | 110,000 | 112,000 | 23,500 | 21 |
| 1,000 | 1,500 | 200 | 20 | 51,000 | 52,000 | 10,200 | 20 | 112,000 | 114,000 | 24,000 | 21 |
| 1,500 | 2,000 | 300 | 20 | 52,000 | 53,000 | 10,400 | 20 | 114,000 | 116,000 | 24,500 | 21 |
| 2,000 | 2,500 | 400 | 20 | 53,000 | 54,000 | 10,600 | 20 | 116,000 | 118,000 | 25,000 | 21 |
| | | | | 54,000 | 55,000 | 10,800 | 20 | 118,000 | 120,000 | 25,500 | 21 |
| 2,500 | 3,000 | 500 | 20 | 55,000 | 56,000 | 11,000 | 20 | 120,000 | 122,000 | 26,000 | 21 |
| 3,000 | 3,500 | 600 | 20 | 56,000 | 57,000 | 11,200 | 20 | 122,000 | 124,000 | 26,600 | 21 |
| 3,500 | 4,000 | 700 | 20 | 57,000 | 58,000 | 11,400 | 20 | 124,000 | 126,000 | 27,200 | 21 |
| 4,000 | 4,500 | 800 | 20 | 58,000 | 59,000 | 11,600 | 20 | 126,000 | 128,000 | 27,800 | 22 |
| 4,500 | 5,000 | 900 | 20 | 59,000 | 60,000 | 11,800 | 20 | 128,000 | 130,000 | 28,400 | 22 |
| 5,000 | 6,000 | 1,000 | 20 | 60,000 | 61,000 | 12,000 | 20 | 130,000 | 132,000 | 29,000 | 22 |
| 6,000 | 7,000 | 1,200 | 20 | 61,000 | 62,000 | 12,200 | 20 | 132,000 | 134,000 | 29,600 | 22 |
| 7,000 | 8,000 | 1,400 | 20 | 62,000 | 63,000 | 12,400 | 20 | 134,000 | 136,000 | 30,200 | 22 |
| 8,000 | 9,000 | 1,600 | 20 | 63,000 | 64,000 | 12,600 | 20 | 136,000 | 138,000 | 30,800 | 22 |
| 9,000 | 10,000 | 1,800 | 20 | 64,000 | 65,000 | 12,800 | 20 | 138,000 | 140,000 | 31,400 | 22 |
| 10,000 | 11,000 | 2,000 | 20 | 65,000 | 66,000 | 13,000 | 20 | 140,000 | 142,000 | 32,000 | 22 |
| 11,000 | 12,000 | 2,200 | 20 | 66,000 | 67,000 | 13,200 | 20 | 142,000 | 144,000 | 32,600 | 22 |
| 12,000 | 13,000 | 2,400 | 20 | 67,000 | 68,000 | 13,400 | 20 | 144,000 | 146,000 | 33,200 | 23 |
| 13,000 | 14,000 | 2,600 | 20 | 68,000 | 69,000 | 13,600 | 20 | 146,000 | 148,000 | 33,800 | 23 |
| 14,000 | 15,000 | 2,800 | 20 | 69,000 | 70,000 | 13,800 | 20 | 148,000 | 150,000 | 34,400 | 23 |
| 15,000 | 16,000 | 3,000 | 20 | 70,000 | 71,000 | 14,000 | 20 | 150,000 | 152,000 | 35,000 | 23 |
| 16,000 | 17,000 | 3,200 | 20 | 71,000 | 72,000 | 14,200 | 20 | 152,000 | 154,000 | 35,600 | 23 |
| 17,000 | 18,000 | 3,400 | 20 | 72,000 | 73,000 | 14,400 | 20 | 154,000 | 156,000 | 36,200 | 23 |
| 18,000 | 19,000 | 3,600 | 20 | 73,000 | 74,000 | 14,600 | 20 | 156,000 | 158,000 | 36,800 | 23 |
| 19,000 | 20,000 | 3,800 | 20 | 74,000 | 75,000 | 14,800 | 20 | 158,000 | 160,000 | 37,400 | 23 |
| 20,000 | 21,000 | 4,000 | 20 | 75,000 | 76,000 | 15,000 | 20 | 160,000 | 162,000 | 38,000 | 23 |
| 21,000 | 22,000 | 4,200 | 20 | 76,000 | 77,000 | 15,200 | 20 | 162,000 | 164,000 | 38,600 | 23 |
| 22,000 | 23,000 | 4,400 | 20 | 77,000 | 78,000 | 15,400 | 20 | 164,000 | 166,000 | 39,200 | 23 |
| 23,000 | 24,000 | 4,600 | 20 | 78,000 | 79,000 | 15,600 | 20 | 166,000 | 168,000 | 39,800 | 23 |
| 24,000 | 25,000 | 4,800 | 20 | 79,000 | 80,000 | 15,800 | 20 | 168,000 | 170,000 | 40,400 | 24 |
| 25,000 | 26,000 | 5,000 | 20 | 80,000 | 81,000 | 16,000 | 20 | 170,000 | 172,000 | 41,000 | 24 |
| 26,000 | 27,000 | 5,200 | 20 | 81,000 | 82,000 | 16,250 | 20 | 172,000 | 174,000 | 41,600 | 24 |
| 27,000 | 28,000 | 5,400 | 20 | 82,000 | 83,000 | 16,500 | 20 | 174,000 | 176,000 | 42,200 | 24 |
| 28,000 | 29,000 | 5,600 | 20 | 83,000 | 84,000 | 16,750 | 20 | 176,000 | 178,000 | 42,800 | 24 |
| 29,000 | 30,000 | 5,800 | 20 | 84,000 | 85,000 | 17,000 | 20 | 178,000 | 180,000 | 43,400 | 24 |
| 30,000 | 31,000 | 6,000 | 20 | 85,000 | 86,000 | 17,250 | 20 | 180,000 | 182,000 | 44,000 | 24 |
| 31,000 | 32,000 | 6,200 | 20 | 86,000 | 87,000 | 17,500 | 20 | 182,000 | 184,000 | 44,600 | 24 |
| 32,000 | 33,000 | 6,400 | 20 | 87,000 | 88,000 | 17,750 | 20 | 184,000 | 186,000 | 45,200 | 24 |
| 33,000 | 34,000 | 6,600 | 20 | 88,000 | 89,000 | 18,000 | 20 | 186,000 | 188,000 | 45,800 | 24 |
| 34,000 | 35,000 | 6,800 | 20 | 89,000 | 90,000 | 18,250 | 20 | 188,000 | 190,000 | 46,400 | 24 |
| 35,000 | 36,000 | 7,000 | 20 | 90,000 | 91,000 | 18,500 | 20 | 190,000 | 192,000 | 47,000 | 24 |
| 36,000 | 37,000 | 7,200 | 20 | 91,000 | 92,000 | 18,750 | 20 | 192,000 | 194,000 | 47,600 | 24 |
| 37,000 | 38,000 | 7,400 | 20 | 92,000 | 93,000 | 19,000 | 20 | 194,000 | 196,000 | 48,200 | 24 |
| 38,000 | 39,000 | 7,600 | 20 | 93,000 | 94,000 | 19,250 | 20 | 196,000 | 198,000 | 48,800 | 24 |
| 39,000 | 40,000 | 7,800 | 20 | 94,000 | 95,000 | 19,500 | 20 | 198,000 | 200,000 | 49,400 | 24 |
| 40,000 | 41,000 | 8,000 | 20 | 95,000 | 96,000 | 19,750 | 20 | 200,000 | 203,000 | 50,000 | 25 |
| 41,000 | 42,000 | 8,200 | 20 | 96,000 | 97,000 | 20,000 | 20 | 203,000 | 206,000 | 51,050 | 25 |
| 42,000 | 43,000 | 8,400 | 20 | 97,000 | 98,000 | 20,250 | 20 | 206,000 | 209,000 | 52,100 | 25 |
| 43,000 | 44,000 | 8,600 | 20 | 98,000 | 99,000 | 20,500 | 20 | 209,000 | 212,000 | 53,150 | 25 |
| 44,000 | 45,000 | 8,800 | 20 | 99,000 | 100,000 | 20,750 | 20 | 212,000 | 215,000 | 54,200 | 25 |
| 45,000 | 46,000 | 9,000 | 20 | 100,000 | 102,000 | 21,000 | 21 | 215,000 | 218,000 | 55,250 | 25 |
| 46,000 | 47,000 | 9,200 | 20 | 102,000 | 104,000 | 21,500 | 21 | 218,000 | 221,000 | 56,300 | 25 |
| 47,000 | 48,000 | 9,400 | 20 | 104,000 | 106,000 | 22,000 | 21 | 221,000 | 224,000 | 57,350 | 25 |
| 48,000 | 49,000 | 9,600 | 20 | 106,000 | 108,000 | 22,500 | 21 | 224,000 | 227,000 | 58,400 | 26 |
| 49,000 | 50,000 | 9,800 | 20 | 108,000 | 110,000 | 23,000 | 21 | 227,000 | 230,000 | 59,450 | 26 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

(二)

| 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | | (ロ)の(イ)に対する割合 | | 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | | (ロ)の(イ)に対する割合 | | 課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ) | | 税額(ロ) | | (ロ)の(イ)に対する割合 | |
|---------------------------------------|---------|--------|----|---------------|---------|---------------------------------------|-----|----------|---------|---------------|----|---------------------------------------|-----|-------|---|---------------|---|
| 以上 | 未 満 | | | | | 以上 | 未 満 | | | | | 以上 | 未 満 | | | | |
| 円 | 円 | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | % | 円 | % | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | % |
| 230,000 | 233,000 | 60,500 | 26 | 340,000 | 344,000 | 101,000 | 29 | 480,000 | 485,000 | 157,000 | 32 | | | | | | |
| 233,000 | 236,000 | 61,550 | 26 | 344,000 | 348,000 | 102,600 | 29 | 485,000 | 490,000 | 159,000 | 32 | | | | | | |
| 236,000 | 239,000 | 62,600 | 26 | 348,000 | 352,000 | 104,200 | 29 | 490,000 | 495,000 | 161,000 | 32 | | | | | | |
| 239,000 | 242,000 | 63,650 | 26 | 352,000 | 356,000 | 105,800 | 30 | 495,000 | 500,000 | 163,000 | 32 | | | | | | |
| 242,000 | 245,000 | 64,700 | 26 | 356,000 | 360,000 | 107,400 | 30 | 500,000 | 505,000 | 165,000 | 33 | | | | | | |
| 245,000 | 248,000 | 65,750 | 26 | 360,000 | 364,000 | 109,000 | 30 | 505,000 | 510,000 | 167,250 | 33 | | | | | | |
| 248,000 | 251,000 | 66,800 | 26 | 364,000 | 368,000 | 110,600 | 30 | 510,000 | 515,000 | 169,500 | 33 | | | | | | |
| 251,000 | 254,000 | 67,850 | 27 | 368,000 | 372,000 | 112,200 | 30 | 515,000 | 520,000 | 171,750 | 33 | | | | | | |
| 254,000 | 257,000 | 68,900 | 27 | 372,000 | 376,000 | 113,800 | 30 | 520,000 | 525,000 | 174,000 | 33 | | | | | | |
| 257,000 | 260,000 | 69,950 | 27 | 376,000 | 380,000 | 115,400 | 30 | 525,000 | 530,000 | 176,250 | 33 | | | | | | |
| 260,000 | 263,000 | 71,000 | 27 | 380,000 | 384,000 | 117,000 | 30 | 530,000 | 535,000 | 178,500 | 33 | | | | | | |
| 263,000 | 266,000 | 72,050 | 27 | 384,000 | 388,000 | 118,600 | 30 | 535,000 | 540,000 | 180,750 | 33 | | | | | | |
| 266,000 | 269,000 | 73,100 | 27 | 388,000 | 392,000 | 120,200 | 30 | 540,000 | 545,000 | 183,000 | 33 | | | | | | |
| 269,000 | 272,000 | 74,150 | 27 | 392,000 | 396,000 | 121,800 | 31 | 545,000 | 550,000 | 185,250 | 33 | | | | | | |
| 272,000 | 275,000 | 75,200 | 27 | 396,000 | 400,000 | 123,400 | 31 | 550,000 | 555,000 | 187,500 | 34 | | | | | | |
| 275,000 | 278,000 | 76,250 | 27 | 400,000 | 404,000 | 125,000 | 31 | 555,000 | 560,000 | 189,750 | 34 | | | | | | |
| 278,000 | 281,000 | 77,300 | 27 | 404,000 | 408,000 | 126,600 | 31 | 560,000 | 565,000 | 192,000 | 34 | | | | | | |
| 281,000 | 284,000 | 78,350 | 27 | 408,000 | 412,000 | 128,200 | 31 | 565,000 | 570,000 | 194,250 | 34 | | | | | | |
| 284,000 | 287,000 | 79,400 | 27 | 412,000 | 416,000 | 129,800 | 31 | 570,000 | 575,000 | 196,500 | 34 | | | | | | |
| 287,000 | 290,000 | 80,450 | 28 | 416,000 | 420,000 | 131,400 | 31 | 575,000 | 580,000 | 198,750 | 34 | | | | | | |
| 290,000 | 293,000 | 81,500 | 28 | 420,000 | 424,000 | 133,000 | 31 | 580,000 | 585,000 | 201,000 | 34 | | | | | | |
| 293,000 | 296,000 | 82,550 | 28 | 424,000 | 428,000 | 134,600 | 31 | 585,000 | 590,000 | 203,250 | 34 | | | | | | |
| 296,000 | 299,000 | 83,600 | 28 | 428,000 | 432,000 | 136,200 | 31 | 590,000 | 595,000 | 205,500 | 34 | | | | | | |
| 299,000 | 302,000 | 84,650 | 28 | 432,000 | 436,000 | 137,800 | 31 | 595,000 | 600,000 | 207,750 | 34 | | | | | | |
| 302,000 | 305,000 | 85,800 | 28 | 436,000 | 440,000 | 139,400 | 31 | 600,000 | 605,000 | 210,000 | 35 | | | | | | |
| 305,000 | 308,000 | 87,000 | 28 | 440,000 | 444,000 | 141,000 | 32 | 605,000 | 610,000 | 212,250 | 35 | | | | | | |
| 308,000 | 311,000 | 88,200 | 28 | 444,000 | 448,000 | 142,600 | 32 | 610,000 | 615,000 | 214,500 | 35 | | | | | | |
| 311,000 | 314,000 | 89,400 | 28 | 448,000 | 452,000 | 144,200 | 32 | 615,000 | 620,000 | 216,750 | 35 | | | | | | |
| 314,000 | 317,000 | 90,600 | 28 | 452,000 | 456,000 | 145,800 | 32 | 620,000 | 625,000 | 219,000 | 35 | | | | | | |
| 317,000 | 320,000 | 91,800 | 28 | 456,000 | 460,000 | 147,400 | 32 | 625,000 | 630,000 | 221,250 | 35 | | | | | | |
| 320,000 | 324,000 | 93,000 | 29 | 460,000 | 464,000 | 149,000 | 32 | 630,000 | 635,000 | 223,500 | 35 | | | | | | |
| 324,000 | 328,000 | 94,600 | 29 | 464,000 | 468,000 | 150,600 | 32 | 635,000 | 640,000 | 225,750 | 35 | | | | | | |
| 328,000 | 332,000 | 96,200 | 29 | 468,000 | 472,000 | 152,200 | 32 | 640,000 | 645,000 | 228,000 | 35 | | | | | | |
| 332,000 | 336,000 | 97,800 | 29 | 472,000 | 476,000 | 153,800 | 32 | 645,000 | 650,000 | 230,250 | 35 | | | | | | |
| 336,000 | 340,000 | 99,400 | 29 | 476,000 | 480,000 | 155,400 | 32 | 650,000円 | | 232,500 | 35 | | | | | | |

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第十四条第一項第一号又は第十四条の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

イ 月額表(一)

| その月の 給与の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | |
|---------------|--------|-----------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|----|----|----|-----------------------|---|-------|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | | | | |
| 以上 | 未満 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | 額 | |
| 5,000 | 5,200 | 0 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 850 |
| 5,200 | 5,400 | 0 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 884 |
| 5,400 | 5,600 | 0 | 84 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 918 |
| 5,600 | 5,800 | 0 | 118 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 952 |
| 5,800 | 6,000 | 0 | 152 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 986 |
| 6,000 | 6,200 | 186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,020 |
| 6,200 | 6,400 | 220 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,054 |
| 6,400 | 6,600 | 254 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,088 |
| 6,600 | 6,800 | 288 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,122 |
| 6,800 | 7,000 | 322 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,156 |
| 7,000 | 7,200 | 356 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,190 |
| 7,200 | 7,400 | 390 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,224 |
| 7,400 | 7,600 | 424 | 91 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,258 |
| 7,600 | 7,800 | 458 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,292 |
| 7,800 | 8,000 | 492 | 159 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,326 |
| 8,000 | 8,200 | 526 | 193 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,360 |
| 8,200 | 8,400 | 560 | 227 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,394 |
| 8,400 | 8,600 | 594 | 261 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,428 |
| 8,600 | 8,800 | 628 | 295 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,462 |
| 8,800 | 9,000 | 662 | 329 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,496 |
| 9,000 | 9,200 | 696 | 363 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,530 |
| 9,200 | 9,400 | 730 | 397 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,564 |
| 9,400 | 9,600 | 764 | 431 | 97 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,598 |
| 9,600 | 9,800 | 798 | 465 | 131 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,632 |
| 9,800 | 10,000 | 832 | 499 | 165 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,666 |
| 10,000 | 10,200 | 866 | 533 | 199 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,700 |
| 10,200 | 10,400 | 900 | 567 | 233 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,734 |
| 10,400 | 10,600 | 934 | 601 | 267 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,768 |
| 10,600 | 10,800 | 968 | 635 | 301 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,802 |
| 10,800 | 11,000 | 1,002 | 669 | 335 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,836 |
| 11,000 | 11,200 | 1,036 | 703 | 369 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,870 |
| 11,200 | 11,400 | 1,070 | 737 | 403 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,904 |
| 11,400 | 11,600 | 1,104 | 771 | 437 | 104 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,938 |
| 11,600 | 11,800 | 1,138 | 805 | 471 | 138 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,972 |
| 11,800 | 12,000 | 1,172 | 839 | 505 | 172 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,006 |
| 12,000 | 12,200 | 1,206 | 873 | 539 | 206 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,040 |
| 12,200 | 12,400 | 1,240 | 907 | 573 | 240 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,074 |
| 12,400 | 12,600 | 1,274 | 941 | 607 | 274 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,108 |
| 12,600 | 12,800 | 1,308 | 975 | 641 | 308 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,142 |
| 12,800 | 13,000 | 1,345 | 1,009 | 675 | 342 | 92 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,176 |
| 13,000 | 13,200 | 1,387 | 1,043 | 709 | 376 | 126 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,210 |
| 13,200 | 13,400 | 1,430 | 1,077 | 743 | 410 | 160 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,244 |
| 13,400 | 13,600 | 1,472 | 1,111 | 777 | 444 | 194 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,278 |
| 13,600 | 13,800 | 1,515 | 1,145 | 811 | 478 | 228 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,312 |
| 13,800 | 14,000 | 1,557 | 1,179 | 845 | 512 | 262 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,346 |
| 14,000 | 14,200 | 1,600 | 1,213 | 879 | 546 | 296 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,380 |
| 14,200 | 14,400 | 1,642 | 1,247 | 913 | 580 | 330 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,414 |
| 14,400 | 14,600 | 1,685 | 1,281 | 947 | 614 | 364 | 114 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,448 |
| 14,600 | 14,800 | 1,727 | 1,315 | 981 | 648 | 398 | 148 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,482 |
| 14,800 | 15,000 | 1,770 | 1,353 | 1,015 | 682 | 432 | 182 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,516 |
| 15,000 | 15,500 | 1,812 | 1,396 | 1,049 | 716 | 466 | 216 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,550 |
| 15,500 | 16,000 | 1,919 | 1,502 | 1,134 | 801 | 551 | 301 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,619 |
| 16,000 | 16,500 | 2,025 | 1,608 | 1,219 | 886 | 636 | 386 | 136 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,688 |
| 16,500 | 17,000 | 2,131 | 1,714 | 1,304 | 971 | 721 | 471 | 221 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,757 |
| 17,000 | 17,500 | 2,266 | 1,833 | 1,416 | 1,066 | 816 | 566 | 316 | 66 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,826 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

イ月額表(二)

| その月の 給與の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第五号の規定による税額 | |
|---------------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------------------|--------|
| | | 扶養親族の數 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | 額 | |
| 17,500 | 18,000 | 2,416 | 1,958 | 1,541 | 1,166 | 916 | 666 | 416 | 166 | 0 | 0 | 0 | 3,667 |
| 18,000 | 18,500 | 2,566 | 2,083 | 1,666 | 1,286 | 1,016 | 766 | 516 | 266 | 16 | 0 | 0 | 3,817 |
| 18,500 | 19,000 | 2,716 | 2,216 | 1,791 | 1,375 | 1,116 | 866 | 616 | 366 | 116 | 0 | 0 | 3,967 |
| 19,000 | 19,500 | 2,866 | 2,366 | 1,916 | 1,500 | 1,216 | 966 | 716 | 466 | 216 | 0 | 0 | 4,117 |
| 19,500 | 20,000 | 3,016 | 2,516 | 2,041 | 1,625 | 1,316 | 1,066 | 816 | 566 | 316 | 66 | 0 | 4,284 |
| 20,000 | 20,500 | 3,166 | 2,666 | 2,166 | 1,750 | 1,437 | 1,166 | 916 | 666 | 416 | 166 | 0 | 4,459 |
| 20,500 | 21,000 | 3,316 | 2,816 | 2,316 | 1,875 | 1,532 | 1,266 | 1,016 | 766 | 516 | 266 | 16 | 4,634 |
| 21,000 | 21,500 | 3,466 | 2,966 | 2,466 | 2,000 | 1,637 | 1,375 | 1,116 | 866 | 616 | 366 | 116 | 4,809 |
| 21,500 | 22,000 | 3,616 | 3,116 | 2,616 | 2,125 | 1,812 | 1,500 | 1,216 | 966 | 716 | 466 | 216 | 4,984 |
| 22,000 | 22,500 | 3,766 | 3,266 | 2,766 | 2,266 | 1,937 | 1,625 | 1,316 | 1,066 | 816 | 566 | 316 | 5,159 |
| 22,500 | 23,000 | 3,916 | 3,416 | 2,916 | 2,416 | 2,062 | 1,750 | 1,437 | 1,166 | 916 | 666 | 416 | 5,334 |
| 23,000 | 23,500 | 4,066 | 3,566 | 3,066 | 2,536 | 2,191 | 1,875 | 1,562 | 1,266 | 1,016 | 766 | 516 | 5,509 |
| 23,500 | 24,000 | 4,225 | 3,716 | 3,216 | 2,716 | 2,341 | 2,000 | 1,687 | 1,375 | 1,116 | 866 | 616 | 5,684 |
| 24,000 | 24,500 | 4,400 | 3,866 | 3,366 | 2,866 | 2,491 | 2,125 | 1,812 | 1,500 | 1,216 | 966 | 716 | 5,859 |
| 24,500 | 25,000 | 4,575 | 4,016 | 3,516 | 3,016 | 2,641 | 2,266 | 1,937 | 1,625 | 1,316 | 1,066 | 816 | 6,034 |
| 25,000 | 25,500 | 4,750 | 4,166 | 3,666 | 3,166 | 2,791 | 2,416 | 2,062 | 1,750 | 1,437 | 1,166 | 916 | 6,209 |
| 25,500 | 26,000 | 4,925 | 4,342 | 3,816 | 3,316 | 2,941 | 2,536 | 2,191 | 1,875 | 1,562 | 1,266 | 1,016 | 6,384 |
| 26,000 | 26,500 | 5,100 | 4,517 | 3,966 | 3,466 | 3,091 | 2,716 | 2,341 | 2,000 | 1,687 | 1,375 | 1,116 | 6,559 |
| 26,500 | 27,000 | 5,275 | 4,692 | 4,116 | 3,616 | 3,241 | 2,866 | 2,491 | 2,125 | 1,812 | 1,500 | 1,216 | 6,734 |
| 27,000 | 27,500 | 5,450 | 4,867 | 4,283 | 3,766 | 3,391 | 3,016 | 2,641 | 2,266 | 1,937 | 1,625 | 1,316 | 6,909 |
| 27,500 | 28,000 | 5,625 | 5,042 | 4,458 | 3,916 | 3,541 | 3,166 | 2,791 | 2,416 | 2,062 | 1,750 | 1,437 | 7,084 |
| 28,000 | 28,500 | 5,800 | 5,217 | 4,632 | 4,066 | 3,691 | 3,316 | 2,941 | 2,536 | 2,191 | 1,875 | 1,562 | 7,284 |
| 28,500 | 29,000 | 5,975 | 5,392 | 4,808 | 4,225 | 3,841 | 3,466 | 3,091 | 2,716 | 2,341 | 2,000 | 1,687 | 7,484 |
| 29,000 | 29,500 | 6,150 | 5,567 | 4,983 | 4,400 | 3,991 | 3,616 | 3,241 | 2,866 | 2,491 | 2,125 | 1,812 | 7,684 |
| 29,500 | 30,000 | 6,325 | 5,742 | 5,158 | 4,575 | 4,141 | 3,766 | 3,391 | 3,016 | 2,641 | 2,266 | 1,937 | 7,884 |
| 30,000 | 30,500 | 6,500 | 5,917 | 5,333 | 4,750 | 4,312 | 3,916 | 3,541 | 3,166 | 2,791 | 2,416 | 2,062 | 8,084 |
| 30,500 | 31,000 | 6,675 | 6,092 | 5,508 | 4,925 | 4,487 | 4,066 | 3,691 | 3,316 | 2,941 | 2,566 | 2,191 | 8,284 |
| 31,000 | 31,500 | 6,850 | 6,267 | 5,683 | 5,100 | 4,662 | 4,225 | 3,841 | 3,466 | 3,091 | 2,716 | 2,341 | 8,484 |
| 31,500 | 32,000 | 7,025 | 6,442 | 5,858 | 5,275 | 4,837 | 4,400 | 3,991 | 3,616 | 3,241 | 2,866 | 2,491 | 8,684 |
| 32,000 | 32,500 | 7,217 | 6,617 | 6,033 | 5,450 | 5,012 | 4,575 | 4,141 | 3,766 | 3,391 | 3,016 | 2,641 | 8,884 |
| 32,500 | 33,000 | 7,417 | 6,792 | 6,208 | 5,625 | 5,187 | 4,750 | 4,312 | 3,916 | 3,541 | 3,166 | 2,791 | 9,084 |
| 33,000 | 33,500 | 7,617 | 6,967 | 6,383 | 5,800 | 5,362 | 4,925 | 4,487 | 4,066 | 3,691 | 3,316 | 2,941 | 9,284 |
| 33,500 | 34,000 | 7,817 | 7,150 | 6,558 | 5,975 | 5,537 | 5,100 | 4,662 | 4,225 | 3,841 | 3,466 | 3,091 | 9,484 |
| 34,000 | 34,500 | 8,017 | 7,350 | 6,733 | 6,150 | 5,712 | 5,275 | 4,837 | 4,400 | 3,991 | 3,616 | 3,241 | 9,684 |
| 34,500 | 35,000 | 8,217 | 7,550 | 6,908 | 6,325 | 5,887 | 5,450 | 5,012 | 4,575 | 4,141 | 3,766 | 3,391 | 9,884 |
| 35,000 | 36,000 | 8,417 | 7,750 | 7,083 | 6,500 | 6,062 | 5,625 | 5,187 | 4,750 | 4,312 | 3,916 | 3,541 | 10,084 |
| 36,000 | 37,000 | 8,617 | 7,950 | 7,258 | 6,675 | 6,237 | 5,800 | 5,362 | 4,925 | 4,487 | 4,066 | 3,691 | 10,284 |
| 37,000 | 38,000 | 9,217 | 8,550 | 7,853 | 7,216 | 6,762 | 6,325 | 5,887 | 5,450 | 5,012 | 4,575 | 4,141 | 10,884 |
| 38,000 | 39,000 | 9,617 | 8,950 | 8,253 | 7,616 | 7,162 | 6,675 | 6,237 | 5,800 | 5,362 | 4,925 | 4,487 | 11,284 |
| 39,000 | 40,000 | 10,017 | 9,350 | 8,653 | 8,016 | 7,516 | 7,025 | 6,587 | 6,150 | 5,712 | 5,275 | 4,837 | 11,684 |
| 40,000 | 41,000 | 10,417 | 9,750 | 9,053 | 8,416 | 7,916 | 7,416 | 6,937 | 6,500 | 6,062 | 5,625 | 5,187 | 12,084 |
| 41,000 | 42,000 | 10,817 | 10,150 | 9,453 | 8,816 | 8,316 | 7,816 | 7,316 | 6,850 | 6,412 | 5,975 | 5,537 | 12,484 |
| 42,000 | 43,000 | 11,217 | 10,550 | 9,853 | 9,216 | 8,716 | 8,216 | 7,716 | 7,216 | 6,762 | 6,325 | 5,887 | 12,884 |
| 43,000 | 44,000 | 11,617 | 10,950 | 10,253 | 9,616 | 9,116 | 8,616 | 8,116 | 7,616 | 7,116 | 6,675 | 6,237 | 13,284 |
| 44,000 | 45,000 | 12,017 | 11,350 | 10,653 | 10,016 | 9,516 | 9,016 | 8,516 | 8,016 | 7,516 | 7,025 | 6,587 | 13,684 |
| 45,000 | 46,000 | 12,417 | 11,750 | 11,053 | 10,416 | 9,916 | 9,416 | 8,916 | 8,416 | 7,916 | 7,416 | 6,937 | 14,084 |
| 46,000 | 47,000 | 12,817 | 12,150 | 11,453 | 10,816 | 10,316 | 9,816 | 9,316 | 8,816 | 8,316 | 7,816 | 7,316 | 14,484 |
| 47,000 | 48,000 | 13,217 | 12,550 | 11,853 | 11,216 | 10,716 | 10,216 | 9,716 | 9,216 | 8,716 | 8,216 | 7,716 | 14,884 |
| 48,000 | 49,000 | 13,617 | 12,950 | 12,253 | 11,616 | 11,116 | 10,616 | 10,116 | 9,616 | 9,116 | 8,616 | 8,116 | 15,284 |
| 49,000 | 50,000 | 14,049 | 13,350 | 12,653 | 12,016 | 11,516 | 11,016 | 10,516 | 10,016 | 9,516 | 9,016 | 8,516 | 15,684 |
| 50,000 | 51,000 | 14,499 | 13,750 | 13,053 | 12,416 | 11,916 | 11,416 | 10,916 | 10,416 | 9,916 | 9,416 | 8,916 | 16,084 |
| 51,000 | 52,000 | 14,949 | 14,199 | 13,453 | 12,816 | 12,316 | 11,816 | 11,316 | 10,816 | 10,316 | 9,816 | 9,316 | 16,484 |
| 52,000 | 53,000 | 15,399 | 14,649 | 13,853 | 13,216 | 12,716 | 12,216 | 11,716 | 11,216 | 10,716 | 10,216 | 9,716 | 16,884 |
| 53,000 | 54,000 | 15,849 | 15,099 | 14,349 | 13,616 | 13,116 | 12,616 | 12,116 | 11,616 | 11,116 | 10,616 | 10,116 | 17,284 |
| 54,000 | 55,000 | 16,299 | 15,549 | 14,799 | 14,049 | 13,516 | 13,016 | 12,516 | 12,016 | 11,516 | 11,016 | 10,516 | 17,684 |
| 55,000 | 56,000 | 16,749 | 15,999 | 15,249 | 14,499 | 13,936 | 13,416 | 12,916 | 12,416 | 11,916 | 11,416 | 10,916 | 18,084 |
| 56,000 | 57,000 | 17,199 | 16,449 | 15,699 | 14,949 | 14,386 | 13,824 | 13,316 | 12,816 | 12,316 | 11,816 | 11,316 | 18,484 |
| 57,000 | 58,000 | 17,649 | 16,899 | 16,149 | 15,399 | 14,836 | 14,274 | 13,716 | 13,216 | 12,716 | 12,216 | 11,716 | 18,884 |
| 58,000 | 59,000 | 18,099 | 17,349 | 16,599 | 15,849 | 15,286 | 14,724 | 14,161 | 13,616 | 13,116 | 12,616 | 12,116 | 19,284 |
| 59,000 | 60,000 | 18,549 | 17,799 | 17,049 | 16,299 | 15,736 | 15,174 | 14,611 | 14,049 | 13,516 | 13,016 | 12,516 | 19,684 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

1 月 額 表 (三)

| その月の 給與の金額 | | 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三 十八條第五 号の規定 による税 額 | |
|---|---------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--------|
| | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | |
| 0 人 | | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 | 額 | |
| 以上 | 未 満 | 税 額 | | | | | | | | | | | |
| 60,000 | 61,500 | 18,999 | 18,249 | 17,499 | 16,749 | 16,186 | 15,624 | 15,061 | 14,499 | 13,936 | 13,416 | 12,916 | 20,876 |
| 61,500 | 63,000 | 19,674 | 18,924 | 18,174 | 17,424 | 16,861 | 16,299 | 15,736 | 15,174 | 14,611 | 14,049 | 13,516 | 21,550 |
| 63,000 | 64,500 | 20,349 | 19,599 | 18,849 | 18,099 | 17,536 | 16,974 | 16,411 | 15,849 | 15,286 | 14,724 | 14,161 | 22,225 |
| 64,500 | 66,000 | 21,024 | 20,274 | 19,524 | 18,774 | 18,211 | 17,649 | 17,086 | 16,524 | 15,961 | 15,399 | 14,836 | 22,900 |
| 66,000 | 67,500 | 21,699 | 20,949 | 20,199 | 19,449 | 18,886 | 18,324 | 17,761 | 17,199 | 16,636 | 16,074 | 15,511 | 23,575 |
| 67,500 | 69,000 | 22,374 | 21,624 | 20,874 | 20,124 | 19,561 | 18,999 | 18,436 | 17,874 | 17,311 | 16,749 | 16,186 | 24,250 |
| 69,000 | 70,500 | 23,049 | 22,299 | 21,549 | 20,799 | 20,236 | 19,674 | 19,111 | 18,549 | 17,986 | 17,424 | 16,861 | 24,925 |
| 70,500 | 72,000 | 23,724 | 22,974 | 22,224 | 21,474 | 20,911 | 20,349 | 19,786 | 19,224 | 18,661 | 18,099 | 17,536 | 25,600 |
| 72,000 | 73,500 | 24,399 | 23,649 | 22,899 | 22,149 | 21,586 | 21,024 | 20,461 | 19,899 | 19,336 | 18,774 | 18,211 | 26,275 |
| 73,500 | 75,000 | 25,074 | 24,324 | 23,574 | 22,824 | 22,261 | 21,699 | 21,136 | 20,574 | 20,011 | 19,449 | 18,886 | 26,950 |
| 75,000 | 76,500 | 25,749 | 24,999 | 24,249 | 23,499 | 22,936 | 22,374 | 21,811 | 21,249 | 20,686 | 20,124 | 19,561 | 27,625 |
| 76,500 | 78,000 | 26,424 | 25,674 | 24,924 | 24,174 | 23,611 | 23,049 | 22,486 | 21,924 | 21,361 | 20,799 | 20,236 | 28,300 |
| 78,000 | 79,500 | 27,099 | 26,349 | 25,599 | 24,849 | 24,286 | 23,724 | 23,161 | 22,599 | 22,036 | 21,474 | 20,911 | 28,975 |
| 79,500 | 81,000 | 27,774 | 27,024 | 26,274 | 25,524 | 24,961 | 24,399 | 23,836 | 23,274 | 22,711 | 22,149 | 21,586 | 29,650 |
| 81,000 | 82,500 | 28,449 | 27,699 | 26,949 | 26,199 | 25,636 | 25,074 | 24,511 | 23,949 | 23,386 | 22,824 | 22,261 | 30,325 |
| 82,500 | 84,000 | 29,124 | 28,374 | 27,624 | 26,874 | 26,311 | 25,749 | 25,186 | 24,624 | 24,061 | 23,499 | 22,936 | 31,000 |
| 84,000 | 85,500 | 29,799 | 29,049 | 28,299 | 27,549 | 26,986 | 26,424 | 25,861 | 25,299 | 24,736 | 24,174 | 23,611 | 31,675 |
| 85,500 | 87,000 | 30,474 | 29,724 | 28,974 | 28,224 | 27,661 | 27,099 | 26,536 | 25,974 | 25,411 | 24,849 | 24,286 | 32,350 |
| 87,000 | 88,500 | 31,149 | 30,399 | 29,649 | 28,899 | 28,336 | 27,774 | 27,211 | 26,649 | 26,086 | 25,524 | 24,961 | 33,025 |
| 88,500 | 90,000 | 31,824 | 31,074 | 30,324 | 29,574 | 29,011 | 28,449 | 27,886 | 27,324 | 26,761 | 26,199 | 25,636 | 33,700 |
| 90,000 | 91,500 | 32,499 | 31,749 | 30,999 | 30,249 | 29,686 | 29,124 | 28,561 | 27,999 | 27,436 | 26,874 | 26,311 | 34,375 |
| 91,500 | 93,000 | 33,249 | 32,424 | 31,674 | 30,924 | 30,361 | 29,799 | 29,236 | 28,674 | 28,111 | 27,549 | 26,986 | 35,050 |
| 93,000 | 94,500 | 33,999 | 33,166 | 32,349 | 31,599 | 31,036 | 30,474 | 29,911 | 29,349 | 28,786 | 28,224 | 27,661 | 35,725 |
| 94,500 | 96,000 | 34,749 | 33,916 | 33,082 | 32,274 | 31,711 | 31,149 | 30,586 | 30,024 | 29,461 | 28,899 | 28,336 | 36,400 |
| 96,000 | 97,500 | 35,499 | 34,666 | 33,832 | 32,999 | 32,386 | 31,824 | 31,261 | 30,699 | 30,136 | 29,574 | 29,011 | 37,075 |
| 97,500 | 99,000 | 36,249 | 35,416 | 34,582 | 33,749 | 33,124 | 32,499 | 31,936 | 31,374 | 30,811 | 30,249 | 29,686 | 37,750 |
| 99,000 | 100,500 | 36,999 | 36,166 | 35,332 | 34,499 | 33,874 | 33,249 | 32,624 | 32,049 | 31,486 | 30,924 | 30,361 | 38,425 |
| 100,500 | 102,000 | 37,749 | 36,916 | 36,082 | 35,249 | 34,624 | 33,999 | 33,374 | 32,749 | 32,161 | 31,599 | 31,036 | 39,100 |
| 102,000 | 103,500 | 38,499 | 37,666 | 36,832 | 35,999 | 35,374 | 34,749 | 34,124 | 33,499 | 32,874 | 32,274 | 31,711 | 39,775 |
| 103,500 | 105,000 | 39,249 | 38,416 | 37,582 | 36,749 | 36,124 | 35,499 | 34,874 | 34,249 | 33,624 | 32,999 | 32,386 | 40,450 |
| 105,000 円 | | 39,999 | 39,166 | 38,332 | 37,499 | 36,874 | 36,249 | 35,624 | 34,999 | 34,374 | 33,749 | 33,124 | 42,083 |
| 105,000 円 を こえる金額 | | 105,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | 42,083 円に、給與の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額 | |
| 扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | — | |
| 不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその月の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 334 円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | — | |

(備考 税額の求め方)

- まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円を控除した金額)が、その求める税額である。
- 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和二十七年三月二十七日 参議院会議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表 (第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表)

ロ 週 額 表 (一)

| その週の 給与の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三 十八條 第五 号の規 定によ る税額 | |
|---------------|-------|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----|
| | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 | |
| 以上 未満 | | 税 額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1,160 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 197 |
| 1,200 | 1,250 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 204 |
| 1,250 | 1,300 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 212 |
| 1,300 | 1,350 | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 221 |
| 1,350 | 1,400 | 34 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 229 |
| 1,400 | 1,450 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 238 |
| 1,450 | 1,500 | 51 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 246 |
| 1,500 | 1,550 | 60 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 255 |
| 1,550 | 1,600 | 68 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 263 |
| 1,600 | 1,650 | 77 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 272 |
| 1,650 | 1,700 | 85 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 280 |
| 1,700 | 1,750 | 94 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 289 |
| 1,750 | 1,800 | 102 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 297 |
| 1,800 | 1,850 | 111 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 306 |
| 1,850 | 1,900 | 119 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 315 |
| 1,900 | 1,950 | 128 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 325 |
| 1,950 | 2,000 | 136 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 336 |
| 2,000 | 2,050 | 145 | 67 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 347 |
| 2,050 | 2,100 | 153 | 75 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 357 |
| 2,100 | 2,150 | 162 | 84 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 368 |
| 2,150 | 2,200 | 170 | 92 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 378 |
| 2,200 | 2,250 | 179 | 101 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 389 |
| 2,250 | 2,300 | 187 | 109 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 400 |
| 2,300 | 2,350 | 196 | 118 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 410 |
| 2,350 | 2,400 | 204 | 126 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 421 |
| 2,400 | 2,450 | 213 | 135 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 432 |
| 2,450 | 2,500 | 221 | 143 | 65 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 442 |
| 2,500 | 2,550 | 230 | 152 | 74 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 452 |
| 2,550 | 2,600 | 238 | 160 | 82 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 463 |
| 2,600 | 2,650 | 247 | 169 | 91 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 474 |
| 2,650 | 2,700 | 255 | 177 | 99 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 485 |
| 2,700 | 2,750 | 264 | 186 | 108 | 30 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 495 |
| 2,750 | 2,800 | 272 | 194 | 116 | 38 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 506 |
| 2,800 | 2,850 | 281 | 203 | 125 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 519 |
| 2,850 | 2,900 | 289 | 211 | 133 | 55 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 531 |
| 2,900 | 2,950 | 298 | 220 | 142 | 64 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 544 |
| 2,950 | 3,000 | 306 | 228 | 150 | 72 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 557 |
| 3,000 | 3,050 | 316 | 237 | 159 | 81 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 570 |
| 3,050 | 3,100 | 326 | 245 | 167 | 89 | 31 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 582 |
| 3,100 | 3,150 | 337 | 254 | 176 | 98 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 595 |
| 3,150 | 3,200 | 348 | 262 | 184 | 106 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 608 |
| 3,200 | 3,250 | 358 | 271 | 193 | 115 | 57 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 621 |
| 3,250 | 3,300 | 369 | 279 | 201 | 123 | 65 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 633 |
| 3,300 | 3,350 | 380 | 288 | 210 | 132 | 74 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 646 |
| 3,350 | 3,400 | 390 | 296 | 218 | 140 | 82 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 659 |
| 3,400 | 3,450 | 401 | 305 | 227 | 149 | 91 | 32 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 672 |
| 3,450 | 3,500 | 411 | 314 | 235 | 157 | 99 | 41 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 684 |
| 3,500 | 3,550 | 422 | 325 | 244 | 166 | 108 | 49 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 697 |
| 3,550 | 3,600 | 433 | 335 | 252 | 174 | 116 | 58 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 710 |
| 3,600 | 3,650 | 443 | 346 | 261 | 183 | 125 | 66 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 723 |
| 3,650 | 3,700 | 454 | 356 | 269 | 191 | 133 | 75 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 735 |
| 3,700 | 3,750 | 465 | 367 | 278 | 200 | 142 | 83 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 748 |
| 3,750 | 3,800 | 476 | 378 | 286 | 208 | 150 | 92 | 33 | 0 | 0 | 0 | 0 | 761 |
| 3,800 | 3,850 | 486 | 388 | 295 | 217 | 159 | 100 | 42 | 0 | 0 | 0 | 0 | 774 |
| 3,850 | 3,900 | 496 | 399 | 303 | 225 | 167 | 109 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 786 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

口 週 額 表 (二)

| その週の 給与の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第五号の規定による税額 | |
|---------------|--------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------|-------|
| | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | |
| 以上 | 未満 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | 額 |
| 3,900 | 3,950 | 507 | 410 | 312 | 234 | 176 | 117 | 59 | 1 | 0 | 0 | 0 | 799 |
| 3,950 | 4,000 | 522 | 422 | 325 | 244 | 186 | 127 | 69 | 11 | 0 | 0 | 0 | 814 |
| 4,000 | 4,100 | 537 | 435 | 337 | 254 | 196 | 137 | 79 | 21 | 0 | 0 | 0 | 829 |
| 4,100 | 4,200 | 567 | 460 | 362 | 274 | 216 | 157 | 99 | 41 | 0 | 0 | 0 | 859 |
| 4,200 | 4,300 | 597 | 485 | 387 | 294 | 236 | 177 | 119 | 61 | 2 | 0 | 0 | 889 |
| 4,300 | 4,400 | 627 | 510 | 412 | 315 | 256 | 197 | 139 | 81 | 22 | 0 | 0 | 919 |
| 4,400 | 4,500 | 657 | 540 | 437 | 340 | 276 | 217 | 159 | 101 | 42 | 0 | 0 | 949 |
| 4,500 | 4,600 | 687 | 570 | 462 | 365 | 296 | 237 | 179 | 121 | 62 | 4 | 0 | 981 |
| 4,600 | 4,700 | 717 | 600 | 487 | 390 | 317 | 257 | 199 | 141 | 82 | 24 | 0 | 1,016 |
| 4,700 | 4,800 | 747 | 630 | 513 | 415 | 342 | 277 | 219 | 161 | 102 | 44 | 0 | 1,051 |
| 4,800 | 4,900 | 777 | 660 | 543 | 440 | 367 | 297 | 239 | 181 | 122 | 64 | 5 | 1,086 |
| 4,900 | 5,000 | 807 | 690 | 573 | 465 | 392 | 319 | 259 | 201 | 142 | 84 | 25 | 1,121 |
| 5,000 | 5,100 | 837 | 720 | 603 | 490 | 417 | 344 | 279 | 221 | 162 | 104 | 45 | 1,156 |
| 5,100 | 5,200 | 867 | 750 | 633 | 516 | 442 | 369 | 299 | 241 | 182 | 124 | 65 | 1,191 |
| 5,200 | 5,300 | 897 | 780 | 663 | 546 | 467 | 394 | 321 | 261 | 202 | 144 | 85 | 1,226 |
| 5,300 | 5,400 | 927 | 810 | 693 | 576 | 492 | 419 | 346 | 281 | 222 | 164 | 105 | 1,261 |
| 5,400 | 5,500 | 957 | 840 | 723 | 606 | 519 | 444 | 371 | 301 | 242 | 184 | 125 | 1,296 |
| 5,500 | 5,600 | 991 | 870 | 753 | 636 | 549 | 469 | 396 | 323 | 262 | 204 | 145 | 1,331 |
| 5,600 | 5,700 | 1,026 | 900 | 783 | 666 | 579 | 494 | 421 | 348 | 282 | 224 | 165 | 1,366 |
| 5,700 | 5,800 | 1,061 | 930 | 813 | 696 | 609 | 521 | 446 | 373 | 302 | 244 | 185 | 1,401 |
| 5,800 | 5,900 | 1,096 | 960 | 843 | 726 | 639 | 551 | 471 | 398 | 325 | 264 | 205 | 1,436 |
| 5,900 | 6,000 | 1,131 | 994 | 873 | 756 | 669 | 581 | 496 | 423 | 350 | 284 | 225 | 1,471 |
| 6,000 | 6,100 | 1,166 | 1,029 | 903 | 786 | 699 | 611 | 524 | 448 | 375 | 304 | 245 | 1,506 |
| 6,100 | 6,200 | 1,201 | 1,064 | 933 | 816 | 729 | 641 | 554 | 473 | 400 | 327 | 265 | 1,541 |
| 6,200 | 6,300 | 1,236 | 1,099 | 963 | 846 | 759 | 671 | 584 | 498 | 425 | 352 | 285 | 1,576 |
| 6,300 | 6,400 | 1,271 | 1,134 | 998 | 876 | 789 | 701 | 614 | 526 | 450 | 377 | 305 | 1,611 |
| 6,400 | 6,500 | 1,306 | 1,169 | 1,033 | 906 | 819 | 731 | 644 | 556 | 475 | 402 | 325 | 1,646 |
| 6,500 | 6,600 | 1,341 | 1,204 | 1,068 | 936 | 849 | 761 | 674 | 586 | 500 | 427 | 354 | 1,685 |
| 6,600 | 6,700 | 1,376 | 1,239 | 1,103 | 966 | 879 | 791 | 704 | 616 | 528 | 452 | 379 | 1,725 |
| 6,700 | 6,800 | 1,411 | 1,274 | 1,138 | 1,001 | 909 | 821 | 734 | 646 | 558 | 477 | 404 | 1,765 |
| 6,800 | 6,900 | 1,446 | 1,309 | 1,173 | 1,036 | 939 | 851 | 764 | 676 | 588 | 502 | 429 | 1,805 |
| 6,900 | 7,000 | 1,481 | 1,344 | 1,208 | 1,071 | 969 | 881 | 794 | 706 | 618 | 531 | 454 | 1,845 |
| 7,000 | 7,100 | 1,516 | 1,379 | 1,243 | 1,106 | 1,004 | 911 | 824 | 736 | 648 | 561 | 479 | 1,885 |
| 7,100 | 7,200 | 1,551 | 1,414 | 1,278 | 1,141 | 1,039 | 941 | 854 | 766 | 678 | 591 | 504 | 1,925 |
| 7,200 | 7,300 | 1,586 | 1,449 | 1,313 | 1,176 | 1,074 | 971 | 884 | 796 | 708 | 621 | 533 | 1,965 |
| 7,300 | 7,400 | 1,621 | 1,484 | 1,348 | 1,211 | 1,109 | 1,007 | 914 | 826 | 738 | 651 | 563 | 2,005 |
| 7,400 | 7,500 | 1,656 | 1,519 | 1,383 | 1,246 | 1,144 | 1,042 | 944 | 856 | 768 | 681 | 593 | 2,045 |
| 7,500 | 7,600 | 1,696 | 1,554 | 1,418 | 1,281 | 1,179 | 1,077 | 974 | 886 | 798 | 711 | 622 | 2,085 |
| 7,600 | 7,700 | 1,736 | 1,589 | 1,453 | 1,316 | 1,214 | 1,112 | 1,009 | 916 | 828 | 741 | 653 | 2,125 |
| 7,700 | 7,800 | 1,776 | 1,624 | 1,488 | 1,351 | 1,249 | 1,147 | 1,044 | 946 | 858 | 771 | 683 | 2,165 |
| 7,800 | 7,900 | 1,816 | 1,660 | 1,523 | 1,386 | 1,284 | 1,182 | 1,079 | 977 | 888 | 801 | 713 | 2,205 |
| 7,900 | 8,000 | 1,856 | 1,700 | 1,558 | 1,421 | 1,319 | 1,217 | 1,114 | 1,012 | 918 | 831 | 743 | 2,245 |
| 8,000 | 8,250 | 1,896 | 1,740 | 1,593 | 1,456 | 1,354 | 1,252 | 1,149 | 1,047 | 948 | 861 | 773 | 2,285 |
| 8,250 | 8,500 | 1,996 | 1,840 | 1,684 | 1,544 | 1,441 | 1,339 | 1,237 | 1,135 | 1,033 | 936 | 848 | 2,385 |
| 8,500 | 8,750 | 2,096 | 1,940 | 1,784 | 1,631 | 1,529 | 1,427 | 1,324 | 1,222 | 1,120 | 1,018 | 923 | 2,485 |
| 8,750 | 9,000 | 2,196 | 2,040 | 1,884 | 1,728 | 1,616 | 1,514 | 1,412 | 1,310 | 1,208 | 1,105 | 1,008 | 2,585 |
| 9,000 | 9,250 | 2,296 | 2,140 | 1,984 | 1,828 | 1,711 | 1,602 | 1,499 | 1,397 | 1,295 | 1,193 | 1,091 | 2,685 |
| 9,250 | 9,500 | 2,396 | 2,240 | 2,084 | 1,928 | 1,811 | 1,694 | 1,587 | 1,485 | 1,383 | 1,280 | 1,178 | 2,785 |
| 9,500 | 9,750 | 2,496 | 2,340 | 2,184 | 2,028 | 1,911 | 1,794 | 1,677 | 1,572 | 1,470 | 1,368 | 1,266 | 2,885 |
| 9,750 | 10,000 | 2,596 | 2,440 | 2,284 | 2,128 | 2,011 | 1,894 | 1,777 | 1,661 | 1,558 | 1,455 | 1,353 | 2,985 |
| 10,000 | 10,250 | 2,696 | 2,540 | 2,384 | 2,228 | 2,111 | 1,994 | 1,877 | 1,761 | 1,645 | 1,543 | 1,441 | 3,085 |
| 10,250 | 10,500 | 2,796 | 2,640 | 2,484 | 2,328 | 2,211 | 2,094 | 1,977 | 1,861 | 1,744 | 1,630 | 1,528 | 3,185 |
| 10,500 | 10,750 | 2,896 | 2,740 | 2,584 | 2,428 | 2,311 | 2,194 | 2,077 | 1,961 | 1,844 | 1,727 | 1,616 | 3,285 |
| 10,750 | 11,000 | 2,996 | 2,840 | 2,684 | 2,528 | 2,411 | 2,294 | 2,177 | 2,061 | 1,944 | 1,827 | 1,710 | 3,407 |
| 11,000 | 11,250 | 3,096 | 2,940 | 2,784 | 2,628 | 2,511 | 2,394 | 2,277 | 2,161 | 2,044 | 1,927 | 1,810 | 3,520 |
| 11,250 | 11,500 | 3,196 | 3,040 | 2,884 | 2,728 | 2,611 | 2,494 | 2,377 | 2,261 | 2,144 | 2,027 | 1,910 | 3,632 |
| 11,500 | 11,750 | 3,307 | 3,140 | 2,984 | 2,828 | 2,711 | 2,594 | 2,477 | 2,361 | 2,244 | 2,127 | 2,010 | 3,745 |
| 11,750 | 12,000 | 3,419 | 3,244 | 3,084 | 2,928 | 2,811 | 2,694 | 2,577 | 2,461 | 2,344 | 2,227 | 2,110 | 3,857 |
| 12,000 | 12,250 | 3,532 | 3,356 | 3,184 | 3,028 | 2,911 | 2,794 | 2,677 | 2,561 | 2,444 | 2,327 | 2,210 | 3,970 |
| 12,250 | 12,500 | 3,644 | 3,469 | 3,293 | 3,128 | 3,011 | 2,894 | 2,777 | 2,661 | 2,544 | 2,427 | 2,310 | 4,082 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

口週額表(三)

| その週の 給与の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十五條第五号による税額 |
|---------------|--------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | |
| 以上 未満 | | 税額 | | | | | | | | | | | 額 |
| 12,500 | 12,750 | 3,757 | 3,581 | 3,406 | 3,230 | 3,111 | 2,994 | 2,877 | 2,761 | 2,644 | 2,527 | 2,410 | 4,195 |
| 12,750 | 13,000 | 3,809 | 3,694 | 3,518 | 3,343 | 3,211 | 3,094 | 2,977 | 2,861 | 2,744 | 2,627 | 2,510 | 4,307 |
| 13,000 | 13,250 | 3,982 | 3,806 | 3,631 | 3,455 | 3,324 | 3,194 | 3,077 | 2,961 | 2,844 | 2,727 | 2,610 | 4,420 |
| 13,250 | 13,500 | 4,094 | 3,919 | 3,743 | 3,568 | 3,436 | 3,305 | 3,177 | 3,061 | 2,944 | 2,827 | 2,710 | 4,532 |
| 13,500 | 13,750 | 4,207 | 4,031 | 3,856 | 3,680 | 3,549 | 3,418 | 3,286 | 3,161 | 3,044 | 2,927 | 2,810 | 4,645 |
| 13,750 | 14,000 | 4,319 | 4,144 | 3,968 | 3,793 | 3,661 | 3,530 | 3,399 | 3,267 | 3,144 | 3,027 | 2,910 | 4,757 |
| 14,000 | 14,250 | 4,432 | 4,256 | 4,081 | 3,905 | 3,774 | 3,643 | 3,511 | 3,380 | 3,248 | 3,127 | 3,010 | 4,870 |
| 14,250 | 14,500 | 4,544 | 4,369 | 4,193 | 4,018 | 3,886 | 3,755 | 3,624 | 3,492 | 3,361 | 3,229 | 3,110 | 4,982 |
| 14,500 | 14,750 | 4,657 | 4,481 | 4,306 | 4,130 | 3,999 | 3,868 | 3,736 | 3,605 | 3,473 | 3,342 | 3,211 | 5,095 |
| 14,750 | 15,000 | 4,769 | 4,594 | 4,418 | 4,243 | 4,111 | 3,980 | 3,849 | 3,717 | 3,586 | 3,454 | 3,323 | 5,209 |
| 15,000 | 15,300 | 4,882 | 4,706 | 4,531 | 4,355 | 4,224 | 4,093 | 3,961 | 3,830 | 3,698 | 3,567 | 3,436 | 5,320 |
| 15,300 | 15,600 | 5,017 | 4,841 | 4,666 | 4,490 | 4,359 | 4,228 | 4,096 | 3,965 | 3,833 | 3,702 | 3,571 | 5,455 |
| 15,600 | 15,900 | 5,152 | 4,976 | 4,801 | 4,625 | 4,494 | 4,363 | 4,231 | 4,100 | 3,968 | 3,837 | 3,706 | 5,590 |
| 15,900 | 16,200 | 5,287 | 5,111 | 4,936 | 4,760 | 4,629 | 4,498 | 4,366 | 4,235 | 4,103 | 3,972 | 3,841 | 5,725 |
| 16,200 | 16,500 | 5,422 | 5,246 | 5,071 | 4,895 | 4,764 | 4,633 | 4,501 | 4,370 | 4,238 | 4,107 | 3,976 | 5,860 |
| 16,500 | 16,800 | 5,557 | 5,381 | 5,206 | 5,030 | 4,899 | 4,768 | 4,636 | 4,505 | 4,373 | 4,242 | 4,111 | 5,995 |
| 16,800 | 17,100 | 5,692 | 5,516 | 5,341 | 5,165 | 5,034 | 4,903 | 4,771 | 4,640 | 4,508 | 4,377 | 4,246 | 6,130 |
| 17,100 | 17,400 | 5,827 | 5,651 | 5,476 | 5,300 | 5,169 | 5,038 | 4,906 | 4,775 | 4,643 | 4,512 | 4,381 | 6,265 |
| 17,400 | 17,700 | 5,962 | 5,786 | 5,611 | 5,435 | 5,304 | 5,173 | 5,041 | 4,910 | 4,778 | 4,647 | 4,516 | 6,400 |
| 17,700 | 18,000 | 6,097 | 5,921 | 5,746 | 5,570 | 5,439 | 5,308 | 5,176 | 5,045 | 4,913 | 4,782 | 4,651 | 6,535 |
| 18,000 | 18,300 | 6,232 | 6,056 | 5,881 | 5,705 | 5,574 | 5,443 | 5,311 | 5,180 | 5,048 | 4,917 | 4,786 | 6,670 |
| 18,300 | 18,600 | 6,367 | 6,191 | 6,016 | 5,840 | 5,709 | 5,578 | 5,446 | 5,315 | 5,183 | 5,052 | 4,921 | 6,805 |
| 18,600 | 18,900 | 6,502 | 6,326 | 6,151 | 5,975 | 5,844 | 5,713 | 5,581 | 5,450 | 5,318 | 5,187 | 5,056 | 6,940 |
| 18,900 | 19,200 | 6,637 | 6,461 | 6,286 | 6,110 | 5,979 | 5,848 | 5,716 | 5,585 | 5,453 | 5,322 | 5,191 | 7,075 |
| 19,200 | 19,500 | 6,772 | 6,596 | 6,421 | 6,245 | 6,114 | 5,983 | 5,851 | 5,720 | 5,588 | 5,457 | 5,326 | 7,210 |
| 19,500 | 19,800 | 6,907 | 6,731 | 6,556 | 6,380 | 6,249 | 6,118 | 5,986 | 5,855 | 5,723 | 5,592 | 5,461 | 7,345 |
| 19,800 | 20,100 | 7,042 | 6,866 | 6,691 | 6,515 | 6,384 | 6,253 | 6,121 | 5,990 | 5,858 | 5,727 | 5,596 | 7,480 |
| 20,100 | 20,400 | 7,177 | 7,001 | 6,826 | 6,650 | 6,519 | 6,388 | 6,256 | 6,125 | 5,993 | 5,862 | 5,731 | 7,615 |
| 20,400 | 20,700 | 7,312 | 7,136 | 6,961 | 6,785 | 6,654 | 6,523 | 6,391 | 6,260 | 6,128 | 5,997 | 5,866 | 7,750 |
| 20,700 | 21,000 | 7,447 | 7,271 | 7,096 | 6,920 | 6,789 | 6,658 | 6,526 | 6,395 | 6,263 | 6,132 | 6,001 | 7,885 |
| 21,000 | 21,300 | 7,582 | 7,406 | 7,231 | 7,055 | 6,924 | 6,793 | 6,661 | 6,530 | 6,398 | 6,267 | 6,136 | 8,020 |
| 21,300 | 21,600 | 7,717 | 7,541 | 7,366 | 7,190 | 7,059 | 6,928 | 6,796 | 6,665 | 6,533 | 6,402 | 6,271 | 8,155 |
| 21,600 | 21,900 | 7,852 | 7,676 | 7,501 | 7,325 | 7,194 | 7,063 | 6,931 | 6,800 | 6,668 | 6,537 | 6,406 | 8,290 |
| 21,900 | 22,200 | 8,032 | 7,837 | 7,642 | 7,466 | 7,329 | 7,198 | 7,066 | 6,935 | 6,803 | 6,672 | 6,541 | 8,425 |
| 22,200 | 22,500 | 8,182 | 7,987 | 7,792 | 7,597 | 7,464 | 7,333 | 7,201 | 7,070 | 6,938 | 6,807 | 6,676 | 8,560 |
| 22,500 | 22,800 | 8,332 | 8,137 | 7,942 | 7,747 | 7,601 | 7,468 | 7,336 | 7,205 | 7,073 | 6,942 | 6,811 | 8,695 |
| 22,800 | 23,100 | 8,482 | 8,287 | 8,092 | 7,897 | 7,751 | 7,605 | 7,471 | 7,340 | 7,208 | 7,077 | 6,946 | 8,830 |
| 23,100 | 23,400 | 8,632 | 8,437 | 8,242 | 8,047 | 7,901 | 7,755 | 7,609 | 7,475 | 7,343 | 7,212 | 7,081 | 8,965 |
| 23,400 | 23,700 | 8,782 | 8,587 | 8,392 | 8,197 | 8,051 | 7,905 | 7,759 | 7,613 | 7,478 | 7,347 | 7,216 | 9,100 |
| 23,700 | 24,000 | 8,932 | 8,737 | 8,542 | 8,347 | 8,201 | 8,055 | 7,909 | 7,763 | 7,617 | 7,482 | 7,351 | 9,235 |
| 24,000 | 24,300 | 9,082 | 8,887 | 8,692 | 8,497 | 8,351 | 8,205 | 8,059 | 7,913 | 7,767 | 7,621 | 7,486 | 9,370 |
| 24,300 | 24,600 | 9,232 | 9,037 | 8,842 | 8,646 | 8,501 | 8,355 | 8,209 | 8,063 | 7,917 | 7,771 | 7,625 | 9,505 |
| 24,600 | 24,900 | 9,382 | 9,187 | 8,992 | 8,797 | 8,651 | 8,505 | 8,359 | 8,213 | 8,067 | 7,921 | 7,775 | 9,640 |
| 24,900 | 25,200 | 9,532 | 9,337 | 9,142 | 8,947 | 8,801 | 8,655 | 8,509 | 8,363 | 8,217 | 8,071 | 7,925 | 9,775 |
| 25,200 | 25,500 | 9,682 | 9,487 | 9,292 | 9,097 | 8,951 | 8,805 | 8,659 | 8,513 | 8,367 | 8,221 | 8,075 | 9,910 |
| 25,500円 | | 9,832 | 9,637 | 9,442 | 9,247 | 9,101 | 8,955 | 8,809 | 8,663 | 8,517 | 8,371 | 8,225 | 10,045 |

25,500円をこえる金額に、給與の金額のうち25,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額

扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその週の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から78円を控除した金額

- (備考 税額の求め方)
- まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交りに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から78円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表(第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表)

日額表(一)

| その日の 給与の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一号の規定による額 | 丙 第三十八條第六号の規定による額 | |
|---------------|-----|-----------------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-------------------|-------------------|----|
| | | 扶養親族の数 | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 以上 | 未満 | 税額 | | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 170 | 180 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 | 0 |
| 180 | 190 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 0 |
| 190 | 200 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 32 | 0 |
| 200 | 210 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | 0 |
| 210 | 220 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 35 | 0 |
| 220 | 230 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 37 | 0 |
| 230 | 240 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 | 0 |
| 240 | 250 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 | 0 |
| 250 | 260 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 42 | 0 |
| 260 | 270 | 14 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 44 | 0 |
| 270 | 280 | 16 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 | 0 |
| 280 | 290 | 18 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48 | 0 |
| 290 | 300 | 19 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 | 0 |
| 300 | 310 | 21 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 0 |
| 310 | 320 | 23 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 | 0 |
| 320 | 330 | 24 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 | 0 |
| 330 | 340 | 26 | 15 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 | 0 |
| 340 | 350 | 28 | 17 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 0 |
| 350 | 360 | 30 | 18 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 63 | 0 |
| 360 | 370 | 31 | 20 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 65 | 0 |
| 370 | 380 | 33 | 22 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 67 | 0 |
| 380 | 390 | 35 | 23 | 12 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 69 | 0 |
| 390 | 400 | 36 | 25 | 14 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 | 0 |
| 400 | 410 | 38 | 27 | 16 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74 | 0 |
| 410 | 420 | 40 | 29 | 17 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 76 | 0 |
| 420 | 430 | 41 | 30 | 19 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 79 | 0 |
| 430 | 440 | 43 | 32 | 21 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 81 | 0 |
| 440 | 450 | 45 | 34 | 22 | 11 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 84 | 0 |
| 450 | 460 | 47 | 35 | 24 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 86 | 0 |
| 460 | 470 | 49 | 37 | 26 | 15 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 89 | 0 |
| 470 | 480 | 52 | 39 | 28 | 16 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 91 | 0 |
| 480 | 490 | 54 | 40 | 29 | 18 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 94 | 0 |
| 490 | 500 | 56 | 42 | 31 | 20 | 11 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 96 | 0 |
| 500 | 510 | 58 | 44 | 33 | 21 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 99 | 1 |
| 510 | 520 | 60 | 46 | 34 | 23 | 15 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 102 | 3 |
| 520 | 530 | 62 | 48 | 36 | 25 | 16 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 104 | 4 |
| 530 | 540 | 64 | 50 | 38 | 27 | 18 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 107 | 6 |
| 540 | 550 | 66 | 52 | 39 | 28 | 20 | 11 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 109 | 8 |
| 550 | 570 | 69 | 55 | 41 | 30 | 22 | 13 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 112 | 10 |
| 570 | 590 | 71 | 57 | 43 | 32 | 23 | 15 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 117 | 13 |
| 590 | 610 | 76 | 61 | 47 | 35 | 27 | 19 | 10 | 2 | 0 | 0 | 0 | 123 | 16 |
| 610 | 630 | 82 | 66 | 52 | 39 | 31 | 23 | 14 | 6 | 0 | 0 | 0 | 129 | 20 |
| 630 | 650 | 88 | 71 | 57 | 43 | 35 | 27 | 18 | 10 | 1 | 0 | 0 | 135 | 23 |
| 650 | 670 | 94 | 77 | 62 | 48 | 39 | 31 | 22 | 14 | 5 | 0 | 0 | 142 | 26 |
| 670 | 690 | 100 | 83 | 67 | 53 | 43 | 35 | 26 | 18 | 9 | 1 | 0 | 149 | 30 |
| 690 | 710 | 106 | 89 | 72 | 58 | 48 | 39 | 30 | 22 | 13 | 5 | 0 | 156 | 33 |
| 710 | 730 | 112 | 95 | 78 | 63 | 53 | 43 | 34 | 26 | 17 | 9 | 1 | 163 | 37 |
| 730 | 750 | 118 | 101 | 84 | 68 | 58 | 47 | 38 | 30 | 21 | 13 | 5 | 170 | 40 |
| 750 | 770 | 124 | 107 | 90 | 73 | 63 | 52 | 42 | 34 | 25 | 17 | 9 | 177 | 43 |
| 770 | 790 | 130 | 113 | 96 | 79 | 68 | 57 | 47 | 38 | 29 | 21 | 13 | 184 | 47 |
| 790 | 810 | 136 | 119 | 102 | 85 | 73 | 62 | 52 | 42 | 33 | 25 | 17 | 191 | 51 |
| 810 | 830 | 142 | 125 | 108 | 91 | 79 | 67 | 57 | 46 | 37 | 29 | 21 | 198 | 55 |
| 830 | 850 | 149 | 131 | 114 | 97 | 85 | 72 | 62 | 51 | 41 | 33 | 25 | 205 | 59 |
| 850 | 870 | 156 | 137 | 120 | 103 | 91 | 78 | 67 | 56 | 46 | 37 | 29 | 212 | 63 |
| | | 163 | 143 | 126 | 109 | 97 | 84 | 72 | 61 | 51 | 41 | 33 | | |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

ハ 日 額 表 (二)

| その日の 給與の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一項のよ に額 | 丙 第三十五條第五項のよ に額 | 第三十六條第六項のよ に額 |
|---------------|-------|-----------------------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------|--------------------|------------------|
| | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | | |
| 以 上 | 未 満 | 税 額 | | | | | | | | | | | | | |
| 870 | 890 | 170 | 150 | 132 | 115 | 103 | 90 | 77 | 66 | 56 | 45 | 37 | 219 | 68 | |
| 890 | 910 | 177 | 157 | 138 | 121 | 109 | 96 | 83 | 71 | 61 | 50 | 41 | 226 | 73 | |
| 910 | 930 | 184 | 164 | 145 | 127 | 115 | 102 | 89 | 77 | 66 | 55 | 45 | 233 | 78 | |
| 930 | 950 | 191 | 171 | 152 | 133 | 121 | 108 | 95 | 83 | 71 | 60 | 50 | 240 | 83 | |
| 950 | 970 | 198 | 178 | 159 | 139 | 127 | 114 | 101 | 89 | 76 | 65 | 55 | 248 | 88 | |
| 970 | 990 | 205 | 185 | 166 | 146 | 133 | 120 | 107 | 95 | 82 | 70 | 60 | 256 | 93 | |
| 990 | 1,010 | 212 | 192 | 173 | 153 | 138 | 126 | 113 | 101 | 88 | 76 | 65 | 264 | 98 | |
| 1,010 | 1,030 | 219 | 199 | 180 | 160 | 145 | 132 | 119 | 107 | 94 | 82 | 70 | 272 | 104 | |
| 1,030 | 1,050 | 226 | 206 | 187 | 167 | 152 | 138 | 125 | 113 | 100 | 88 | 76 | 280 | 110 | |
| 1,050 | 1,070 | 233 | 213 | 194 | 174 | 159 | 145 | 131 | 119 | 106 | 94 | 81 | 288 | 116 | |
| 1,070 | 1,090 | 240 | 220 | 201 | 181 | 166 | 152 | 137 | 125 | 112 | 100 | 87 | 296 | 122 | |
| 1,090 | 1,110 | 248 | 227 | 208 | 188 | 173 | 159 | 144 | 131 | 118 | 106 | 93 | 304 | 128 | |
| 1,110 | 1,130 | 256 | 234 | 215 | 195 | 180 | 166 | 151 | 137 | 124 | 112 | 99 | 312 | 134 | |
| 1,130 | 1,150 | 264 | 242 | 222 | 202 | 187 | 173 | 158 | 143 | 130 | 118 | 106 | 320 | 140 | |
| 1,150 | 1,180 | 272 | 250 | 229 | 209 | 194 | 180 | 165 | 150 | 136 | 124 | 111 | 328 | 146 | |
| 1,180 | 1,210 | 284 | 262 | 240 | 220 | 205 | 190 | 176 | 161 | 146 | 133 | 120 | 340 | 155 | |
| 1,210 | 1,240 | 296 | 274 | 252 | 230 | 215 | 201 | 186 | 171 | 157 | 142 | 129 | 352 | 164 | |
| 1,240 | 1,270 | 308 | 286 | 264 | 241 | 226 | 211 | 197 | 182 | 167 | 152 | 138 | 364 | 173 | |
| 1,270 | 1,300 | 320 | 298 | 276 | 253 | 236 | 222 | 207 | 192 | 178 | 163 | 148 | 376 | 182 | |
| 1,300 | 1,330 | 332 | 310 | 288 | 265 | 248 | 232 | 218 | 203 | 188 | 173 | 159 | 388 | 191 | |
| 1,330 | 1,360 | 344 | 322 | 300 | 277 | 260 | 244 | 228 | 213 | 199 | 184 | 169 | 400 | 202 | |
| 1,360 | 1,390 | 356 | 334 | 312 | 289 | 272 | 256 | 239 | 224 | 209 | 194 | 180 | 412 | 212 | |
| 1,390 | 1,420 | 368 | 346 | 324 | 301 | 284 | 268 | 251 | 234 | 220 | 205 | 190 | 424 | 223 | |
| 1,420 | 1,450 | 380 | 358 | 336 | 313 | 296 | 280 | 263 | 246 | 230 | 215 | 201 | 436 | 233 | |
| 1,450 | 1,480 | 392 | 370 | 348 | 325 | 308 | 292 | 275 | 258 | 241 | 226 | 211 | 448 | 244 | |
| 1,480 | 1,510 | 404 | 382 | 360 | 337 | 320 | 304 | 287 | 270 | 253 | 236 | 222 | 460 | 254 | |
| 1,510 | 1,540 | 416 | 394 | 372 | 349 | 332 | 316 | 299 | 282 | 265 | 248 | 232 | 473 | 265 | |
| 1,540 | 1,570 | 428 | 406 | 384 | 361 | 344 | 328 | 311 | 294 | 277 | 260 | 244 | 487 | 275 | |
| 1,570 | 1,600 | 440 | 418 | 396 | 373 | 356 | 340 | 323 | 306 | 289 | 272 | 256 | 500 | 286 | |
| 1,600 | 1,630 | 452 | 430 | 408 | 385 | 368 | 352 | 335 | 318 | 301 | 284 | 268 | 514 | 296 | |
| 1,630 | 1,660 | 465 | 442 | 420 | 397 | 380 | 364 | 347 | 330 | 313 | 296 | 280 | 527 | 307 | |
| 1,660 | 1,690 | 478 | 454 | 432 | 409 | 392 | 376 | 359 | 342 | 325 | 308 | 292 | 541 | 317 | |
| 1,690 | 1,720 | 492 | 466 | 444 | 421 | 404 | 388 | 371 | 354 | 337 | 320 | 304 | 554 | 329 | |
| 1,720 | 1,750 | 505 | 480 | 456 | 433 | 416 | 400 | 383 | 366 | 349 | 332 | 316 | 568 | 341 | |
| 1,750 | 1,800 | 519 | 493 | 468 | 445 | 428 | 412 | 395 | 378 | 361 | 344 | 328 | 581 | 353 | |
| 1,800 | 1,850 | 541 | 516 | 491 | 466 | 448 | 432 | 415 | 398 | 381 | 364 | 348 | 604 | 373 | |
| 1,850 | 1,900 | 564 | 538 | 513 | 488 | 469 | 452 | 435 | 418 | 401 | 384 | 368 | 626 | 393 | |
| 1,900 | 1,950 | 586 | 561 | 536 | 511 | 492 | 473 | 455 | 438 | 421 | 404 | 388 | 649 | 413 | |
| 1,950 | 2,000 | 609 | 583 | 558 | 533 | 514 | 495 | 476 | 457 | 441 | 424 | 408 | 671 | 433 | |
| 2,000 | 2,050 | 631 | 606 | 581 | 556 | 537 | 518 | 499 | 480 | 461 | 444 | 428 | 694 | 453 | |
| 2,050 | 2,100 | 654 | 628 | 603 | 578 | 559 | 540 | 521 | 502 | 484 | 465 | 448 | 716 | 473 | |
| 2,100 | 2,150 | 676 | 651 | 626 | 601 | 582 | 563 | 544 | 525 | 506 | 487 | 468 | 739 | 493 | |
| 2,150 | 2,200 | 699 | 673 | 648 | 623 | 604 | 585 | 566 | 547 | 529 | 510 | 491 | 761 | 513 | |
| 2,200 | 2,250 | 721 | 696 | 671 | 646 | 627 | 608 | 589 | 570 | 551 | 532 | 513 | 784 | 533 | |
| 2,250 | 2,300 | 744 | 718 | 693 | 668 | 649 | 630 | 611 | 592 | 574 | 555 | 536 | 806 | 553 | |
| 2,300 | 2,350 | 766 | 741 | 716 | 691 | 672 | 653 | 634 | 615 | 596 | 577 | 558 | 829 | 573 | |
| 2,350 | 2,400 | 789 | 763 | 738 | 713 | 694 | 675 | 656 | 637 | 619 | 600 | 581 | 851 | 593 | |
| 2,400 | 2,450 | 811 | 786 | 761 | 736 | 717 | 698 | 679 | 660 | 641 | 622 | 603 | 874 | 613 | |
| 2,450 | 2,500 | 834 | 808 | 783 | 758 | 739 | 720 | 701 | 682 | 664 | 645 | 626 | 896 | 634 | |
| 2,500 | 2,550 | 856 | 831 | 806 | 781 | 762 | 743 | 724 | 705 | 686 | 667 | 648 | 919 | 656 | |
| 2,550 | 2,600 | 879 | 853 | 828 | 803 | 784 | 765 | 746 | 727 | 709 | 690 | 671 | 941 | 679 | |
| 2,600 | 2,650 | 901 | 876 | 851 | 826 | 807 | 788 | 769 | 750 | 731 | 712 | 693 | 964 | 701 | |
| 2,650 | 2,700 | 924 | 898 | 873 | 848 | 829 | 810 | 791 | 772 | 754 | 735 | 716 | 986 | 724 | |
| 2,700 | 2,750 | 946 | 921 | 896 | 871 | 852 | 833 | 814 | 795 | 776 | 757 | 738 | 1,009 | 746 | |
| 2,750 | 2,800 | 939 | 943 | 918 | 893 | 874 | 855 | 836 | 817 | 799 | 780 | 761 | 1,031 | 769 | |
| 2,800 | 2,850 | 991 | 966 | 941 | 916 | 897 | 878 | 859 | 840 | 821 | 802 | 783 | 1,054 | 791 | |
| 2,850 | 2,900 | 1,014 | 988 | 963 | 938 | 919 | 900 | 881 | 862 | 844 | 825 | 806 | 1,076 | 814 | |
| 2,900 | 2,950 | 1,036 | 1,011 | 986 | 961 | 942 | 923 | 904 | 885 | 866 | 847 | 828 | 1,101 | 836 | |
| 2,950 | 3,000 | 1,059 | 1,033 | 1,008 | 983 | 964 | 945 | 926 | 907 | 889 | 870 | 851 | 1,126 | 859 | |
| 3,000 | 3,050 | 1,081 | 1,056 | 1,031 | 1,006 | 987 | 968 | 949 | 930 | 911 | 892 | 873 | 1,151 | 881 | |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

ハ 日 額 表 (三)

| その日の 給與の金額 | | 甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額 | | | | | | | | | | | 乙 第三十八條第一号による額 | 丙 第三十八條第一号による額 |
|--|--|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|----------------|
| | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | | |
| 以上 | 未 満 | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 | 7人 | 8人 | 9人 | 10人 | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 3,050 | 3,100 | 1,106 | 1,078 | 1,053 | 1,028 | 1,009 | 990 | 971 | 952 | 934 | 915 | 896 | 1,176 | 904 |
| 3,100 | 3,150 | 1,131 | 1,103 | 1,076 | 1,051 | 1,032 | 1,013 | 994 | 975 | 956 | 937 | 918 | 1,201 | 926 |
| 3,150 | 3,200 | 1,156 | 1,128 | 1,100 | 1,073 | 1,054 | 1,035 | 1,016 | 997 | 979 | 960 | 941 | 1,226 | 949 |
| 3,200 | 3,250 | 1,181 | 1,153 | 1,125 | 1,097 | 1,077 | 1,058 | 1,039 | 1,020 | 1,001 | 982 | 963 | 1,251 | 971 |
| 3,250 | 3,300 | 1,206 | 1,178 | 1,150 | 1,122 | 1,101 | 1,080 | 1,061 | 1,042 | 1,024 | 1,005 | 986 | 1,276 | 994 |
| 3,300 | 3,350 | 1,231 | 1,203 | 1,175 | 1,147 | 1,126 | 1,105 | 1,084 | 1,065 | 1,046 | 1,027 | 1,008 | 1,301 | 1,016 |
| 3,350 | 3,400 | 1,256 | 1,228 | 1,200 | 1,172 | 1,151 | 1,130 | 1,109 | 1,088 | 1,069 | 1,050 | 1,031 | 1,326 | 1,039 |
| 3,400 | 3,450 | 1,281 | 1,253 | 1,225 | 1,197 | 1,176 | 1,155 | 1,134 | 1,113 | 1,092 | 1,072 | 1,053 | 1,351 | 1,061 |
| 3,450 | 3,500 | 1,306 | 1,278 | 1,250 | 1,222 | 1,201 | 1,180 | 1,159 | 1,138 | 1,117 | 1,096 | 1,076 | 1,376 | 1,084 |
| 3,500円 | | 1,331 | 1,303 | 1,275 | 1,247 | 1,226 | 1,205 | 1,184 | 1,163 | 1,142 | 1,121 | 1,100 | 1,401 | 1,106 |
| 3,500円をこえる金額 | 3,500円の場合の税額に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | | | | | | | | | | | 1,401円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | 1,106円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額 | |
| 扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | | — | — |
| 不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその日の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から12円を控除した金額 | | | | | | | | | | | | | — | — |

(備考 税額の求め方)

- まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

別表第三 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五條第二項の規定による所得税額表又は第三十八條の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

退職所得（一）

| 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 |
|---------|---------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 以上 | 未満 | | 以上 | 未満 | | 以上 | 未満 | | 以上 | 未満 | |
| 151,000 | 円未満 | 0 | 210,000 | 212,000 | 6,000 | 340,000 | 344,000 | 19,750 | 560,000 | 564,000 | 51,750 |
| 151,000 | 152,000 | 100 | 212,000 | 214,000 | 6,200 | 344,000 | 348,000 | 20,250 | 564,000 | 568,000 | 52,450 |
| 152,000 | 153,000 | 200 | 214,000 | 216,000 | 6,400 | 348,000 | 352,000 | 20,750 | 568,000 | 572,000 | 53,150 |
| 153,000 | 154,000 | 300 | 216,000 | 218,000 | 6,600 | 352,000 | 356,000 | 21,250 | 572,000 | 576,000 | 53,850 |
| 154,000 | 155,000 | 400 | 218,000 | 220,000 | 6,800 | 356,000 | 360,000 | 21,750 | 576,000 | 580,000 | 54,550 |
| 155,000 | 156,000 | 500 | 220,000 | 222,000 | 7,000 | 360,000 | 364,000 | 22,250 | 580,000 | 584,000 | 55,250 |
| 156,000 | 157,000 | 600 | 222,000 | 224,000 | 7,200 | 364,000 | 368,000 | 22,750 | 584,000 | 588,000 | 55,950 |
| 157,000 | 158,000 | 700 | 224,000 | 226,000 | 7,400 | 368,000 | 372,000 | 23,250 | 588,000 | 592,000 | 56,650 |
| 158,000 | 159,000 | 800 | 226,000 | 228,000 | 7,600 | 372,000 | 376,000 | 23,750 | 592,000 | 596,000 | 57,350 |
| 159,000 | 160,000 | 900 | 228,000 | 230,000 | 7,800 | 376,000 | 380,000 | 24,250 | 596,000 | 600,000 | 58,050 |
| 160,000 | 161,000 | 1,000 | 230,000 | 232,000 | 8,000 | 380,000 | 384,000 | 24,750 | 600,000 | 604,000 | 58,750 |
| 161,000 | 162,000 | 1,100 | 232,000 | 234,000 | 8,200 | 384,000 | 388,000 | 25,250 | 604,000 | 608,000 | 59,450 |
| 162,000 | 163,000 | 1,200 | 234,000 | 236,000 | 8,400 | 388,000 | 392,000 | 25,750 | 608,000 | 612,000 | 60,150 |
| 163,000 | 164,000 | 1,300 | 236,000 | 238,000 | 8,600 | 392,000 | 396,000 | 26,300 | 612,000 | 616,000 | 60,850 |
| 164,000 | 165,000 | 1,400 | 238,000 | 240,000 | 8,800 | 396,000 | 400,000 | 26,900 | 616,000 | 620,000 | 61,550 |
| 165,000 | 166,000 | 1,500 | 240,000 | 242,000 | 9,000 | 400,000 | 404,000 | 27,500 | 620,000 | 624,000 | 62,250 |
| 166,000 | 167,000 | 1,600 | 242,000 | 244,000 | 9,200 | 404,000 | 408,000 | 28,100 | 624,000 | 628,000 | 62,950 |
| 167,000 | 168,000 | 1,700 | 244,000 | 246,000 | 9,400 | 408,000 | 412,000 | 28,700 | 628,000 | 632,000 | 63,650 |
| 168,000 | 169,000 | 1,800 | 246,000 | 248,000 | 9,600 | 412,000 | 416,000 | 29,300 | 632,000 | 636,000 | 64,350 |
| 169,000 | 170,000 | 1,900 | 248,000 | 250,000 | 9,800 | 416,000 | 420,000 | 29,900 | 636,000 | 640,000 | 65,050 |
| 170,000 | 171,000 | 2,000 | 250,000 | 252,000 | 10,000 | 420,000 | 424,000 | 30,500 | 640,000 | 644,000 | 65,750 |
| 171,000 | 172,000 | 2,100 | 252,000 | 254,000 | 10,200 | 424,000 | 428,000 | 31,100 | 644,000 | 648,000 | 66,450 |
| 172,000 | 173,000 | 2,200 | 254,000 | 256,000 | 10,400 | 428,000 | 432,000 | 31,700 | 648,000 | 652,000 | 67,150 |
| 173,000 | 174,000 | 2,300 | 256,000 | 258,000 | 10,600 | 432,000 | 436,000 | 32,300 | 652,000 | 656,000 | 67,850 |
| 174,000 | 175,000 | 2,400 | 258,000 | 260,000 | 10,800 | 436,000 | 440,000 | 32,900 | 656,000 | 660,000 | 68,550 |
| 175,000 | 176,000 | 2,500 | 260,000 | 262,000 | 11,000 | 440,000 | 444,000 | 33,500 | 660,000 | 664,000 | 69,250 |
| 176,000 | 177,000 | 2,600 | 262,000 | 264,000 | 11,200 | 444,000 | 448,000 | 34,100 | 664,000 | 668,000 | 69,950 |
| 177,000 | 178,000 | 2,700 | 264,000 | 266,000 | 11,400 | 448,000 | 452,000 | 34,700 | 668,000 | 672,000 | 70,650 |
| 178,000 | 179,000 | 2,800 | 266,000 | 268,000 | 11,600 | 452,000 | 456,000 | 35,300 | 672,000 | 676,000 | 71,350 |
| 179,000 | 180,000 | 2,900 | 268,000 | 270,000 | 11,800 | 456,000 | 460,000 | 35,900 | 676,000 | 680,000 | 72,050 |
| 180,000 | 181,000 | 3,000 | 270,000 | 272,000 | 12,000 | 460,000 | 464,000 | 36,500 | 680,000 | 684,000 | 72,750 |
| 181,000 | 182,000 | 3,100 | 272,000 | 274,000 | 12,200 | 464,000 | 468,000 | 37,100 | 684,000 | 688,000 | 73,450 |
| 182,000 | 183,000 | 3,200 | 274,000 | 276,000 | 12,400 | 468,000 | 472,000 | 37,700 | 688,000 | 692,000 | 74,150 |
| 183,000 | 184,000 | 3,300 | 276,000 | 278,000 | 12,600 | 472,000 | 476,000 | 38,300 | 692,000 | 696,000 | 74,850 |
| 184,000 | 185,000 | 3,400 | 278,000 | 280,000 | 12,800 | 476,000 | 480,000 | 38,900 | 696,000 | 700,000 | 75,550 |
| 185,000 | 186,000 | 3,500 | 280,000 | 282,000 | 13,000 | 480,000 | 484,000 | 39,500 | 700,000 | 706,000 | 76,250 |
| 186,000 | 187,000 | 3,600 | 282,000 | 284,000 | 13,200 | 484,000 | 488,000 | 40,100 | 706,000 | 712,000 | 77,000 |
| 187,000 | 188,000 | 3,700 | 284,000 | 286,000 | 13,400 | 488,000 | 492,000 | 40,700 | 712,000 | 718,000 | 77,850 |
| 188,000 | 189,000 | 3,800 | 286,000 | 288,000 | 13,600 | 492,000 | 496,000 | 41,300 | 718,000 | 724,000 | 78,800 |
| 189,000 | 190,000 | 3,900 | 288,000 | 290,000 | 13,800 | 496,000 | 500,000 | 41,900 | 724,000 | 730,000 | 80,000 |
| 190,000 | 191,000 | 4,000 | 290,000 | 292,000 | 14,000 | 500,000 | 504,000 | 42,500 | 730,000 | 736,000 | 81,500 |
| 191,000 | 192,000 | 4,100 | 292,000 | 294,000 | 14,200 | 504,000 | 508,000 | 43,100 | 736,000 | 742,000 | 82,550 |
| 192,000 | 193,000 | 4,200 | 294,000 | 296,000 | 14,400 | 508,000 | 512,000 | 43,700 | 742,000 | 748,000 | 83,600 |
| 193,000 | 194,000 | 4,300 | 296,000 | 298,000 | 14,600 | 512,000 | 516,000 | 44,300 | 748,000 | 754,000 | 84,650 |
| 194,000 | 195,000 | 4,400 | 298,000 | 300,000 | 14,800 | 516,000 | 520,000 | 44,900 | 754,000 | 760,000 | 85,800 |
| 195,000 | 196,000 | 4,500 | 300,000 | 304,000 | 15,000 | 520,000 | 524,000 | 45,500 | 760,000 | 766,000 | 87,000 |
| 196,000 | 197,000 | 4,600 | 304,000 | 308,000 | 15,400 | 524,000 | 528,000 | 46,100 | 766,000 | 772,000 | 88,200 |
| 197,000 | 198,000 | 4,700 | 308,000 | 312,000 | 15,800 | 528,000 | 532,000 | 46,700 | 772,000 | 778,000 | 89,400 |
| 198,000 | 199,000 | 4,800 | 312,000 | 316,000 | 16,250 | 532,000 | 536,000 | 47,300 | 778,000 | 784,000 | 90,600 |
| 199,000 | 200,000 | 4,900 | 316,000 | 320,000 | 16,750 | 536,000 | 540,000 | 47,900 | 784,000 | 790,000 | 91,800 |
| 200,000 | 202,000 | 5,000 | 320,000 | 324,000 | 17,250 | 540,000 | 544,000 | 48,500 | 790,000 | 796,000 | 93,000 |
| 202,000 | 204,000 | 5,200 | 324,000 | 328,000 | 17,750 | 544,000 | 548,000 | 49,100 | 796,000 | 802,000 | 94,200 |
| 204,000 | 206,000 | 5,400 | 328,000 | 332,000 | 18,250 | 548,000 | 552,000 | 49,700 | 802,000 | 808,000 | 95,400 |
| 206,000 | 208,000 | 5,600 | 332,000 | 336,000 | 18,750 | 552,000 | 556,000 | 50,350 | 808,000 | 814,000 | 96,600 |
| 208,000 | 210,000 | 5,800 | 336,000 | 340,000 | 19,250 | 556,000 | 560,000 | 51,050 | 814,000 | 820,000 | 97,800 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

退職所得 (二)

| 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 | 給與の金額 | | 税 額 |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----|--------------|-----------|---------------------------------------|
| 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | | 以 上 | 未 満 | |
| 820,000 | 826,000 | 99,000 | 910,000 | 916,000 | 117,000 | | | | | | |
| 826,000 | 832,000 | 100,200 | 916,000 | 922,000 | 118,200 | | | | | | |
| 832,000 | 838,000 | 101,400 | 922,000 | 928,000 | 119,400 | | | | | | |
| 838,000 | 844,000 | 102,600 | 928,000 | 934,000 | 120,600 | | | | | | |
| 844,000 | 850,000 | 103,800 | 934,000 | 940,000 | 121,800 | 1,000,000 | 1,150,000 | | 2,150,000 | 4,150,000 | 給與の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額 |
| 850,000 | 856,000 | 105,000 | 940,000 | 946,000 | 123,000 | | | | | | |
| 856,000 | 862,000 | 106,200 | 946,000 | 952,000 | 124,200 | | | | | | |
| 862,000 | 868,000 | 107,400 | 952,000 | 958,000 | 125,400 | | | | | | |
| 868,000 | 874,000 | 108,600 | 958,000 | 964,000 | 126,600 | | | | | | |
| 874,000 | 880,000 | 109,800 | 964,000 | 970,000 | 127,800 | 1,150,000 | 2,150,000 | | 4,150,000円以上 | | 給與の金額に27.5%を乗じて算出した金額から93,750円を控除した金額 |
| 880,000 | 886,000 | 111,000 | 970,000 | 976,000 | 129,000 | | | | | | |
| 886,000 | 892,000 | 112,200 | 976,000 | 982,000 | 130,200 | | | | | | |
| 892,000 | 898,000 | 113,400 | 982,000 | 988,000 | 131,400 | | | | | | |
| 898,000 | 904,000 | 114,600 | 988,000 | 994,000 | 132,600 | | | | | | |
| 904,000 | 910,000 | 115,800 | 994,000 | 1,000,000 | 133,800 | | | | | | |

(備考 税額の求め方) 給與の金額に応ずる給與の金額欄に対応する税額欄に記載されている金額が、その給與の金額について徴収すべき税額である。

(二)

| その年の保険料 控除後の給與の 金額 | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-----|-----|------|---|
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 | |
| 以 上 | 未 満 | 税 額 | | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 123,530 | 124,710 | 11,000 | 7,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 124,710 | 125,890 | 11,200 | 7,200 | 3,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 125,890 | 127,060 | 11,400 | 7,400 | 3,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 127,060 | 128,240 | 11,600 | 7,600 | 3,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 128,240 | 129,420 | 11,800 | 7,800 | 3,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 129,420 | 130,590 | 12,000 | 8,000 | 4,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 130,590 | 131,770 | 12,200 | 8,200 | 4,200 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 131,770 | 132,950 | 12,400 | 8,400 | 4,400 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 132,950 | 134,120 | 12,600 | 8,600 | 4,600 | 600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 134,120 | 135,300 | 12,800 | 8,800 | 4,800 | 800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 135,300 | 136,480 | 13,000 | 9,000 | 5,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 136,480 | 137,650 | 13,200 | 9,200 | 5,200 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 137,650 | 138,830 | 13,400 | 9,400 | 5,400 | 1,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 138,830 | 140,000 | 13,600 | 9,600 | 5,600 | 1,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 140,000 | 141,180 | 13,800 | 9,800 | 5,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 141,180 | 142,360 | 14,000 | 10,000 | 6,000 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 142,360 | 143,530 | 14,200 | 10,200 | 6,200 | 2,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 143,530 | 144,710 | 14,400 | 10,400 | 6,400 | 2,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 144,710 | 145,890 | 14,600 | 10,600 | 6,600 | 2,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 145,890 | 147,060 | 14,800 | 10,800 | 6,800 | 2,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 147,060 | 148,240 | 15,000 | 11,000 | 7,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 148,240 | 149,420 | 15,200 | 11,200 | 7,200 | 3,200 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 149,420 | 150,590 | 15,400 | 11,400 | 7,400 | 3,400 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 150,590 | 151,770 | 15,600 | 11,600 | 7,600 | 3,600 | 600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 151,770 | 152,950 | 15,800 | 11,800 | 7,800 | 3,800 | 800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 152,950 | 154,120 | 16,000 | 12,000 | 8,000 | 4,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 154,120 | 155,300 | 16,250 | 12,200 | 8,200 | 4,200 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 155,300 | 156,480 | 16,500 | 12,400 | 8,400 | 4,400 | 1,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 156,480 | 157,650 | 16,750 | 12,600 | 8,600 | 4,600 | 1,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 157,650 | 158,830 | 17,000 | 12,800 | 8,800 | 4,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 158,830 | 160,000 | 17,250 | 13,000 | 9,000 | 5,000 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 160,000 | 161,180 | 17,500 | 13,200 | 9,200 | 5,200 | 2,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 161,180 | 162,360 | 17,750 | 13,400 | 9,400 | 5,400 | 2,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 162,360 | 163,530 | 18,000 | 13,600 | 9,600 | 5,600 | 2,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 163,530 | 164,710 | 18,250 | 13,800 | 9,800 | 5,800 | 2,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 164,710 | 165,890 | 18,500 | 14,000 | 10,000 | 6,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 165,890 | 167,060 | 18,750 | 14,200 | 10,200 | 6,200 | 3,200 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 167,060 | 168,240 | 19,000 | 14,400 | 10,400 | 6,400 | 3,400 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 168,240 | 169,420 | 19,250 | 14,600 | 10,600 | 6,600 | 3,600 | 600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 169,420 | 170,590 | 19,500 | 14,800 | 10,800 | 6,800 | 3,800 | 800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 170,590 | 171,770 | 19,750 | 15,000 | 11,000 | 7,000 | 4,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 171,770 | 172,950 | 20,000 | 15,200 | 11,200 | 7,200 | 4,200 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 172,950 | 174,120 | 20,250 | 15,400 | 11,400 | 7,400 | 4,400 | 1,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 174,120 | 175,300 | 20,500 | 15,600 | 11,600 | 7,600 | 4,600 | 1,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 175,300 | 176,480 | 20,750 | 15,800 | 11,800 | 7,800 | 4,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 176,480 | 178,830 | 21,000 | 16,000 | 12,000 | 8,000 | 5,000 | 2,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 178,830 | 181,180 | 21,500 | 16,500 | 12,400 | 8,400 | 5,400 | 2,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 181,180 | 183,530 | 22,000 | 17,000 | 12,800 | 8,800 | 5,800 | 2,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 183,530 | 185,890 | 22,500 | 17,500 | 13,200 | 9,200 | 6,200 | 3,200 | 200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 185,890 | 188,240 | 23,000 | 18,000 | 13,600 | 9,600 | 6,600 | 3,600 | 600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 188,240 | 190,590 | 23,500 | 18,500 | 14,000 | 10,000 | 7,000 | 4,000 | 1,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 190,590 | 192,950 | 24,000 | 19,000 | 14,400 | 10,400 | 7,400 | 4,400 | 1,400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 192,950 | 195,300 | 24,500 | 19,500 | 14,800 | 10,800 | 7,800 | 4,800 | 1,800 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 195,300 | 197,650 | 25,000 | 20,000 | 15,200 | 11,200 | 8,200 | 5,200 | 2,200 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 197,650 | 200,000 | 25,500 | 20,500 | 15,600 | 11,600 | 8,600 | 5,600 | 2,600 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 200,000 | 202,000 | 26,000 | 21,000 | 16,000 | 12,000 | 9,000 | 6,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 202,000 | 204,000 | 26,600 | 21,500 | 16,500 | 12,400 | 9,400 | 6,400 | 3,400 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 204,000 | 206,000 | 27,200 | 22,000 | 17,000 | 12,800 | 9,800 | 6,800 | 3,800 | 800 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 206,000 | 208,000 | 27,800 | 22,500 | 17,500 | 13,200 | 10,200 | 7,200 | 4,200 | 1,200 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 208,000 | 210,000 | 28,400 | 23,000 | 18,000 | 13,600 | 10,600 | 7,600 | 4,600 | 1,600 | 0 | 0 | 0 | 0 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

(三)

| その年の保険料 控除後の給與の 金額 | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以 上 | 未 滿 | 税 額 | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 210,000 | 212,000 | 29,000 | 23,500 | 18,500 | 14,000 | 11,000 | 8,000 | 5,000 | 2,000 | 0 | 0 | 0 |
| 212,000 | 214,000 | 29,600 | 24,000 | 19,000 | 14,400 | 11,400 | 8,400 | 5,400 | 2,400 | 0 | 0 | 0 |
| 214,000 | 216,000 | 30,200 | 24,500 | 19,500 | 14,800 | 11,800 | 8,800 | 5,800 | 2,800 | 0 | 0 | 0 |
| 216,000 | 218,000 | 30,800 | 25,000 | 20,000 | 15,200 | 12,200 | 9,200 | 6,200 | 3,200 | 200 | 0 | 0 |
| 218,000 | 220,000 | 31,400 | 25,500 | 20,500 | 15,600 | 12,600 | 9,600 | 6,600 | 3,600 | 600 | 0 | 0 |
| 220,000 | 222,000 | 32,000 | 26,000 | 21,000 | 16,000 | 13,000 | 10,000 | 7,000 | 4,000 | 1,000 | 0 | 0 |
| 222,000 | 224,000 | 32,600 | 26,600 | 21,500 | 16,500 | 13,400 | 10,400 | 7,400 | 4,400 | 1,400 | 0 | 0 |
| 224,000 | 226,000 | 33,200 | 27,200 | 22,000 | 17,000 | 13,800 | 10,800 | 7,800 | 4,800 | 1,800 | 0 | 0 |
| 226,000 | 228,000 | 33,800 | 27,800 | 22,500 | 17,500 | 14,200 | 11,200 | 8,200 | 5,200 | 2,200 | 0 | 0 |
| 228,000 | 230,000 | 34,400 | 28,400 | 23,000 | 18,000 | 14,600 | 11,600 | 8,600 | 5,600 | 2,600 | 0 | 0 |
| 230,000 | 232,000 | 35,000 | 29,000 | 23,500 | 18,500 | 15,000 | 12,000 | 9,000 | 6,000 | 3,000 | 0 | 0 |
| 232,000 | 234,000 | 35,600 | 29,600 | 24,000 | 19,000 | 15,400 | 12,400 | 9,400 | 6,400 | 3,400 | 400 | 0 |
| 234,000 | 236,000 | 36,200 | 30,200 | 24,500 | 19,500 | 15,800 | 12,800 | 9,800 | 6,800 | 3,800 | 800 | 0 |
| 236,000 | 238,000 | 36,800 | 30,800 | 25,000 | 20,000 | 16,200 | 13,200 | 10,200 | 7,200 | 4,200 | 1,200 | 0 |
| 238,000 | 240,000 | 37,400 | 31,400 | 25,500 | 20,500 | 16,700 | 13,600 | 10,600 | 7,600 | 4,600 | 1,600 | 0 |
| 240,000 | 242,000 | 38,000 | 32,000 | 26,000 | 21,000 | 17,200 | 14,000 | 11,000 | 8,000 | 5,000 | 2,000 | 0 |
| 242,000 | 244,000 | 38,600 | 32,600 | 26,600 | 21,500 | 17,700 | 14,400 | 11,400 | 8,400 | 5,400 | 2,400 | 0 |
| 244,000 | 246,000 | 39,200 | 33,200 | 27,200 | 22,000 | 18,200 | 14,800 | 11,800 | 8,800 | 5,800 | 2,800 | 0 |
| 246,000 | 248,000 | 39,800 | 33,800 | 27,800 | 22,500 | 18,700 | 15,200 | 12,200 | 9,200 | 6,200 | 3,200 | 200 |
| 248,000 | 250,000 | 40,400 | 34,400 | 28,400 | 23,000 | 19,200 | 15,600 | 12,600 | 9,600 | 6,600 | 3,600 | 600 |
| 250,000 | 252,000 | 41,000 | 35,000 | 29,000 | 23,500 | 19,700 | 16,000 | 13,000 | 10,000 | 7,000 | 4,000 | 1,000 |
| 252,000 | 254,000 | 41,600 | 35,600 | 29,600 | 24,000 | 20,200 | 16,500 | 13,400 | 10,400 | 7,400 | 4,400 | 1,400 |
| 254,000 | 256,000 | 42,200 | 36,200 | 30,200 | 24,500 | 20,700 | 17,000 | 13,800 | 10,800 | 7,800 | 4,800 | 1,800 |
| 256,000 | 258,000 | 42,800 | 36,800 | 30,800 | 25,000 | 21,200 | 17,500 | 14,200 | 11,200 | 8,200 | 5,200 | 2,200 |
| 258,000 | 260,000 | 43,400 | 37,400 | 31,400 | 25,500 | 21,700 | 18,000 | 14,600 | 11,600 | 8,600 | 5,600 | 2,600 |
| 260,000 | 262,000 | 44,000 | 38,000 | 32,000 | 26,000 | 22,200 | 18,500 | 15,000 | 12,000 | 9,000 | 6,000 | 3,000 |
| 262,000 | 264,000 | 44,600 | 38,600 | 32,600 | 26,600 | 22,700 | 19,000 | 15,400 | 12,400 | 9,400 | 6,400 | 3,400 |
| 264,000 | 266,000 | 45,200 | 39,200 | 33,200 | 27,200 | 23,200 | 19,500 | 15,800 | 12,800 | 9,800 | 6,800 | 3,800 |
| 266,000 | 268,000 | 45,800 | 39,800 | 33,800 | 27,800 | 23,700 | 20,000 | 16,250 | 13,200 | 10,200 | 7,200 | 4,200 |
| 268,000 | 270,000 | 46,400 | 40,400 | 34,400 | 28,400 | 24,200 | 20,500 | 16,750 | 13,600 | 10,600 | 7,600 | 4,600 |
| 270,000 | 272,000 | 47,000 | 41,000 | 35,000 | 29,000 | 24,700 | 21,000 | 17,250 | 14,000 | 11,000 | 8,000 | 5,000 |
| 272,000 | 274,000 | 47,600 | 41,600 | 35,600 | 29,600 | 25,200 | 21,500 | 17,750 | 14,400 | 11,400 | 8,400 | 5,400 |
| 274,000 | 276,000 | 48,200 | 42,200 | 36,200 | 30,200 | 25,700 | 22,000 | 18,250 | 14,800 | 11,800 | 8,800 | 5,800 |
| 276,000 | 278,000 | 48,800 | 42,800 | 36,800 | 30,800 | 26,300 | 22,500 | 18,750 | 15,200 | 12,200 | 9,200 | 6,200 |
| 278,000 | 280,000 | 49,400 | 43,400 | 37,400 | 31,400 | 26,900 | 23,000 | 19,250 | 15,600 | 12,600 | 9,600 | 6,600 |
| 280,000 | 283,000 | 50,000 | 44,000 | 38,000 | 32,000 | 27,500 | 23,500 | 19,750 | 16,000 | 13,000 | 10,000 | 7,000 |
| 283,000 | 286,000 | 51,050 | 44,900 | 38,900 | 32,900 | 28,400 | 24,250 | 20,500 | 16,750 | 13,600 | 10,600 | 7,600 |
| 286,000 | 289,000 | 52,100 | 45,800 | 39,800 | 33,800 | 29,300 | 25,000 | 21,250 | 17,500 | 14,200 | 11,200 | 8,200 |
| 289,000 | 292,000 | 53,150 | 46,700 | 40,700 | 34,700 | 30,200 | 25,750 | 22,000 | 18,250 | 14,800 | 11,800 | 8,800 |
| 292,000 | 295,000 | 54,200 | 47,600 | 41,600 | 35,600 | 31,100 | 26,600 | 22,750 | 19,000 | 15,400 | 12,400 | 9,400 |
| 295,000 | 298,000 | 55,250 | 48,500 | 42,500 | 36,500 | 32,000 | 27,500 | 23,500 | 19,750 | 16,000 | 13,000 | 10,000 |
| 298,000 | 301,000 | 56,300 | 49,400 | 43,400 | 37,400 | 32,900 | 28,400 | 24,250 | 20,500 | 16,750 | 13,600 | 10,600 |
| 301,000 | 304,000 | 57,350 | 50,350 | 44,300 | 38,300 | 33,800 | 29,300 | 25,000 | 21,250 | 17,500 | 14,200 | 11,200 |
| 304,000 | 307,000 | 58,400 | 51,400 | 45,200 | 39,200 | 34,700 | 30,200 | 25,750 | 22,000 | 18,250 | 14,800 | 11,800 |
| 307,000 | 310,000 | 59,450 | 52,450 | 46,100 | 40,100 | 35,600 | 31,100 | 26,600 | 22,750 | 19,000 | 15,400 | 12,400 |
| 310,000 | 313,000 | 60,500 | 53,500 | 47,000 | 41,000 | 36,500 | 32,000 | 27,500 | 23,500 | 19,750 | 16,000 | 13,000 |
| 313,000 | 316,000 | 61,550 | 54,550 | 47,900 | 41,900 | 37,400 | 32,900 | 28,400 | 24,250 | 20,500 | 16,750 | 13,600 |
| 316,000 | 319,000 | 62,600 | 55,600 | 48,800 | 42,800 | 38,300 | 33,800 | 29,300 | 25,000 | 21,250 | 17,500 | 14,200 |
| 319,000 | 322,000 | 63,650 | 56,650 | 49,700 | 43,700 | 39,200 | 34,700 | 30,200 | 25,750 | 22,000 | 18,250 | 14,800 |
| 322,000 | 325,000 | 64,700 | 57,700 | 50,700 | 44,600 | 40,100 | 35,600 | 31,100 | 26,600 | 22,750 | 19,000 | 15,400 |
| 325,000 | 328,000 | 65,750 | 58,750 | 51,750 | 45,500 | 41,000 | 36,500 | 32,000 | 27,500 | 23,500 | 19,750 | 16,000 |
| 328,000 | 331,000 | 66,800 | 59,800 | 52,800 | 46,400 | 41,900 | 37,400 | 32,900 | 28,400 | 24,250 | 20,500 | 16,750 |
| 331,000 | 334,000 | 67,850 | 60,850 | 53,850 | 47,300 | 42,800 | 38,300 | 33,800 | 29,300 | 25,000 | 21,250 | 17,500 |
| 334,000 | 337,000 | 68,900 | 61,900 | 54,900 | 48,200 | 43,700 | 39,200 | 34,700 | 30,200 | 25,750 | 22,000 | 18,250 |
| 337,000 | 340,000 | 69,950 | 62,950 | 55,950 | 49,100 | 44,600 | 40,100 | 35,600 | 31,100 | 26,600 | 22,750 | 19,000 |
| 340,000 | 343,000 | 71,000 | 64,000 | 57,000 | 50,000 | 45,500 | 41,000 | 36,500 | 32,000 | 27,500 | 23,500 | 19,750 |
| 343,000 | 346,000 | 72,050 | 65,050 | 58,050 | 51,050 | 46,400 | 42,000 | 37,400 | 32,900 | 28,400 | 24,250 | 20,500 |
| 346,000 | 349,000 | 73,100 | 66,100 | 59,100 | 52,100 | 47,300 | 42,800 | 38,300 | 33,800 | 29,300 | 25,000 | 21,250 |
| 349,000 | 352,000 | 74,150 | 67,150 | 60,150 | 53,150 | 48,200 | 43,700 | 39,200 | 34,700 | 30,200 | 25,750 | 22,000 |
| 352,000 | 355,000 | 75,200 | 68,200 | 61,200 | 54,200 | 49,100 | 44,600 | 40,100 | 35,600 | 31,100 | 26,600 | 22,750 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九條

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

(四)

| その年の保険料控除後の給與の金額 | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以 上 | 未 滿 | 税 額 | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 355,000 | 358,000 | 76,250 | 69,250 | 62,250 | 55,250 | 50,000 | 45,500 | 41,000 | 36,500 | 32,000 | 27,500 | 23,500 |
| 358,000 | 361,000 | 77,300 | 70,300 | 63,300 | 56,300 | 51,050 | 46,400 | 41,900 | 37,400 | 32,900 | 28,400 | 24,250 |
| 361,000 | 364,000 | 78,350 | 71,350 | 64,350 | 57,350 | 52,100 | 47,300 | 42,800 | 38,300 | 33,800 | 29,300 | 25,000 |
| 364,000 | 367,000 | 79,400 | 72,400 | 65,400 | 58,400 | 53,150 | 48,200 | 43,700 | 39,200 | 34,700 | 30,200 | 25,750 |
| 367,000 | 370,000 | 80,450 | 73,450 | 66,450 | 59,450 | 54,200 | 49,100 | 44,600 | 40,100 | 35,600 | 31,100 | 26,600 |
| 370,000 | 373,000 | 81,500 | 74,500 | 67,500 | 60,500 | 55,250 | 50,000 | 45,500 | 41,000 | 36,500 | 32,000 | 27,500 |
| 373,000 | 376,000 | 82,550 | 75,550 | 68,550 | 61,550 | 56,300 | 51,050 | 46,400 | 41,900 | 37,400 | 32,900 | 28,400 |
| 376,000 | 379,000 | 83,600 | 76,600 | 69,600 | 62,600 | 57,350 | 52,100 | 47,300 | 42,800 | 38,300 | 33,800 | 29,300 |
| 379,000 | 382,000 | 84,650 | 77,650 | 70,650 | 63,650 | 58,400 | 53,150 | 48,200 | 43,700 | 39,200 | 34,700 | 30,200 |
| 382,000 | 385,000 | 85,800 | 78,700 | 71,700 | 64,700 | 59,450 | 54,200 | 49,100 | 44,600 | 40,100 | 35,600 | 31,100 |
| 385,000 | 388,000 | 87,000 | 79,750 | 72,750 | 65,750 | 60,500 | 55,250 | 50,000 | 45,500 | 41,000 | 36,500 | 32,000 |
| 388,000 | 391,000 | 88,200 | 80,800 | 73,800 | 66,800 | 61,550 | 56,300 | 51,050 | 46,400 | 41,900 | 37,400 | 32,900 |
| 391,000 | 394,000 | 89,400 | 81,850 | 74,850 | 67,850 | 62,600 | 57,350 | 52,100 | 47,300 | 42,800 | 38,300 | 33,800 |
| 394,000 | 397,000 | 90,600 | 82,900 | 75,900 | 68,900 | 63,650 | 58,400 | 53,150 | 48,200 | 43,700 | 39,200 | 34,700 |
| 397,000 | 400,000 | 91,800 | 83,950 | 76,950 | 69,950 | 64,700 | 59,450 | 54,200 | 49,100 | 44,600 | 40,100 | 35,600 |
| 400,000 | 404,000 | 93,000 | 85,000 | 78,000 | 71,000 | 65,750 | 60,500 | 55,250 | 50,000 | 45,500 | 41,000 | 36,500 |
| 404,000 | 408,000 | 94,600 | 86,600 | 79,400 | 72,400 | 67,150 | 61,900 | 56,650 | 51,400 | 46,700 | 42,200 | 37,700 |
| 408,000 | 412,000 | 96,200 | 88,200 | 80,800 | 73,800 | 68,550 | 63,300 | 58,050 | 52,800 | 47,900 | 43,400 | 38,900 |
| 412,000 | 416,000 | 97,800 | 89,800 | 82,200 | 75,200 | 69,950 | 64,700 | 59,450 | 54,200 | 49,100 | 44,600 | 40,100 |
| 416,000 | 420,000 | 99,400 | 91,400 | 83,600 | 76,600 | 71,350 | 66,100 | 60,850 | 55,600 | 50,350 | 45,800 | 41,300 |
| 420,000 | 424,000 | 101,000 | 93,000 | 85,000 | 78,000 | 72,750 | 67,500 | 62,250 | 57,000 | 51,750 | 47,000 | 42,500 |
| 424,000 | 428,000 | 102,600 | 94,600 | 86,600 | 79,400 | 74,150 | 68,900 | 63,650 | 58,400 | 53,150 | 48,200 | 43,700 |
| 428,000 | 432,000 | 104,200 | 96,200 | 88,200 | 80,800 | 75,550 | 70,300 | 65,050 | 59,800 | 54,550 | 49,400 | 44,900 |
| 432,000 | 436,000 | 105,800 | 97,800 | 89,800 | 82,200 | 76,950 | 71,700 | 66,450 | 61,200 | 55,950 | 50,700 | 46,100 |
| 436,000 | 440,000 | 107,400 | 99,400 | 91,400 | 83,600 | 78,350 | 73,100 | 67,850 | 62,600 | 57,350 | 52,100 | 47,300 |
| 440,000 | 444,000 | 109,000 | 101,000 | 93,000 | 85,000 | 79,750 | 74,500 | 69,250 | 64,000 | 58,750 | 53,500 | 48,500 |
| 444,000 | 448,000 | 110,600 | 102,600 | 94,600 | 86,600 | 81,150 | 75,900 | 70,650 | 65,400 | 60,150 | 54,900 | 49,700 |
| 448,000 | 452,000 | 112,200 | 104,200 | 96,200 | 88,200 | 82,550 | 77,300 | 72,050 | 66,800 | 61,550 | 56,300 | 51,050 |
| 452,000 | 456,000 | 113,800 | 105,800 | 97,800 | 89,800 | 83,950 | 78,700 | 73,450 | 68,200 | 62,950 | 57,700 | 52,450 |
| 456,000 | 460,000 | 115,400 | 107,400 | 99,400 | 91,400 | 85,400 | 80,100 | 74,850 | 69,600 | 64,350 | 59,100 | 53,850 |
| 460,000 | 464,000 | 117,000 | 109,000 | 101,000 | 93,000 | 87,000 | 81,500 | 76,250 | 71,000 | 65,750 | 60,500 | 55,250 |
| 464,000 | 468,000 | 118,600 | 110,600 | 102,600 | 94,600 | 88,600 | 82,900 | 77,650 | 72,400 | 67,150 | 61,900 | 56,650 |
| 468,000 | 472,000 | 120,200 | 112,200 | 104,200 | 96,200 | 90,200 | 84,300 | 79,050 | 73,800 | 68,550 | 63,300 | 58,050 |
| 472,000 | 476,000 | 121,800 | 113,800 | 105,800 | 97,800 | 91,800 | 85,800 | 80,450 | 75,200 | 69,950 | 64,700 | 59,450 |
| 476,000 | 480,000 | 123,400 | 115,400 | 107,400 | 99,400 | 93,400 | 87,400 | 81,850 | 76,600 | 71,350 | 66,100 | 60,850 |
| 480,000 | 484,000 | 125,000 | 117,000 | 109,000 | 101,000 | 95,000 | 89,000 | 83,250 | 78,000 | 72,750 | 67,500 | 62,250 |
| 484,000 | 488,000 | 126,600 | 118,600 | 110,600 | 102,600 | 96,600 | 90,600 | 84,650 | 79,400 | 74,150 | 68,900 | 63,650 |
| 488,000 | 492,000 | 128,200 | 120,200 | 112,200 | 104,200 | 98,200 | 92,200 | 86,200 | 80,800 | 75,550 | 70,300 | 65,050 |
| 492,000 | 496,000 | 129,800 | 121,800 | 113,800 | 105,800 | 99,800 | 93,800 | 87,800 | 82,200 | 76,950 | 71,700 | 66,450 |
| 496,000 | 500,000 | 131,400 | 123,400 | 115,400 | 107,400 | 101,400 | 95,400 | 89,400 | 83,600 | 78,350 | 73,100 | 67,850 |
| 500,000 | 504,000 | 133,000 | 125,000 | 117,000 | 109,000 | 103,000 | 97,000 | 91,000 | 85,000 | 79,750 | 74,500 | 69,250 |
| 504,000 | 508,000 | 134,600 | 126,600 | 118,600 | 110,600 | 104,600 | 98,600 | 92,600 | 86,600 | 81,150 | 75,900 | 70,650 |
| 508,000 | 512,000 | 136,200 | 128,200 | 120,200 | 112,200 | 106,200 | 100,200 | 94,200 | 88,200 | 82,550 | 77,300 | 72,050 |
| 512,000 | 516,000 | 137,800 | 129,800 | 121,800 | 113,800 | 107,800 | 101,800 | 95,800 | 89,800 | 83,950 | 78,700 | 73,450 |
| 516,000 | 520,000 | 139,400 | 131,400 | 123,400 | 115,400 | 109,400 | 103,400 | 97,400 | 91,400 | 85,400 | 80,100 | 74,850 |
| 520,000 | 524,000 | 141,000 | 133,000 | 125,000 | 117,000 | 111,000 | 105,000 | 99,000 | 93,000 | 87,000 | 81,500 | 76,250 |
| 524,000 | 528,000 | 142,600 | 134,600 | 126,600 | 118,600 | 112,600 | 106,600 | 100,600 | 94,600 | 88,600 | 82,900 | 77,650 |
| 528,000 | 532,000 | 144,200 | 136,200 | 128,200 | 120,200 | 114,200 | 108,200 | 102,200 | 96,200 | 90,200 | 84,300 | 79,050 |
| 532,000 | 536,000 | 145,800 | 137,800 | 129,800 | 121,800 | 115,800 | 109,800 | 103,800 | 97,800 | 91,800 | 85,800 | 80,450 |
| 536,000 | 540,000 | 147,400 | 139,400 | 131,400 | 123,400 | 117,400 | 111,400 | 105,400 | 99,400 | 93,400 | 87,400 | 81,850 |
| 540,000 | 544,000 | 149,000 | 141,000 | 133,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 107,000 | 101,000 | 95,000 | 89,000 | 83,250 |
| 544,000 | 548,000 | 150,600 | 142,600 | 134,600 | 126,600 | 120,600 | 114,600 | 108,600 | 102,600 | 96,600 | 90,600 | 84,650 |
| 548,000 | 552,000 | 152,200 | 144,200 | 136,200 | 128,200 | 122,200 | 116,200 | 110,200 | 104,200 | 98,200 | 92,200 | 86,050 |
| 552,000 | 556,000 | 153,800 | 145,800 | 137,800 | 129,800 | 123,800 | 117,800 | 111,800 | 105,800 | 99,800 | 93,800 | 87,450 |
| 556,000 | 560,000 | 155,400 | 147,400 | 139,400 | 131,400 | 125,400 | 119,400 | 113,400 | 107,400 | 101,400 | 95,400 | 88,850 |
| 560,000 | 565,000 | 157,000 | 149,000 | 141,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 | 115,000 | 109,000 | 103,000 | 97,000 | 91,000 |
| 565,000 | 570,000 | 158,600 | 151,000 | 143,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 | 117,000 | 111,000 | 105,000 | 99,000 | 93,000 |
| 570,000 | 575,000 | 161,000 | 153,000 | 145,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 107,000 | 101,000 | 95,000 |
| 575,000 | 580,000 | 163,000 | 155,000 | 147,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 | 115,000 | 109,000 | 103,000 | 97,000 |
| 580,000 | 585,000 | 165,000 | 157,000 | 149,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 | 117,000 | 111,000 | 105,000 | 99,000 |

(五)

| その年の保険料控除後の給與の金額 | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以 上 | 未 滿 | 税 額 | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 585,000 | 590,000 | 167,250 | 159,000 | 151,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 107,000 | 101,000 |
| 590,000 | 595,000 | 169,500 | 161,000 | 153,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 | 115,000 | 109,000 | 103,000 |
| 595,000 | 600,000 | 171,750 | 163,000 | 155,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 | 117,000 | 111,000 | 105,000 |
| 600,000 | 605,000 | 174,000 | 165,000 | 157,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 | 107,000 |
| 605,000 | 610,000 | 176,250 | 167,250 | 159,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 | 115,000 | 109,000 |
| 610,000 | 615,000 | 178,500 | 169,500 | 161,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 | 117,000 | 111,000 |
| 615,000 | 620,000 | 180,750 | 171,750 | 163,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 | 113,000 |
| 620,000 | 625,000 | 183,000 | 174,000 | 165,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 | 115,000 |
| 625,000 | 630,000 | 185,250 | 176,250 | 167,250 | 159,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 | 117,000 |
| 630,000 | 635,000 | 187,500 | 178,500 | 169,500 | 161,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 | 119,000 |
| 635,000 | 640,000 | 189,750 | 180,750 | 171,750 | 163,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 | 121,000 |
| 640,000 | 645,000 | 192,000 | 183,000 | 174,000 | 165,000 | 159,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 | 123,000 |
| 645,000 | 650,000 | 194,250 | 185,250 | 176,250 | 167,250 | 161,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 | 125,000 |
| 650,000 | 655,000 | 196,500 | 187,500 | 178,500 | 169,500 | 163,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 | 127,000 |
| 655,000 | 660,000 | 198,750 | 189,750 | 180,750 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 | 129,000 |
| 660,000 | 665,000 | 201,000 | 192,000 | 183,000 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 | 131,000 |
| 665,000 | 670,000 | 203,250 | 194,250 | 185,250 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 | 133,000 |
| 670,000 | 675,000 | 205,500 | 196,500 | 187,500 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 | 135,000 |
| 675,000 | 680,000 | 207,750 | 198,750 | 189,750 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 | 137,000 |
| 680,000 | 685,000 | 210,000 | 201,000 | 192,000 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 | 139,000 |
| 685,000 | 690,000 | 212,250 | 203,250 | 194,250 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 | 147,000 | 141,000 |
| 690,000 | 695,000 | 214,500 | 205,500 | 196,500 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 | 149,000 | 143,000 |
| 695,000 | 700,000 | 216,750 | 207,750 | 198,750 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 | 151,000 | 145,000 |
| 700,000 | 705,000 | 219,000 | 210,000 | 201,000 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 | 147,000 |
| 705,000 | 710,000 | 221,250 | 212,250 | 203,250 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 | 149,000 |
| 710,000 | 715,000 | 223,500 | 214,500 | 205,500 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 | 151,000 |
| 715,000 | 720,000 | 225,750 | 216,750 | 207,750 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 |
| 720,000 | 725,000 | 228,000 | 219,000 | 210,000 | 201,000 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 |
| 725,000 | 730,000 | 230,250 | 221,250 | 212,250 | 203,250 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 |
| 730,000円 | 735,000 | 232,500 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 735,000 | 740,000 | 223,500 | 214,500 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 |
| 740,000 | 745,000 | 225,750 | 216,750 | 207,750 | 201,000 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 |
| 745,000 | 750,000 | 228,000 | 219,000 | 210,000 | 203,250 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 |
| 750,000円 | 755,000 | 230,250 | 221,250 | 212,250 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 |
| 755,000 | 760,000 | 232,500 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 760,000 | 765,000 | 223,500 | 214,500 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 |
| 765,000 | 770,000 | 225,750 | 216,750 | 207,750 | 201,000 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 |
| 770,000円 | 775,000 | 228,000 | 219,000 | 210,000 | 203,250 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 |
| 775,000 | 780,000 | 230,250 | 221,250 | 212,250 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 |
| 780,000 | 785,000 | 232,500 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 785,000 | 790,000 | 223,500 | 214,500 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 |
| 790,000円 | 795,000 | 225,750 | 216,750 | 207,750 | 201,000 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 |
| 795,000 | 800,000 | 228,000 | 219,000 | 210,000 | 203,250 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 |
| 800,000 | 805,000 | 230,250 | 221,250 | 212,250 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 |
| 805,000円 | 810,000 | 232,500 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 810,000 | 815,000 | 223,500 | 214,500 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 | 153,000 |
| 815,000 | 820,000 | 225,750 | 216,750 | 207,750 | 201,000 | 194,250 | 187,500 | 180,750 | 174,000 | 167,250 | 161,000 | 155,000 |
| 820,000円 | 825,000 | 228,000 | 219,000 | 210,000 | 203,250 | 196,500 | 189,750 | 183,000 | 176,250 | 169,500 | 163,000 | 157,000 |
| 825,000 | 830,000 | 230,250 | 221,250 | 212,250 | 205,500 | 198,750 | 192,000 | 185,250 | 178,500 | 171,750 | 165,000 | 159,000 |
| 830,000 | 835,000 | 232,500 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 835,000円 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

(六)

| その年の保険料控除後の給與の金額 | | 扶 養 親 族 の 数 | | | | | | | | | | |
|------------------|---------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|---------|---------|---------|
| | | 0 人 | 1 人 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 | 8 人 | 9 人 | 10 人 |
| 以上 | 未 満 | 税 額 | | | | | | | | | | |
| 円 | 円 | | | | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 835,000 | 840,000 | | | | | | | | 225,750 | 219,000 | 212,250 | 205,500 |
| 840,000 | 845,000 | | | | | | | | 228,000 | 221,250 | 214,500 | 207,750 |
| 845,000 | 850,000 | | | | | | | | 230,250 | 223,500 | 216,750 | 210,000 |
| ¥50,000円 | | | | | | | | | 232,500 | — | — | — |
| ¥50,000 | ¥55,000 | | | | | | | | 225,750 | 219,000 | 212,250 | 205,500 |
| ¥55,000 | ¥60,000 | | | | | | | | 228,000 | 221,250 | 214,500 | 207,750 |
| ¥60,000 | ¥65,000 | | | | | | | | 230,250 | 223,500 | 216,750 | 210,000 |
| ¥65,000円 | | | | | | | | | 232,500 | — | — | — |
| ¥65,000 | ¥70,000 | | | | | | | | | 225,750 | 219,000 | 212,250 |
| ¥70,000 | ¥75,000 | | | | | | | | | 228,000 | 221,250 | 214,500 |
| ¥75,000 | ¥80,000 | | | | | | | | | 230,250 | 223,500 | 216,750 |
| ¥80,000円 | | | | | | | | | | 232,500 | — | — |
| ¥80,000 | ¥85,000 | | | | | | | | | | 225,750 | 219,000 |
| ¥85,000 | ¥90,000 | | | | | | | | | | 228,000 | 221,250 |
| ¥90,000 | ¥95,000 | | | | | | | | | | 230,250 | 223,500 |
| ¥95,000円 | | | | | | | | | | | 232,500 | — |
| | | | | | | | | | | | | 225,750 |
| | | | | | | | | | | | | 228,000 |
| | | | | | | | | | | | | 230,250 |
| | | | | | | | | | | | | 232,500 |

| | | | |
|-------------------|--|---|---|
| 上欄によつて税額が求められない場合 | (イ) その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、所得税の簡易税額表に定める金額 | | |
| | (ロ) その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が730,000円を超える場合には、その控除後の給與の金額について、次の区分に応じて計算した金額 | | |
| | その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額 | 税 | 額 |
| 730,000円超 | 1,080,000円未満 | 給與の金額に $\frac{45}{100}$ を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額 | |
| 1,080,000円以上 | 2,080,000円未満 | 給與の金額に $\frac{50}{100}$ を乗じて算出した金額から150,000円を控除した金額 | |
| 2,080,000円以上 | | 給與の金額に $\frac{55}{100}$ を乗じて算出した金額から254,000円を控除した金額 | |

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (1) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円を超える場合には、4,000円)を控除し、その控除後の金額に応じて給與の金額に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円を超える場合には、4,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、所得税の簡易税額表に定められている金額(即ち(イ)の金額)(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円を超える者については、その控除後の給與の金額に応じて、(ロ)の税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から、4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法の規定をいい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をいう。
- 3 新法第一條第二項第二号から第八号までの規定並びに新法第二條第二項及び第三項並びに第十七條の規定(新法第一條第二項第二号から第八号までの規定に係る部分に限る)は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき新法第一條第二項第二号から第八号までの各号に規定する所得(無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの)について適用する。
- 4 新法第一條第四項中利益の配当及び剰余金の分配に関する部分の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき利益の配当(無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの)及び剰余金の分配について適用する。
- 5 新法第一條第五項の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき新法第一條第五項各号に規定する所得(無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの)について適用する。
- 6 新法第十四條の二第一項の規定の適用については、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條の規定の適用を受けた場合(昭和二十五年分の所得税に於いて同條の規定の適用を受けた場合においては、昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用を受けた場合に限る)において、当該所得税に於いて新法第十四條第一項の規定の適用を受けたものとみなし、当該年分の従前の例により計算した漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得の金額の合計額を甲種変動所得の金額の合計額とみなし、当該年分の従前の例により計算した山林所得及び譲渡所得の金額の合計額を乙種変動所得の金額の合計額とみなし、且つ、その年分の従前の例により計算した総所得金額を新法の規定による総所得金額とみなして、新法第十四條の二第一項各号列記以外の部分に掲げる條件に該当するかどうかを判定するものとする。この場合において、甲種変動所得又は乙種変動所得とみなされたものがその條件に該当しないとき及び昭和二十五年又は昭和二十六年において退職所得があるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得若しくは乙種変動所得とみなされたもののいずれか若しくは甲種変動所得及び乙種変動所得とみなされたものの全部又は当該年分の従前の例による退職所得を、それぞれ、当該條件に該当する変動所得とみなして、新法第十四條の二第一項の規定の適用を受けることができるものとする。
- 7 新法第十八條第三項の規定の適用については、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第十八條第二項の規定により信託会社が信託財産に属する株式又は出資について受けた登録は、新法第十八條第三項の規定により受けたものとみなす。
- 8 昭和二十七年分の総所得金額に對する所得税に於いて新法第二十一條の二の規定を適用する場合には、同條第一項中「納税義務者に前年分について第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合(第九條の二第二項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第四十四條において同じ。以下同)であるのは、納税義務者の昭和二十六年分の所得税の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)による改正前の所得税法(以下本條において旧法)といふ。第九條の規定により計算した総所得金額が五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえ、且つ、当該納税義務者が同年分の所得に於いて第二十六條第二項の規定に該当しない場合と、「前年分の総所得金額(前年において第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額)以下本條において同じ」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」と、同條第五項から第七項まで及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」とし、同條第十二項中「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」とあるのは、昭和二十六年分については、旧法第九條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得の金額を含まず、昭和二十七年分については、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」とし、同條第十三項中「前年分の総所得金額」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」と、「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とあるのは、同條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とする。
- 9 新法第二十九條第六項及び第三十四條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき同條に規定する所得について適用する。
- 10 昭和二十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、従前の例により計算した昭和二十
- 六年分の課税総所得金額(昭和二十六年分の所得税に於いて旧法第十四條又は第十四條の二第一項若しくは第二項の規定により所得税の税額を計算する場合において、所得税法の臨時特例に關する法律(昭和二十六年法律第二百七十三号。以下「特例法」といふ)第六條第二項又は第三項の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額。以下本項において同じ)に應ずる特例法別表第一の税額と当該課税総所得金額から当該純損失の全部又は一部を控除した金額に應ずる特例法別表第一の税額との差額(特例法により旧法第十三條から第十四條の二までの規定を適用して計算した昭和二十六年分の所得税額につき、特例法第七條から第十條までの規定及び同法第十一條の規定により読み替えられた旧法第十五條の二の規定並びに旧法第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算された税額をこえる場合には、当該税額)に相當する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができ、所得税額とし、当該課税総所得金額と同條第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。
- 11 新法第三十六條第六項の規定は、昭和二十五年分以後の所得税額につき還付をなす場合について適用し、昭和二十四年分以前の所得税額につき還付をなす場合については、なお従前の例による。
- 12 新法第三十七條の規定は、法人から受ける利益の配当又は剰余金

の分配に因る配当所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきもの(無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの)については適用し、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までに支拂を受くべき当該配当所得(無記名株式に因る配当を除く)については、特例法第十九條第二項の規定による。この場合において、同項の規定による所得税の徴収は、新法第三十七條の規定による徴収とみなす。

13 新法第三十八條の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る給與所得について適用し、同日前の支給に係る給與所得については、なお従前の例による。

14 新法第三十八條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得について適用し、同日前の支給に係る退職所得については、なお従前の例による。この場合において、昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの支給に係る退職所得に対する従前の例による所得税の徴収は、新法第三十八條の二の規定による徴収とみなす。

15 新法第三十九條第四項の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得を受ける場合について適用する。

16 新法第四十一條第一項及び第二項の規定は、旧法第十七條又は第十八條に規定する所得以外の所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきもの(無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの)については適用する。

17 新法第四十二條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべき報酬又は料金について適用し、同日前に支拂を受くべき報酬又は料金については、なお従前の例による。

18 新法第四十二條第二項の規定は、旧法第四十二條第二項に規定する者に対して支拂われる報酬及び料金以外の報酬及び料金並びに診療報酬については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受くべきものについて適用する。

19 昭和二十七年分の所得税については、新法第四十四條第一項中「納税義務者が前年分について確定申告書を提出する義務があつた場合」とあるのは、「当該申告書につき第二十一條の二第八項又は第十項(第二十二條第三項において準用する場合を含む)の規定の適用があつた場合」とする。

20 新法第四十九條第一項及び第二項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に再調査の請求又は審査の請求をなす場合について適用し、同日前に当該請求をなす場合については、なお従前の例による。同條第四項第二号の規定は、再調査の請求があつた日から三月を経過した日が昭和二十七年四月一日以後である場合について適用し、当該三月を経過した日が昭和二十七年四月一日前である場合については、なお従前の例による。

21 新法第六十九條の二第一項及び第二項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日以後提出すべき特例法第十八條第二項の規定による申告書は、新法第三十九條第四項の規定により提出すべき申告書とみなす。

22 第三項から前項までに定めるものを除く外、新法の規定は、昭和二十七年分以後の所得税について適用し、昭和二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

23 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき旧法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六條第五項において準用する同條第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六條第五項において準用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることができ、

24 新法第二十七條第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

法人税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月四日

衆議院議長 林 護治
参議院議長 佐藤尚武殿

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條の九中「及び過課納」を、「第二十六條の五第一項の規定により還付を受けた金額及び過課納」に改める。

第十條第二項に後段として次のように加える。

第二十六條の五第一項の規定により還付される所得税額については、同條とする。

第二十六條の四第六項中「五箇月」を「三箇月」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十六條の五 法人が各事業年度において所得税法第十八條又は第十九條第一項の規定に関する法律第十九條第一項の規定により納付した所得税額のうち、第十條の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することができ、

十一條に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限り、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

前項の規定による所得税額の還付を請求せしむとする法人は、当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることができ、

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

前項の規定は、同項の規定により加算すべき金額の計算の基礎となつた還付すべき金額が千円未満であるときは、これを適用しない。その加算すべき金額に千円未満の端数があるときは、これを切

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限(当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日)の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額を四割に減じて一日四割の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

三八四

り捨てて同項の規定を適用する。
第四項の規定により加算すべき金額が十円未満であるときは、これを加算しない。その加算すべき金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨ててを。

第三十五條第一項中「当該通知をなした税務署長を經由し、」を削り、同條第三項第二号を次のように改める。
二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第七項の規定による通知がなされるときは、再調査の請求をなした法人が別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日

第三十九條中「百万円」を「二百万円」に、「二百万円」を「四百万円」に改める。
第四十二條第一項中「計算した金額」の下に「(当該法人税額で第一号又は第二号に掲げるもののうちに第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予された税額がある場合には、当該徴収を猶予された税額については、これらの号に掲げる期間のうちその徴収を猶予された期間に及び、当該徴収を猶予された税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」を加える。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法第九條の九、第十條、第二十六條の四及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年

度分の法人税から、改正後の法人税法第二十六條の五の規定は、法人の当該事業年度分の法人税額から控除することができる所得税額で控除することができなかつたものから適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。
3 この法律施行前に、昭和二十七年一月一日以後終了した事業年度分の法人税について法人税法第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものを提出した法人で、同法第十條の規定により当該事業年度分の法人税額から控除することができなかつたものについて、改正後の法人税法第二十六條の五第一項の規定により、新たにその還付を受けることができることとなつたものは、同項の規定にかかわらず、この法律施行後一月以内に、同項の規定による当該還付の請求をすることができ。

相統税法の一部を改正する法律案
相統税法の一部を改正する法律案
相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第二号中「当該給與金」を「当該給與」に改め、同項第六号中「取得した者について、当該定期金に関する権利」の下に「(第二号に掲げる給與に該当するものを除く)」を加える。
第十條第一項第二号中「鉱業権」を「鉱業権若しくは租賦権又は採石権」に、「鉱区」を「鉱区又は採石場」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第六号中「意匠権」の下に「若しくはこれらのもの実施権」を加え、同項第九号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。
五 貸付金債権については、その債務者(債務者が二以上ある場合においては、主たる債務者とし、主たる債務者がないときは政令で定める一の債務者)の住所又は本店若しくは主たる事務所所在
六 株式又は法人に対する出資については、当該株式の発行法人又は当該出資のなされている法人の本店又は主たる事務所の所在
第十二條第一項第六号中「金銭」を「金銭、物品その他の財産上の利益」に改め、同項第七号を次のように改める。
七 第三條第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち二十万円までの金額に相当する部分
八 被相続人の異なることに、第

三條第一項第二号に掲げる給與で、その合計金額のうち二十万円に当該合計金額が当該被相続人の死亡に因り相続人その他の者の全員が取得する同号に掲げる給與の合計金額のうちに占める割合を乗じて算出した金額までの金額に相当する部分
第十六條第一項中「二十万円」を「二十万円に改める。
第十七條中「十五万円」を「三十万円」に改める。

「二十万円以下の金額」
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額
百万円をこえる金額
二百万円をこえる金額
三百万円をこえる金額
五百万円をこえる金額
千万円をこえる金額
二千万円をこえる金額
五千万円をこえる金額
一億円をこえる金額
百分の二十
百分の二十五
百分の三十
百分の三十五
百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十

「八月末日」に、「四月以内」を「六月以内」に改め、同條に次の一項を加える。
4 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が年の中途においてこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合で、且つ、その者がその年一月一日からこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において

昭和二十七年三月四日
参議院議長 林 謙治
衆議院議長 佐藤尚武殿

を有しないこととなる場合で、且つ、その者がその年一月一日からこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において

相統税の納税義務がある者であるときは、その者が当該期間内にこれらの事由に因り取得した財産のすべてについて第一項の規定により申告書を提出している場合を除く外、第一項中「八月末日」とあるのは、「十二月末日」と、「又は遺贈」とあるのは、「遺贈又は贈與」と、「六月以内」とあるのは、「六月を経過する日の前日又はその者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十八條第一項中「同月末日」の下に「その者がその年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日」を加え、同條第二項及び第三項中「十一月一日」を「九月一日」に、「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改め、同條第四項中「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改める。

第二十九條第一項中「四月以内」を「六月以内」(その者が当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日まで)に改める。

第三十五條第五項第一号及び第三号中「四月」を「六月」に改める。

第三十八條第一項中「五年」の下に「(相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産で当該相続税額又は追徴税額の計算の基礎となつた課税価格の基礎となつたものの価額の合計額のうち不動産、立木その他政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるときは、十年)」を加える。

第四十五條第一項中「当該通知をした税務署長を経由し、」を削り、同條第三項第二号を次のように改める。

二 再調査の請求があつた日から三月以内に前條第七項の規定による通知がなされないときは、再調査の請求をした者が別段の申出をした場合を除く外、当該期間を経過した日

第五十一條第七項を同條第八項とし、同條第八項を同條第九項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 相続税について物納があつた場合においては、当該物納に係る相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條の規定による納期限の翌日から第四十三條第二項の規定により納付があつたものとされた日までの期間に對する部分の利子税額については、これを納付することを要しない。

第五十二條第一項第一号中イ及びロを次のように改める。

イ 当該分納税額を基礎とし、当該延納の許可を受けた相続

税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限(前條第二項第二号又は同條第三項第二号の規定に該当事るときは、当該各号に規定する日数の起算日)の翌日から当該分納税額の納期限(当該納期限前に納付があつた場合においては、当該納付の日)までの日数に應じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額(当該分納税額の納期限後に納付があつた場合においては、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に應じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額)を加算した金額)に相當する利子税額

□ 当該延納税額から当該分納税額を控除した税額を基礎とし、当該相続税額又は追徴税額の第三十三條第一項から第三項まで又は第三十七條に規定する納期限の翌日から当該分納税額の納期限までの日数に應じ、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗じて算出した金額に相當する利子税額

□ 前條第一項第一号若しくは第三号の規定に該当事る場合又は第三十七條の規定による追徴税額を徴収する場合においては、当該延納税額を基礎とし、第三十三條第一項に規定する納期限(前條第二項第二号又は同條第三項第二号の規定に該当事るときは、当該

各号に規定する日数の起算日)の翌日から当該相続税額又は追徴税額の第三十三條第二項若しくは第三項又は第三十七條に規定する納期限までの日数(前條第一項第一号、同條第二項第一号又は同條第三項第一号の規定に該当事る場合には、当該日数と同條第一項第一号に掲げる日数との合計日数)に應じ、当該税額百円につき一日四銭の割合を乗じて算出した金額に相當する利子税額

第五十二條第一項第二号中イ及びロを次のように改める。

イ その回の分納税額を基礎とし、前回の分納税額の納期限の翌日からその回の分納税額の納期限までの日数に應じ、当該税額百円につき一日二銭の割合を乗

じて算出した金額に相當する利子税額

第五十七條第一項中「十一月一日」を「九月一日」に、「四月以内」を「六月以内」に改める。

第六十五條第一項中「掲げる法人」の下に「その他公益を目的とする事業を行う法人」を、「場合においては、」の下に「第六十六條第四項の規定の適用がある場合を除く外、」を加える。

第六十六條の見出し「財団」を「財団等」に改め、同條に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、法人税法第五條第一項第一号又は第三号に掲げる法人その他公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の贈與又は遺贈に因り当該贈與者又は遺贈者の親族その他これらの者と第六十四條第一項に規定する特別の關係がある者の相続税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合について適用する。この場合において、第一項中「代表者又は管理者の定のある人格のない社団又は財団」とあるのは「法人」と、「当該社団又は財団」とあるのは「当該法人」と、第二項及び第三項中「社団又は財団」とあるのは「法人」と読み替へるものとする。

附則第三項中「十月末日」を「八月末日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第三十八條第一項、第四十五條第一項、第五十一條及び第五十二條第一項の改正規定以外の改正規定は、昭和二十七年

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の二部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から、第五十二條第一項の改正規定は、この法律施行の日以後分納税額の納期限の到来する延納税額に係る利子税額から適用する。

2 この法律施行前に延納の許可を受けた相続税額又は追徴税額で、当該相続税額又は追徴税額の計算の基礎となつた課税価格の基礎となつた財産の価額の合計額のうち不動産、立木その他改正後の相続税法第三十八條第一項に規定する政令で定める財産の価額の合計額が占める割合が十分の五以上であるものうち、この法律施行後にその分納税額の納期限の到来するものについては、政令で定めるところにより、税務署長は、当該相続税額又は追徴税額の相続税法第三十三條第一項に規定する納期限の翌日から十年以内においてその延納期間の延長又は延納条件の変更をすることが出来る。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税については、前二項に特に定める場合を除く外、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

物品税法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年三月二十五日

参議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法(昭和十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一條第一項第二種第二号を削り、同種第三号を同種第二号とし、同種第四号を同種第三号とする。

第二條第一項第二種第二号を削り、同種第三号を同種第二号とし、同種第四号を同種第三号とする。

第四條、第六條第三項及び第八條第一項中「第二種第四号」を「第二種第三号」に改める。

第十二條第一項を次のように改め、同條第四項を削る。

第一種又は第二種ノ物品(第一條第一項ノ規定ニ基テ命令ニ掲グル物品ニシテ価格、用途等ノ如何ニ依リ同令ニ於テ物品税ヲ課セザルモノト定メラレタルモノヲ含ム)ノ製造ノ用ニ供スル第一種又は第二種ノ物品(命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ルモノニ付テハ物品税ヲ免除ス

第十四條を次のように改める。
第十四條 削除
第二十四條 削除
第二十四條 削除
第二十五條中「鉛若ハ」を削る。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

3 昭和二十七年三月三十一日以前に輸出した菓子、糖果又は果実蜜

及びこれに類するものに対する改正前の物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日
参議院議長 林 謙治
参議院議長 佐藤尚武殿

砂糖消費税法(明治三十四年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一号中「千円」を「千七百円」に、「千五百円」を「二千五百円」に改め、同條第三号中「八百円」を「千二百円」に改める。

第四條ノ二に次の一項を加える。
第四條ノ二に次の一項を加える。
国税徴収法第七條ノ四第四項ノ規定ハ第三條ノ消費税ニ付前條但書ノ規定ニ依リ提供シタル担保物ニ付テハ適用ス

第六條中「第五條、」の下に「第七條、」を加え、「引取ルコトヲ得ズ」を「引取り又ハ引渡スコトヲ得ズ」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「製造場外ニ移出シ」を「製造場」に改め、「引取りタル場合ニ於テハ」の下に「第四條本文ノ規定ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ」を加え、「移出先又ハ」を削り、同條第三項中「移出シタル」を「引取りタル」に改め、「移出先又ハ」を削る。

第十二條第二項に次の但書を加える。
但シ政府ノ承認ヲ受ケ消費税ヲ課セラレタル砂糖ヲ原料トシテ糖水ノミヲ製造シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

一 政府ニ申告セズシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造シタル者
二 第五條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ消費シ又ハ消費ノ目的ヲ以テ譲渡シタル者
三 第六條ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取り又ハ引渡シタル者

四 前各号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ消費税ヲ滯脱シ又ハ滯脱セムトシタル者

前項ノ犯罪ニ係ル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ対スル消費税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該消費税相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ直ニ其ノ消費税ヲ徴收ス

第十四條中「其ノ金額ノ五倍ニ相当スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條に次の一項を加える。
前項ノ犯罪ニ係ル交付金相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ当該交付金相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第十四條ノ二を削る。
第十六條中「第十二條ノ四乃至」を「第十三條及」に改める。

第十七條中「第十二條ノ四」を「第十三條」に改める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、同一人が各種類を通じて合計千五百斤以上の砂糖(第一種ノ砂糖を除く。以下同じ)又は糖水(含有糖分の重量が、全重量の百分の十をこえないものを除く。以下同じ)を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日、これを製造場から引き取つたものとみなして、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十七年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分に

よりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額三万円をこえるとき

昭和二十七年四月及び五月

税額十万円をこえるとき

同年四月から六月まで

税額三十万円をこえるとき

同年四月から七月まで

税額五十万円をこえるとき

同年四月から八月まで

4 前項の砂糖又は糖水所持する者は、その所持する砂糖又は糖水の種類、数量及び貯蔵の場所をこの法律施行後一月以内に貯蔵場所の所轄税務署に申告しなければならない。

5 改正前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた砂糖又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は移入されたものを、この法律施行後その製造場から引き取る場合においては、砂糖消費税法第十二條第一項の規定にかかわらず、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

6 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

一般会計の歳出の財源に充てるための米國対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十七年四月において、米國対日援助物資等処理特別会計から、四十億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

この法律は、公布の日から施行する。附則

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

財産税等収入金特別会計法(昭和二十一年法律第五十三号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 財産税等収入金特別会計の昭和二十六年年度の収入支出並びに昭和二十五年年度及び昭和二十六年年度の決算に關しては、なお従前の例による。

3 この法律施行の際財産税等収入金特別会計に屬する資産(現金及び昭利を除く)及び負債(昭和二十六年年度中に支拂義務の生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く)は、この法律施行の際一般会計に轉属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に轉属するものの外、財産税等収入金特別会計の昭和二十六年年度の出納の完結の際同会計に屬する資産及び負債は、その出納の完結の際一般会計に轉属するものとする。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

資金運用部預託金利率の特例に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

資金運用部預託金利率の特例に關する法律案

資金運用部預託金利率の特例に關する法律案

資金運用部預託金利率の特例に關する法律案

1 郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金(以下「預託金」といふ)で、契約上の預託期間が五年以上のものに対しては、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第四條第三項の規定にかかわらず、同項第四号の規定による利率を附する外、昭和二十七年年度以降当分の間、年一分以下の範圍で、政令で定める利率(以下「特別利率」といふ)により利率を附する。

2 昭和二十八年度以降の各年度における特別利率は、前年度における特別利率より低いものでなければならぬ。

3 預託金で契約上の預託期間満了前に拂いもどしたものに對しては、第一項の規定にかかわらず、特別利率による利率を附さない。

4 預託金に對する特別利率による利率は、毎年三月三十一日及び九月三十日に当該預託金の経過預託期間に應じて日割計算により支拂する。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

第一條中「漁船保險法」を「漁船損害補償法(以下法ト謂フ)」に改める。

第二條及び第三條を次のように改める。

第二條 本会計ハ之ヲ普通保險勸定、特殊保險勸定及業務勸定ニ区分ス

第三條 普通保險勸定ニ於テハ普通保險ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料、法第百三十九條第二項ノ規定ニ依ル一般會計ヨリ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險法、法第百四十條第一項ノ規定ニ依ル交付金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金ノ利息其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條ノ二 特殊保險勸定ニ於テハ特殊保險ニ關スル再保險事業經營上ノ再保險料、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金ノ償還金及其ノ利息、一時借入金

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第百四十一條第二項及第百四十三條ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ受入金並ニ附属雑收入ヲ以テ其ノ歳入トシ再保險事業ノ業務ノ執行ニ要スル経費及其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第三條ノ四 普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ当該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立ツベシ

普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ於テ決算上不足ヲ生ジタルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第四條第一項中「本會計ニ」を「普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ」に、「本會計ノ負担」を「該勘定ノ負担」に、「借入」を「借入金」に改め、同條第二項中「借入」を「借入金」に、「純再保險料」を「普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ於テ再保險料」以テ再保險金及再保險料ノ還付金」に改める。

第五條中「本會計」を「各勘定」に改める。

第六條第一項中「本會計ニ」を「普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ」に、「本會計ノ負担」を「該勘定ノ負担」に、「一時借入」を「一時借入金」に改める。

第七條中「本會計」を「普通保險勘定及特殊保險勘定」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 内閣ハ毎年度本會計ノ予算

ヲ作成シ一般會計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

第九條中「本會計」を「普通保險勘定又ハ特殊保險勘定」に改め、「事業費」を削る。

第十條中「勅令」を「政令」に改め、附則第二項を削る。

附則 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年年度の予算及び決算並びに同年分の収入支出について、は、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、この會計に属する旧漁船保險法(昭和十二年法律第二十三号)第十七條ノ二第一項の特約による保險(以下「旧特殊保險」といふ)の再保險に係る未経過再保險料及び支拂備金は、特殊保險以外の所屬となり、旧特殊保險以外の同法による保險(以下「旧普通保險」といふ)の再保險に係る未経過再保險料及び支拂備金は、普通保險勘定の所屬となるものとする。

4 前項に規定するものの外、旧特殊保險又は旧普通保險の再保險事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保險勘定、普通保險勘定又は業務勘定に所屬するものとする。

5 旧特殊保險又は旧普通保險の再保險事業に係る権利義務に関する経理は、それぞれ漁船再保險特別會計の特殊保險勘定、普通保險勘定又は業務勘定において行うものとする。

〔審査報告書は都台により第三十号末尾に掲載〕

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十七年三月二十五日 参議院議長 佐藤尚武殿 衆議院議長 林 義治

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律案

政府は、旧漁船保險法(昭和十二年法律第二十三号)第十七條ノ二第一項の特約による保險の再保險に係る事業について、昭和二十六年年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年年度において、一般會計から、八千万円を限り、漁船再保險特別會計の特殊保險勘定に繰入れることができる。

附則 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

〔平沼瀧太郎君登壇、拍手〕

○平沼瀧太郎君 只今上程されました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今回政府が三法律案を提出した趣旨は、国民の負担の軽減と調整を図るため、先に施行になりました所得税法の臨時特例に関する法律で行われた措置を平年時化しますほか、所得税及び相続税について更に一層の負担軽減を図ると共に、課税の簡素化及び資本の蓄積等に資する措置を講じようとするものであります。以下法律案の概要について申し上げます。

先ず所得税法の一部を改正する法律案は、極めて多岐に亘る改正を行おうとするものであります。改正の第一点は、基礎控除額及び扶養控除額を引上げ、又最高税率の適用せられる所得階級を引上げ、これに依りてそれらの税率階級区分を緩和し、更に不具者、老年者、寡婦及び勤労学生等の所得控除を税額控除に改めますほか、生命保険料の控除限度額を引上げたこととあります。改正の第二点は、青色申告書を提出する事業の専従親族に支拂つた給与額を、年五百万円を限度として必要経費に算入することとしたこととあります。改正の第三点は、退職所得につきましては、その収入金額から十五万円を控除した後の半額に税率を適用して、他の所得と分離して課税することとし、又山林所得、譲渡所得、一時所得については、その金額から十万円を控除して課税することとし、なお変動所得の平均課税の範囲を拡張し、相続の場合の課税課税を行わないこととしたこととあります。改正の第四点は、源泉徴収制度を拡大して、新たに医師の社会保険診療収入、弁護士などが法人から受ける報酬、並びに制限納税義務者が支拂を受ける持許権使用料等に対して源泉徴収を行うこととする。と共に、従来の源泉徴収税率を引下げたこととあります。改正の第五点は、近く行われる外国との租税協定とも関

連して、制限納税義務者に対する課税所得の範囲を拡張したこととあります。次に法人税法の一部を改正する法律案は、法人が他の法人から受ける利子又は配当について源泉徴収せられた所得税額を法人税額から控除し切れぬときは、これを還付することとする。と共に、法人税の半額について三ヶ月間徴収を猶予する場合の利子税を引下げようとするものであります。

次に相続税法の一部を改正する法律案は、相続税の各種控除額を引上げ、税率を引下げると共に、延納の場合の利子税を引下げようとするものであります。

さて、右三法案につきましては、公聴会を開きまして意見を聴取するなど、慎重に審議をいたしたのであります。その質実応答の主なるものについて申し上げます。今回医師の受ける社会保険診療報酬や、弁護士、公認會計士などの法人から受ける報酬が源泉課税となるが、源泉徴収の範囲を拡張して行く趣旨はどこにあるか、今後更にその範囲を拡張して行くか」との質疑に対し、「申告納税等の状況を見ること、できる限り源泉課税を拡張すること、納税者、政府双方に便利と考

え、源泉課税ができるものはできる限り範囲を拡張する趣旨で、今回その一端として提案した」との答弁があり、又「社会保険診療報酬の源泉徴収については命令で金額の制限を設けられることになつてはいるが、これはどの程度にするか」との質疑に対し、「三万円から四万円の間で、余り過納にならないように決定したい」との答弁があり、又「基礎控除、扶養控除等が物価上昇に関連して引上げを考へられたのに、ひとり勤労控除の最高が三万円に据置かれてはいるのはなぜか」との質疑に対し、「控除についてはいろいろの問題

三三八

が残っている。勤労控除の問題のほか、社会保険料控除をどうするか、農民の控除をどうするか、事業所得一般についても控除すべきではないか等の問題もあつて、これらを併せて考えるべきであると思つたので、この際は勤労控除の最高はそのままとした。次の機会には研究するのままとしたい」との答弁があり、更に「勤労控除の最高を引上げることは、社会保険料を控除すること、農民の控除を認めることといずれを優先的に考えるか」との質疑に対しては、「勤労、社会保険料、農民の順に控除を考へるべきであると思つたが、基礎控除の引上げは、これらのものよりも更に優先して考へるべきである」との答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、三法律案を一括して討論に入りましたところ、木村委員から、「今回の税制改正は高所得者に対して有利な半面、低所得者、殊に源泉徴収せらるる給与所得者に著しく不利であつて、その結果、投資過剰となる半面、大衆の購買力が過小となること、給与所得者が他の所得者に比して過重な税負担となること、及び当局が容易な気持ちで将来の減税を考へてゐること」との三点を挙げて反対意見が述べられ、又菊川委員から、「前国会にて所得税法の臨時特例に関する法律を審議した際、強い希望を付して賛成したのであるが、この希望が少しも考慮されておらぬこと、税制が複雑であり、而も国情に副わぬ点が多いので早急に改正を要すると考へるが、その準備がなされてないこと、及びその徴収せられた租税が国民生活に還元せられないこと」の諸点を挙げて反対の意見が述べられ、又大野委員から、「所得税について低所得者の税率を低くす

ると同時に、高所得者の税率は引上げるべきであること、法人税については累進制度が超過利得税の制度をとるべきであること、及び相続税については軽減の措置が極めて大ざつたこと、最高税率は引下げの要のないこと、農家資産のごとき特殊資産についての特別の考慮が加えられなかつたこと一等を挙げて反対の意見が述べられ、更に波多野委員から、大野委員の意見に附加して、勤労控除の引上げが行われていないこと及び道家族の所得税について特別な考慮が拂われていないことの二点を挙げて反対意見が述べられ、又木内委員から、給与所得者と申告納税者との間の課税の不均衡の是正につき特に考慮すること、及び今後税制の簡素化に格段の努力を拂うことの希望を付して賛成の意見が述べられ、又小林委員から、「所得税法案については、社会保険料を控除し、勤労控除の最高限度を引上げる修正案を用意した。この修正案には多数の賛成を得られることと考へるが、時間的關係から提出に至らなかつた。若し政府がこの修正案を提出しないならば、国会でこれを提出する考へであるから、政府は右の事情を十分考慮に入れて、速かに修正案を提出することを強く希望して賛成意見を述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に物品税法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 ・本案は家業院提出にかかるとありまして、我が国農家の主要作物たる「いも」類に対する需要を確保し、その価格の低落を防止し、農家経済の安定に資するため、水飴、葡萄糖等に対する物品税を廃止しようとするものであります。

本案は質疑の後、討論に入りましたところ、大野委員及び油井委員からそれぞれ賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。
 次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。
 本案は砂糖の配給及び価格の統制が来たる四月一日から廃止せられる事情等に鑑みまして、砂糖消費税の税率の引上げを行おうとするものであります。

本案は政府提出にかかるとあり、糖に對する税率を百斤につき七百円に、水砂糖等に對する税率を百斤につき二千五百円に、糖水に對する税率を百斤につき千三百円にそれぞれ引上げることとなつておりましたが、物品税法の改正によりまして、来たる四月一日から水飴、葡萄糖等の物品税が廃止せられることになりましたので、このため生ずる昭和二十七年の物品税収入の減少を補うため、分密糖に對する税率を百斤につき二百五十円引上げて千九百五十円に、糖水に對する税率を百斤につき二百円引上げて千五百円にすることに家業院で修正せられたものであります。本案は質疑の後、討論に入りまして、森、油井、大野各委員からそれぞれ希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て家業院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

入等で合計六十億六千七百七十六万一千円となり、事務取扱費及び援助物資輸入諸掛費等を合せて歳出は二十億六千六百七十六万一千円となり、四十億円の剰余を生ずる見込でありますので、これを一般会計に繰入れて、その歳出の財源としたとすもののであります。
 本案は質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。
 次に、財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案について御報告申し上げます。

次に一般会計の歳出の財源に充てるための米田対日援助物資等処理特別会計から繰入金に関する法律案について御報告申し上げます。
 米田対日援助物資等処理特別会計の昭和二十七年における歳入歳出予算としては、歳入において、在庫援助物資の売却代及び未収金の回収による収入等で合計六十億六千七百七十六万一千円となり、事務取扱費及び援助物資輸入諸掛費等を合せて歳出は二十億六千六百七十六万一千円となり、四十億円の剰余を生ずる見込でありますので、これを一般会計に繰入れて、その歳出の財源としたとすもののであります。

財産税等収入金特別会計において、現在までに約七百八十四億円の徴収決定等が行われ、この特別会計法の廃止の結果、一般会計へ繰越される未済分としては十五億四千万前後を算するものと予想される状況となり、もはやこの特別会計を存置する必要はなきものと思われ、従つて今回、財産税等収入金特別会計法を昭和二十六年限り廃止いたしました。この会計の資産及び負債を一般会計へ引継ぎ、その後の経理は一般会計において行ふこととするほか、引継ぎの時期について所要の規定を設けようとするものであります。
 本案は質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に資金運用部預託金利率の特例に関する法律案について御報告申し上げます。
 本案は、昭和二十七年から実施を予定される郵便貯金の利率の引上げ等に伴ひまして、郵便貯金特別会計において支拂利子等の経費が増加し、明年以降当分の間、同会計の收支の不均衡を生ずることが予想されますので、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金で約定期間五年以上のものに對しては、資金運用部資金法の規定により、年五分五厘の利率で利子を附しておるのであります。明年以降当分の間、資金運用部資金法の規定による利率で利子を附するほか、年一分以下の範囲で特別利率を設け、その利率による利子を附加することとしたと共に、その特別利率は毎年度政令で定めることとしたし、又昭和二十八年年度以降は前年度より低く定めることとしたとすもののであります。
 本案は質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 所得税法の一部を改正する法律案外九件

本案は、昭和二十六年において、拿捕、抑留等による保険事故が異常に発生したため、漁船再保険特別会計における再保険金の支拂財源に約八千万円の不足を生ずることとなりますので、その事故の性質に鑑みまして、一般会計から八千万円を限り繰入れ、その不足金を補填しようとするものであります。なお、この損失補填金は、別途審議いたしております漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律により、この特別会計に新たに設けられます特殊保険勘定に繰入れようとするものであります。

本案は質疑の後、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上三案に対し討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川孝夫君。

〔菊川孝夫君登壇、拍手〕

○菊川孝夫君 私は社会党第四控室を代表いたしました。只今議題となりました所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、以上三案につきまして反対の意見を述べさせていただきます。

第一に、税はすべて公平であつて、成るべく簡単でなければならぬといふことを、先般十二国会におきまして所得税の臨時措置に関する法律案が上程されました際に我々は強調いたしましたところであり、政府は速かに講和條約の発効があるのだからその際には是非とも根本的な改正を考慮すべきであるといふ点を主張いたしましたのでありますが、政府の内部に私設的な税制懇談

会を設けて懇談をしておられるようであり、また着手の準備が整つておられない様であります。特にこの際申上げなければならないのは、税金を納めるに當つて余りないの複雑であるために、一々税務代理士の御厄介にならなければならぬといふので、今では税務代理士の門前が市をなすような状態で、税金を納めるにわざ／＼人にこれを頼んでやつてもらわなければならない。而もこの税務代理士の介在によりまして、税務代理士を利用する力のある連中は、或る程度税務代理士の利用によりまして税金を軽減できる何らかの利益があるといふことは、巷間伝えられているところでありますし、又そういうところもあるだろうと思ふのであります。が、それをなす得ない連中は、一〇〇%の捕獲率において担税をさせられていられるといふことを我々は忘れてはならないと思ふのであります。(拍手) 特別の際申上げなければならぬのは、給與所得におきましてはすべて所得額から源泉徴収いたされますために、一〇〇%の徴税率でございますけれども、その他の個人所得にいたしましては、法人税にいたしましては、必ずしも一〇〇%とは行つておらないのであります。最近発表されました大蔵省の資料を見まして、二月の二十日現在におきまして、源泉徴収される所得税はすでに目標の一〇三%になつておるにもかかわらず、その他は四四%程度なのであり、未だ半額にも満たない。勿論これは納期関係もございまして、いまだしも、何といつても源泉徴収を受ける労働者は最も苛酷請求に會つておるといつても過言ではないと思ふのであります。その点につきまして、我々といつては、せめて

に當りましては、第一に勤務控除の最高限度を三万円から六万円程度に引上げるべきであるという主張をし、且つ社会保険、これは何といつても必要経費であるという主張をいたしました。これだけは最低限度取上げらるべきであるといつて強く要望しておきましたにもかかわらず、それも取上げておられない。従いまして、我々はこの所得税法の一部改正案に對しましては、労働者に極めて重たいといふ一点から反對したものであります。

なお法人税法の一部を改正する法律案につきましては、この法人の税負担力に未だある、もつとあるという観点から、私たちが十二回国会におきましては、五〇%に引上げべく修正案を用意いたしました。閣僚方面と折衝をいたしましたのであります。政府の四二%に對しまして、我々は五〇%案を以て關係方面の折衝に當つたのであります。けれども、遂にこれが了解を得られなかつたために、止むを得ず、若しも私たちがその当時政府の原案に賛成いたしましたものとすれば、当時一部にはこの政府の原案よりも低い三五%の据置を主張する空気が相当あつたために、四二%への引上げさえも実現不可能になる情勢にありましたので、止むを得ず、次回におきまして政府において特別な考慮が拂わらるべきであるという條件の下に賛成いたしました。ところが法人税は税法上は成るほど増徴されることになつておりますけれども、税法の改正によつて、従来所得として計上したものを損金に廻したり、或いは特別償却の許可などによりまして、実は法人所得は、今回の発表されました政府の二十七年の國民所得におきまして、二十六年法人所得は五千十億、二十七年は五千九億に僅

か一五%の増加になつております。全般といたしまして四兆六千億が、二十七年は五兆三百億になり、その増加率は八〇%であり、勤勞所得の増加は一〇・八%、個人業種におきましても五%になつておるにもかかわらず、法人所得の増加は一・五%になつておる。これは、法人税法の改正によつてこれらの税法上の増徴はされまゝであるけれども、一方抜け道を用意されておるということをお願いすると思ふのであります。このような観点から、我々は法人税の現行のままの税率によることへの改正につきましては反対せざるを得ないのであります。

次に所得税法の先十三條の税率について申上げなければならぬと思ふのでありますけれども、大体四十万円で三〇%取られる、二百万円以上で五〇%に据置らるゝのであります。が、二百万円以上の所得のある人が五〇%の税金を取られるその打擊と、四十万円で三〇%の所得を取られる者の本人の生活その他に及ぼす打擊におきましては、二百万円以上の場合には輕いことは當然なものであります。従いまして我々といつては、この税率につきましても、もつと小刻みにするに共に、更に五五%よりも六〇%くらいまでは伸ばしてもいいのじやないか、こういう主張を持つておつたのでありますけれども、それもされないのであります。この所得税法と法人税法は、何と言つても未だ税の公平なる負担が、担税力に對してなされる構想に近付きつつあると言いながら、まだ極めて不十分であるといふ第一点から、この両案に反對せざるを得ないのであります。

第二点といたしまして、徴收されました税金は、でき得る限り國民生活に還元されるようにされなければならぬといふ。今年の税金の性格はその点において最も遺憾な点が多いのであります。と申しますのは、政府は自衛力の漸増だと言つておられますが、明らかに再軍備のほうへ今年取られた税金が大幅に廻されまゝであるが故に、当然國民生活に還元される或いは失業対策費、公共事業費或いは義務教育の國庫負担、更には漁業の保護、社会保険制度の拡充等の面に還元されるのであつたならば、多少重い税金もお互いに忍んでこれを納める気持ちになるのでありますけれども、その三三%以上までは再軍備的性格を持つた費用に當てられるとするならば、我々勤勞者が苦しんで納めても補償をされぬといふことになりまゝです。この税の使い途、用途に對しては、第二点として両案に反對せざるを得ないのであります。

次に相続税法の改正案につきましては、若干緩和されましたが、アメリカの相続税の制度をそのまま日本に持つて来ることは無理なのであります。特に田舎へ参りますと、地方へ参りますと、相続税を取られるためにその一家が殆んど散漫落着きざるを得ないような相続税のかけ方をせられておる。従いまして、日本の家族制度を、この相続税の苛酷請求によつて破壊する虞れが極めて多いのでありますから、これが緩和方はどうしても必要であらう。こういう観点から、私たちが相続税法の改正に當りまして、特にこの点を強調いたしましたのであります。多少緩和されたといえども、まだ不十分であるといふ点から、相続税法の一部改正についても我々は反対する次第なのであります。

以上申上げましたような理由から三法案に反對いたしましたのでありますけれども、最後に申上げておきたいのは、何といつてもシャープ勧告に基くとこ

今回臨時特例を本法の改正に引直す

と申すのであります。

と申すのであります。

と申すのであります。

るの税の体系というものは日本の実情に合わない面がたゞさんある。これはお互いに認めなければならぬと思つてあります。従いまして政府におきましては、速かに根本的な税制改革を行つて、国民が納得して税金を納めるように、その処置を講ぜられんことを強く要望いたしましたのであります。現在政府が設けておられます税制改革案は、非公式のたゞ単なる吉田総理大臣の茶飲み相手の連中を集めておられる。例えば昔の道徳除者であるとか、或いは曾つての中外商業において健康を揮つた連中あたりを集めておるのであります。その狙つておるところを見ますと、極めて時代離れのしたような税制改革案が持たれて、(拍手)ここで税制の改革案が練られて出されることならば、時代のズレが相当であると言わざるを得ないと思つておられます。この際、今、時代の最も主流になつてゐる連中を広く各階層から集めまして、この税制改革につきましても各階層の意見を聞いて、国民が納得して税金を納めるような体制を速かにとられるように我々は強く要望をいたしました。特に労働者の中から、一〇〇%以上の把握率によつて徴税をされ、且つその税金の納め率も最もいい場合に一〇〇%以上をオナーして、我々我々の労働階級の代表を、この税制改革案の中に必ず入れまして、その意見を上げるようにせられんことを強く求めました。この三法案に對しては反対の意見を申述べる次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 大野幸一君。(大野幸一君登壇、拍手)
○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。只今上程されております所得税等の三税法改正法案に對して反対の意思を表するものであります。

政府は、この税法改正を通じて負担の軽減と合理化を図ると申しておるの

であります。我が国経済の現勢並びに我が国民生活の実情に照らして徹底を欠き、且つ、妥当ならずと考へられる点が多々あるものであります。

先ず所得税についてであります。基礎控除や扶養控除等の引上げに關し、本案は先に臨時措置法において認められた金額をそのまま踏襲し、それ以上の負担軽減を断念しておるのであります。政府は一方において、我が国の生産水準が二一兩年來順調に上昇して来て、戦前に比し四、五〇%も高まつたと報告しておるのであります。けれども、国民の生活水準のほうは未だに七〇%内外に停滞してゐるといふ事実を示しておるのであります。従つて、戦後産業の回復が十分でなく、止むなく国民の消費生活に大きく食い込まざるを得なかつたような税制の仕組は当然改めらるべきであるにもかかわらず、政府はこれに對し、将来に亘つて何ら配慮を加へてゐる傾向がないのは極めて遺憾とするところであり、私は平和回復後における諸負担の増加の止むを得ないことは率直にこれを認めますけれども、併し、それならそれで、国民負担の内容について根本的な検討が加へられべきものであつて、従来の課税方式のまま、若干の軽減措置を年々繰返すことを以て満足すべきではないのであります。例へば戦前の国民負担の状況に比較いたしまして、所得税の控除の程度は極めて少く、今日平均所得が、一〇〇%以下の収入しかない人々の所得からも所得税を徴収することは妥當でない。そういう意味において我々は、基礎控除は七万円、扶養控除は三人まで一人二万円、引上げが適當であり、その半面、政府が今までやつて来た低額所得者の税率を低くすると同時に高額所得者の税率をも大幅に引下げることによる進率の緩和をやめて、今日は却つてこれを殖やす方針を以て臨むべきであると考へるの

であります。

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 大野幸一君、(大野幸一君登壇、拍手)
○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。只今上程されております所得税等の三税法改正法案に對して反対の意思を表するものであります。

法人税についても、最近における大企業会社の法人所得の増加の実情に鑑み、臨時措置法によつてすでに徴収してゐる程度の引上げにとどめることなく、累進制を採用するか、イギリス保守党が再び問題としてゐることが超過所得税をこの際取り上げることが必要である。我々は信じておるのであります。政府は何かといへば直ちに資本の蓄積を云々するのであります。が、税制に關する限り、従来の実績に徴するに、それが直ちに資本蓄積に役立つというより、むしろ脱税の口実となつておる感があることを留意すべきであつて、資本の蓄積は蓄積として、税制はともかくその他の施策と共に総合的に考究せられねばならぬものであります。

第三に、相続税についても政府の軽減措置は極めて大ざつた感じがあり、控除の最低限度を引上げることが勿論賛成でありますけれども、最高額の累進率の引下げは時代の通念よりして不必要な措置と言わざるを得ないのであります。又農家資産のごとき特殊な資産についてこの際特別の考慮を加へられなかつたことも我々の最も不満とするところであり、

特に反対の理由に附加せまして、所得税について戦争遺族に對すると、この所得税に關して何ら考慮が拂われていないこと、及び農業勤勞所得、我が党は従来これを主張して来たのであります。が、我々の主張するこの農業勤勞所得に對する税制上の何らの配慮が拂われていないことを考へまして、我々は所得税を初めその他の二案について、以上の理由を以ちまして反対の意思を表せざるを得ないことを申上げました。討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) 大野幸一君、(大野幸一君登壇、拍手)
○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。只今上程されております所得税等の三税法改正法案に對して反対の意思を表するものであります。

政府は、この税法改正を通じて負担の軽減と合理化を図ると申しておるの

であります。

○議長(佐藤尚武君) 大野幸一君、(大野幸一君登壇、拍手)
○大野幸一君 私は日本社会党第二控室を代表いたしました。只今上程されております所得税等の三税法改正法案に對して反対の意思を表するものであります。

これより十案の採決をいたします。先ず所得税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 次に物品税法の一部を改正する法律案、一般會計の歳出の財源に充てるための米國對日援助物資等処理特別會計からする繰入金に關する法律案、財産税等収入金特別會計法を廃止する法律案、資金運用部預託金利率の特例に關する法律案、以上四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に砂糖消費税法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別會計法の一部を改正する法律案、漁船再保険特別會計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律案、以上三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第二十四、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。文部委員長梅原眞隆君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕
国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十日
衆議院議長 林 讓治
参議院議長 佐藤尚武君
国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條の表中「帯広農業専門学校」、「盛岡農林専門学校」、「東北大学附属医学部」、「宇都宮農林専門学校」、「千葉医科大学附属医学部」、「東京大学附属医学部」、「東京農工大学附属医学部」、「東京音楽学校」、「東京高等師範学校」、「東京農業教育専門学校」、「東京体育専門学校」、「東京工業大学附属予備部」、「東京女子高等師範学校」、「新潟医科大学附属医学部」、「金沢医科大学附属医学部」、「金沢高等師範学校」、「岐阜農林専門学校」、「高等商船学校」、「岡崎高等師範学校」、「京都大学附属医学部」、「鳥取農林専門学校」、「岡山医科大学附属医学部」、「広島高等師範学校」、「広島女子高等師範学校」、「九州大学附属医学部」、「宮崎農林専門学校」及び「鹿児島農林専門学校」を削り、同表北海道大学の項中「農学部」を「農学部」に、同表茨城大学の項中「工学部」を「工学部」に、同表岐阜大学の項中「工学部」を「工学部」に改める。

三九一

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 国立学校設置法の一部を改正する法律案

第三條の二の表中 国立短期大学の名称 位置 上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称

| | | |
|-------------|-----|-----------------------|
| 国立短期大学の名称 | 位置 | 上欄の国立短期大学を併設する国立大学の名称 |
| 小樽商科短期大学部 | 北海道 | 小樽商科大学 |
| 福島大学経済短期大学部 | 福島県 | 福島大学 |
| 千葉大学工業短期大学部 | 千葉県 | 千葉大学 |

改める。

第四條の表中

| | | | |
|-----------|-----------|---|---|
| 東北大学 | | 宮城県 | |
| 金属材料研究所 | 金属材料研究所 | 鉄鋳その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究 | 鉄鋳その他の金属及び合金に関する学理及びその応用の研究 |
| 農学研究所 | 農学研究所 | 東北地方における農産(林産及び畜産を含む)及び水産に関する学理並びにその応用の研究 | 東北地方における農産(林産及び畜産を含む)及び水産に関する学理並びにその応用の研究 |
| 選鉱製錬研究所 | 選鉱製錬研究所 | 重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究 | 重要金属の選鉱及び製錬に関する学理及びその応用の研究 |
| 抗酸菌病研究所 | 抗酸菌病研究所 | 抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 | 抗酸菌病の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究 |
| 科学計測研究所 | 科学計測研究所 | 科学計測に関する学理及びその応用の研究 | 科学計測に関する学理及びその応用の研究 |
| 高速力学研究所 | 高速力学研究所 | 高速力学に関する学理及びその応用の研究 | 高速力学に関する学理及びその応用の研究 |
| 電気通信研究所 | 電気通信研究所 | 電気通信に関する学理及びその応用の研究 | 電気通信に関する学理及びその応用の研究 |
| 非水溶液化学研究所 | 非水溶液化学研究所 | 非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究 | 非水溶液化学に関する学理及びその応用の研究 |
| ガラス研究所 | ガラス研究所 | ガラスに関する学理及びその応用の研究 | ガラスに関する学理及びその応用の研究 |

東北大学

| | |
|-----------|-----------|
| 金属材料研究所 | 金属材料研究所 |
| 農学研究所 | 農学研究所 |
| 選鉱製錬研究所 | 選鉱製錬研究所 |
| 抗酸菌病研究所 | 抗酸菌病研究所 |
| 科学計測研究所 | 科学計測研究所 |
| 高速力学研究所 | 高速力学研究所 |
| 電気通信研究所 | 電気通信研究所 |
| 非水溶液化学研究所 | 非水溶液化学研究所 |

宮城県

に

を

に

を

改める。

第五條の表中

| | |
|-------|--------------|
| 北海道大学 | |
| 農学部 | 植物園、農場、演習林 |
| 医学部 | 病院、病院分院、看護学校 |
| 理学部 | 臨海実験所 |

を

に

を

| | | | |
|-----------|-----------|---|---|
| 東京大学 | | 東京大学 | |
| 伝染病研究所 | 伝染病研究所 | 伝染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究 | 伝染病その他の病原の検索並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究 |
| 東京天文台 | 東京天文台 | 天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務 | 天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、曆書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務 |
| 地震研究所 | 地震研究所 | 地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探査法に関する事項の研究 | 地震の学理及び震災予防に関する事項並びに爆震、爆風及び地震探査法に関する事項の研究 |
| 東洋文化研究所 | 東洋文化研究所 | 東洋文化に関する総合研究 | 東洋文化に関する総合研究 |
| 立地自然科学研究所 | 立地自然科学研究所 | 国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究 | 国民生活に必要な資源に関する立地自然科学の学理及びその応用の総合研究 |
| 理工学研究所 | 理工学研究所 | 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究 | 理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究 |
| 社会科学研究所 | 社会科学研究所 | 社会科学に関する総合研究 | 社会科学に関する総合研究 |
| 新聞研究所 | 新聞研究所 | 新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成 | 新聞及び時事について出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し、又は従事しようとする者の指導及び養成 |
| 史料編纂所 | 史料編纂所 | 本邦に関する史料の研究、編纂及び出版 | 本邦に関する史料の研究、編纂及び出版 |
| 生産技術研究所 | 生産技術研究所 | 生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験 | 生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験 |

| | |
|-------|--------------------|
| 北海道大学 | |
| 理学部 | 臨海実験所、海草研究施設 |
| 医学部 | 病院、病院分院、看護学校、助産婦学校 |
| 農学部 | 植物園、農場、演習林 |
| 水産学部 | 練習船 |

同表東北大学の項中「臨海実験所」を臨海実験所、地震観測所に、「看護学校」を看護学校、助産婦学校に、同表中

| | | |
|------|------|---------|
| 茨城大学 | 教育学部 | 小学校、中学校 |
| 茨城大学 | 教育学部 | 農学部 |

小学校、中学校
農場
に、同表群馬大学の項中「病院」を「病院、病院分院」に、同表東京医科歯科大学の項中「歯学部」を「歯学部、歯科衛生士学校、歯科技工士学校」に、同表中

| | | |
|--------|------|-------|
| 東京水産大学 | 水産学部 | 実験実習場 |
|--------|------|-------|

| | | |
|----------|-------|------------------|
| お茶の水女子大学 | 文教育学部 | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園 |
| 東京水産大学 | 水産学部 | 実験実習場、練習船 |

に、同表金沢大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表岐阜大学の項中「中学校」を「中学校、小学校、中学校」に、同表中

| | |
|------|--------------|
| 静岡大学 | |
| 教育学部 | 小学校、中学校、幼稚園 |
| 工学部 | 電子工学研究施設 |
| 理学部 | 臨海実験所 |
| 医学部 | 病院、病院分院、看護学校 |

| | |
|------|--------------|
| 静岡大学 | |
| 教育学部 | 小学校、中学校、幼稚園 |
| 工学部 | 電子工学研究施設 |
| 農学部 | 農場 |
| 教育学部 | 中学校、高等学校 |
| 理学部 | 臨海実験所 |
| 医学部 | 病院、病院分院、看護学校 |

| | |
|-------|--------------|
| 名古屋大学 | |
| 理学部 | 臨海実験所 |
| 医学部 | 病院、病院分院、看護学校 |

同表大阪大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、診療エックス線技術学校」に、

同表中 奈良学芸大学 学芸学部 小学校、中学校、幼稚園

| | | |
|--------|------|------------------|
| 奈良学芸大学 | 学芸学部 | 小学校、中学校、幼稚園 |
| 奈良女子大学 | 文学部 | 小学校、中学校、高等学校、幼稚園 |

同表広島大学の項中「中学校」を「中学校、高等学校」に、同表九州大学の項中「看護学校」を「看護学校、助産婦学校、結核研究施設」に、同表中

| | |
|-------|-------------|
| 鹿兒島大学 | |
| 教育学部 | 小学校、中学校、幼稚園 |
| 農学部 | 農場、演習林 |
| 水産学部 | 練習船 |

同表第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

- 前項に掲げるものを除く外、東京教育大学に附属の小学校、中学校及び高等学校を置く。
- 別表第一及び第二を次のように改める。

| 別表第一 | 別表第二 |
|---------|--------------|
| 国立大学の名称 | 大学に置かれる職員の定員 |
| 北海道大学 | 二、四七五人 |
| 北海道学芸大学 | 七〇一人 |
| 室蘭工業大学 | 一五六人 |
| 小樽商科大学 | 一〇一人 |
| 帯広畜産大学 | 一四六人 |
| 弘前大学 | 八九四人 |
| 岩手大学 | 五七四人 |
| 東北大学 | 三、八三五人 |
| 秋田大学 | 四七八人 |
| 山形大学 | 六〇三人 |
| 福島大学 | 四一一人 |
| 茨城大学 | 六九一人 |

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 国立学校設置法の一部を改正する法律案

| | |
|----------|--------|
| 宇都宮大学 | 四四一人 |
| 群馬大学 | 九六〇人 |
| 埼玉大学 | 三四〇人 |
| 千葉大学 | 一、五一〇人 |
| 東京大学 | 五、六四八人 |
| 東京医科歯科大学 | 一、〇〇二人 |
| 東京外国語大学 | 一一八人 |
| 東京学芸大学 | 八八四人 |
| 東京農工大学 | 二九八人 |
| 東京芸術大学 | 二八八人 |
| 東京教育大学 | 一、二二三人 |
| 東京工業大学 | 九五九人 |
| お茶の水女子大学 | 三二二人 |
| 電気通信大学 | 一四五人 |
| 一橋大学 | 三〇七人 |
| 東京水産大学 | 二九六人 |
| 横浜国立大学 | 六〇八人 |
| 新潟大学 | 一、四五一人 |
| 富山大学 | 四七五人 |
| 金沢大学 | 一、五九六人 |
| 福井大学 | 三五九人 |
| 山梨大学 | 三九一人 |
| 信州大学 | 一、三〇九人 |
| 岐阜大学 | 五〇二人 |
| 商船大学 | 二四〇人 |
| 静岡大学 | 七七六人 |

| | |
|----------|---------|
| 名古屋大学 | 一、九〇三人 |
| 愛知学芸大学 | 五六一人 |
| 名古屋工業大学 | 二五〇人 |
| 三重大学 | 四五二人 |
| 滋賀大学 | 二九三人 |
| 京都大学 | 三、二九〇人 |
| 京都学芸大学 | 三二四人 |
| 京都工芸繊維大学 | 三三七人 |
| 大阪大学 | 二、五五九人 |
| 大阪外国語大学 | 一〇一人 |
| 大阪学芸大学 | 六四二人 |
| 神戸大学 | 九八五人 |
| 奈良学芸大学 | 二四九人 |
| 奈良女子大学 | 一三一人 |
| 和歌山大学 | 三〇四人 |
| 鳥取大学 | 八四八人 |
| 島根大学 | 三三八人 |
| 岡山大学 | 一、三八一一人 |
| 広島大学 | 一、三三九人 |
| 山口大学 | 六八二人 |
| 徳島大学 | 九二三八 |
| 香川大学 | 三四九人 |
| 愛媛大学 | 五三四人 |
| 高知大学 | 三六三人 |
| 福岡学芸大学 | 四六九人 |
| 九州大学 | 二、七九六人 |

別表第一

| | |
|-----------|----------------|
| 九州工業大学 | 二二六八 |
| 佐賀大学 | 三〇九八 |
| 長崎大学 | 一、一三九八 |
| 熊本大学 | 一、三八二八 |
| 大分大学 | 三三四八 |
| 宮崎大学 | 四六六八 |
| 鹿児島大学 | 八〇〇八 |
| 国立高等学校の名称 | 高等学校に置かれる職員の定員 |
| 仙台電波高等学校 | 五三八 |
| 詫間電波高等学校 | 六一八 |

附則

- この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 第三條の改正規定により廃止された学校の職員は、別に辞令を發せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失うものとする。

| | |
|----------|-----|
| 熊本電波高等学校 | 五一八 |
| 富山商船高等学校 | 四九八 |
| 鳥羽商船高等学校 | 四九八 |
| 広島商船高等学校 | 四九八 |
| 大島商船高等学校 | 四九八 |
| 弓削商船高等学校 | 四八八 |

〔梅原眞隆君登壇、拍手〕

○梅原眞隆君 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文部委員会におきましての審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

法案に盛り込まれた改正内容の骨子を要約して申し上げますとおよそ三點でございます。第一點は、従来国立大学の中に包括されて来ましたが旧制度の学校のうち、専門学校、高等師範学校等二十九校を、それらの在学生徒の卒業によりまして昭和二十六年度限りで廃止いたしましたこととあります。第二

部を設置し、いずれも夜間の授業を行い、勤労青年に対し大学教育への途を開こうといたしております。なお、このほか附属学校及び教育施設又は研究施設の設置、整備につきまして、或いは大学附置研究所の合併廃止等につきまして、更に又昭和二十七年年度予算に伴う国立学校の職員定員につきまして、それら若干の改正規定が設けられております。

なお甚だ不足しているが、政府は将来どのような基準でこれを勘定して行くつもりであるか。第四、大学附置研究所は極めて貧弱な予算のため苦しんでいるが、これは更に充実すべきではないか。第五、国立学校のうち、戦災校或いは罹災校に対する政府の財政援助の基本方針如何等の諸点でありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしました。荒木委員からは、短期大学の拡充について政府は将来更に十分なる措置を講ずること、及び旧制学校の廃止に当つてはその職員の身分について必要なる考慮を拂ひ、職場の不安を興えないよう要望して、原案賛成の意見を述べられ、矢嶋委員も、今後、大学の新設、学部の新設に当つては、我が国全体としての需要を考慮すべく、濫りに政治的なものに動かされてその決定をなすべきではないこと、研究機関の施設は更に拡充強化すべきこと、及び附属学校については教育の機会均等という見地から再検討の必要があること等を強く希望されて、同じく原案に賛成の意見を述べられ、結局本法案は委員会において原案通り全会一致を以て可決されました。

改正する法律案、日程第二十六、農業改良助長法の一部を改正する法律案、日程第二十七、閉鎖機關日本系系統制株式会社が積み立てた爾系価格安定資金の処分に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

法案に盛り込まれた改正内容の骨子を要約して申し上げますとおよそ三點でございます。第一點は、従来国立大学の中に包括されて来ましたが旧制度の学校のうち、専門学校、高等師範学校等二十九校を、それらの在学生徒の卒業によりまして昭和二十六年度限りで廃止いたしましたこととあります。第二

委員会の審議におきまして、本法案に関する質疑のうち主要な問題点を列挙いたしますと、第一、国立大学の設置或いはその構成について政府の基本方針はどのようなものになつてゐるか。又この基本方針の決定に当つて政府の諮問する機関は何か。第二、教員養成を主要目的とする学芸大学の現状は極めて不十分であるが、政府のこれに対する所見如何。第三、勤労青年に対して向学の途を開いている短期大学は現在

かくて質疑を終了いたしました。荒木委員からは、短期大学の拡充について政府は将来更に十分なる措置を講ずること、及び旧制学校の廃止に当つてはその職員の身分について必要なる考慮を拂ひ、職場の不安を興えないよう要望して、原案賛成の意見を述べられ、矢嶋委員も、今後、大学の新設、学部の新設に当つては、我が国全体としての需要を考慮すべく、濫りに政治的なものに動かされてその決定をなすべきではないこと、研究機関の施設は更に拡充強化すべきこと、及び附属学校については教育の機会均等という見地から再検討の必要があること等を強く希望されて、同じく原案に賛成の意見を述べられ、結局本法案は委員会において原案通り全会一致を以て可決されました。

改正する法律案、日程第二十六、農業改良助長法の一部を改正する法律案、日程第二十七、閉鎖機關日本系系統制株式会社が積み立てた爾系価格安定資金の処分に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

第三點として、小樽商科大学短期大学部、福島大学経済短期大学部、千葉大学工業短期大学部という三つの国立短期大学

向学の途を開いている短期大学は現在

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案外二件

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二十五、農林漁業資金融通法の一部を

昭和二十七年三月二十六日
農林委員長 羽生 三七
参議院議長 佐藤尚武殿

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案外二件

多数意見者署名

- 小林 孝平 山崎 恒
- 片柳 眞吉 赤澤 與仁
- 三橋 八次郎 小林 亦治
- 三浦 辰雄 島村 軍次
- 松永 義雄 滝井 治三郎
- 宮本 邦彦 西山 龜七
- 池田 宇右衛門 飯島 通次郎
- 加賀 操

「又は満」を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

農林漁業資金融通法において農業倉庫の造成に係る資金の利率は、現行の規定では最低年七分であるが、本改正法律案の原案においては、これを、昭和二十七年年度中に新設を行う食糧関係倉庫に対する貸付については、年四分に引下げんとするものであつて、かかる措置は勿論適当と認められるところであるが、更に、これを、乾燥倉庫に関するものにも及ぼすことを適当と認めその旨修正した。

二、事件の利害得失

農業倉庫の建設を促進し、これが経営の改善に資し、もつて主食及びまゆの流通及び農村の経済に寄與する。

三、費用

農林漁業資金として昭和二十七年年度において二百億円(内一般会計要求六十億円)を予定せられており、この中十二億円が食糧関係倉庫、八千万円が乾燥倉庫の造成、復旧又は取得に充てられることに計画されている。

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月十八日

参議院議長 林 譲治

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

正する法律

農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第百五号)の一部を次のよう

に改正する。

附則に次の一項を加える。

4 農林漁業者の共同利用に供する施設の造成に必要な資金のうち農業倉庫(木炭又は藁の保管を主たる目的とするものを除く)の造成に係る資金であつて、昭和二十七年年度において貸付を行うものの利率は、第三條の規定にかかわらず、年四分とする。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

審査報告書

農林改良助長法の一部を改正する法律案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月二十五日
農林委員長 羽生 三七
参議院議長 佐藤尚武殿

多数意見者署名
小林 孝平 島村 軍次
赤澤 與仁 片柳 眞吉
三橋 八次郎 加賀 操
松永 義雄 山崎 恒
西山 龜七

第十四條第一項の改正規定中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。

第十四條の二第二項中「都道府県は、(一)の下に前條第一項第二号から第四号までの」を加える。

第十六條の二及び第十六條の三中「第十四條第一項第一号の下に」及び「第二号」を加え、同條中「同項第二号及び第三号」を「同項第三号及び第四号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行農林改良助長法に對して、これが既往における運用の経験にかんがみ(一)農業に関する科学的試験研究を助長するための補助金又は委託金等いわゆる資金の交付を受ける試験研究機関の敷及び資金交付額の割合に関する制限を除去し、(二)従来法律上明確を欠いていた農林省の試験研究機関と都道府県農業試験場との関係を明文化し両者の関係を一層緊密にし、(三)国からの補助の対象となる協同農業普及事業について実質と形式とを合致するよう規定の範圍を拡大し、(四)専門的技術員及び改良普及員の身分及び任務を明確に規定してこれが活動の促進を図る等の改正を加えんとするものであつて、かかる原案に對して、委員会においては、更に専門的技術員及び改良普及員の地位の安定に資するため、これが設置に對する国の補助に關しても規定することを適当と認め原案を修正した。

二、事件の利害得失
農業改良助長事業の促進に資する利益がある。

三、費用

本改正法律案は、従来すでに計上せられ、なお、引続き来年度においても要求せられてゐる農業改良事業関係予算の実施に對して、実質と形式を合致せしめんとするものであつて、この改正に關して特別に費用を必要としない。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和二十七年三月十八日

参議院議長 林 譲治

農林改良助長法の一部を改正する法律案

農林改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第二條中第三項及び第四項を削る。
第三條の次に次の一條を加える。
(農林省の試験研究機関の協力)

第三條の二 都道府県農業試験場は、この法律の目的を達成するために行ふ試験研究に關し、農林省の試験研究機関に對して、必要な助言と協力を求めることができる。

第十四條第一項を次のように改める。
本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、左に掲げるものをいう。

一 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に對し農業又は農民生活の改善に關する教示及び実地展示を行うこと。

二 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。

三 前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

第十四條の次に次の二條を加える。
(専門技術員及び改良普及員)
第十四條の二 都道府県は、協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

二 専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門的事項に對して、調査研究をすることともに改良普及員を指導する。

三 改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。

3 改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。

(専門技術員及び改良普及員の任用資格)

第十四條の三 政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員又は改良普及員に任用されることできない。

第十六條を次のように改める。

(補助金の割当期日)

第十六條 農林大臣は、前條の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに本章の目的のために定められた予算の範囲内において、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため、三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算の成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。第十六條の次に次の二條を加える。

(割当基準)

第十六條の二 農林大臣は、第十四條第一項第一号の協同農業普及事業に係る補助金の都道府県別割当については、左の各号の規定に従つて決定しなければならない。

一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。

二 当該予算総額の三割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。

三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

四 当該予算総額の二割は、天災のため又は農業資源の開発が十分なために協同農業普及事業を施行することが困難な都道府県及び農業の発展のため緊急に協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。

(都道府県の負担)

第十六條の三 第十三條第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四條第一項第一号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額をこえるときは、それぞれ、そのこえる部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

第十七條中「前條」を「前三條」に改める。

第十九條を次のように改める。

(補助金の流用禁止)

第十九條 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問わず、これを指定された事業以外に、又は指定された事業の間に流用してはならない。

第二十三條第一項中「第十六條第一項各号」を「第十六條の二各号」に、

同條第四項中「第十六條第一項第四

号」を「第十六條の二第四号」に改める。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社は、積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年三月二十五日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社は、積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案

以前の解散による清算所得に対する法人税に関する経過規定)の規定により法人税を課し、及び特別法人税法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第二十九号)附則第十五條第二項(昭和二十二年三月三十一日以前の解散による清算純益に対する営業税に関する経過規定)の規定により営業税を課するについては、前項の規定により統制会社が国に引き渡すべき繭糸価格安定資金は、それぞれ、旧法人税法(昭和十五年法律第二十五号)による清算所得及び旧營業税法(昭和十五年法律第三十三号)による清算純益の計算上、残余財産の価額から控除する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔羽生三七君登壇 拍手〕

○羽生三七君 只今議題となりました農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。この改正法律案の内容は極めて簡明でありまして、現行農林漁業資金融通法におきましては、農業倉庫の造成のため貸付を行う資金の利率は最低年七分でありまして、これを昭和二十七年法において食糧関係倉庫の造成のため貸付する資金の利率については年四分に引下げるものとしてありまして、かかる改正を行わんとするゆえんのは、御承知のように農業倉庫は米麦の集荷配給上欠くことのできない重要施設であります。近年資金及び資材不足のため、新設は勿論、災害の復旧及び老朽化の補修さえ容易でなく、そのため収容力が不足を来たし、これが改善を図りますことは当面の急務とされております。然るに、農業倉庫は一般の營業倉庫と異なつて、営利を目的とするものでないため、過去において農業倉庫の建設については国庫から多額の補助が行われていたものであります。が、今は補助は廃止されておりますので、これが急速な新設を期待するためには、融資額の増加と共にこれが金利を特に低率とする必要があるとされております。

委員会においては、政府当局に対して、本年度農林漁業資金の貸付状況、農林漁業資金貸付対象の拡大及び貸付方法の改善、農業倉庫の建設計画並びにこれが建設及び運営の助成、倉庫金融の疏通、今回の金利引下げ措置の実施期間及びその対象等の問題を中心として質疑が行われたのであります。これが詳細は会議録に譲りたいのであります。が、そのうち一、二の問題についてこれが大要を申述べますならば、今回の金利引下げの措置を食糧関係倉庫に限定した理由については、金利の引下げは広く各貸付対象に及ぼしたいのであるが、農林漁業資金融通特別会計成立の経緯に徴してその実行に困難がある。但し食糧関係倉庫にあつては、曾つてこれが建設に対して国庫補助が行われていたが、現下の情勢はその復活に期待できない事情に鑑み、本特別会計の特例として今回の措置をとるに至つたのであつて、乾糶倉庫に

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案外二件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 北海道地方の震災の被害状況調査派遣議員の報告

ついでに将来他との均衡において考慮したい旨が述べられ、又今回の措置が昭和二十七年年度において貸付を行うものに限られている理由については、所期する農業倉庫の建設は速かに完了する必要があり、而して昭和二十七年年度において建設が完了できるように資金的措置も講ぜられているためであるとの答弁でありました。

続いて討論に入り、飯島委員から、前国会において爾糸価格安定法案審議の際、参議院農林委員会から爾糸の維持安定に対して政府の努力を要請して申入れがなされたところ、これに対して政府からは善処したい旨の回答が参つておるのであつて、かような経過に鑑みて、爾糸の維持安定のため極めて重要な施設である乾爾倉庫の整備普及のため、この際、乾爾倉庫造成資金の金利についても特別の考慮を拂うべきであるとの趣旨によつて修正が提案せられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案に飯島連次郎委員提案の修正を加えて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に農業改良助長法の一部を改正する法律案について御報告いたします。本改正法律案の内容は大要次のようであります。即ち第一は、現行法におきましては、農業に関する科学的試験研究を助長するため、国から都道府県その他の試験研究機関に交付する補助金又は委託金等のいわゆる資金については、これが交付を受ける試験研究機関の数は毎年度全国を通じて七十五を超えることができないことになつており、更に又都道府県の試験場以外の試験研究機関が交付される資金は、資金

の総額の二割以内でなければならぬことに規定せられておりましたが、最近にわかに増加いたしました新制大学等における有用な試験研究に対しても適切な助成を行うため、かような規定を削除して、かかる制限を除去せんとするものであり、第二は、現行法において明文を欠いておりました農林省の試験研究機関と都道府県農業試験場との關係を明確に規定して、都道府県農業試験場に対する農林省試験研究機関の協力態勢を確立せんとするものであり、第三は、都道府県が農林省と協同しての補助を受けて行う協同農業普及事業の範囲を拡大して、農民に対する教示及び展示の手段として、講習会の開催及び器材の利用等を追加すると共に、改良普及員或いは農村青少年団体の指導者等の養成、研修又は育成等の施設にまで及ぼすこととなさんとするものであり、第四は、農業改良助長事業の「かなめ」ともいへば専門技術員及び改良普及員等の専門指導員の身分及び任務について、現行法においてはその規定を欠いておりました、優秀な人材を登用するための職階制の確立等に困難が感ぜられておりましたので、ここにこれら両者の身分及び任務を明文にしてその活動を一段と促進せんとするもの等であります。

委員会におきましては政府当局に対して、専門技術員及び改良普及員の整備充実、及び活動促進並びに地位の安定及び待遇の改善、巡回指導施設の拡大、農村青少年団体の育成、農業に関する試験研究機関の拡充その他の問題を中心として質疑及び主張が行われたのでありますが、これが詳細については

は會議録に譲ることとしたのであります。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、小林孝平委員から、折角農業改良助長法が制定せられており、而も農業改良普及事業の「かなめ」は政府からも述べられておるに、専門技術員及び改良普及員であり、而して協同農業普及事業の補助金の大部分がこれら専門指導員の給与の補助に充てられておる実情にかかわらず、これら指導員の身分及び地位の確立に關して從來法律上何らの規定がなく今日に至つていたことは甚だ遺憾とするところであつて、今回の改正によつて一応身分及び任務が法律上規定せられたのであるが、地位の確立については未だ十分な考慮を欠いておるようであつて、地位を確立するための一つとして、これら指導員の給与に對して国から補助することを法律の規定によつて明確にする必要があるとの趣旨を以て原案の修正が提案せられ、続いて採決の結果、衆議院送付案に小林委員の提案にかかると修正を加えて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

引続いて、閉鎖機關日本蚕糸統制株式会社が積み立てた爾糸価格安定資金の処分に関する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案の内容とするところは、第一は、日本蚕糸統制株式会社、これは昭和十六年五月設立された特殊法人であります。昭和二十一年三月解散になり、昭和二十三年八月閉鎖機關に指定され、現在清算中でありましたが、この統制会社が、旧蚕糸業統制法第四十二條第一項の規定に基いて、爾及び生

糸の価格の安定を図るため積み立てた爾糸価格安定資金は、蚕糸業法附則第九項の規定によつて、統制会社が解散したときは、全国を地区とする蚕糸業會で主務大臣の指定するものに引渡さなければならぬことになつておるものであります。併しこの規定にかかわらず、これを過半数制定された爾糸価格安定法によつて、政府において行ふ爾糸価格安定制度の実施に伴つて國に引渡すこととなし、第二は、これを引渡すに當つて、旧法人税及び旧營業税法により法人税及び營業税を課するについては、それら清算所得及び清算純益の計算上、この資金を残余財産の価格から控除するという課税の特例を設けんとするものであります。委員

會におきましては適當な措置と認め全会一致を以て政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に閉鎖機關日本蚕糸統制株式会社が積み立てた爾糸価格安定資金の処分に関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) この際、先に本院の議決に基き北海道地方の震災の被害状況調査のため派遣いたしました議員団の報告を求めたいと存じます。廣瀬與兵衛君。

〔廣瀬與兵衛君登壇、拍手〕
○議長(佐藤尚武君) 去る三月四日北海道及び東北地方を襲いました十勝沖地震の災害に對し、本院の議決によりまして慰問並びに被害状況視察のため派遣せられました。その経過につきまして一行を代表いたしました私から御報告申し上げます。

今回派遣せられました議員は、自由党の大谷繁雄君、緑風會の井上なつみ君と三浦辰雄君、社会党第二控室の小泉秀吉君、社会党第四控室の小笠原二三男君、民主クラブの木内キヤウ君、改進黨の山崎恒君、第一クラブの千田正

君、労働者農民党の水橋康作君、それに私と、以上十名でございました。一行は三月八日に東京を出発いたしました。先ず札幌に参り、北海道庁におきまして、知事を初め札幌にありま

する中央出先機関並びに各種地方機関の代表者と会見いたし、参議院としての衷心よりのお見舞の言葉を述べて後、地震当時の状況、被害の状況及びこれが対策要望等につき詳細な説明を聴取いたしましたのであります。それから現地視察のために釧路地方の浜中村、霧多布、厚岸町、床潭、釧路市、十勝地方の浦幌村、池田町、豊頃村、大津村、日高地方の浦河町、萩伏村、三石町、静内町等、被害の最も甚大であつた地方の市町村を順次歴訪いたし、お見舞の言葉を述べると共に、つぶさに現地視察を行いました。北海道の視察を終りましたから、更に青森、岩手の両県を訪問いたし、同様に

府間並びに現地調査を行なつたのであります。以上の地方はいずれも甚だ積雪深く、寒氣も激しく、且つ交通不便の地でありましたが、日程と交通の許す限り広範囲に亘り詳細に現地の視察を行い、氣の毒な多数の罹災者に対し慰問激励をいたしました。いずれも衷心より感謝の意と旺盛な復興再建の決意を示されましたことは、深く感銘いたしました次第であります。

今回の地震は北海道としては未曾有の大地震でありまして、札幌管区氣象台の調査によりますと、震源での発震時は三月四日午前十時二十二分四十四秒で、震源地は北海道日高国標葉郡東

方七十キロの海底と推定され、これからの地震を十勝沖地震と名付けられたのであります。この地震の規模は、昭和五年十一月二十六日の北伊豆地震、それから二十三年六月二十八日の福井地震の約四倍、大正十二年九月一日の関東大地震とほぼ同様で、昭和八年三月三日の三陸津浪地震の三分の一程度と言われております。地震発生と同時に津浪を惹起し、震央と最近距離にある十勝海岸では地震発生後十分前後で第一波の来襲があり、津浪の高さは一メートル半乃至二メートル程度であり、又一時間乃至一時間半後には釧路国沿岸に津浪の到来があり、而もこの方面は流水を伴つたのであります。

なお、この時刻に十勝沿岸及び日高沿岸には再度津浪が押し寄せ、各所で異常干潮を示し、津浪現象は十六時まで数回反復されたのであります。今回のこの地震のため極めて広汎な地域が災害をこうむり、その被害は殆んど全道的に亘つておりますが、特に十勝、釧路、日高、胆振の地方は被害甚大であります。これら地域の全面積は合計約二万五千平方キロで、四国全島に山口県を加えたほどの面積、又関東地方より栃木県を除いた面積にほぼ相当して

あります。直接、地震により、或いは津浪、高潮等のため、住家、学校、病院、診療所、倉庫等の建物が倒壊、流失、破壊され、又道路、河川堤防、海岸、港湾等の土木施設、鉄道、通信施設の破壊、農林水産業、鉱工業等の各種産業のこうむりました被害は甚大であります。一方、人的にも多数の犠牲

者を出し、十一日正午までに判明いたしましたところによりますと、死者二十八人、行方不明一人、重傷七十七人、軽傷五百四十四人となつております。罹災戸数七千六百七十三戸、罹災者三万八千三百七十二名、又住家の全壊せるもの千六百十五戸、半壊五千四百四十八戸に及んでおります。北海道全体といたしまして各種被害の状況は実に百五十四億七千四百万円に上つて

おります。住家を奪われた罹災者は、寺院、学校等に一時收容され、又倒壊した家屋を寒風の吹きまくる中で片付けておりました。これら罹災者等の氣の毒な姿を現地で見ると胸打たれるものがあります。無残に倒壊した学校や、雪に蔽われた農耕地に、大きな口を開けた亀裂や陥没等を眼のあたりに見ますとき、災害の奥深いことを痛感されたのであります。

なお今回の災害におきまして注目すべきことは、地震に付きものの火災が殆んどないことでありまして、これは道民が平素から火災の防止に留意し、地震発生と同時に火の始末を行なつたためでありまして、殊に日高地方の浦河町の高等学校の生徒のごときは、燃えさかるストーブを素手で屋外に運び出し、みずからは手に火傷を負いながらもよく学校を火災から守つたところとであります。学校の被害は甚大であります。学校の校長以下全職員が、児童の避難、安全のため万全の措置を講じており、十勝地方の浦幌村の

に、倒壊した校舎の下敷となつて殉死された不幸なことがありましたが、誠に感銘深いものがあります。又浦河町にある日赤病院は、その建物の大部分が大破壊、傾斜して倒壊寸前にありますが、地震と同時に看護婦さんたちの目覚ましい活動により、多数の入院患者を無事に避難せしめ、一人の負傷者も出さなかつたといふことは、美談の一つになつております。この日赤病院は同地方における唯一の総合病院でありまして、これが復旧は焦眉の急を要するものと思われま

す。次に、これから被害の主なるものについてその概要を申し上げます。鉄道関係の被害概算額は七億五千万円、通信施設につきましては烈震及び強震地区に架けられている裸線に対する被害が主であつて、その被害額は約五千万円と推定されております。電力施設につきましてはは相当の被害を受けました。が、発電、変電施設の被害が非常に軽微で、その復旧も迅速に行われ、大抵配電可能な状況であり、その被害額は約一億円とあります。土木施設は被害二

十二億八千万円と推定され、農業関係の被害総額は約十五億円、林業施設は木炭窯の被害が最大で総額一億三千万円、水産関係は総額十五億一千八百万円、商工業及び鉱工業関係施設の被害総額は九億六千三百万円、商業関係は、店舗、商品等の被害が五億一千八百万円、保健衛生並びに公共施設とい

全、半壊、流失七千五百七十三戸、中小破一万五千戸で、その被害総額は実に四十二億七千万円、文教関係諸施設の被害額は十一億二千五百万円の多額に達してあります。その他、罹災者の家具、什器等の被害の総額は約九億八千万円と推定されております。かくのごとく各種被害を総合いたしますと、被害総額は三月十一日現在で百五十四億七千四百万円に上り、この復旧総額は國費直轄の施行分を含め、緊急対策費として十四億一千万円、恒久対策費として百二十五億八千五百万円、合計百三十九億九千五百万円の概算となつて

おります。なお、今回の被害地域は広大であり、積雪も深く、且つ交通、通信機能の杜絶等のため、被害実態の把握は困難であり、更に余震の被害も累増しつつある状態でありまして、今後の調査の進展に伴い或る程度の数字の増加が予想されるのであります。

次に、災害の発生に対し、道庁並びに関係機関は直ちに緊急の措置を講じておりますが、無線電話の活用、現地調査班の派遣等により被害状況の把握に努め、緊急対策として知事を本部長とする十勝沖震災対策本部を設置し、釧路支庁、十勝支庁及び日高支庁の管内十四カ町村に対し災害救助法を発動し、一方、道を中心に、開発局、鉄道局、郵政局、電気通信局、營林局、國警等、現地政府機関は緊密に連絡して緊急対策の実施に當つております。救急措置といはしましては、食糧、衣料、衛生、居住について極めて適切なる措置が講せられており、目下のところ

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その一) 北海道地方の震災状況調査派遣議員の報告

赤痢等の伝染病はまだ発生しておりませんが、上水道、井戸の施設が破壊されて、飲料水が不自由な状態でありますので、伝染病の誘発が憂慮されております。

一般治安につきましては、関係機関の民心安定措置と住民の努力により極めて平靜であり、各地における消防団の活躍はめざましいものがあり、又警察予備隊が調査並びに救援のため出動いたしておりますが、いずれも関係地元民から深く感謝されておりますことを附言いたしておきます。

又各方面からの救援、慰問等が行われておりますが、三月八日には宮内庁長官を通じて、天皇、皇后両陛下より災害復興資金の一部に御内帑金を下賜され、慰問激励の言葉があり、又震災発生直後リッツウエイ連合軍總司令官及び騎兵第一師団長ハロルド少将から援助申出があり、米軍出先部隊の救援措置、輸送機の便宜供與、衣料、食糧及び医薬品等の救援が行われておりますなど、関係機関の協力は感激に堪えません。

次に、この災害の復旧対策について現地の要望を申し上げますと、被害総額は百五十四億七千四百万円であり、応急対策費としては十四億一千万円、恒久対策費としては百二十五億八千五百万円となっておりますが、このうち鉄道通信及び国の直轄施行に属する土木関係施設並びにその他の国の施設を除くと、その復旧費総額は百三十六億四千八百万円に達しております。併し、道の財政は昭和二十六年度は八億五千五百万円の赤字となっており、市町村財政も同様逼迫しており、特に震災地は

農漁村及び開拓地が多く、財政的に非常に窮乏を告げておる実情にあるところへ、今回の震災に遭遇して多額の災害対策費を支出しなければならぬので、災害復旧に關し財政上政府の適切な措置を要望しております。その主なものを申し上げますと、応急対策費としては、生業資金について、二千六百十二戸に對し、國民金融公庫を通じて六億五千三百萬円の生業資金を、又千二百二十三戸に對し更生資金三千三百六十九万円を特別枠として融資せられたり、又公共施設の復旧、応急收容施設の建設、緊急收容施設の補助等について、緊急資金並びに補助金の交付方を配慮せられたり、又復旧用木材について特段の配慮を願いたいとのことあります。恒久対策としては、土木施設、土地改良施設、教育施設、医療施設、商工鉱工業施設、水産業施設、農業協同組合施設、林業施設、畜産、開拓並びに住宅等の復旧費について、資金的に特別の措置を講ぜられたり、又失業対策、自作農創設維持及び公營質屋の資金等についてもそれぞれ、財政的援助を要望されたのであります。又公共土木、住宅、水道復旧、農林水産業、伝染病予防、義務教育、災害援助等、災害復旧に關する諸種の法令についてもそれぞれ、臨時特例の制定を行ひ、復旧に必要な措置を講じ得るようせられたりとの強い要望がございました。以上北海道における概況について申し上げます。

次に青森県の被害状況について申し上げます。地震は大体中震程度でありまして、これによる被害は殆んどなく、ただ青森市の水道管に相当破損を受けて

ていらしいと云うことが去る十五日に至つて探知されたようですが、詳細はまだ不明です。被害はむしろ地震の後に襲來した津浪のため、八戸港、八戸漁港、種差漁港、大畑漁港施設に被害をこうむつております。これらの被害総額は約四千三百三十万円と見積られております。八戸港において、船舶、河口埋没等の被害がありました。現在商港の重要地域の約六〇%を接收されておるため、施設の不足狭小による輻輳混雑を極めておる実情に加えて、この災害で、石炭、コークス、硫安、セメント等、約二十万トンの海上輸送に支障を來し、生産面に及ぼす影響もかなり深刻であると見られますので、早急な復旧が必要とされておる次第であります。

順次火災予防に留意しつつ退避したため、火災及び人畜の被害が比較的輕微に食い止められておることは注目すべきであります。

次に岩手県について申し上げます。三月四日午前十時二十三分岩手県下に突如強震が來襲し、津浪警報が発せられ、三陸沿岸に相当強大なる高潮の襲來を見たのであります。震源地は宮古市東北の約二百五十キロで、いわゆる十勝沖地震であります。震源地に近く、久慈港においては高潮二メートル、宮古港においては高潮二メートル八十に達してあります。このため港灣施設や建物の損傷、道路の決壊、船舶の流失損傷、漁場施設の流失等、特に水産関係及び沿岸に相当甚大な被害を與えております。ただ、幸いなことに、白雲の地震であつたことと、前日があたかも昭和八年三月三日の三陸強震津浪の避難訓練を行なつたばかりでありまして、四日、強震の襲來に伴う津浪予報が発せられますや、沿岸住民は

順次火災予防に留意しつつ退避したため、火災及び人畜の被害が比較的輕微に食い止められておることは注目すべきであります。

被害総額は、三月七日現在の調査によりまして総額二億七千三百五十三万四千六百円となつております。その内訳を簡単に申し上げますと、水産関係におきまして総額約一億九千七百万円、農業関係は海水の冠水による田畑の被害等約一千四百万円、林業関係は炭鉱の崩壊等により約九百万円、土木建築関係は約五千万円、民生関係の被害約一千百万円となつております。これら災害復旧に對する措置として國庫の助成及び融資の斡旋等が要望されておりますが、その要望のうち主なるものについて申し上げますと、水産関係の対策として、漁船船溜施設の被害に對しては、公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費國庫補助の暫定措置に關する法律を適用するほか、地方債の枠の増大及び農林漁業資金融通法に基き、融資金の増額を緊急措置せられたり、又漁港船溜附帯施設の被害については災害復旧事業として四割の國庫補助並びに融資の途を講ぜられたり、のり、かき及び海藻類の増殖施設についても、國庫補助、魚田開発補助又は農林中央金庫からの特別融資の途を講ぜられたり、漁船漁具、船具についても、同様、特別融資、利子補給を行ひ、水産物の流失等については災害補償制度の制定を行ひ、罹災者の生活安定を図られたりとのこととあります。農業の關係としましては、塩等の除去、鉄不足、肥料流失等、海水の冠水被害に對して全額

國庫補助を願いたい。又大麦等作物の被害については、農業共済制度の適用を図り、又農業倉庫の復旧については特に二分の一の國庫補助を願いたい。林業関係としては、炭鉱崩壊について築造費として二分の一程度の國庫補助を願いたい。山地崩壊についても百分の六十五の國庫補助を願いたい。又土木運輸関係としては、復旧全額の三分の二程度の國庫補助を願いたい。又臨時の措置として、速急に資金運用部資金により特別融資の途を講ぜられたりとのこととあります。

以上今回の十勝沖地震による北海道及び東北の災害について申し上げますが、これが復旧につきましては、地元市町村当局を初め関係地方の財政窮乏の実情に鑑みまして、容易ならざるものがあると考へられます。殊に零細農漁民等、個人の住宅、生業資金、生産手段等の回復並びに学校の校舍の建築等は、法令的にも救済の途が殆んどないのであります。幸いに罹災者の復興意欲は極めて旺盛なものがあつたので、地元市町村、道、県当局、政府一体となつて努力をいたしますならば、復興は必ずしも困難ではないと考へられますので、参議院としても、政府を鞭撻して、これら関係地方からの要望の速やかな解決に努力する必要があると存じますので、何とぞ諸君の御協力をお願いいたす次第であります。

以上を以て私の報告を終ります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) これにて午後二時まで休憩いたします。
午後零時四十七分休憩

官報

号外

昭和二十七年三月二十七日

第十三回 参議院會議録第二十五号(その二)

午後三時二十四分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、国家公安委員の任命に関する件を議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。去る十七日、内閣総理大臣から、警察法第五條第二項の規定により、花井忠君を国家公安委員に任命することに本院の同意を求めて参りました。本件に御同意を賜へることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔反対々々と呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本件に承認を與へることに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第一、昭和二十七年一般会計予算、日程第二、昭和二十七年特別会計予算、日程第三、昭和二十七年政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とする。ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。予算委員長和田博雄君。

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

昭和二十七年一般会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

昭和二十七年特別会計予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

昭和二十七年政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

〔審査報告書は都合により第三十号末尾に掲載〕

昭和二十七年政府関係機関予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十七年二月二十七日

衆議院議長 林 謙治

参議院議長 佐藤尚武殿

〔和田博雄君登壇、拍手〕

○和田博雄君 只今議題となりました昭和二十七年一般会計予算、昭和二十七年特別会計予算及び昭和二十七年政府関係機関予算の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

申すまでもなく昭和二十七年予算は平和條約並びに日米安全保障條約の発効に備えて編成されたものでありまして、この意味において画期的な予算であるばかりでなく、同時に又それと関連するいろいろの点で未だ曾てない重大な問題を含んだ予算であるといふことが、予算委員会における審査の経過を通じていよく明白となつたのであります。先ず順序を申し上げます。

先ず一般会計歳出総額は八千五百二十七億円であります。これを前年度と比較いたしますと五百九十億円の増加となつておりますが、この歳出総額の約四分の一は平和回復に伴う経費の占むるところとなつております。即ち防衛支出金六百五十億、警察予備隊経費五百四十億、海上保安庁警備費五百六十億、安全保障諸費五百六十億、連合国防産補償費百億、以上総計二千三百三十三億円であります。その大部分は防衛関係費であります。合計千八百二十三億に上り、歳出総額の二一%を占めていたのであります。防衛支出金は日米安全保障條約に基いて駐留する米軍の必要とする経費の一部を我がほうにおいて負担するため経費でありまして、行政協定第二十五條によりまして、日本は米國が使用する施設及び区域を米國に負担をかけるのであります。米國が輸送その他に必要な役務及び物品を日本で調達することに充てるため、年額一億五千五百万ドルに相当する額の円貨を提供することの二つの義務を負うこととなつておりますので、前者の不動産賃借料等に必要経費九十二億と、後者の米ドルに相当する円貨五百五十八億円で合計六百五十八億となるのであります。而してこの五百五十八億は日本政府によつて四半期ごとに米國特別勘定に繰入れられ、米軍の用に供せ

られることになつていたのであります。

警察予備隊につきましては、現在的人员七万五千人を十一万人に増員し、裝備の強化、施設の充実を図ると共に、十月よりこれを保安隊に切替える予定であります。経費総額五百四十億のうち、現在の七万五千人に対する分は三百五十五億、新増員の三万五千人に対する分は二百三十五億となつております。

海上保安庁につきましても、警備関係業務に従事する現在的人员七千六百人のほか更に六千人を増員し、これに必要な船舶武器等はアメリカから貸與を受けまして、新たに海上警備隊を創設する予定となつております。

安全保障諸費は、防衛支出金並びに警察予備隊及び海上保安庁に計上された経費のほか設けられた特段の防衛関係費でありまして、その使途として予想されておりますものは、例えば、一、平和條約の発効後米軍が大都市の中心部から周辺地区に駐留場所を移動する場合、これに伴う営舎、住宅等の建設に必要な経費、二、右の移動に伴う有線、無線通信施設、その他營舎関係諸施設乃至附屬工場、各種荷役設備等の建設に必要な経費、三、監視船等の裝備の強化、監視施設の充実に必要な経費、四、治安に関する機構の整備、学校その他教育訓練機関の設置に必要な経費等が挙げられるのであり

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二)

議事日程追加の件 国家公安委員の任命に関する件

昭和二十七年一般会計予算外二件

四〇一

官報(号外)

ます。この経費の内訳は今後米軍の移駐等が更に具体化するのを待つて初めて確定する性質のものでありますが一応の目安として予定されておりますのは、営舎等の建設に三百七億円、通信施設、工場施設、荷役設備等の建設に百十七億円、道路の建設補修、港灣の整備等に百二十三億円、巡視船等海上保安庁関係に十億円、治安擁護等警察予備隊関係に三億円、合計五百六十億円ということになっております。

連合国財産補償費は、連合国財産について戦争の結果生じた損害に対し補償を行うために必要な経費であります。補償金の総額は約二百七十億円に上るものと見られておりますが、連合国財産補償法第十九條において一会計年度における支拂限度を百億円と定められておりますので、二十七年には百億円の計上にとどめたものでござい

ます。平和回復善後処理費は、連合国に対する賠償、対日援助費の返済、外貨債の償還その他対外債務の支拂及び占領によつて損失をこうむつた我が国民に對する補償等に充てることを予定いたしておるのであります。その金額が僅かに百十億円といふ少額にとどまつたのは、対外的な経費については交渉等の關係上年度の当初においては支拂を必要としなかつたこと、及び二十六年補正予算に計上した百億円が二十七年

に繰越されること等によるのであります。

以上が平和回復に伴う経費二千三百三十三億円の内訳であります。この経費を二十六年度予算と比較いたしますと四百五十七億円の増加となつております。

平和回復に伴う経費を除きましたその他の経費、いわゆる内政費は総額六千四百九十四億円でありまして、二十六年度予算に比して百三十五億円を増加いたしております。以下内政費の主なものについて申し上げます。先ず食糧増産対策費として四百三億円を計上しておりますが、これは前年度と比較いたしまして約九十四億円の増加となつております。公共事業費は千二百三十七億円でありまして、これは前年度に比し二百四十二億円の増加であります。出資及び投資につきましては六百九十七億円を計上いたして、前年度に比較いたしまして六百五十五億円の減少となつておりますが、これは主としてインベントリー・ファイナンスの著しい減少によるものであります。インベントリー・ファイナンスは二十六年度の九百三十七億円に對して二十七年度は三百五十億円と六百億円近くの減少となつておるのであります。なお、この一般会計のほか、資金運用部資金及び見返資金を合せまして、財政投資による産業資金の供給は千八百八十五億円を予定いたして

おりますが、前年度に比し二百五十億円の減少となつております。民生安定のため

の主なる経費といたしましては生活保護費、社会保険費、結核対策費、失業対策費等でありまして、これら経費の合計は五百二十七億円で、前年度に比し約六十七億円の増加となつております。

戦死者遺族及び戦傷病者に対する援護費につきましては、戦死者遺族に對する遺族年金、遺族一時金に充てられる交付公債の利子、旧軍人軍属に對する傷害年金、その他厚生援護諸施設等に要する経費として總額二百五十七億円を計上いたして、前年度に比して、未復員者給與費、生活保護費等二十六億円が減少となり、戦死者遺族等の援護に伴う純増加額は二百三十一億円といふことになるわけであり、なお、遺族に與えられる交付公債は約八百八十三億円と予定されておるのであります。地方財政につきましては、平衡交付金を前年度の千二百億円から千二百五十億円に増額いたしますと共に、別途資金運用部資金による地方債引受の枠を前年度の五百億円から六百五十億円に拡張いたして、前年度に比して五十億円の増加を計上いたします。

八億円、合計八千五百二十七億円となつております。歳入総額の七五%を占める租税及び印紙収入につきましては、過般の第十二回国会を通過した税制改正を平年度化しまするほか、更に今回も税制改正を行います結果、税法上七百五十八億円の減税と相成るのみならず、国民所得の増加を見込

みまして、前年度に比べて約七百七十億円の増収を見込んでおるのであります。以上が一般会計予算の主な内容であります。特別会計予算及び政府関係機関予算につきましては説明を省略いたしたいと思います。

以上述べました一般会計、特別会計及び政府関係機関を通じて、総合的に收支の均衡を図り、いわゆる総合予算の均衡を保持することに努めておるのであります。即ち対日援助の打切りによつて見返資金は四百六十五億円の支拂超過となるのでありますが、他方、資金運用部における収入の増加と金融債三百億円の引受中止等の運用計画の調整とによつてこれを相殺することといたして、前年度に比して、なお、昭和二十七年一一般会計予算は、財政法、お、昭和二十七年一一般会計予算は、財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案の趣旨に従つて編成せられましたため、予算科目等の改正が行われておるほか、新たに繰越費が設けられておりますことは特に注目を要する点であります。

のため委員会に付託されたのであります。当時、財政法、會計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案はまだ本院において継続審査中でありましたのみならず、特に繰越費等につきましては予算審議の立場から極めて重大な問題でありますので、予算内容の審議に入るに先立ち、委員会にお

きまして検討の結果、二月九日、本委員長より委員会を代表いたしまして、大蔵委員長に對し、繰越費の設定については、止むを得ない認めらるる場合にも、戦前における繰越費運用上の弊害に鑑み、その対象、期限又は金額につき適當の節度を保持し、いやくも

予算の審議権を阻害する等悪用せらるることのなきやうに処置方を特に申入れました。この財政法等改正法律案は、その後、本申入れの趣旨を取入れて修正議決せられたのであります。二月十八日池田大蔵大臣より提案理由の説明を聞いた後、あらかじめ周到に考慮された計画に基いて重要事項別に殆んど連日予備審査を行い、次いで二月二十七日衆議院よりの送付を待つて本審査の段階に入つたのであります。そこで、先ず三月四日、五日の両日に亘つて公聴会を開きまして、各界、各方面の學識経験者等十二名の公述人からこの予算に関する意見を聞いたのであります。今回の公聴会の顯著な特色は、予算に對する専門的な批判と関連しつつ、この予算の性格を再軍備予算

であるとしてその重大性を指摘した公
述人が少なくなかつたということであり
ます。

予算委員会におきましても、この再
軍備の問題並びに行政協定の問題とも
関連いたしました。この予算に違憲の
疑いがあるとし、先ずこの予算と憲法
との關係を明らかにすべきであり、憲
法違反の有無を明らかにしてから初め
て本審査に入るべきであるとの主張も
あつたのでありますが、すでにこの
予算は衆議院を通過して本院に送付
されておることでもあり、又予算審
議の過程においてこの問題もおのず
から明らかになつて来るであろうとの
見地から、先ず総理大臣に対する総括
質疑を行い、その終了後において今の
問題をどのように取扱うかを改めて協
議するということ、三月六日からい
よいよ本審査に入つたのであります。
然るに当日の委員会におきまして、自
衛力を漸増すれば戦力となるが、そ
うなれば憲法違反ではないかとこの質疑に
対しまして、吉田内閣総理大臣より、
自衛のための戦力は違憲でないとの答
弁を繰返し行われましたので、委員会
は極めてこれを重大視いたしました。
速記録をも調べて慎重に検討を加えた
のであります。同時に政府側より本
件について特に総理大臣の発言を求め
て参りました。かくて次の三月十日の
委員会におきまして、吉田内閣総理大
臣は前回の答弁を訂正されまして、た

とえ自衛のためでも戦力を持つことは
いわゆる再軍備であつて、この場合に
は憲法の改正を要するとの発言があり
ました。当日の委員会の質疑は専らこの
訂正発言についての質疑に終始したの
であります。これらの質疑に答へて通じ
て明らかとなつた政府側の見解は大体
次の三点に附着するのであります。即
ち先ず第一に、警察予備隊は、国内治安
確保のためのものであり、近代戦を有効
且つ適切に遂行し得る装備と編成とを
持つたものではないから、憲法第九條
の戦力に該当しないということであり
ます。第二に、政府は飽くまで現行憲
法の許す範囲内で自衛力の漸増を図る
つもりであるが、併し自衛力の限界が
どこにあるかは具体的に答へられな
いということでありました。第三に、日
本が戦力を持つか持たないかというこ
とは、全く国民の自由意見によるべき
ものであつて、日本の経済力がこれを
許し、又外部の情勢もこれを必要とす
るに至つたような場合には、憲法に従
つて国民投票なり憲法改正なりをする
が、差當つてのところはまだその時期
に至らないということでありました。以
上は戦力或いは再軍備に対する政府の
見解であります。同じく憲法に關連
いたしまして、日米安全保障條約第三
條に基く行政協定につきましても、委
員会における質疑に答へまして、行政
協定は、若し安全保障條約がなければ、
憲法第七十三條による條約として

国会の承認を経べきものと考へるが、
政府としては当初から安全保障條約第
三條によつて行政協定は国会の承認を
求めないことを言明した上で安全保障
條約の承認を得たのであるから、行政
協定は事前に包括的承認を受けたもの
と解するとの、政府の最終的、確定的
な見解を明らかにしました。三月十七
日、委員会は、三名の憲法又は國際法
學者に参考人として出席を求め、戦力
及び行政協定について意見を聞いたの
でありましたが、これら参考人の意見
は、いずれも政府の見解とは全く趣き
を異にして、警察予備隊又は保安隊は
戦力に該当するものであり、又行政協
定は国会の承認を求めべきであると
いう結論でありました。

先ず第一には、この予算の基盤であ
るところの日本経済の自立に關する問
題でございます。吉田内閣総理大臣
はその施政方針演説において外資導入
の必要を力説したのであるが、三月
十一日マーカット経済科学局長の声明
は外資導入が頗る困難であるといふこ
とを明らかにしている。施政方針演説
で、一に外資導入に待つにあらざれば
急速の進展は期しがたいと言つてい
る我が国自立経済は、この外資導入に失
敗したることによつて、その達成が不可
能となつたのではないかとこの質疑に
対しまして、池田大蔵大臣より、「マー
カット局長の声明は外資導入の條件を
示したものであつて、その可能性を否
定したのではない。又外資導入が必
要だといふのは、外資が導入されれば
急速に自立経済の達成ができるが、こ
れがなければ時間を要するといふに過
ぎないとの答弁がございました。又こ
の問題に關連して、講和後防衛や電源
開発に必要な莫大な資材を国内で調達
するため輸出が少くなり、従つて食糧
原料等の輸入力が減るのを外資導入で
補うのでなければ、貿易及び生産の縮
小と国民生活の低下は不可避である
が、政府はどのようにしてこれを防止
するつもりであるか」との質疑に對し
まして、池田大蔵大臣より、「まさに
そのために外資導入に努力する必要が
あるのであるが、併しながら当面の間
題としては、国民の勞働力或いは国内

の生産物によつて外資はどん／＼殖え
ており、十億ドル以上も溜つた外貨を
どのように有効に使うかが差當りの問
題になつてゐる。従つて手持外貨の活
用を図ることが先決問題であり、外資
導入はむしろそのあとの問題である」
との答弁がありました。併しながらポ
ンド過剰問題に對してどういふ根本的
な対策を持つてゐるかとの質疑に對し
ましては、高橋通産大臣より「ポンド
過剰対策は非常にむずかしい問題で、
輸出の抑制であるとか金融措置である
とかいふことも対策の一つではある
が、率直に言つて根本的な対策とい
うのはなかく見当らない」との答弁で
ありました。

第二には、この予算の基本的性格に
關する問題であります。即ち「この予
算は表面的には総合予算の均衡を保持
し、一見健全財政のように見えるが、
併し実際には、千八百二十三億円の
生産的な防衛費、それ以外の間接的な
防衛支出、インベントリー・ファイナ
ンスの大幅な削減、八百八十三億円の
交付公債等、膨しいインフレ要因を
含んでゐるばかりでなく、一種の赤字
財政ではないか」との質疑に對しまし
て、池田大蔵大臣より、「予算執行上物
面に不当な影響を及ぼさないよう、十
分留意する必要があるが、均衡予算であ
るからインフレにはならない。二十六
年度予算補正に際しても、インフレ予
算であるとの一部の非難もあつたが、当

翌十八日を以て、去る六日以来五回
に亘る総理大臣に対する総括質疑を一
応終了いたしましたので、改めて協議
の結果、引続き予算内容の審議を進め
つつ、この予算と憲法との關係を明ら
かにするため小委員会を設けまして、
戦力及び行政協定の問題を再検討する
ことといたしました。

さて、次に予算内容の審議について
であります。前後二十六回に及ぶ委
員会の論議は極めて広汎多岐に亘つた
のであります。ここではそのうち特
に基本的な問題を重点的に取上げて御
報告いたします。とどめ、残余の問題につ
きましては質疑答へは速記録に譲ら
れたいと思ひます。

とどめ、残余の問題につ
きましては質疑答へは速記録に譲ら
れたいと思ひます。

面はむしろデフレ傾向に傾んでいる実情である」との答弁があり、又この最近における経済界の沈滞傾向に対する打開策はどうかとの質疑に對しまして、同大臣より、「最近経済界は整理過程にある上、財政の引揚超過が甚だしく、景気が沈滞しようとしているので、積極的な景気振興策を講じなければならぬ」と思ふ。その金融対策として差当り三月中に国庫余裕金から百五十億円の指定預金を行い、そのうち五十億円を中小企業方面に振り向け、百億円は現在予算上の計画から除外している金融債の引受に充てる方針である」との答弁がありました。次に、「政府は防衛費その他平和回復に伴う経費の負担にもかかわらず、内政費は圧迫されていないかのようの説明しているが、物価騰貴を考慮すれば、内政費は実質的には減少となつていて、池田大蔵大臣より、「内政費全体を物価騰貴の割合で殖やすことはできないから、重点的に考へるはかばかない。而して公共事業費、食糧増産対策費等の重要な内政費は、いずれも相当増加している」との答弁がありました。更に「政府は二十七年国民所得を前年に比し八増の五兆三百四十億円と見込み、租税収入において七百七十四億円の自然増収を見積つているが、経済情勢の変化に伴い、安本でも二十七年の経済見通しを修正する必要を認めている

現在、三乃至四割を普通の増加率とする国民所得が八割も増加するというのは過大ではないか。又インフレによることなしに予定の自然増収を確保できるか」との質疑に對しまして、周東経済安定本部長官及び池田大蔵大臣より、「昭和二十七年国民所得は、昭和二十五年の国民所得実績推計を基礎として、これに雇用、賃金、物価、生産の推移を見込んで算出したもので、過大な見積りではない。なお安本としては絶えず経済情勢の検討を続けているが、まだこの予算の基礎となつた計画を修正するような段階には至つていない。又二十七年租税収入は、或る程度の経済的変動があつたとしても十分確保し得る見込である」との答弁がありました。

第三には防衛力漸増と防衛費についての問題であります。日米安全保障條約によつて防衛力の漸増ということは國際的に約束されたのであるが、その具体的計画は一体どのようなものであるか。二十七年予算に計上されている防衛費は、いわば水山の一角に過ぎないものであるから、防衛力漸増計画の全貌がわからなくては、国民が安心ができないのではないかと、この質疑に對しまして、池田大蔵大臣より、「二十七年は防衛力漸増の第一年度であるが、併しながら同年度においては防衛費は一千八百二十三億円を最大限度とし、これ以上に殖やす考へはない。而して二十八年度以降においてどうなるかはそのときの情勢によることで、また具体的な計画はないが、要するに国民生活の維持向上を図りつつ且つ増税をしないで防衛力を漸増して行くのであるから、具体的な防衛力漸増計画が示されなければ国民は安心ができない」との答弁がありました。又「防衛費一千八百二十三億円のうち安全保障諸費五百六十億円は主として米軍の移駐費等に充てられる臨時のものであるから、二十八年度以降は当然不要となるべき性質のものである。そすると、二十八年度以降は防衛費は減少すると解してよいか。又三月二十一日のリッジウェイ最高司令官の言明によると、米軍移駐に伴う諸費用は一切米側で負担し、日本側からの支出は總一文も求めていない」とのことであり、従来の池田大蔵大臣の説明は全くこれと食い違つていて、その点はどうか」との質疑に對しまして、同大臣より、「安全保障諸費は臨時的経費ではあるが、必ずしも二十七年限りで全部なくなるとは限らない。それに自衛力の漸増ということもあるが、将来一千八百二十三億円の防衛費が減るといふ約束はできない。又最高司令官の言明は個人的希望を表明したものと思ふ」との答弁がありました。

第四には、この予算の国民生活に及ぼす影響に関するものであります。政府は国民生活の維持向上を図りつつ、賠償その他の対外債務を支拂ひ、防衛力を漸増すると言つてはいるが、このようにな生産的な支出をしながら、どうして国民生活の維持向上ができるか。現に政府みずから二十七年の国民生活水準を自立経済計画の八六%から二%下廻つた八四%と予定しているが、国民生活を更にこれ以上低下させないという保障ができるか」との質疑に對しまして、周東経済安定本部長官より、「国民生活水準は長い眼で見れば徐々に向上している。国民生活の低下を防ぐ基本的な対策としては、何と言つても生活必需品の生産増加、殊に食糧、衣料の量的確保と価格の安定を図ることが肝要であるが、これらの点については政府として十分努力している」との答弁でありました。次に、「今回政府が決定した戦後遺族援護対策は、その金額において、又方法において、甚だしく不十分不満足であるが、これは暫定措置であるか、又国会が修正を要望した場合受入れる用意があるか」との質疑に對しまして、吉武厚生大臣より、「二十七年限りの暫定処置ではないが、本格的な制度が確定されるまでの暫定措置である。修正については予算に限度があるので、実行不可能なものを受入れるわけには行かない」との答弁がありました。

第五に、中央財政と地方財政との関連についての問題であります。「政府は二十七年の財政規模は、その国民所得に対する割合が同じく一七%であるから、前年度と同様の大きさであると言つてはいるが、総合予算として中央地方を合せた場合には、その割合は二十六年度二三%から二十七年度二五%へと増大している。このような財政規模の拡大は国民経済或いは国民生活に對する圧迫となるのではないかと、この質疑に對しまして、池田大蔵大臣より、「中央財政については極力財政規模の圧縮に努めているが、地方財政に對しては制度上天蔵大臣の権限外にある。併しながら地方財政の現状に對しては、政府も地方公共団体も一緒になつて根本的な検討を加へ、歳入の確保を図ると共に、経費の節減及びその効率的な使用に努力することが必要である」との答弁がありました。又「昭和二十七年地方財政計画によると、財政規模は七千億円でありますが、そのうち地方税は四二%を占めてはいるに過ぎない、国税を増徴しない方針であるとすれば、そのしわ寄せが結局地方税の増税となるのではないかと、又二十六年度地方財政の赤字二百二十一億円を補填するために地方債の枠を八十億円拡大し、そのうち三十億円は資金運用部引受でなく公募による」とのことであるが、今後は公債債を認める方針か」との質疑に對しまして、岡野国務大臣より、「地方の税源を確立するため、国税地方税を通じて税制の調整を図る必要を認めている

が、このような地方行政の根本的改
 革については近く地方制度調査会を設
 けて諮問することにならう。又地方債
 は従来国家資金だけで賄つて来たが、
 独立を控へ漸次常道に復帰する意味
 で、一定の限度内で公債償を認めるこ
 ととした」との答弁がありました。

以上のような質疑応答の間におきま
 して、委員長は、委員会における審議
 の経過に徴し、特に緊要と認めて一つ
 の事項について政府に対し要求をいた
 しました。即ち、政府が現在持つてい
 る自衛力漸増計画を明らかにすること
 は予算審議上是非とも必要であるか
 ら、若し具体的な計画がないとして
 も、大綱なり構想なりを審議に間に合
 うよう示してもらいたいということだ
 りでございます。これに対して、三月

二十四、五両日、政府より自衛力漸増
 計画についての資料が提出せられ、大
 橋國務大臣よりこれに基いて説明があ
 ったのでありますが、要するに、警察
 予備隊と海上保安庁とにつきまして、
 二十七年予算に計上されている範囲
 内における人員、編成及び裝備の増強
 計画を明らかにし、これ以上の増強に
 ついては今後の治安及び財政事情を考
 慮して決定したいと言ひ、二十七年度
 中においても更に増強することあるべ
 きを暗示したのであります。

先に申上げました昭和二十七年予算
 算と憲法に関する小委員会は、三月二
 十三、四日の両日に互つて、戦力に関

する憲法第九條の解釈及び行政協定と
 憲法第七十三條との関係について再検
 討を行なつたのでありますが、翌二十
 五日、小委員長補見義男君から詳細な
 経過報告がございました。その詳細は
 速記録によつて御承知を願ひたいと存
 じますが、極めて簡単に要約して申上
 げますと、小委員会では委員会におけ
 る審議を更に深めて検討を行なつた結
 果、いろ／＼の点が明らかとなつた

が、併しながら問題の根本的な点につ
 いては二つの見解が対立したまま何ら
 新らしい展開を見なかつた。従つて当
 初から戦力及び行政協定に關連して憲
 法上の疑義を持つておつた者にとつて
 は依然として疑義を明らかにするに至
 らなかつたということでありませう。

かくて質疑を終局し、討論に入りま
 した。先ず吉田法相君より社会党第四
 控室を代表して反対、石坂豊一君より
 自由党を代表して賛成、山下義信君よ
 り社会党第二控室を代表して反対、杉
 山昌作君より緑風会を代表して賛成、
 岩木哲夫君より改進黨を代表して反
 対、駒井隆平君より民主クラブを代表
 して賛成、東隆君より第一クラブを代
 表して反対、木村福八郎君より労働者
 農民党を代表して反対、岩間正男君よ
 り日本共産党を代表して反対の旨を述
 べられました。よつて討論を終局し、

採決の結果、本委員会に付託せられま
 した昭和二十七年予算算は多数を以て
 可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(佐藤副武君) 三案に對し討論
 の通告がございました。順次発言を許し
 ます。内村清次君。

〔内村清次君登壇、拍手〕
 ○内村清次君 私は日本社会党第四控
 室を代表いたしまして二十七年予算算
 案に反対をいたします。而してその
 根本的な組織を要求するものでありま
 す。

反対理由をいたしまして次の三点に
 集約し論述いたします。即ちその第一
 点は、本予算案は再軍備予算であり、
 日本国憲法に違反する予算でありま
 す。第二点は、本予算は非生産的な純
 軍事予算額が自立経済の再建と國民生
 活を圧迫する予算であります。第三点
 は、本予算は、国際情勢、国際経済の
 影響を受けて、その予算構成の基礎が
 根柢から崩れ、安易杜撰の亡国予算で
 あることであります。

すでに本予算案が両議院で審議せら
 れております約六十日間のうち、國
 を挙げて論議の焦点となりましたこと
 は、警察予備隊等をめぐる再軍備が憲
 法違反であるか否かの戦力論争であり
 ました。更に日米安全保障條約に基く
 行政協定が国会の承認を要するか否か
 の問題でありました。このことは実
 に本予算案の本質がどこにあるかとい
 うことを雄弁に物語つておるものであり
 ます。(拍手)この論議の過程におきま
 して、再来年中には三十万の隊員を擁

し、戦前の師団に劣らない軍編成を行
 うと予想せられ、すでに現在カービン
 銃、自動小銃、迫撃砲、バズーカ砲、
 車両三千等を持つ予備隊が、而も又今
 年の十月からは名称も保安隊又は防衛
 隊と言われる予備隊が戦力であります

ことは、日本の朝野は勿論、外国の評
 論雑誌を見ましても一点の疑いのない
 事実となつております。(拍手)これを
 否定するたゞ十数人の關係のうち最も
 中心となつておられる吉田総理にいた
 しまして、過日の本院予算委員会では
 は、自衛のための戦力は憲法違反では
 ないと、みずから戦力を認めざるを得
 なかつたほど明白な事実なのでありま
 す。而もこのような重大なる事実を臆
 面もなく取消すといふことが、一
 國の責任ある總理大臣といたしまして
 不見識も甚だしいものであると言わね
 ばなりません。(拍手)然るに、政府の
 肚を知つております國民の間では笑
 い話の題材とされておるような戦力違
 憲の問題を、なおも政府が固執いたし
 ますことは、政府みずからが國法を
 無視して、國民を欺瞞し、公然と戦力
 漸増計画を進めている政府のこの態度

は、政治道義全く地を拂ひ、民主主義議
 会政治の威信を誠に失墜するものであ
 りまして、明白なる國民への逆行行為
 であると断ぜざるを得ないのでありま
 す。(そのうだ)と呼ぶ者あり、拍手)而
 もこの平和憲法を公然と蹂躪いたしま
 した再軍備が、実は日本の自衛のため

というよりか、外國のための、アメリ
 カの対中極東戦略の一環としての再
 軍備であることを我々は大胆率直に明
 らかにせざるを得ないのであります。

(その通り)と呼ぶ者あり)そうしなけ
 れば、いつかは私どもの家族や子孫、
 日本の老若男女、いたいけな幼児等が
 すべて悲惨極まる太平洋戦争に教倍す
 るところの戦禍に直面いたしましたと
 きに、國論の直接衝に當つております
 私どもの責任が果し得ないと信ずるか
 らであります。(その通り)自由党よ
 く聞け)と呼ぶ者あり)あえて更に申し
 ますと、例えばアメリカのコリヤーズ
 誌の有名な世界戦争予想号では、日本
 の警察予備隊はジャニパーズという固
 有名詞を付けられて、アメリカの駐留
 軍の第一練歩兵部隊として慘澹たる戦
 争に引つ張り出されておる面が描いて
 あるのであります。更に又、野党は勿
 論、與党の間ですらも、行政協定の裏に
 ある了解事項といたしまして、緊急事
 態における米軍の指揮の問題を、これ
 を問題にしておるようでございます

が、現に警察予備隊の指導教官は外國
 の將校団であります。(そのうだ)と呼
 ぶ者あり)その武器一切は外國から貸
 與せられておるのであります。極めて
 率直且つ端的に申しますと、このよ
 うな米軍の対ソ爆撃基地を守る傭兵歩
 兵部隊は憲法九條に違反し、日本人自
 身の血の出るような税金を以て賄ふ必
 要は断じてないと私は思ふのでありま

要は断じてないと私は思ふのでありま

す。(「そうだ、そこをしつかりやれ」と呼ぶ者あり)我々は断固この予算に反対するものであります。

我々は平和憲法擁護の立場から、更に又、日本の真の独立を守り、国民生活を防衛する立場から、警察予備隊費五百四十億円、海上保安庁費七十四億円等の再軍備費には絶対反対であります。

更に又この予算案には、行政協定に基く防衛分担金、安全保障諸費、即ち米軍の軍事駐留並びに基地化の費用が千二百十億円計上せられております。この行政協定を自身ですべて国会で論議の中心となりましたこと、日本人の生命財産及び独立主権に重大な影響をもたらすものであります。国民の身今更申すまでもありません。国民の身近に迫る重大問題であります。これを国会の承認を求めることなくして、政府の強引なる白紙委任に放置するがごときは、主権国民の政治常識から考えて明らかに憲法違反であります。(「そうだ」その通り)と呼ぶ者あり)私ども国会の多数が先日これを拒否いたしました。直接被害を受けるであろうところの多数の国民は正しい審判を必ずいたすことを断言して憚らないのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)日本の軍事基地化の費用の半分を日本人自身の税金で賄い、これを促進するということは、我々は率直に、極めて愚かな屈辱的な外交の結果である

と想うのであります。更に又同時に、去年で対日援助費も打切られ、今までの援助費中のガリオアは平和回復善後処理費におきまして年賦償還で返済せねばならない。更に過日のマーケット代將の帰国報告では、大幅の外資導入の政治借款は望まれず、民間外資の望みも極めて薄いと言われております。このようなことでは日本は何を得ようとするのでありますか、何も得るところはない。(「だまされてる」と呼ぶ者あり)ただ、得るところは、一方的に、日本占領当時よりも更に重いとこの財政負担と、貿易さえも自由にならず、軍国主義を復活させ、国際対立を激化させ、アジア隣邦の警戒心を増大し、原爆の脅威も身に迫り、戦争への道をひた走り走り続けて行きました。どうして日本経済の自立がなされるでありませんか。どうして日本の平和と独立を全うすることができるとでありませんか。(「その通り」その通り)「その通り」と呼ぶ者あり)このよ

うな日本将来の運命を左右する重大なことが、次々とまだ独立もしない占領期間中に自主性もなく取極められているのであります。一にかかつてこれは両條約がもたらした悲惨な結果であります。日本人といたしまして、誠に早くも再度めぐり合せました日本民族の悲劇であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)私は、吉田総理初め自由党の諸君、條約賛成派の議員の諸君が、この点に思いをいたされまして、賢明なる猛省を促すものであります。(「まだ遅くない」と呼ぶ者あり)と同時に、又本予算案に對しましては、断固反対の投票によつて、国民の切実なる期待に報いられんことを切に期待してやまないものであります。次に、以上述べました非生産的な純軍事費千八百四十五億円が実に財政総額の二二%であり、当然国内経費、特に経済再建と国民生活を圧迫するものである点を指摘したいのであります。政府はこのような批判を避けずするために、例えば公共事業費や地方財政交付金を名目的には若干の増加を図るとか、食糧増産費の少しばかりの増額を図る等の四苦八苦の数字の魔術を行なつておるのであります。(「元気がないぞ」と呼ぶ者あり)併し、実際の物価の上昇、経済の推移と見通しを勘案いたしてみますと、それは増額どころか、実質的には減少となることは明らかでございます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)それはかりではありません。もつと重大なることは、本予算案が衆議院を通過いたしましたから以来、未だ一カ月もたたない昨今におきまして、内外経済情勢の推移は、明らかに、本予算案が基礎といたしておりましたところの生産、国民所得、貿易収支、物価等、あらゆる基本的條件がすでにすつかり崩れつつあることであります。即ち最近の諸新聞では、一齊に

今年度日本経済の悲観的な見通しを強調いたしました。又経済安定本部自身が二十七年度の輸出見通し十六億一千百万ドルを大幅に削減をいたしまして、十二億七千万ドルにとどまると見ておるのであります。その理由をいたしまして、アメリカにおける国防インフレの中だるみがおもも続くこと、西欧における軍拡の重荷から生じましたポンドとフランの危機、思惑の反動、国際価格の下落傾向等が動かしがたい資本主義経済の危機となつて現われておる点であります。すでに我が国でも一億ポンドに上るポンドの手持過剩に對しまして、ポンド圏への輸出抑制策がとられて参つておりますが、このような消極政策は国際收支を悪化するのみであります。又綿紡の四割操業短縮を初めいたしまして、化学繊維、人絹、薄鉄鋼板、ゴム、ソーダの諸工業におきまして操業短縮が行われようとい

たしてあります。このような不況と減産は、当然、政府が予算の基礎といたしておりました生産と国民所得の一割増大というものを完全に崩壊させるものであります。経済安定本部の再検討におきまして、当初予想いたしました一四〇・六の予想生産指数に對しまして、三乃至五%下廻ると算定いたしておるのであります。このような生産停滞の見通しは当然国民所得の水増しをより明白に架空のものといたしておるであります。この架空の国民所得を基礎

といたしました本予算案は、特に税收入に重大な危機をもたらしてあります。政府は国民所得を、四兆九千億であつたものが、国会では一夜にいたしまして五兆三百億に水増しをいたしてあります。そこで租税収入も二十六年度よりも七百五十八億円の自然増収を見込んで蔵入面の辻褄を合せておるのであります。今回の安定本部で再検討をいたしまして、若し生産指数及び国民所得が下廻るものとなつて参りましたならば、それは明らかに水増し増税となることはもはや確定的な問題でございます。増税をやらぬで軍備がで

きるかのごとき池田大蔵大臣の数字の魔術は、すでに予算案が成立する以前に、遂に砂上の楼閣といたしまして音を立てて崩れておるのであります。更にこの七百五十八億円に及ぶ水増し課税の多くを国民の中で誰が負担するかと申しますと、それは中小企業者や農家の大衆負担となるのであります。弱者をいじめるところの資本主義の本質が、大蔵大臣の数字の魔術と、安易な自由放任の財政経済政策の犠牲の上に築かれておることは、我々は断じて許容することのできないところであります。(「その通り」「憲法附会」と呼ぶ者あり)今国会に諸税法の改正案が出されておりますが、これらの殆んど全部が、相続税の減免、大資本合理化資金の減税、無記名預金の復活等、いずれも大資本の資本蓄積のための減

税であることは明白であります。

このような経済界の不況の見通しがある一方、又非生産的な軍事費一千八百二十四億円の支出、更に又、外国為替特別会計への政府出資金が去年に比較いたしました四百億円の削減せられまし

たこと等々は、日本経済に著しくインフレへの弾力性と抵抗力を失わせたとの言わなくてはならないのであります。かくのごとく、不況の見通しにいたしまして、インフレの要因にいたしまして、この予算案がもたらすものは、国民生活にただ暗澹たる不安定極まる前途しか興えておられない。至くお先まつくらの勤労大衆いじめのさみだれ予算と断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

る。それが一般金融への圧迫となつて現われております。このような産業圧迫や、国際收支の見通しにおきまして、ドル一辺倒、軍需経済一辺倒に日本経済を追い込ませて、これでどうして日本が生きて行かれますか。亡国的な戦争経済の深淵に支えられてどうして日本人が安閑としておらるるでありましょうか。日本国民はこの六カ年の間、切実にポツダム宣言を守つて参りました。平和的な貿易の拡大と経済の自立を望んで堪えて参りました。然るに吉田内閣によつて興えられたものは

この国防インフレの中たるみから来ますところの不況に堪えて行くには、我々は軍需一辺倒ではいけない。あらゆる国との平和的な貿易の拡大、特に国際価格の下落よりも割高な日本品の価格引下げのために、設備の合理化や近代化を図らなくてはならないのであります。これは当面我が国経済にとりまして緊急の課題でございますが、本予算案には残念ながらこれに対する熱意が見られておりません。産業や中小企業等への財政投資を削減しました結果は、見返資金や運用部資金へのしわ寄せとなりまして、そのため運用部資金において引受けるはずであつた一般金融債券三百億円が削減せられてお

置され、苦しい生活を営んで参りました全国八百万の潰家族のかたが、憤激することも又当然であると言わなくてはなりません。西ドイツは、全予算の二〇%、二千二百五十億円で潰家族の接護費に充てられて、而も占領政策のうちから、二年も前からこれが実施されておることを思ひましたならば、如何に吉田内閣が無気力な外交と無情な性格によつて国民に君臨しておるか

の御承知のように戦争犠牲者の国家補償の間題であります。政府の予算案の内容は、公債において八百八十三億円、一柱に對しまして五万円というものを一時金として支給する。更に現金は、妻即ち未亡人に年間一万円、子供と父母、祖父母、子孫は、それ／＼一人について年間五千元でございます。合計二百三十一億円を計上いたしましたに過ぎないのであります。二百三十一億円は全予算額の僅か二%二七であり、至くお燈明料であります。戦時中国家の犠牲となり、戦後七年間も放

に、これを奨励しておることとき態度は、(恥を知れ、恥を知れ)と呼ぶ者あり)古今に稀な厚顔無責任な内閣と(泥棒だよ)と呼ぶ者あり)断じても過言ではないと存するのであります。(拍手)

文教政策費は、文部省が切に要求いたしましたにもかかわらず、義務教育費国庫負担は全額削減せられております。六三制の建築費も最低見積額の半分しかならないのであります。国立大学や高校の財政窮乏は救われず、大学教授料は一・七倍の値上げとなつて、勤労者の子弟の門は固く閉ざされようとしております。住宅対策も百三十万戸の要求が僅かに二万三千戸建築の半額国庫補助であるに過ぎないのであります。

なほ、地方財政の窮乏はますます深刻でありまして、最低二百億円の赤字が上つておるにわかかわらず、僅か五十億円の増では、どうして地方財政が確立されるでございましょうか。国土災害の復旧にいたしまして、二十六年度末の所要経費が二千八百億円に對しまして、僅かに四百二十億円の計上では、国土の荒廃と地方財政の窮乏は、全く百年河清を待つがごとき慘澹たるものと云わなくてはならないのであります。最後に特に強調しておきたいことは、吉田総理はその施政演説におきまして、労働者に対する協力を呼びか

けております。然るに、實際行わんとするところは、これとまさに反対であります。国の生産を担う重大な使命を有します労働大衆に對しまして、或いは国家地方公務員のかた／＼や教職員のかた／＼に對する給與を物価上昇にかかわらず、これを予算化せず、低賃金と低米価に放置し、あまつさへ憲法に保障せられた基本的な人権と団体行動の基本権の自由を、独立後に

超反動政治を企圖いたしておることでありまして、(その通り)「そらだ」と呼ぶ者あり、(拍手)まさに、口に美名を唱へ、行いにおいて奴を以てする、極めて悪質なるファッショ内閣と断ぜざるを得ないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)以上述べました理由によつて、我が党は本予算案に断固反対し、次のごとき根本的な組織替えを要求するものであります。即ち第一に、本予算案にある警備予備隊等の再軍備費並びに防衛関係諸費を削減しまして、以上のことと諸経費合計一千九百三十六億円を、地方財政平衡交付金の増額、公共事業費の増額、電源開発、国鉄、海運の増強等、食糧増産、潰家族接護費の大幅増額、社会保障費、文教費の増額、更に大衆負担の減税に充てるべきことを強く要求いたします。要するに、吉田内閣は過去三カ年の

官報(号外)

問、民主政治を断絶し、行政機構の簡素化も、米の自由販売も、減税による税負担の軽減も、すべて国民への公約を裏切り、秘密と独善外交を以て、今や日本国憲法を無視するところの再軍備、軍国主義の復活を企図し、日本国民をして再び悲惨なる戦争を暗澹たる国民生活の低下に誘導せんとする諸政策は、到底重大なる今日の時期になお政局を担当し本予算案を組織する機能と資格をすでに失つたものであると判断せざるを得ないのであります。(拍手)

我が党は、吉田内閣がその政治的責任を明確にし、議院政治の確立を厳正にするために、速かに退陣せられんことを要求いたしました。本予算案に断固反対いたします。(余計なことと言ふものではない)「上出来上出来」と呼ぶ者あり、(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 愛知揆一君。

(愛知揆一君登壇)

「よく聞け」しつかりやれ「何を言ひのた」まあ社会党よく聞くん「だ」と呼ぶ者あり、(拍手)

○愛知揆一君 私は自由党を代表いたしました。只今上程せられました昭和二十七年(度)予算案に対し賛成の意を表するものであります。以下その理由を申述べたいと思つております。

終戦後七年になん／＼といたしまする占領下の状態を脱しまして、国民希望の平和條約はいよいよ旬日のうちに

その効力を発生せんといたしておるのではありません。(とんでもないことだ)と呼ぶ者あり(昭和二十七年(度)予算の編成は、かくして占領下において行われた最後のものであります。同時にそれの施行は独立日本の第一年度として行われるものであります。まさに歴史的なる予算として、極めて意義深きものと存するのであります。又それ故にこそ、これが編成につきましては、幾多の困難な事情と条件とが存したことは想像にかたくなないのであります。即ち條約の発効と共に、我が国は、独立国としてみずからの力と、みずからの責任において、内においては経済の自立を達成し、国民生活を充実し、且つこれに際して自衛力を漸増的に強化いたさなければなりません。外においては平和回復に伴ういろいろな責任を果たすことと共に、正義、自由、進歩を基調とするところの自由諸国家との緊密なる協力を図りつつ、世界の平和と繁栄とに貢献いたさなければならぬのであります。この我が国に課せられた内外の諸要請こそ、新日本の運命と進路とを方向づけるものであります。昭和二十七年(度)予算は、まさにこの観点から総合して編成せられなければならないからであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)而して我が吉田内閣は、我が国の興えられた現状の制約、殊に国際的な諸条件と困難の下に、これらの諸要請を巧みに調整排し、間然す

るところなき予算の編成に成功せられたのであります。(八百長だ)その通り)と呼ぶ者あり(私は政府の苦心と手腕とに對しまして、先ず以て敬意を表するものであります。(総理大臣苦笑しているよ)冷汗が出る)と呼ぶ者あり)

さて、本予算案の特色の第一点は、財政の規模を国民経済力の限度にとどめたこととあります。独立の高揚せる意識の下に、各方面の要望が極めて広範囲に且つ多額に上つたことは当然であります。が、これらを調整排配いたしました。して、財政の規模を二十六年度と同様に、国民所得に對して一七%の限度にとどめた点は高く評価いたさなければならぬのであります。(拍手)本予算案は、いわゆる財政膨脹の危惧を完全に拂拭いたしたものと考へるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)

第二点は、我が国の経済力、国力を助長し、安全保障の精神に即して、防衛に關する諸経費を計上したのであります。これと内政に關する諸経費との振り分けを極めて適切ならしめまして、防衛のために民生の安定を圧迫するがごときことなからしめたこととあります。防衛費と内政費との關係は、現下の国際情勢の下において、各國を通じて最も深刻なる問題であります。これは改めて指摘するまでもないところであります。然るに本

案においては、防衛に關する諸経費の予算総額に對する比率を二一%にとどめ、又国民所得に對する比率は三・六%でありまして、本格的に再軍備を進めておるような諸外国における軍事費のそれとは全く比較にならず、遙かに低いことは御承知の通りでございます。本予算案は、防衛のために国民生活を圧迫するという懸念を見事に拂拭いたしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)私は、これこそは吉田内閣総理大臣が心血を注いでその締結に成功せられたところの安全保障條約の財政面における偉大なる成果であります。(その通り)と呼ぶ者あり)固く信ずるものであります。(拍手)第三点は、平和回復に伴う諸経費及び内政費を多額に増加いたしました反面において、よく増税に訴へることを避けたのみならず、却つて前年度の減税措置を引続き踏襲いたしました。むしろ国民負担の軽減、適正化に更に一步を進めておることとあります。(それは確かですか)と呼ぶ者あり)第四点は、財政收支均衡の方針は従来通りこれを堅持し、金融面の施策と相俟ちまして、国民経済の健全な運営を確保し、その合理化と充実発展を図つておる点であります。第五点は、内政費につきまして、前年度以上の金額を確保いたしました。これを経済力の増強と民生の安定に振り向け、その効率的な活用と重点的な配分に努

めておる点であります。以上述べました本予算案に關する五つの特徴こそは、我が国が経済的にみずからの力と責任において独立を維持し、前に申述べました内外に亘るもろ／＼の要請を、よく一つの体系の中に具現せしめたものでございまして、私どもが本予算案に賛成いたしまする根本的な理由をなすものであります。

私はここに本予算案の審議において、特に問題となりました数点について、野党側の論点を批判しつつ、我が自由党の見解を披瀝いたしたいと思つております。その一つは、いわゆる自衛力が漸増、我が国の防衛の問題であります。そも／＼独立国としての我が国は、みずからの安全と平和をみずからの力と責任を以て守るべきは当然のこととあります。併しながら、自衛力の根本は国力の回復充実と国民生活の維持向上にありまして、これらと相俟つて、実情に即しつつ、漸次防衛力を増強するというのが最も着実なる段階であります。最善の方策なりと信ずるものであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)而も国内の治安状況はどうか、国内的に起りつつある警察署或いは税務署等に對するテロ的事件のごとく、政治的、革命的意図を背景とする暴力行為が頻々と起つておるではありませんか。(どうだ共産党)しつかりやろ(うじやないか)と呼ぶ者あり)この現

め、又国民所得に對する比率は三・六%でありまして、本格的に再軍備を進めておるような諸外国における軍事費のそれとは全く比較にならず、遙かに低いことは御承知の通りでございます。本予算案は、防衛のために国民生活を圧迫するという懸念を見事に拂拭いたしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)私は、これこそは吉田内閣総理大臣が心血を注いでその締結に成功せられたところの安全保障條約の財政面における偉大なる成果であります。(その通り)と呼ぶ者あり)固く信ずるものであります。(拍手)第三点は、平和回復に伴う諸経費及び内政費を多額に増加いたしました反面において、よく増税に訴へることを避けたのみならず、却つて前年度の減税措置を引続き踏襲いたしました。むしろ国民負担の軽減、適正化に更に一步を進めておることとあります。(それは確かですか)と呼ぶ者あり)第四点は、財政收支均衡の方針は従来通りこれを堅持し、金融面の施策と相俟ちまして、国民経済の健全な運営を確保し、その合理化と充実発展を図つておる点であります。第五点は、内政費につきまして、前年度以上の金額を確保いたしました。これを経済力の増強と民生の安定に振り向け、その効率的な活用と重点的な配分に努

め、又国民所得に對する比率は三・六%でありまして、本格的に再軍備を進めておるような諸外国における軍事費のそれとは全く比較にならず、遙かに低いことは御承知の通りでございます。本予算案は、防衛のために国民生活を圧迫するという懸念を見事に拂拭いたしておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)私は、これこそは吉田内閣総理大臣が心血を注いでその締結に成功せられたところの安全保障條約の財政面における偉大なる成果であります。(その通り)と呼ぶ者あり)固く信ずるものであります。(拍手)第三点は、平和回復に伴う諸経費及び内政費を多額に増加いたしました反面において、よく増税に訴へることを避けたのみならず、却つて前年度の減税措置を引続き踏襲いたしました。むしろ国民負担の軽減、適正化に更に一步を進めておることとあります。(それは確かですか)と呼ぶ者あり)第四点は、財政收支均衡の方針は従来通りこれを堅持し、金融面の施策と相俟ちまして、国民経済の健全な運営を確保し、その合理化と充実発展を図つておる点であります。第五点は、内政費につきまして、前年度以上の金額を確保いたしました。これを経済力の増強と民生の安定に振り向け、その効率的な活用と重点的な配分に努

状、いわゆる間接侵略の危険なきにあらざる現状に対しては、相当に強力なる治安組織が、量質両面に亘つて整備確立せられなければならないのでありまして、これこそは、まさに本予算案に警察予備隊等の増強費が盛り込まれたゆえんであります。かかる自衛力の漸増が、憲法第九條にいわゆる戦力に該当せざるは理の当然でありまして、若しそれ、憲法第九條の戦力という言葉を範圍を不当に拡張して、いわゆる潜在戦力の名を借りて論ずることに至りましては、前記詰めれば我が国は民間航空も商船も持つことができないうのでありましようか。勢の赴くところ、更には国民の存在すらも否定することになるのではありませんか。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)

又一方、我が国力の回復未だ十分ならざればこそ、安全保障條約に基いて、我が国の防衛のために駐留する米軍に對して、負担の可能な限度内において所要の支出をなさんとすることは、これ又当然のことであると思ふのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)かかる考え方を非なりとする論議は、意識するとせざるにかかわらず、結果において間接侵略のお先棒をかつぐこととすらなると思ふのであります。(拍手)而もこの問題に対する野党各派の態度を見ますれば、或いは自衛力漸増そのものに反対するもの、或いは自衛力の漸増を生ぬるしとして再軍備の主

張を思わせるもの、その他多種多様でありまして、その意識と歩調とは全く一致していないのであります。これらの態度は、いずれにいたしましても、現実に政権を担当して、国民の休戚を担う責任ある政府と我が興党との断じてとり得ざるどころであります。(その通りだ)と呼ぶ者あり、拍手)

次に、野党諸君の問題とする行政協定と憲法第七十三條との關係については、すでに一昨二十五日の本議場において、野党提案の決議案は完膚なきまでに論破され、否決せられましたので、あえてこれを繰返す煩を省きたいと思ふのであります。

次に、私は更に防衛關係經費の内政費に對する關係について、これを敷衍してみたいと思ふのであります。今仔細に防衛關係の規模と内容を検討いたしますれば、野党諸君の言われるがごとく、民生の安定を圧迫する歴大なものでは断じてございません。二十七年年度の国民所得は五兆三百四十億円であります。これは金額において前年度の八割増であります。物価はCPIで四・四%、東京卸売物価指数において二・一%の上昇であり、賃金の増加一〇%、又人口は一・四%の増と推定されておるのであります。これらによつて国民一人当りの所得を算定いたしますれば、二十六年度には五万五千七百十四円であつたのであります。同じ水準に引直して二十七年年度には五万六千

七百九十七円となりまして、約千七百円の所得の増加となるのであります。他方、安全保障及び終戦後後処理費の合計は二十六年度において約千二百六十五億円、二十七年年度において約千八百二十億円、これを前同様の計算で国民の一人当りに計算をいたして見まするならば、二十六年度は千四百九十七円、二十七年年度は二千二百六十六円であります。これを簡単に要約いたしまするならば、成るほど防衛費のために国民の一人々々は五百六十一円の負担の増加になつておるのであります。が、半面において一人々々の所得の増加は千七百円あるのであります。従つて国民一人々々の消費乃至資本の蓄積に充當する分は千百円以上増加するということになるのであります。この計算によりまして、最も端的に防衛費が国民生活に對し過重負担とならないということが明瞭になるのであります。(どつから出て来た)と呼ぶ者あり)なお又国民負担の軽減についても、野党側は例によつて、或いは歳入の見積りに、或いは特に少額所得者の取扱について何とか難辭を付けておられるのであります。が、私は發言を省きまして、二十四年度における国税の納税人員が千九百十一万九千人であつたのに対して、二十七年年度のそれは千九百九十三万人、その間実に七百二十万人の国民が直接国税より解放せられたる事実を以て、何よりも雄弁にこれを反駁せ

んとするものであります。(拍手)

一方歳出における内政費の増加を見ますれば、食糧増産を初めとする産業振興費、国土保全開発費、社会労働保険費、教育文化費、この四つの合計では前年度に比し約千億円の増加となつておるのであります。しかのみならず、これらはCPI、物価指数、賃金等の加重平均をとつて総合指数を算出したしますると、物価の変動を考慮に入れて、なお且つ右の各費目ごとに一番少いもので二%、次は八%、次は一四%、更に二五%等というやうな實質上の歳出の増加になつておるのであります。物価が上るから實質的に歳出は減する、或いは事業量が減するといふがごとき野党側の論議は全く当らぬのであります。(拍手)

次にインベントリー・ファイナンスの問題であります。昭和二十六年年度までの予算案審議の際には、野党側はこれを一般會計から繰入れることを以て超均衡のデフレ予算なりと断じ、これに強く反対する態度を諸君はとつておられたのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)本案においては、国際收支計画に照応してその額を大幅に削減し、その結果内政費の増額に貢献しておるのであります。誠に適切な措置と言わなければなりません。然るに今日は逆に野党側から、この計上が少きに失するからインフレの一原因になり、當を得ずとする御意見を現に開陳

されておるのであります。野党側の主張はかくのごとく定見がないのであります。(拍手)又本案におきましては、遺族の各位に對しまして、敬申の誠意を披瀝せんとする経費が計上されてありますことは御承知の通りであります。然るにその趣旨には賛成することをおぼせながら、この補償措置のうち交付公債八百八十三億円のインフレの要因になり、赤字財政となる旨の冷い意見を開陳せられた野党の委員もあつたのでございます。このインベントリー又は交付公債についての論は一、二の例に過ぎないのであります。が、如何に政権に據の遠い小会派の御意見であるにいたしましても、前後撞著したり、或いは又評論的な、余りに評論的な御意見であり、延いて反対のための反対なりとの批判は免れがたいのであります。

さて、私は国民経済を充実し、特に金融の正常化とその疏通を図る方策の一つは、現状においては財政資金の大幅投資であると考えるのであります。本予算案においては財政投資の総額は千八百八十五億円であります。前年度に比し減少いたしておるのであります。が、これとても仔細に検討すれば、開発銀行、輸出銀行、農林漁業資金特別會計、国民金融公庫、住宅公庫等のいずれにおいても、現実の貸出計画は前年度に比し相当多額になつておるのであります。私は政府が迅速にこれらの

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般會計予算外二件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

資金の活用をせられまして、或いは更に積極的な措置を講ぜられまして、基礎産業はもとより、特に中小企業の救済と育成と更に万全の措置を講ぜられたいと思つております。

ここに特に申添えたいのは、産業の基礎条件であります動力源の問題であります。我が党はすでに政府と緊密な連絡の下に、差当り新規出力二百五十万キロワット造成のために、電源の総合開発促進に関する法案をすでに国会に提出の運びといたしているのであります。この計画に所要の資金約千二百億円中、二十七年年度の所要財政資金六百億円余りは本予算案に関連する資金計画に計上されております。これは、誠に我が意を得たるものがあるものであります(「選挙対策としてね」と呼ぶ者あり) 私はこの計画の実施を基礎といたしまして、昭和三十年において、国民生活は戦前の九二%、鉱工業生産指数は戦前の二〇%、国際收支の受拂それ〃三十億ドルに近い国民経済発展の規模を計画設定し得るものと確信いたすものであります。私はこの際、政府におかれても長期に亘る経済自立計画を立てられ、その計画の上に世界経済の偶発的影響に左右せられることのないような機宜の調整を行い、進んで日米経済協力、東南アジア経済計画に成果を挙ぐるごとく一段の努力を傾けられんことを切望いたす次第であります。(「夢物語」と呼ぶ者あり)

り) 私は本予算案についていろいろの角度からこれを検討して参りました。而して我が国の置かれたる環境と内外の諸要請を顧み、本予算案に満足の意を表し、あえてフルマークを以て賛成をいたすものでございます。(拍手)

諸君、本月の十一日、イギリスにおきましても来年度の予算案の審議が始められた模様でございます。英国民多数の支持によつて成立いたしましたチャーチル内閣が、ベトラー蔵相の財政演説によつてその財政政策を展開いたしましたのであります。このことは奇しくも昭和二十四年、過ぐる総選挙によつて大勝を博しましたる我が党が、吉田内閣の下、同年四月池田大蔵大臣の財政演説によつてその財政政策の全貌が明らかにせられたときと相似るものが甚だ多きを感じるのであります。当時我が吉田内閣は終戦後の混乱、わけても前内閣及び前々内閣の失敗のあとを受け、すでに起りたる滔々たるインフレを収束することに(「みつともないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)その政策を集中し、新たに単一為替レートを設定し、これを通じて国際経済のうちに入つて行く目標を明らかにいたしましたのであります。今日イギリスにおけるチャーチル内閣は、防衛と民生安定の二大問題に悩まながらポンドの価値回復を図り、国際收支を改善し、まさに起らんとするインフレを抑制に懸命の努力を傾けつつあるのであります。

あります。私は彼我を対照し、又過去数年間の実績を顧みまして、吉田内閣の功績の偉大なりしに思いをいたさざるを得ないのであります。(拍手) 私は平和條約の発効を迎える今日、二十七年年度予算案の適実なる実施を第一歩として、我が吉田内閣は独立回復に伴う自主的見地に立つて、新日本建設のため内外の諸施策に亘つて総合的な長期計画を設定し、国民の向うべき希望を明らかにされ、長く政局を担当して盛んに経綸を行ひ、ますます国民の期待に副うごとく勇往邁進せられんことを(「もう直きわかる」と呼ぶ者あり)心から祈念いたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(佐藤隆武君) 波多野鼎君。

(波多野鼎君登壇、拍手)

○波多野鼎君 今愛知君の長講吉を承りまして非常に感銘いたしました。(「その通り」と呼ぶ者あり)物も見方ということがあります。ああいうふうにも物は見えるものかという点を感じしたのであります。(「拍手」不幸であります)私には愛知君の(「あれは茶坊主だよ」と呼ぶ者あり)所論には反対であります。そうして社会党第二控室を代表いたしましたして、政府の予算案にも反対せざるを得ないのであります。(「誠に因果だ」と呼ぶ者あり) 今度の予算案を見ておまして、一番問題となりました戦力の問題であります。これにつきましても政府の解釈は

甚だ不統一であります。最近まで明確な解釈を示しておりません。只今愛知君は、自衛力は戦力じやないといふことを頻りに言われましたけれども、これは日本国憲法第九條第二項をよく勉強しておられない証だと私は思います。(拍手)更に又この日本国憲法が制定されましたときの衆議院並びに貴族院における速記録をよく御覽になれば、今の愛知君のような議論は出て来ない。(「その通り、その通り」よく勉強しなさい」と呼ぶ者あり、笑聲)予算委員におけるこの問題についての政府の答弁を見ておますと、例えば最初は原子爆弾やジェット機がなければ、これは戦力じやないと言つておつたかと思ひますと、今度は二千億円程度の経費では戦力にはならない、こう言う。更に又三転いたしましたして、近代戦を有効適切に遂行する力でないから戦力じやないと言ふ。更に又陸海空軍と同じ力でないから戦力じやないと言ふ。どこが政府の確定的な意見であるか、捕捉するに苦しむのであります。

私が……(「総合的に」と呼ぶ者あり)私が予算委員会においてグロムイコン連代表がサンフランシスコにおいて平和條約に対する修正案を出した。その修正案の中に、日本の自衛のための準備として認めるべきものとして挙げたあの数字を挙げまして、これは果して近代戦を有効適切に遂行する力であるか、日本国憲法に言ひ戦力に当るの

か、当たらないのかという質問に対しましては、何ら答へ得ないのであります。かような不明確な、非常に動搖的な憲法解釈を以てこの警察予備隊、海上保安隊の増強を図らうとしております。誠に国民を愚にするものだと考えざるを得ない。(「ノー」呼ぶ者あり)

元来日米安全保障條約を結びましたときに、すでに自衛力増強の約束をしてしまつた。而して米国防軍が日本におることになるのは、日本に戦力が必要ならばその独立と安全とが保たれないから日本に駐留するのである。併し長く駐留することは米国民も好まない。できるだけ早く引揚げたい。併し日本には戦力がなくちやならん。その引揚げたあとの戦力の穴埋めは日本でやる約束をした。それが即ち自衛力増強ということなんです。自衛力というものは、だからあの日米安全保障條約の精神から言へば、アメリカ保障軍の力と同じ力なんです。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)これでなければ日本の独立と安全は保たれないという認識に立つてあの條約を結んだはずであります。私どもが自衛力の問題について如何に政府に尋ねましても、言を左右にし、三百代言的な言辭を弄して明確な答弁を與えないのであります。こういう態度そのものに我々は非常に不満を感じるのであります。私どもを含めて国民一般は、警察予備隊、海上

保安隊が増強されます、これはもう明らかにかに戦力だと皆思つておる。そう思つていないのは自由党の諸君と政府当局である。(「国民全体」と呼ぶ者あり)

この国民の良識に対して政府は予算委員会において挑戦をしておるのであります。烏を鷹と言いくるめておる。良識に挑戦し、良識を無視した政治というものは民主政治ではありません。(「その通り」と呼ぶ者あり)

民主政治は国民の良識の上に立たなければならぬ。ごまかしの上には民主政治は成り立ちません。ごまかしの上に立つ政治は専制政治にはかならん。(「良識は独断でない」ともう一遍言つてみい、わかんなかつたよ」と呼ぶ者あり)

音楽に超高という人がありました。この人は鹿を指してこれは馬だと説明いたしました。これから馬鹿という言葉が起つたことは皆さん御承知の通り。(拍手)私は吉田総理は、「それがわかつたらう」と呼ぶ者あり)主権者たる国民に向つて、鹿を指して馬だと強弁しておると私は思います。秦の趙高と同じだ。(「その通り」と呼ぶ者あり)かように国民を愚弄して、どうして民主政治が発展いたしますか。国民と共に民主政治をやらなければならぬ。国民の良識と合致した政治をやらなければならぬ。

私がかような意味においてこういふ警察予備隊、海上保安隊の経費を含む予算には反対せざるを得ないのであります。

更に又二十七年年度予算案の基礎となつております行政協定のものについても問題があつた。併しこれは政府も結局においてはあの行政協定は條約であるということをも認めたのであります。條約であることを認めたが、併し憲法第七十三條によつて国会の承認を経るを要しない條約だと述べたのであります。(「これも馬鹿か」と呼ぶ者あり)

これも非常な詭弁である。日本国憲法は主権在民の精神に立つております。主権者たる国民に相談しないで、国と国との約束を結ぶということは、これは日本国憲法の精神に反する。憲法第七十三條には、国会の議を経ないでよろしいなんという條約は認められていません。ただ残念ながら我が参議院におきましては、この問題について一つの態度を決定いたしました。即ち行政協定は條約であり、国会の承認を求めむべしという決議案を否決いたしました。非常に残念なことであります。併しそういう意思が決定しました以上、私どももそれに従わなければならぬ。民主主義の悲しい約束であります。これは……。ただ、私どもの恐れ

るのは、後世の歴史家が、ここに専制政治への第一歩と主権在民の権利への冒瀆を発見するのではないかとこの点であります。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)

行政協定に基く支出の中で、安全保障費の中で、四百数十億に上る経費

は駐留米軍の移動の費用であると大蔵大臣は説明しております。然るに先ほど委員長の報告にもありましたように、リッヅウエイ総司令官は、米軍の移動の経費は日本側には少しも負担させないということを言明したと新聞に報せられております。果してどちらが真実であるか、これは今後の推移によつて我々が的確につかむべきであります。大蔵大臣が嘘を言つたのか、リッヅウエイ司令官の声明が違つておつたのか、今後の推移によつてはつきりつかめましよう。ただ併しここではつきり言えることは、すでにあたかも米側の意向として、警察予備隊は十八万人に増員したいという要望があつたといふことも報せられておる、この点につきまして、政府は二十七年年度中には決してこのような措置はとらないと言明いたしました。この言明は一応信用いたしました。併しながら我々が考えなければならぬことは、二十七年年度の安全保障費の中には、もうすでに警察予備隊の経費が忍び込んでおるのであります。他方、財政法の改正によりまして繰越明許の制度を拡大いたしましたのであります。これらのことを併せ考へますと、二十七年年度の安全保障費のうち、四百数十億に上る米軍移動のうちに、四百数十億に上る米軍移動に繰越して、二十八年度において十八万人への増員の目的を達せんとし

ておるのではないか、そのような疑いが

起るのは当然であります。これを疑問としなければどうかしていると思つておる。このようなごまかしの予算に、我々はどうしても賛成することはできません。池田大蔵大臣は誠に外国に對しましては寛仁大度であります。惜しみなく與える人でもあります。米国の対日援助費、これは日本の債務であると了承いたしました。今又總司令官が、米軍駐屯費は日本側に負担させないという意向を漏らされたにかかわらず、斯くて日本側において負担いたしますと申しております。(拍手)

「自由党何とか言え」と呼ぶ者あり)他方軍人遺家族養護費は削減いたしました。そして厚生大臣に詰問を切らせました。このようなことを思い合せて考えますと、大蔵大臣は一体何を考へているか、何をなさんとしているのか、国民が奇異の感を抱くのは当然のことです。

第二に、二十七年年度の予算案は民生圧迫の予算案ではない、内政費を圧迫しておられないということを愛知君も力説しておられました。併しながら政府が歳出予算の主要な内容として説明しているところをよく読んで御覽なさい。前年度に比べて二十七年年度予算の増額は五百九十億円であります。その増加の大部分、これはいわゆる平和回復諸費に当てられてしまつておる。内政費を圧迫しておらんと申しますが、成るは

ど食糧増産の経費は三百十億から四百三億円へ、約九十三億円増加してあります。これは選挙が近いからであります。(拍手)併し産業投資のほうはどうであるか。これは千四百三十五億円から千八百八十五億円へと二百五十億円の減少であります。而も産業投資千八百八十五億円のうち二百三十億円は、これは一般会計から出したものではない、資金運用部からの出資であります。だからこの分を差引いて一般会計からの歳出だけを見ますと七百五十五億円、二十六年年度の一般会計からの産業投資は千三百五億円であります。だから、一般会計から出ておる産業投資は昨年比べて正味五百五十億円の減少であります。民生安定費は四百六十億円から五百二十七億円へと僅かに六十七億円の増加、文教の振興費に至りましては五十七億円から五十億円へと七億円の減少であります。政府が歳出の主要内容として誇つておる説明を見ただけでも、如何に内政費が圧迫されておるかということがわかる。更に

政府機關の予算を見ますと、この点は一層明白になる。例えば施政方針演説においても総理は住宅の問題を取上げられました。非常に結構な着眼点であると我々も感心しておつた。ところが住宅金融公庫、これへの出資を御覽なさい。二十六年度には一般会計から八十億円出しておりました。二十七年年度には五十億円であります。三十億円減

昭和二十七年三月三十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号その二 昭和二十七年一般會計予算外二件

らしておる。運用部資金から二十七年
度に百億出しておりました。それで二
十七年度は総計百五十億円の住宅金融
公庫への出資になります。この運用
部資金から借りて参りましても二十七
年度の百六十億よりは十億円少いので
あります。ただ本年度回収金が十七億
円見込んである。去年は七億円だった
という。ここでやつと辻褄を合せまし
て百六十七億円、昨年と同じだといふと
ころへ持つて行つておる。非常に苦心
いたしております。更に国民が非常に
困つておる金融の問題、国民金融公庫
への出資分、これを見て御覽なさい。
これも昨年と全く同じなんです。而も
更生資金貸付分につきましては、昨年
二十六年度は三億円を出しておられ
たけれども、二十七年にはゼロにな
つておられます。一文も出さないこと
になつておられます。更生資金の出資はな
い、国民金融公庫から更生資金を借り
ようとしても借りられないといつたよ
うな形に現われて来ておるのでありま
す。内政費を圧迫しないといふよう
なことの如何に詭弁であるかといふこと
は、これらのことを見ただけで明白な
んです。

更に第三に、二十七年年度予算案の基
礎条件がすでに変化いたしておりま
す。この点も政府は類かむりしてお
る。はいけないと私は思う。政府がこの
予算を組むに當つて見通しておられ
た重要経済指標の中で、鉱工業生産指

数、これは二十六年度の二二・八・七に
比べて二十七年には一四・〇・六にな
る、即ち九二・〇の増加になると見込
んで予算を組んでおられます。併しなが
らこの鉱工業生産指数の上昇といふこ
とは、日本経済の基本的な性格から言
ひまして、外国貿易に依存する度合が
非常に高いのであります。原材料の輸
入がなければ鉱工業生産指数の上昇は
あり得ない。そこで、然らば二十七年
度の貿易を政府は如何に見て予算を組
んだかといふと、輸入の面におきまし
ては、二十六年度の十九億ドルに對し
て二十七年には二十一億ドルと、即
ち二二・〇の輸入が増加すると見込んで
おられた。輸出のほうについては、二十
六年の十三億ドルに對しては、二十
七年は十六億ドルを見込んでおられ
ます。即ち約二〇・〇の増加を見込んで
おられます。こういうことが基礎になつ
て予算が組まれておるのだ。ところが
世界の情勢はどうだろうか。ドル地域
への輸出は貿易障害がだん／＼多くな
つて参つておられます。取引は決して甘
いものじゃない。取引は決して外交辞
令ではないのであります。で、ドル地
域への輸出に関する将来を見まして
も、皆さん御承知の「まぐろ」の輸出、ア
メリカ側がこの輸出の引上の動
機を示しておる。更にこれに引続いて
陶磁器の輸入関税の引上が計画されて
おる。自転車の輸入関税の引上が企て
られておる。更にミシンの輸入関税の

引上が企てられておる。問題は次から
次へと日本のドル地域への輸入が困難
になるような問題はかり出て来てお
る。(心配することないよ)と仰ぶ者
あり) ボンド地域への輸出はどうなる
か。イギリスが今や、先ほどベトラ
蔵相の功績を讃えられたようでありま
すが、とにかくイギリスの経済は非常
な苦境に立つて参つた。手持金並びに
ドル為替手形の総額がすでに十七億
ドル、十七億ドルですよ、十七億ドルに
下つておる。二十億が危険線だと誰で
も言つておる。その危険線を割つて十
七億ドルに下つて来ておる。この危機
に對して、イギリスとしては対外收
支を改善する方法として、どうしても
輸入の削減をやらなければならぬ。こ
れはもう定石なんだ。そこで日本から
のボンド地域への輸出といふことが非
常に困難になつて来ておる。そればか
りじゃない。イギリスを中心とするイ
ギリス帝国ブロックなるものが次第に
頭をもたげかけて参つておられます。第
二次大戦の前夜とまさにひとしいよう
なイギリス帝国ブロックの結成が伝え
られておる。我々が昨年から要望して
おりましたGATT、通商及び関税に
関する一般協定への加入も、イギリス
側の反対によつて、この加入の見込が
薄いといふことは政府側もはつきり言
明しておる。ところが、このGATT
Tに加入できないと、日本商品に對
する差別待遇を封ずる途がないのであ

ります。GATTへの加入を許さんと
いうことは、日本商品に對して差別待
遇をするといふ意思を表明したことな
んだ。昨年結びました日英支拂協定の
大失敗、これは私がこの席上でもこれ
は失敗であるといふことを警告したこ
ともありますが、この大失敗のことが今
日現われている。九千万ポンドを超ゆ
る手持のポンドに手を焼いておる。そ
うしてこの対策としてボンド地域への
輸出を抑制するといつたような、まさ
に自慢的な貿易政策をとつておるの
だ。大蔵大臣はボンドの手持が多いこ
とを誇るのとき口物を漏らしてお
りました。使えぬ貨幣がどんなにあつ
たつて役に立ちません。使えぬ札束を
数えて喜んでおるのは守銭奴のやるこ
とでありまして、「本当だ」と仰ぶ者
あり) 一國の財政を切り盛りする蔵相
がそんなことを考へては駄目でありま
す。(拍手、「その通り」と呼ぶ者あり)
日英支拂調整会議も物わかれになつた
といふことを新聞は報じておる。日本
の弱腰を見すかされておるのでありま
す。ボンドの実勢相場と公定相場の開
きが今日のごとくあるときに、日本だ
けが正直にボンドの公定相場にしがみ
ついているようなことで、どうしてこ
のボンド過剰の問題が解決できましよ
う。ボンドの実勢相場によつて取引を
する途を開くべく政府は強硬な態度を
以て臨まなければならぬ。而もこれ
は国際信義にちつとも反しないと私は

思う。なぜなら昨年日英支拂協定を結
んだときの情勢、特にイギリス側のイ
ンシアティブによる情勢の変化が著し
いのでありますから、我がほうとして
はそのことを會議に持出して日本側の
主張を改めて出すべきだ。それを出し
得ないで物わかれになつておる。そん
なことをやつておつてどうして貿易の
前途が打開できましよう。貿易の前途
が打開できなければ、この鉱工業生産
一四・〇・六といふ、予算編成の基礎にな
つたこの見通しは崩れて行くのであり
ます。現に安定本部においてはもうす
でこの作業を始めたと言われてお
る。そうして一四・〇・六にはならない、
一三・〇・六くらいのものであらう、こんな
ふうに新聞にも報ぜられておる。す
でにこのような情勢の変化があれば、現
在の予算においては根本的な改訂、修
正が加えられなければならない。現に
皆さん御承知のように綿業においては
何割短縮だ、化学繊維においては何割
短縮だ、ゴム工業は何割短縮だ、更に
鉄鋼業に至るまで操短の問題が起きて
おる。今まで外国の闇市場、いわゆる
グレイ・マーケットに輸出しておつた
ところの日本の鉄鋼業……、外国の闇
市場、グレイ・マーケットが削減し
て、公定価格でなければ買わないとい
ふことになつて来ると、グレイ・マー
ケットに依存しておつた日本の鉄鋼業
は上つたりであります。(「その通り」
と呼ぶ者あり) これも操業短縮をやら

なければならぬと言つておる。失業者が続出したします。こんなことをやつておれば法人税の収入なんか入つて来ない。国民所得は減るばかりだ。こ

も、政府は本心に良心があるならば、この予算案の審議においてこういうた情勢を国民と共に考え、それこそイギリスの政府がやつておるように国民に

「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)このような基礎条件が壊れた予算に我々は賛成しようと思つても賛成はできない。我々は国民の代表として、議員と

「反対の内容がちつともわからん」と呼ぶ者あり(皆様がたの……)お茶坊主政府じやないか、パン／＼政府

ます昭和二十七年年度予算案については、それが単に講和発効に伴い完全な独立国としての第一歩を踏み出す最初の予算として重要であるといふことにとどまらず、独立回復に伴う今後の国

費は漸増の傾向が予想せられるのであります。従つて勢の赴くところ、将来著しく内政費を圧迫するに至るのでは

なされたために増加したのであります。なお先ほども問題になつておりましたインベントリー・ファイナンスを除いた政府資金の産業等への投資について

治安の確立であり、民生安定なきところ如何に治安機構の整備が行われても砂上の楼閣に過ぎないのでありますから、政府はこの点篤と銘記し、万難を排してその言明通り実行されたいのであります。

○小林政夫君登壇、拍手

○議長(佐藤尚武君) 小林政夫君。

○小林政夫君 只今議題となつており

後賠償義務の具体化等によつて、本経

昭和二十七年三月二十七日、参議院会議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

う甚だしい危惧の念に駆られるのであります。

第三に、民生を安定し、国民の生活水準の向上をも図りつつ自衛力を増強し、賠償等講和に伴う諸経費を賄う途は、産業及び貿易を大いに振興する以外には途はありません。然るに今年に入つて国内市場は需要の増大が期待できず、特に繊維産業の操短を初め、一般的に縮小生産の傾向が顯著に現われております。仮に下半期に景気が上昇したとしても、電力需給の実情から見て大幅な増産は到底期待し得ないであります。海外の諸情勢、特に米國では軍拡計画の遅延等により、従来不足していた鉄鋼を初め重要物資の需要状況も緩和の傾向にあり、一般物価も横這い乃至下り気味で、消費者の購買力も緩み、民間の投資活動が全般的に鈍つて来ております。一方スターリング地域の輸入制限措置の内容及び日英交渉協定の調整措置の如何によつては、同地域との貿易縮小が憂慮されるのであります。マーカット声明の真相の詮索は別として、外資導入の望ましいことは何人も異存のないところであります。政府は粘り強く障害を克服して、電源開発、船腹増強等の資金確保に努力すると共に、敏速果敢にあらゆる施策を産業及び貿易の振興に集中さすべきであります。百五十億圓くらいの政府資金の撒布で意を安めてはならない。特に産業及び貿易政策において

は、時、タイムこそが最も重要な要素であります。最近ボンド累積対策として為替措置乃至輸出抑制措置が講ぜられておりますが、輸出市場の開拓は一朝一夕になるものでなく、長期間に亘る不断的努力を必要とするものであります。我が國としては常に貿易の拡大を基本方針とすべきであり、為替面や金融面の一時的必要によつて貿易振興の根本政策を曲げることは當を得た措置ではないのであります。海運の増強は貿易振興の必須条件であり、自立経済達成のため必要とする国際收支改善の先決条件でもあります。然るに政府は今日なおこれに関する基本的政策を確立することなく、二十七年年度における造船量すら未だ確定し得ざる状況であり、誠に寒心に堪えないのであります。政府は諸外国における海運政策の動向に留意し、少くとも我が國海運力を国際的水準に維持せしめるため、各般の施策につき速かに確固たる方針を決定実施すべきであります。

第四に農林漁業施策について。食糧増産対策費を相当大幅に増額したことは多とするのでありますが、肝腎の米の価格については十分なる考慮が拂われておられないのは遺憾に堪えない次第です。増産の重点は価格政策にあるのでありますから、米価審議会を可及的速かに開催し、米麦の価格を根本的に検討すべきであります。米麦の価格に

ついては、ノミナルな価格引上げ消費者の負担増となるからできるだけ避けなければならぬ。然るに農業経営費の中心をなす肥料、飼料は統制撤廃後急激に上昇し、これが農業パリティ上昇の原因となり、米価引上を招来しておるにもかわらず、これらの農業生産資材の価格調整については殆んど放任されておるのであります。農業生産を確保し、生産費を引下げる見地から、より積極的な考慮が望ましいのであります。又主食の需給計画は必ずしも樂觀を許さない。麦の統制撤廃問題は法案提出の場合別途慎重に審議することであり、政府の需給計画は甘過ぎるのではないか。本年の供米数量は近來にない減少であり、麦の作付面積は七万町歩の減反であります。外米輸入計画も昨今の情勢から簡單には行かないはずである。真鍮に検討し、政策実施に慎重を期すべきであります。

次に北洋漁業について。この母船出漁が中途で駄目になつたことは政府の無定見の暴露であり、徒らに業界を騒がしたに過ぎない。講和発効と共に我が水産業は飛躍期に入るのであります。李承晩ラインの問題、ソ連、中共の漁船拿捕等、将来は必ずしも明助でない。政府はこの際態度を明確にし、業界が安心して積極的に操業し得るよう万全の措置を講ずべきであります。

第五に社会保障施策について一言します。学校給食費の削減、国立病院の地方移管等、社会保障施策の後退の傾向が見えることは甚だ遺憾に存するのであります。学校給食については、教育扶助費の増額と食糧管理特別会計の負担において或る程度の善後措置が講ぜられ、又国立病院の地方移管は必ずしも強制的には行わないとのことであり、これは経費自体も全体の予算規模の下においては大した負担とも考えられないのでありますから、予算執行の上において善処せられたいのであります。

第六に、戦没者遺族及び戦傷病者等の援護措置については、政府提案は薄きに過ぎるために、我々は他党派の同調を得て、未亡人、扶養者のない老年者に対する遺族年金の倍増、身体障害者のうちで特項症より第二項症までの障害程度の重き者に対する障害年金の増額、一時金交付の範囲の拡大等となし、政府提出の歳出予算総額の枠内において可能な最小限度として六十億円の増額を企図し、その見返財源として政府機関運営費より四十億円、予備費より二十億円を捻出せんとしたのであります。残念ながら関係当局の了承が得られなかつた。政府は我々の意のあるところを汲んで、速かに戦没者遺族及び戦傷病者等の援護に手厚い措置を講ずべきであることを強く要望するものであります。(拍手)

第七に地方財政について。政府は地方財政を輕視する傾向がある。財政規模の検討に當つては政府は常に國と地方とを併せ考え、國の財政のしわを無責任に地方自治体に寄せることがあつてはならないのであります。よし國の財政規模を縮小し、國税を輕減し得ても、他方、地方の財政が膨脹し、地方税が重課されるとするならば、国民としては何らその負担を軽くするゆえんでないことは三歳の童子といへども明らかなるのであります。いわんや國の財政が膨脹化の動向を示しているときに嚴に戒心されなければならないのであります。例えば先に述べた国立病院の地方移管のごときは、政府の社会保障施策の後退でもあるが、又國の財政のしわを地方に寄せんとするものであり、又二十六年度の地方財政の赤字対策として認められた起債八十億円のうち、五十億円は二十七年年度に予定された起債額六百五十億円のうちから繰上げ発行せしめようとし、而もこれがために生ずる二十七年年度起債の不足五十億円の穴埋めをどうするか、はつきりした見解を示しておらない。このことは政府の地方財政輕視のテイビカルな事例であります。政府は地方自治の基本たる地方財政の確立のために、地方財政の実態把握の確を期すると共に、地方税制の改革、地方行政機構の簡素能率化等、その措置に遺憾なきことを期せられたいのであります。

以上私は七項目に亘つて政府に対し

警告乃至要項を附したのであります
が、その間における政府施策の解明に
よつても一部窺われるごとく、我々が
予算審議に際して痛感させられたこと
は、政府の諸施策は著しく計画性に乏
しく、極論すれば場当たりであり、その
日暮しである。産業経済施策において
も、災害復旧、公共事業等において
も、防衛力の漸増計画においても、明
年度の計画が示されたのみで将来の目
標乃至計画については殆んど説明せら
れていない。自立経済達成のために
は、これらの諸施策につき総合的な長
期計画を樹立し、国力の許す最大限度
において一歩々々前進して行くことが
絶対に必要であります。而して国の財
政計画は、むしろこれらの諸施策の遂
行を最も有効且つ急速ならしめるため
にこそ樹立せらるべきであります。占
領行政に慣れた成行き任せの態度は、
講和発効と共に完全に放棄せらるべき
ことを最後に強く要望いたしましたして、
私の賛成討論を終ります。(拍手)「そ
れで賛成になるのか、練風会は『良心
的じゃない』と呼ぶ者あり」

○議長(佐藤尚武君) 堀木鎌三君。
「定足数を欠くぞ、これは『改進黨
党がないよ』と呼ぶ者あり」

○堀木鎌三君登壇、拍手」

○堀木鎌三君 私は改進黨を代表いた
しまして、昭和二十七年年度一般会計予
算、特別会計予算及び政府関係機関予
算に対し、反対の意を表明いたすもの

であります。(拍手)以下主なる反対の
理由を申述べたいと思ひます。反対理
由を申述べますに当つて、(改進黨三
人しか来ていないぞ)と呼ぶ者あり)自
由党の愛知君の議論は私も波多野君と
同様の感を深ういたしますと同時に、
今の練風会の小林君の議論に對しまし
ては、私は殆んど以下反対の理由が同
じなものであります。然るに一方におい
ては予算案に賛成し、一方においては
反対せざるを得ないのは、どこにその
差があるかを深くおの／＼考へるべき
であると思ひます。(拍手)

反対理由の第一は、予算案の基礎と
なるべき諸前提条件が頗る不確定であ
り、見通しの的確性を欠くことであり
ます。(その通り)と呼ぶ者あり)予算
規模は歳入歳出共に八千五百二十七億
円で、対前年に比しまして、五百九十
億円の増加を示し、国民所得推計五兆
二百七十億円に對しまして、前年同様
一七%という数字を示しておるのであ
ります。この予算書に載りました国民
所得推計そのものが頗る過大見積り
であるのであります。この点につきま
して、愛知君は、この国民所得推計そ
のものを丸呑みにして、その上に立つ
て議論を進められたのであります。が、
私はここでこの国民所得推計の過大見
積りでありましたことを詳述する時間的
余裕を持ちませんが、多数の学者がこ
れは過大見積りである、こう言つてお
るのであります。そうして安本自身が

最初国民所得推計をいたしましたとき
よりは、予算をいよ／＼編成しますと
きには更に増額いたしました一事を指
摘いたしましたも、多いことがわかる
と思ひのであります。それはともかく
といたしまして、この国民所得推計五
兆三百億円を支えておるところの二つ
の大きな柱がすでに変化しております
ことは、先に社会党の左右両派が指摘
いたしました点、今又小林君が指摘さ
れました点と同じであります。その一
つは国際收支であります。二十七年
度において輸出二十四億ドル、輸入二十
三億ドル、差引き一億ドルの受取超過
となつておりますが、その内訳を見ま
すと、実際の商品貿易輸出が十六億ド
ルでありまして、輸入二十一億ドルから
差引きますと、実に五億ドルの赤字と
なつておるのであります。これを特需
の三億三千万ドル、貿易外の二億六千
万ドル、計六億ドルの受取超過によつ
て漸くカバーしておるといふ状況であ
ります。而もこれを地域別に見ますと
きは、ドル地域では一般輸出輸入は七
億ドルの赤字でありまして、特需、買
易外合せた六億ドルで補填しておつて
もおなほ且つ一億ドルの赤字でありま
す。明年度、二十七年年度に關する限り
は明らかにドル不足を示しておるので
あります。又ポンド及びオープン・ア
カウント地域に對しては、輸出が十
三億ドル、輸入十億ドルで依然受取超
過であつて、これではポンドがますます

不足積せざるを得ないのであります。
この傾向がすでに現在現われておりま
すことは、先ほど波多野委員が詳述せ
られたところで、省略したいと思
ひのであります。結論的に申しまし
て、貿易規模の変更、縮小を免れ得な
いといふことは万人認むるところであ
ると思ひのであります。(それは違ふ
よ)と呼ぶ者あり)更にこの状況を、一
方国外はどうであるかといふことを考
えて見ますと、英国は六億ポンドの輸
入削減をいたしております。漢州も又
五割の輸入削減をいたしております。
ニュージラランド、インドネシア、タ
イ等、いずれも輸入制限の措置をとつ
ておるのであります。而も肝腎の米因
の景気は横這い傾向を続けております
ことを考へ合せますと、貿易規模の縮
小は必至とみなさなければならぬと思
ひのであります。他の国民所得を支
えております鉱工業生産指数につきま
しては、各委員から詳しく述べられま
して、その過大見込を指摘されたので
あります。私も同様にこれは過大見
込であると考えなければならぬと思
ひのであります。アメリカを初めとする
軍拡テンポの緩慢化と、海外需要の減
少によるところの輸出の減退、国内購
買力の減少、国内投資活動の沈滞等に
よつて、政府が予定しておりますこと
ろの鉱工業生産指数は、基準年次に比
しまして、一四〇%六といふことを見込
むことは過大であらうと考へるのであ

ります。すでに本年度においてこの徴
候が著るしく現われて参つたことは波
多野議員の指摘するところでありま
すので、再び繰返すことを避けず、
結論的に言ひまして、この国際收支の
点及び鉱工業生産の点から見まして、
二十七年年度予算の前提条件はすでに崩
壊しておると言わねばならぬと思ひの
であります。然らばこれらをカバーす
るところの日本経済協力、東南アジア
開発計画といふことはどうなつておる
かといふことを考へますと、これらに
ついて政府からすでに聞き及ぶこと一
年余を過ぎておるのであります。そ
の実績は遅々として進んでおらないの
であります。又外務導入につきまして
も、吉田総理が施政方針演説において
述べられたところであり、又その他の
機会においてもしばしば言明されてお
るのであります。が、事実は国民の期待
を裏切る結果となつておるのでありま
す。

次に、反対理由として問題にせざる
を得ないのは防衛関係経費でありま
す。二十七年年度防衛関係経費が千八百
二十三億円に及んでおつて、これは安
全保障條約に基き、「直接及び間接の
侵略に對する自國の防衛のため漸増的
に自ら責任を負ふ」ところの約束に従
つて計上せられましたものであること
は、総理大臣及び大蔵大臣も明らかに
しておるところであります。これらの
経費に該當いたしますものは、二十六

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号その二(一) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

官報(号外)

年度予算でどうであつたかと申しますと、終戦処理費九百二十億、警察予備隊、海上保安庁経費等合せまして千二百六十五億であつたのであります。二十七年年度の経費はこれに對比して見ますと、実に急激なる膨脹を示しておるのであります。そのうち防衛支出金六百五十億と安全保障諸費五百六十億の殆んど大部分といふものは、米軍の駐留に伴ひまして我がほうにおいて分担いたしますところの経費であります。昨年、二十六年終戦処理費九百二十億に對比して考へて見ますと、この終戦処理費に對しましては、約一億ドルの裏付があつたのであります。これがなくなつてしまつたことと考へ併せると、實質的には我がほうの負担が大幅に増加しているのと言わねばなりません。又警察予備隊の経費は、二十六年度の初めの予算に実は僅かに百六十億に過ぎなかつたものであります。それが平和、安保兩條約を締結いたしますと同時に倍額になり、更に二十七年年度においては五百四十億となつたのであります。これも又急激に増加しておるものと言わねばならないのであります。而もこれら防衛關係経費千八百億は、二十七年年度の先ほど申し上げました國民所得推計五兆三百億に對して三分五厘の割合を占めておる、予算總額に對して二・二兆を占めておるのであります。職前の我が國において軍備がありましたる當

時におきまして、普通の場合におきましては、予算總額に對して占むる割合でありますとか、國民所得に對して占めております割合といふものは、ほほこの程度であつたのであります。で、歐洲諸國におきましては、デンマークでありますとか、スウェーデン等の例を調べて見ますと、大体この程度の財政上の規模を占めておるのであります。従ひまして私どもとしては、かく急激に増加して参りました、而も國民負担の割合も多くなつておる外國の諸例に比しても同じような割合であるということになりますと、これと國民生活との調和をどうすべきか、その経費の内容は果して妥當なるものであるかということに慎重に考慮する必要があるものであります。吉田首相及び池田蔵相は、口には敗戦後の日本経済の脆弱性と國民生活の維持向上を常に説かれるのであります。その通り、と呼ぶ者あり、驚くべきことは、どうして國民生活と防衛費を調和すべきかの、その具体的方策が何らないことであります。(その通り)と呼ぶ者あり、軍事費と國民生活との調和こそは、今全世界を挙げて共通の悩みとなつておるのであります。無論その調和をすることの如何に困難なるかは十分察知することができまが、独立日本の第一歩に當つて、而も安全保障條約を締結した吉田内閣、講和前後政局を安定し、善後措置をその責任において

しなければならぬと豪語しておられる吉田内閣が、最も最初に取上げなければならない問題は、この問題でなければならぬと思つておられます。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手然るに防衛關係経費において何ら将来の見通しと計画を持つておられないのであります。予算委員会における審議の経過を通じまして、吉田総理は、二十七年防衛關係経費千八百億は最小限度と言われられておられて、大蔵大臣は、大橋國務大臣は、先に安保條約批准に際しましては、警察予備隊及び海上警備隊の増員は考慮しておらないと言ひながら、今回は警察予備隊三万五千人を、海上警備隊六千人を増加し、なほお二十七年予算備費中から海上警備のため小型航空機十機、乗員二百人を予定しておる。更に今後財政の許す限り増強しなければならぬと言つておるのであります。又憲法第九條の職力と自衛力増強との關係において、木村法務總裁は「近代戦を遂行し得るに適切且つ有効なる裝備編成を持つ総合的な力」である、(元氣がないぞ)と呼ぶ者あり、(もう言つておるのであります。大橋國務大臣も「近代戦を遂行するに足る軍事實力」である、(もう言つておるのであります。如何に各大臣がこゝろを解して持つておるか、こゝろを思想を包蔵しておるか、こゝろを

は、これらの問題から当然私は締結できると思ふ。そして、こゝろを解するから言ひますと、近代戦を有効に行い得るまでは憲法を改正せずして職力を持つておるのでなからうか。かか疑うのも当然と思つておるのであります。而も職力をかくのごとく解釈した學者は未だ新憲法制定以来一人もないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、吉田内閣にして初めて事実の前に案出した解釈であります。(正しければいいのだよ)と呼ぶ者あり、而もこの自衛力強化の第一年度として二十七年年度予算を提出しておきながら、年次計画を何ら示さない。将来に對して國民生活との調和を如何にし、その生活を如何に保障するか。何らの具体的計画がないに至つては、私は國民に對して無責任であると共に、外國との約束に對しても不誠実なものと言わざるを得ないと思つておられます。更に防衛關係経費は、その内容について見ますときは、防衛支出金六百五十億は、行政協定に基く経費であります。この行政協定が如何なる性質のものであるかは、波多野議員より指摘されましたので、私はここに繰返すことを避けました。(もうやめなさい)と呼ぶ者あり、警察予備隊の経費五百四十億のことには、職力にあらざることを掩ひ隠すに汲々たる余り、安保條約を結び、行政協定二十四條において共同措置を約束しながら、直接これと何

ら關係なきごとく装おつて、その使命、目的を確にしていけないのであります。その編成裝備に何ら自主性がなないのであります。又アメリカから武器の貸與を受けながら、その契約の方針が何ら定まつていない、ただ何となしに貸し與えられておるといふ無責任な状態であります。これではいよいよこの國の自衛力であるかと言わざるを得ないのであります。(拍手)かくのごとく使命、目的についての確でなく、編成裝備についても自主性なきものに、徒らに多額の経費を計上して、果して治安の目的を達し、直接侵略に對し力を發揮し得るや、全く意味のない無駄な経費と言ふべく、むしろこの際將來に對し的確なる使命、目的に基き、具体的方策を研究樹立すること現下なすべきものと考へざるを得ないのであります。

安全保障諸費の五百六十億中、五百五十億近くは殆んど進駐軍の移駐の経費でありまして、これらについて詳しく申述べますことは、前議員の所説を繰返すことになるので、これ又省略いたします。(みんな同じだ)と呼ぶ者あり、併し、いざにいたしましたも、これは今後具体的事実が起つた場合に使われる経費であつて、まだ腹のための予算、見込予算に過ぎないのであります。池田大蔵大臣は、從來この問題に對しては、どうして予算に計上しないのだ、こゝろを尋ねますと、それは予算に

計上する以上必ず具体的事実が確定し、計算ができるまでは予算に計上できないのだと言ふのが通例であります。然るに今回はかくのごとき懸念が予算が起つておるのであります。以上防衛関係経費のほかに、外貨債の償還、賠償の支拂、対日援助費の返還等に百十億円と前年度繰越と合せて二百十億円しか計上していませんのであります。外貨債の償還につきましては、すでに期限到来したものを拾い上げまして、元利合せて八百七十一億円に上つておるのであります。かれこれ防衛費の膨脹と外貨債その他の問題を考え併せると、今後追加補正を要し、国民生活はいよ／＼この種の経費の圧迫に悩まなければならぬということが考えられるのであります。

反対理由の三は、内政関係の経費であります。防衛関係経費の膨脹は必然的に内政関係経費の圧迫となつております。この点は自由党の愛知君が如何に強調いたしました。緑風会的小林君、自由党の最も御信頼になる小林君の意見においてもはつきりしておるのであります。蔵相の言によりますと、二十七年内政費は六千四百九十四億円でありまして、二十六年の六千三百六十一億円に對しまして百三十三億円の増加となつておるのであります。これが物価騰貴の二五%、遺族援護費の二百三十億等を考慮すれば、何人も美質的に減少しておると言わなければならぬのであります。従つて特定の費目に対して重点的な配分をいたしておるのであります。そうして常にこの点を鑑みて、公共事業費で相当額増やした、食糧増産対策費で相当額増やした、こういうことを言われるのであります。併し公共事業費が二百四十二億増えたのは何であるか。過去における災害が非常に多くて、その復旧ができていない。そうして國庫が負担すべきものを負担してないといふこととから、而も金額は到底これをすぐに支出することができないから、先ず初年度三分の一を計上しようといふので三百七十三億円を充當しておるのであります。無論せざるに遙かに増してあります。殊に今後の災害に對処すべきものとして当然するのはいいのであります。併しながらこれを以て實質的に公共事業費が増えたといふ言ひは誤りでありまして、更に食糧増産対策費二十六年度三百八億円に對しまして、四百二億円を計上して、約百億を殖やしたとよく言われるのであります。

昨年の米価に對しては僅か百八十四億円の増であります。そして食糧管理特別会計に對しましては、百億円のインベントリーを削つておるのであります。(時間々々)と呼ぶ者あり(二)ういふうな点から考えまして、すでに米価のバリエイ指数が予定の二五五に對しまして二五八・五九となつております。肥料、飼料の値上り等を考えれば低き

に失するものと言わねばならないのであります。即ち一方においては食糧増産対策費で百億を増し、一方においては低物価で供出によつて百姓より百億以上のものを搾取しておるのであります。(以てのほかだ)と呼ぶ者あり(一)遺家族援護につきましては、六年間全く顧みられなかつた人々に對する国家的な取扱の不公平を回復しよう。我が党といたしましては、先ほど緑風会的小林議員の言われると同様に、共同提案として修正いたさんといたしました。遂に不幸実現を見るに至らなかつたのであります。ただ指摘いたしたいことは、この問題について根本的対策が何も立つていない。而も暫定対策についても閣議決定を要すること二回でありまして、そして一人の大臣を犠牲にしておる。如何に私は誠意なきかといふことを感ぜざるを得ないのであります。(解釈の相違)と呼ぶ者あり(一)更に財政投資に至つては非常な減少を来たしております。先ほど愛知君はインベントリーは野党の諸君はみんな反対したのだ。今更これを云々するのはおかしいといふのです。ところが我が党が反対したのは、一般税収入で以て大家から財政資金を取上げておいて、そうして超均衡予算を作りながら、一方においてはそれに何倍かする尻拭いを目銀の信用追加でやつておるから反對したので、單純な、簡單なことを考へることは許されないのであります。

私はこういう財政投資、融資が少なくなつて参りまして、而も自由党の一枚看板でありますところの電力開発、造船、石炭等に對しまして國家の投資金は非常に少い。従つて大部分を民間に求めなければならぬ状況であります。で、これはどういふふうにかからなつて参るか。そうすると、こういう重点産業に少い資金を以て重点的にどうしても充てなければならぬ。そうすると、一般金融を圧迫するのであります。そうして一般金融の犠牲になるものは中小企業であります。更にこういう重点産業に對しても、日銀追加信用をしなければ一般金融の途は付かないのであります。で、この傾向は現に著しくなつておりました。すでに最近に至りまして、池田蔵相が百五十億を資金運用部資金の余裕金を以て金融債の引受をし、前貸百億、中小企業に對して五十億の追加融資をしたのであります。

更に最後に申上げたいことは、国民生活の維持向上を図ると言ひながら、先ほど小林君の指摘したごとく何らの総合計画がないのであります。安本長官は常に産業の振興、貿易規模を拡大すれば、そのまま国民生活の向上を伴うといふのであります。が、事実それが何ら解決策にならないことは、朝鮮事変以後鐵工業生産指数が上り、貿易規模が拡大したにかかわらず、国民の生活水準が低下したのを以ても明らかであります。(時間々々)と呼ぶ者あり(一)以上述べました理由によりまして、私は本予算案に對して反對するものであります。今指摘いたしましたように、防衛関係経費の計画は立たず、ボンド対策は立たず、手持外貨の使用方針は立たず、行政機構の改革は立たず、遺家族援護関係の方針は立たざるままに二十七年予算の審議を我々に求められたのであります。そうして而もそれは憲法に違反した予算であるといふことは學者の一致したところでありまして、(ノー)と呼ぶ者あり(一)これでは我々に賛成しろと言われても(もうわかたよ)「時間々々」と呼ぶ者あり(一)賛成することができない予算であるといふことを附言いたし、これを以て私の反対理由といたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 駒井廉平君。
 ○駒井廉平君登壇、拍手。
 ○駒井廉平君 私は民主クラブを代表いたしました。只今議題になつております昭和二十七年予算各案に賛意を表するものであります。(拍手)

我が國は平和條約の効力に伴い、獨立し、同時に経済的にもみずからの責任と力によつて生き、國際義務を果し、更に積極的に國際社会に貢献すべき重大なる使命を負ふことになるのであります。(拍手)併しながら我が國の経済は、御承知のごとくその甚盛極め

官報(号外)

て薄弱であり、且つ占領六年有余の通合國の援助によつて跛行的回復をなして参つたのでありまして、再び独立國家として自立して参るに當りましては、幾多の困難を予想せざるを得ないのであります。この重大なる問題の處理は、二十七年の予算如何にかかると申しましては過言ではありません。本予算案は占領下において、幾多講和発効後起るであろう諸般の情勢を考慮に入れつつ作成せるものと判断せられ、困難なる予測を克服して苦心して作成せられた点につきましては、政府の勞を多とするところがあります。(拍手)併しながら本予算案を編成した當時と現在は非常に、僅か半年を経たずして變つて参つていたのであります。即ち朝鮮動亂の一次的平靜化、世界的軍拡の停滯、更に輸出の激減、停滯等でありまして、我が國の置かれて居る情勢は日進月歩、變転万化極まりないのであります。この予算案に對し、政府の方針施策には満足しがたき点が多々あるので、本来ならば政府に對し組替を要求せざるを得ないのであるが、諸般の緊急重大な問題の集積せる現狀に鑑み、(その通り)と呼ぶ者あり)且つ未だ占領下にあり、又敗戦國であるといふ冷感なる現実を直視し、我々はここに嚴重なる警告を附して本案に賛成する次第であります。(拍手)

さて、今後の經濟運営における課題は、國民生活の向上を終局の目的としつつ、國際關係から生ずる諸問題、經濟の充實、發展のための要求及び民生の安定という見地からの要請を如何に按配するかにあると考へるのであります。又財政金融政策といたしましては、國民經濟の正常にして能率的な機能を得る限り生かすつつ、必要な限度によりてこれに調整を加えて行かねばならぬのであります。特に昭和二十七年は我が國の經濟が存立を維持し、發展し得るか否かを決する岐路に立つ年であります。經濟の運営は一層堅実に且つ真剣に行ふ必要があるのであります。これを要約いたしますると、國民はひとしく我が國の經濟、そして又自分たちの生活はどのようにならねばならぬかということについて、耳をそばだてて聞こうとしておることでありまして、これにつきましては、總理の施政演説、大蔵大臣及び安本長官のそれらの演説によつて、又私が同、諸演説に對する質疑、更に予算委員會等における同僚議員諸君の質疑等によつて明らかにされたごとく、國民には耐乏生活を要望せられながらも、明るい見通しと希望を期待し得ることが明らかにされたのであります。これは國民として世情の混沌の中にあつて一抹の疑問を持ちながらも、今後政府のこの公約の忠実なる実施を期待し、待望しておるのであります。

然らば本予算案が実行に移されたならば、どのようになるかについて若干検討を加えて見たいと存じます。先ず第一に、予算総額八千五百億余円は、二十七年年度總國民所得から考へるときは大體安当な額と考へられるのであります。本年度予算総額に比して五百九十億余円の増加を見込んであることは、國民總所得額の増加に比すれば若干少い儘みもあるものではあります。この五百九十億余円の増加が何ら増徴措置に基かずになされたことは、國民生活の向上を考慮に入れてなされたものと断せざるを得ないのであります。

第二に、平和回復に伴う支出總額を二千億余円見込んだことは、予算編成當時の客觀情勢を考慮するならば、政府の苦心も察せられるのであり、日米安全保障條約の精神に基き、進んで相互安全保障の責任を果し、且つ國內治安力を確保増強する必要、又賠償、外債の支拂等の當然の義務的経費として、最小限度のものとして認められるのであります。

第三に、内政費についてであります。先ず經濟力増強のため食糧増産に重点を置き、人口増加、國際收支の観点等からする食糧自給度の向上を図るため、本年度約三百億余円を四百億余円に増額し、国土資源の開発維持については、いわゆる公共事業費に對して約七百七十六億円を約九百八十九億

円に増加し、配分の重点を災害復旧、治山治水事業に重点を置いており、更に河川事業については、電源開発を兼ねた総合開発事業として推進し、且つ確保すべく繼續費を組んでおり、又更に道路整備の促進のため、アメリカにある貨取り道路の形式を特定道路整備事業特別会計として設ける等の措置をなし、ほかに經濟基礎の充實を図るため、各予算案を合し、約一千八百八十五億円を産業投資に見込み、經濟力増強を強く推進せんとしているのであります。又民生の安定及び文教の振興のため約四百六十億円を約五百二十七億円に増額し、戦死者遺家族及び戦争傷病者援護措置及び遺族年金、交付公債の措置が新たに財政年度内において組まれておるのであります。又文教費についても配慮の跡が見えるのであります。甚だ不満足であります。特に戦争傷病者援護措置及び遺族年金、交付公債の僅少なることには我々甚だ不満足を抱いておるのであります。又地方財政については、平衡交付金を五十億円、資金運用部資金地方債引受許を百五十億円それぞれ増額しておるのであります。

以上は、これまでの本會議及び委員會を通じて予算案に盛り込まれておる政府の意圖を了察するものであるが、本案自体について、その運営に當り日本の国力の充実に資することには不十分であると考えるのであります。ただ私は、本予算案の編成當時の客觀情勢と現況が著しく變化しておること、二十七年の予算を順次施行して行くに當つて、その情勢はますます變化して行くのに即座すること、真剣にその運営を考慮して行かねばならぬと思ひます。然らざれば我が國として重大なる危局に陥れられる虞れがあるのであります。そこで私は政府について本予算案執行に當り警告を與えたいと考へるのであります。

即ち本予算案は變化の激しい國際經濟、日本經濟に對する見通しに若干の誤謬があつたかに考へられ、自慰的安易な編成が多々なされておる点が見受けられるのであつて、この点、予算執行に當つての留意が必要であります。平和回復に伴う経費につきましては、この費用は根本的に消費傾向のものであり、而も全予算の四分の一にも及んで居ることは、いわゆるインフレーションの要因を持つておるのであります。使途節減について講和後獨立國家として特に交渉に當つては、政府の大勇猛心を發揮することを強く要望するものであります。この費用が生産活動の阻害、更に國家經濟破壊とならんよう配慮すべきであります。平和回復後處理につきましても、昨年に比しまして結局百十億円の増加にとどめて居るが、フィリピン等の賠償の要求状況或いは龐大な外債の處理を思い合せますとき、政府の交渉に對する勇猛

心が望まれるのであります。我々はこれらの点につきまして、国政調査権を絶えず労働して、而もその監視を怠らないように附言しておきたいのであります。

更に、本関係費を予算案に一括計上提出したことは、当時の情勢からしてすべて見込予算であつたので、予算審議の途中においてその大体の全貌が判明した段階において予算案から切離し、追加提出或いは詳細なる説明をすべきであつたと考え、この点については国会の無視、憲法に対する疑義を残す結果となつたことは誠に遺憾とするところであります。

次に、講和後における日本の経済自立に対する見通しは、政府として占領の夢に眠り、実に甘く、国際経済も又政府の考えるような甘いものではなく、深刻且つ暗澹たるものがあるのであります。政府は貿易政策、産業振興政策等について長期且つ確実なる方策樹立が必要であるのであります。又予算収入において大蔵大臣はむしろ増収が予想されるよう説明がされましたが、今日のごとき金融政策を継続されるならば、果して予算面における収入を確保することが期待されないかも知れない。例えば日本輸出の対象である繊維品の製造業者は国際的な影響を受けて、紡績工場は四割の操短、その他化繊等においても大幅の操短を余儀なくされている現状であります。又貿易

商社の大手筋も三品の値下りを動機として大整理を余儀なくされ、一面中小企業者の倒産相次ぐ現下において、果して予定の増収を確保できるかどうか疑われるのであります。これに対し政府は早急に着処されることを要望するのであります。

次に、海運関係について差当り二つの点について申上げたのであります。先ず造船資金に関するものであります。船腹の増強といふことは我が国経済自立の最大前提条件であります。が、御承知の通り見返資金の先細り、国内金融の引締め等による資金枯渇のために船主の造船資金の途は極度に圧縮されまして、我が海運界はこの面から重大な危機に当面いたすわけでありまして。そこでこの造船金融の抜本的解決策として、海軍金融制度の確立が久しき以前から論議され、要望されて来ましたが、この際船舶金融について別個な制度を設けることが、資金的にも又運用の面から申しまして、最も望ましいと存するのであります。又見返資金の割合は、六次造船以後漸次減り、市中銀行借入の比率が増加して、七次造船におきましては、見返資金約四割、市中銀行借入が約六割

で、而も市中銀行借入は三年返済になつております。元来船舶の約六割にも及ぶ巨額の金を、この情勢下にある海運業者においてこれを三年で返済せんらんとすることは無理な話であります。

ます。政府はこれらを勘案し、船腹増強の決議もされております。でありますから、この際政府は速かに着処して実現されんことを強く要望するのであります。私は予算収入面において過大見積り乃至は一ぱい／＼の見積りをしていることを見逃すことができないのであります。大蔵大臣はむしろ増収を予想するがごとき説明でありました。私は今日のような金融政策を實行して行かれるならば、必ずや収入増どころか、その確保も如何かと考えるのであります。大臣の言葉を信するならば、私はその増収を内政費に重点的に確保すべきであることを特に要望するのであります。電源開発は、目下国会において審議中の促進法案を更に推進するためのみならず、治山治水、産業振興の面からしても、どうしても増強し、早急に実現を期さなければならぬと考えるのであります。又地方平衡交付金にいたしても、政府自体地方財政の根本的検討を加え、行政事務の刷新、歳入の確保、経費の節減及び効果的使用等について、特段の工夫と努力が肝要だと言つておるがごとく、最近の地方財政は毎年膨脹の一途を辿り、財政窮迫の状況であります。本年度の一千二百五十億円程度では、全く何ら地方は発展の事業はなし得ない実情であります。この点も、増収は是非これに投入せらるべきものと考えるのであります。

以上、独立日本は多難の途を辿るのであります。我々は耐乏生活は敗戦から来たとは覚悟しながらも、よりよき生活にいたしたく努力し、政府がもつと積極的であることを強く要望するものであります。最後に、財政政策、経済政策、更に予算と金融との噛み合せに十分留意し、且つ運用を誤まらないことを希望いたします次第であります。本案の運用につきましては、前述のごとく慎重に執行せられまして、そうしてこの日本再建、振興に資するよう予算面を再編成、再提出されんことを希望いたしましたして、私の賛成討論を終ります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 東隆君。東隆君。私は第一クラブを代表して、只今上程されておる昭和二十七年年度予算案三案に対し反対をするものであります。この際私は、私の反対討論に老宰相を初め各閣僚が傾聴をされることに敬意を表するものであります。(笑声、「八百長だな」と呼ぶ者あり)各位も御承知の通り、本予算案は憲法の疑い濃厚な中身を持つておるのであります。與党の多数を以て強引に行政協定締結を前にして、衆議院の諸君は行政協定の報告すら受けずに無理押しに通過せしめられたものであります。(そんなことはないよ)と呼ぶ者あり) 衆議院における予算の決定権

は、政府が十分に承知しているように、衆議院優先でありますから、本予算は非立憲、多政党綱暴の上に通過して「ノー／＼」と呼ぶ者あり)来たものである。(大多数の支持だ)と呼ぶ者あり)政府の陋劣などのタクティクスによつて、予算の国会の審議権は完全にスポイルされていると言わざるを得ません。(その通り)と呼ぶ者あり)アメリカでは行政協定の締結を待つて、初めて上院は平和、安保の両條約を批准している。主権に制約を加えられているのはどの国か。アメリカではなかならないのであります。はつきり国民に中味を明らかにし、国会の承認を受くべきものが行政協定であり、予算はこの上に立つて審議されなければならぬものであります。自衛力漸増の味も、行政協定も明らかにせずに、衆議院を無理やり通過して来た本予算は、将来国民がこの内容を知ることによつて、政府の処置に対して明らかに判定を下すものと私は確信するものであります。(拍手)この汚点を印せられた予算が独立第一年度の予算であることを悲しむつ、反対の第一点と私はいいたします。(拍手)

遺憾の疑いのある予算案は、故意か偶然かは知りませんが、御案内のように首相の失言に端を發して、重要な総理に対する一般質問は三日間で終了すべきものが、三月の六日から十八日に

昭和三十七年三月二十七日、参議院会議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

至る十三日を要しました。その間首相の出席は五日間であつて、余すところは十日を割つてしまつたのであります。これこそ政府によつて審議が完全にデイスタープされたと言わざるを得ません。而も政府は憲法第九條に關連する自衛力漸増に關する計画を定かにしません。参考人の意見はこの間に於いて政府の意見とは完全に相反したものであり、政府の説明が三百代言以外の何ものでもないことは、與党の諸君もそう思つておるのに違ひはないと思ひます。(ノール／＼「やれ／＼」と呼ぶ者あり) 又政府の豫算によつて、行政協定は国会の承認を求むるに至らず、この憲法違反の内容を持つ職力並びに行政協定に關する質疑は最後まで続けられ、質疑を打切つて後においても、なお質すほどの熱意を示したのであります。政府は言を左右にして真実を語らないのであります。本予算の今日に至る過程において、このような重大な瑕疵を持つてゐることについては、良識ある者はこの予算に対して反対せざるを得ないであらうでしょう。(「その通り」と呼ぶ者あり)これが反対の第二点であります。

増額をして、一見内政費に重点を置いてゐるかのようでありましたが、仔細に見ますと、これは二十六年年度の投資費を二十七年年度大幅に減らして財源を得たり、大部分を防衛關係費に振り向け、残りの百六十億程度を各項目に振当てたに過ぎないのであります。而もそれらの増額は、物価二割の値上りを計算に入れますならば、實質的には却つて減つてゐると言わなければなりません。ここに注意すべきことがあります。それは政府はあらゆる機会に本予算はインフレを促進する予算ではないと言つておられます。大蔵大臣はその財政演説において、私はこの際國民諸君がインフレシヨンを是認し、インフレシヨン謳歌の政策が如何に口に甘く身体に害のあるものか、そのことを十分に理解せられることが大切であると思つておられますと言つて、インフレシヨンには反対のようでありませんが、出資投資を大幅に減らし、大部分を防衛費に振りかけたのでありますから、これは完全に消費的のもので、インフレシヨン高進の役を勤めるに相違ありません。(「その通り」と呼ぶ者あり)更に外為を初めとして出資投資が中止されることによつて、日銀依存の面がそれだけ現われ、それが通貨の膨脹となつてインフレシヨンを倍加するといふことは火を見るより明らかであらうと思ひます。顧みて他を言ふ政府はみずからインフレシヨン政

策に踏み込んで、國民には白々しく、口には甘く身体に害のあるものと訓言を賜はるのには相當な心算だと言わなければなりません。(拍手)政府は國民を欺瞞してゐる。これがこの予算に反対する第三点であります。

次に、獨立後の予算において自衛力漸増のための経費こそ自主的なものでなければならぬ。然るに政府はこの中味を明らかにしようとはせず、自衛力漸増の將來の計画については口を緘して語りません。警察予備隊の武裝は近代戰爭に耐え得る武器に比較すると、まさにおもちゃのピストルでありました。併しこの種の裝備も國內治安のみならず、すでに行過ぎであると思はざるを得ません。アメリカの陸兵費は六、七千億円で大蔵大臣は発表をいたしました。我が平和回復の経費は二千億程度であるから、吉田總理のようにただの二千億程度で再軍備をすることはできんと申しても、國民は容疑に首肯しないであらうでしょう。(「古い」と呼ぶ者あり)我々の考え方は、事前に社会的な防衛体制を確立しないで、軍事的な防衛体制を考へることとは早計である。各位は考へて見るとよいと思つておられます。国内に通信施設が整備されないで、ただ予備隊や國警等のみが多少の通信施設を持つたとしても、治安の確保上如何なる働きをするのであらうでしょうか。トラックが縦横に通れないような土地に防備の

ために警察予備隊を増強したとしても、治安の攪乱者は都合よく予備隊の所在地のみからは現われて来るものではないではありません。我々は予備隊を増員する前に先ず道路をよくし、必要な所には道路を開設せよ、トラックの通れぬ木橋では、陸地の中の孤島の兵力のよくなものでありまして、先の戰爭に、太平洋の孤島の我が陸軍の精銳がどんな運命を担つたかを想起すればよくわかることでもあります。物資の輸送が平和のときでも困難なところに予備隊の増強をしても、予備隊自体が不平を言ひ出すのであります。又そのような区域に居住する住民は、必ずしも政府の進められぬ政策に積極的の賛意を表さないのみならず、道路を造つてくれ、鉄道を敷いて欲しい、学校を頼む、医者を送れ、電灯をつけてくれと言つておられます。その上で警察予備隊とこれは小さい声で言うに違ひない。治安という面から特に予備隊を必要とする北辺に住んでゐるものはかく語ることを私は確信するものであります。これらは今次の十勝沖震災が治安について我々に教えるところであります。

大蔵大臣は財政演説で、「而も我が國經濟はあらゆる面で蓄積の不足といふ重大な弱点を持つておられます。山林の濫伐、河川、道路の損傷、鉄道、通信、港灣施設等の修理不足、地力の低下その他國土資源の荒廢は未だ甚だし

いのであります。併しこの表現は飽くまで消極的なものであり、年々起る災害の復旧費は、その基本的な治山治水に力を入れることが少いため、増加の一途を辿つておると言わざるを得ません。國土資源はまさに荒れに荒れてゐるのでありますから、公共事業費、平衡交付金、地方債の枠の拡充等は大きく手を打つべきであると思つて共に、いささかも積極的の面を示さないこの予算案に反対するものであります。

次に、我が國が自立するためには食糧の自給度を高めなければなりません。政府は食糧の自給度を高めるために、土地改良を始めその他に五百數十億を計上してゐます。併し農地改革後における農地は國が所有してゐるようなもので、農家は農地の使用収益権、即ち完全な耕作権を持つてゐるようなものであるから、國家が農業の基本的なものを整備するために支出することは当然であると思つておられます。而も政府の誤まつた食糧政策は、国内産の麦の生産を大きく減産に導き、今又甘藷、馬鈴薯の減産を来たそうとしてゐます。これではいよいよ輸入に依存せざるを得ざらしめ、食糧の自給度を高める政策には断じてなりません。更に米価と肥料の価格を見るに、その間に予算的措置が何ら講ぜられておりません。徒らに海外高の肥料価格に幻惑をした肥料業者の輸出希望の聲に右

願左賜しておるのが現状でないかと思
うのであります。食糧政策に根本的な転
換を策すべきときであります。私は以
上警告を発して政府の猛省を促し、第
五の反対理由とするものであります。

次に、中小企業家に対し現政府が極め
て冷淡であるという事は定評のある
ところであり、大企業家の諸君は
市中銀行を十分に利用し、郵便貯金と
か、簡易保険の積立によつてできてお
る資金運用部の金を勧銀その他を通し
て使つておるのであります。これに反
して中小企業家に対する政府の措置は
頗る冷やかではあるが、この弱い中小
企業家が我が国工業生産品の相当部分
を生産しておることは政府も十分知つ
ておるところであります。私は端的に
申します。政府はこの際中小企業家の
協同組合に対して大きく力を注いで中
小企業家の生産を高め、生活を安定す
るために、その商工業政策を転換する
必要があると思つております。何ら
中小企業家には手が打たれておりませ
ん。中小企業信用保険特別会計に本年
十億円投資したものが、二十七年には
五億に減額されておることは、政府の
中小企業家に対する政策の貧困を雄弁
に物語つておる一例であります。(「そ
の通り」と呼ぶ者あり)私は中小企業家
に対する施策の貧困なこの予算に反対
をいたします。これが反対の第六点で
あります。(「何点だ」と呼ぶ者あり)

次に、私は橋本前厚生大臣が辭職を
された原因の遺族援護費のことに触
れます。政府は非常に少い金額を計上
して国民の愛国心を狙つておりますが、
西ドイツその他の国々が戦争の犠牲者
に如何に手厚いかは政府も十分知つて
いるはずであります。私は気の毒な古
い軍人が懲罰にも等しいポ政令で、終
戦後七年たつて、独立と共にその悪法
が当然失効して、保証された当然の待
遇が復活するものと信じたものを、法
律によつてこの悪法をなお一年延ば
し、生活保護費にも値しない給與を援
護の名を以てごまかし、米駐留軍に奉
仕しようとして居るの背けないので
あります。(「その通り」と呼ぶ者あ
り)これでは自衛力増強に如何に金が
を使つても、国民の盛り上る自衛の熱
意は出て参りません。もつとこの不幸
な同胞に対して惜しみなく政府は手を
差し延ぶべきであると主張し、その内
容を持たない本予算に反対をするもの
であります。これが反対の第七点であ
ります。(「何点まであります」と呼ぶ
者あり)

自由主義経済に立つ現政府に、社会
保障に力を注ぐべきであるとか、庶民
生活の安定には消費生活協同組合を奨
励すべきであると申しましたが、これ
は木によつて魚を求めようというので
あるかも知れません。併し殊に福祉國
家はこの基本的なことに力を注がなけ
れば、政府のいう福祉國家がやるせな

さを訴えるのであります。社会保障は
救貧制度、即ち貧乏をなくする制度の
基本をなすものであり、協同組合は協
同の力によつて生活を向上するのであ
ります。この消極と積極の方法は民主
主義的な組織を通してなされるべき
最も効果を奏するもので、日本経済の
民主化を進めるには、日常の生活を通
して、つまりこれらの組織を通して民
主化を進めなければ本當の国民大衆の
生活の向上は望まれません。社会保障
については審議会の答申等もあり、政
府は力を注ぐかのごとくでありませ
んが、国立の病院に対して独立採算制を
要請したり、国立病院を地方に委譲し
たりすることは、政府に社会保障の熱
意のないことを物語るので、厄介な
ものは、金の支出を伴うものは固は成
るべくやらないという、これは一例に
過ぎないけれども、一事が万事、社会
保障は却つて害なわれていると言わな
ければなりません。協同組合も生み放
し、これが今回の予算が示す意味であ
ります。これでは大衆の生活は犠牲に
されて、特定の者のみが文化の恵に
浴することになります。こんな予算に
は反対せざるを得ません。これが反対
の第八点であります。

次に歳入面のことでありますが、直
接税に根幹を置いている現在の税収に
は非常に不合理なものがあります。俸
給生活者や農民等はその所得が明らか
にされ、なか／＼収税吏は容赦なく、

遺漏なく徴収をしているようでありま
すが、大きな社会その他には古手の税
務署吏員が高給で雇われている等によ
つて合理的脱税が行われているという
のであります。我々は奢侈税その他の
間接税を設け、一は以て資本蓄積を進
めると共に、購買力を持つて居る者か
ら税収を擧げることが賢明な策である
と思つております。間接税の弊害は
生活必需品に課税するところにあるの
で、これを避ければ国民は決して反対
をしないと思つて居ます。独立日本の予算
編成が依然としてシャウブ勧告を中心
にして、直接税に重点を置き、専売益
金増収を目的として、未成年者の喫煙
に断を下し得ず、酒税の増加のため
に、これ又未成年者の酔いどれに対し
てすら断をやり得ない租税体系こそ
は、悲しむべき租税体系であると言わ
ざるを得ません。これ本予算に反対す
る第九点であります。

最後に、政府は行政機構の改革、地
方制度の改正を自論んでおりますが、
目下の状態ではいづれも龍頭蛇尾に終
ろうとしたしてあります。併し多数を
たのんで強行する、非民主的なことが
実現することになりますと、占領下で
はありますが、とにかくにも平和憲
法の下に作り上げられた地方自治法を
初めとする民主的な諸制度は、非民主的
なものに改悪される虞れが多いのであ
ります。政府の意図が那边にあるかは
私どものよく承知して居るところであ

ります。すでにこの傾向は各種の法規
の改廃を通して、労働法規にも団体法
規にも現われようとしております。こ
の傾向と政府の好む自由主義的経済の
指導原理とは、中央と地方、都会と田
舎の間に経済的にも、社会的にも、文
化的にも大きな溝を作ろうとしており
ます。端的に言ふならば、国民が平等に
その恵に浴すべき国家的施設乃至は
公共的事業は、徒らに独立採算制とい
う營利企業原則に禍いされて、その
公的性格を失いつつあるし、当然公的
な企業として発足すべきものが營利企
業家の手に委ねられようとしておるの
であります。これらの傾向は現政府の
続く限りますますその濃度を高めるで
あります。これでは真の自立日本
ではなく、中央は地方の犠牲の上に立
ち、都市は田舎の甘い汁を吸つて肥大
するのであつて、決して健全な國家を
構成することにはなりません。このよ
うな傾向を積極的に進める性格の本予
算に反対をするものであります。

以上十次に亘る反対の理由を述べて
予算三案に対し断固反対の意思を表明
するものであります。(拍手)
○議長(佐藤尚武君) 木村福八郎君。
〔木村福八郎君登壇、拍手〕
〔しつかり、しつかり〕と呼ぶ者
あり)
○木村福八郎君 私は労働者農民党を
代表いたしました。二十七年予算案
に反対をいたします。

反対理由の第一は、この予算案が(「何でも反対だ」と呼ぶ者あり)憲法に違反し、財政法の精神に違反しているということであり、即ち憲法につきましては、九條、七十三條三項、十四條に違反しております。財政法につきましては、予算総則の九條、十三條の精神に違反しておると思つて、違反の事實は審議の過程におきましてすでに明らかになつておりますし、予算委員会において参考人として意見を聴取しました三人の学者が三人とも違反の事實を認めておるのであります。これによつても明らかであります。詳細なことはすでに同僚議員諸君が述べましたから、私は省略いたします。(「その通り」「うるさいぞ」と呼ぶ者あり)USニュースのジョセフ・フロム記者は三月三日の読売新聞の紙上におきまして、日本の警察予備隊をロンドンでもニューヨークでも軍隊とみなして、世界中でこれを軍隊と見ないのは日本だけである。日本だけがたまたまの例外であるということを指摘しまして、そして次のような意味のことを書いておるのであります。万一憲法を改正せずして警察予備隊の名によつて軍隊を作るといふ憲法違反の事態が許されるようなことがあれば、それこそ、もう新しい軍隊が憲法政治そのものを破壊するような権

力を握るのを防ぐために憲法を改正しようとしても手遅れであるかも知れない。それどころか若し再軍備の問題で憲法をこまかせるとなれば、日本の民主制度の保持にとつて同じように肝要な他の問題についても容易にこまかせるのである。(「その通りだ」と呼ぶ者あり)フロム記者の指摘しているように、我が国の平和と民主化を規定した憲法は、今まさに蹂躪されようとする重大な危機に直面していると思つて、我々国会議員は憲法九十九條に基いて憲法を尊重し、擁護する義務を負つてゐるのであります。義務を負つてゐるばかりでなく、日本民族の一人として子孫に対して憲法を守る責任を持つてゐると思つてゐます。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)従つて憲法違反のこの予算案に反対し、憲法を守ることにこそが、我々の当然の義務であり責務であります。この予算を認めることは、それ自身が憲法違反である。この予算案に現われている重大なる憲法違反をこまかし、容認するならば、他の重大なる憲法違反も容易にこまかされるのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)物事は第一が大切であります。過去において第一歩を誤まつたために今日の不幸を招いた、いわゆる独立の第一歩が、かくのごとき政府に

よる憲法違反を以て踏出されるということは、日本民族の将来にとつて極めて不幸なことであり、(「その通り」「ノー」「呼ぶ者あり)この憲法違反の事實を容認する人たちの我々子孫に対する責任は重大であります。この責任は日本の今後の歴史に永久に記録されると思つてゐます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

反対理由の第二は、この予算案の内容が著しく不健全であるという点にあります。政府は予算案の提案理由におきまして、この予算案は健全なる均衡予算であると説明しておりますけれども、(「でたらめだ、この予算は」と呼ぶ者あり)その不健全なる事實は次の五つの点に最もよく現われております。その第一は、財政規模が国民所得に対して過大であり、国民生活を一層圧迫することであり、(「いづつ同じことを言つてゐる」と呼ぶ者あり)政府は、二十七年年度一般会計予算八千五百二十七億は、国民所得五兆二百七十億に対して一六・九％で、二十六年年度の一七・〇％と同様である、こういうことを言つております。そうして国民所得に対する財政規模は大きくなつてゐない、こういう大蔵大臣は説明してゐるのであります。(「心配はな

くなく、これはこまかしであります。」「毎年同じことを言うのじやないよ」と呼ぶ者あり)財政規模を見る場合には、我々は国税と地方税とを両方納めてゐるのでありますから、(「よく聞け」と呼ぶ者あり)池田大蔵大臣がよく主張されますように、中央地方を通ずる総合予算を問題にしなければ意味をなさないわけであり、(「その通りだ」と呼ぶ者あり)ところが大蔵大臣は、今回に限つて総合予算を問題にしないで、殊更に中央財政だけを問題にしているのは、俗にいう頭隠して尻隠さずであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)一般会計予算八千五百二十七億円と平衡交付金及び政府補助金を除いた地方財政四千八十五億円を加えた二十七年年度総合予算は一兆二千六百十二億円であります。これを国民所得五兆三百四十億円に比較しますと、その比率は二五・一％であり、二十六年年度の二三・七％に比しまして、一四％の拡大となるのであります。膨脹になるのであります。更に二十七年年度の交付公債八百八十三億を加えて計算すれば、二十七年年度総合予算の国民所得に対する比率は二六・八％となり、膨脹となる、国民所得に対して一挙に三％以上膨脹するということは非常に大きな増加であります。(「その通り」「どうだわかつたか」と呼ぶ者あり)そ

れにもかかわらず、蔵相はこの事實に触れないで、二十七年年度一般会計予算と国民所得との比率だけを二十六年年度と比べて、財政規模は拡大してゐない」と説明してゐる。総合予算の国民所得に対する比率二六・八％は、丁度インフレで国民が困つた二十三年年度の国民所得と予算との比率と同じであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この事實は隠蔽することはできない。更に防衛力漸増、國際通貨基金加入費の増加などの追加補正を考慮に入れますならば、財政規模は一層過大となり、国民生活を更に圧迫することは疑いないのであります。

この不健全なる第二の事實は多くの不生産的インフレ要因を内包してゐるということであり、その第一は八百八十三億円の交付公債、これを計上してゐる。愛知君は先ほど、私が旧軍人遺家族に交付公債八百八十三億を興えるということ、これはインフレ要因であると指摘してゐるのに対し、愛知君は、それは旧軍人遺家族に対して冷然な意見である、こういうふうな途方もないことを言ひ出した。(拍手)私は改進黨及び緑風会が提案されました六十億の遺家族の奨励費増額に賛成してゐるのであります。(「然り」「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)而も池田大蔵大臣は、二十六年年度に三百億の自然増加が

見込まれると言つてゐるから、六十億よりも百億円ぐらゐに増加できるのではないか、こういう意見を私は述べてゐる。(その通り)と呼ぶ者あり(交付公債を出すということと軍人遺家族に冷酷であるという点に論理的な関連があるのでありましようか。(わからん)と呼ぶ者あり)これがいわゆる官債経済学といふのです、或いは行政経済学。私の経済学は国民経済学であります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)赤字公債を出してインフレになつたら、(官僚たちにはわからないよ)奴隷経済学「パンく」経済学「その通り」と呼ぶ者あり(交付公債を出してインフレになつたらば遺家族保護費の購買力が減りまして、お燈明代はお線香代にも足りなくなるのであります。これは貨幣錯覚を利用して、そしてこれをむしろ欺くのです。むしろ交付公債によつてインフレを起したのでは、遺家族保護費はお燈明代でも実質価値においてはお線香代以下になるというところを指摘することこそ親切なのである。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)西ドイツにおいては社会保障費は(何を言つてゐるんだ)黙つて聞け)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(予算の五〇・四％ではありませんか。日本では六・四％で、(とんでもないことを言うな)と呼ぶ者あり)ドイツ

では国民所得に対して社会保障費は九・九％、日本はたつた一％であります。(發言を言うな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(こういう如何に権力に便乗するとは言へ、このようにな無責任な發言をするものじやない。私は愛知君は旧官僚として優秀な官僚として尊敬しておつたが、(その通り)と呼ぶ者あり)こういうようにはつたりを言うようでは、これはまじめではない、私は反省を促します。(拍手、發言する者多し)

第二の不健全性は(愛知君の茶坊主経済学)できもしいことを言うな)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(防衛費その他の請和関係費であります防衛費は千八百二十億で予算の二一％、こうなつておりますが、これは表面に現われました数字に過ぎない。このほかに公共事業費中の道路、港湾費、国鉄、電通特別会計、或いは地方財政における間接的防衛支出、或いは防衛物資生産のための投資を考慮に入れますならば、その我が国経済に及ぼす影響は深大であります。例えば昭和二十六年年度の終戦処理費による物資調達の見ますれば、石炭の総生産四千五百五十万トンに対して、終戦処理費による調達は二百万トン、朝鮮向特需は百万トン、国鉄の石炭消費量六百五十万トン、火力発電の石炭消費量七百五十万

トンと比べまして如何に大きな数字であるか。又終戦処理費による電力消費は全消費の六〇乃至七〇％、ガス、水道の消費は五〇乃至七〇％、国鉄貨物の輸送は一〇％を終戦処理費で占めてゐる。更に土地の借上は民有、国有合せで二億七千五百六十六万坪に達してゐる。目下準備中のものは一億四百七十八万坪に達してゐる。賠償指定機械工場も優秀なものは進駐軍に利用される、二十六年度さえこのような状態。而も二十七年年度におきましては、防衛関係の不生産的支出は二十六年度に比し五百億円増加してゐる。更に二十六年度には五百八十億のアメリカの援助がありましたが、二十七年年度から援助がなくなり、これを総合すれば約千億円近いところの非生産的物資負担の増加となるのであります。更に進駐軍の調達方式は直接調達となりまして、そしてそれはアメリカの軍需調達規則によつて行われる。又折角納入した品物はアメリカの再協議法、リ・ネゴシエーション・アクトによりまして、そしてあとで原価計算によつてこれは高過ぎると、こういうので今紛争が起きている。例えば東京驛子、東亜紡織にこの事件が起つておるのであります。このように安売條約及び行政協定に基く日本経済に対する不生産的影響といふものは極めて大きいのであ

ります。予備作業班が、具体的に予備作業が進められるにつれて、この影響は決して少いものではないといふことがだん／＼わかつて來てゐる。財界でもだん／＼これに注目を拂つて來ておるのであります。(知らないのは自由党ばかりだ)と呼ぶ者あり)この予算はまだ実行に移されておられませんから、比較的樂觀的に見られておりますが、実施されるに及びまして、国民はその影響の大きいのに驚くに違ひないと思つてゐます。

更にこの予算の不健全性の第三は、インベントリー・ファイナンスを減らしてゐること。これについても官債経済学、行政経済学の愛知君は(笑聲)これがインフレ要因にならないといふことは実証できないで、ただ野党が前にインベントリー・ファイナンスはこれはやつちやいけなと言いつつながら、今度政府がやらないよになると、これを攻撃してゐる、それだけであります。これでは反論の論にならない。これがインフレの要因にならないといふことは実証しておらない。我々はこのインベントリー・ファイナンスをやめるについては、その他の対策が必要なんです。第一に貿易計画をきつちり立てること、オーバー・ローンを整理しなければ駄目であります。こういう対策をやらないで、ただインベントリー・

ファイナンスをやめるといふのでは、これでは信用インフレを激化させるだけであります。(その通り)と呼ぶ者あり)二十六年度予算の基礎となりまして外貨ポジションの推定は六億二千百万ドル、そこで二千四百十三億円の資金を計上したのであります。ところが二十七年、本年三月末におきまして、外貨ポジションは十億四千六百四十八万ドルに達しまして、差引き約四億円増加します。そこで円資金が一千万五百億円も不足したのであります。そこで政府はどうしたかといふと、二十六年度予算に計上してある国際通貨基金加入費二百億円を流用してゐる。ガリオアの未拂分を使用してゐる。更に二十七年年度のインベントリー・ファイナンスに予定されてゐる三百五十億円と、二十七年年度に七百億から一千億円に、即ち三百億円増加される日銀からの借入金、これを担保にしまして日本銀行から八百億円のスワップを行なつておる。もうすでに二十七年年度のインベントリー・ファイナンスを担保として使つてしまつておる。これでどうする、二十七年年度は……結局外国為替を今後買入場合には、貿易計画をきつちりやらない以上は、日本銀行から金を借りて、それで買わざるを得ない。これは信用インフレを激化させる原因になることは明らかであります。

昭和二十七年二月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般會計予算外二件

官報(号外)

(「その通り」と呼ぶ者あり)この事實は愛知さんも銀行局長をやつておられましたのでよくわかつてはすであり

よりほかにないわけです。(「情ないこつちや」と呼ぶ者あり)二十六年度の対米国際收支を見ますと、輸出が

て六千九百三十五万ドルの節約ができて買つておる。昭和三十一年度におきましては一億一千三百七十六万ドルの節約ができておる。大体この中

したけれども、西ドイツにおける社会保障費は予算に対して五〇・四％、イギリスは三八・一％、スウェーデンは三〇・五％、アメリカは一〇・五％ソ連

ります。住宅は百五十万戸も不足しております。この状態なのに予算の二

更にこの予算の不健全性の第四は、安全保障條約と交換條件として予定しました外資導入が困難になつたといふ

需外の収入は六億ドルであります。このうち約一億ドルに近いものは、アメリカのアプトン・シンクレアという小説家が書いてあるあのフランス・チエツク、貞操切符によるところの収入であ

損失は非常に莫大なものであります。(「いい加減にして」と呼ぶ者あり)この

いたならば幾らになるか、二五・九％、アメリカの税負担は二六・六％であります

第四の反対理由は、税制面でありすが、この点については詳しいことは

より、これを下らないようにする。このため自立経済計画に電力計画は実際にはできないといふ

倍、(「パンく収入だ」と呼ぶ者あり)鉄道の輸出は二千三百四十七万ドル、貞操切符の外貨収入はこの約四倍であります

しては、内政費を犠牲にしているといふことでもあります。例え

比較して諸外国よりも日本のほうが低いと、これは一種の詭弁であります。

買力を吸上げ過ぎておるから、これが売れない。これはかりが原因ではあり

更に不健全性の第五は、国際收支、これが極めて不健全である。特に中国経済、中国との貿易を遮断しまして、

の輸入を中共地区に振替えますと、どのくらい外貨が節約されるか、粘結炭

計上したため、社会保障費は国民所得の僅か一％、成るほど二十七年度の社

の病床が必要である、而も今十万人の病床が必要である、而も今十万人

目によつて極めて不合理な不均衡な税制を行なつておるのであります。

の向上の代りに、日本の軍事基地化と戦争に巻き込まれる危険と独立の喪失とアジアからの孤立化、これでありませぬ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)以上がいわゆる寛大にして対等なる條約の締結であります。

民主憲法を守り、世界の平和、日本民族の安全と独立、類に汗して働くもの生活の安定向上、こういふものを實現するためにこそ、我が党はこの予算案に反対するものであります。(拍手)二十七年予算が実行に移され、その影響が具体的に現われて来ますならば、本日この予算案に賛成された人といえども、こんなはずではなかつたと思ふや私は反省されるに違ひないと思ひます。そのときに当り、いや、そのとき以前に、全国民諸君はこの予算案に賛成された人たをきびしく私は批判されるに違ひないと思ふ。(「そうだ」「恨む」と呼ぶ者あり)そうして我々は又友党の反対党諸君がなぜ強この予算案に反対したか、その本当の意味を正しく理解されるに違ひないことを私は確信いたしました。反対討論を終る次第であります。(拍手、「緑風会の功績甚大だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤内閣武蔵) 岩間正男君。
○岩間正男君(登壇、拍手)

○岩間正男君 私日本共産党を代表して、只今議題となつてゐる昭和二十

七年度予算三案に對しまして、断固反對するものであります。

吉田総理は、先に締結されたサンフランシスコ條約を和解と信頼の條約であると稱し、米國が日本に對し何を考へ、何を企んでおるかをひたすら國民の前に隠蔽せんと憂身をやつしたのであります。然るに同じ日に吉田総理がただ一人で調印した安全保障條約によつて、早くもその尻尾を覗かせていたのは誠に笑止千万であつたと言わなければなりません。而もその安全保障條約すら一つの飾り物に過ぎないのであります。その眞の前身である行政協定を見るに及びまして、もはやアメリカ帝國主義者の意圖は完全に白日の下にさらけ出されたと言わねばならないのであります。ウォール街を先頭とする國際帝國主義者は、朝鮮の干渉戦争に大敗北を喫したことに性懲りもなく、その世界制覇の夢を捨てるところか、ますます軍拡に狂奔しておるのであります。戦後米國予算に計上された軍事費總額は、実に千八百億ドルという史上未曾有のものであります。約その半額九百億ドルはまだ使われないうままに棚ざらしになつておるのであります。だがウォール街の主人公たちは血眼になつておるのであります。なぜならば、彼らの超過利潤は勤勞人民大衆の血を戦争の祭壇に供する以外に保

証できないといふことを誰よりもよく知つておるからであります。朝鮮戦争直後、即ち一九五〇年の第三四半期には、アメリカの独占資本の擡げた利潤は年率にしまして一挙に二百五十八億ドルという龐大なものであります。これは前年同期に比しまして約五〇%の激増であります。この中でもゼネラル・モーターズは八十三割四分、U S スチールは二十一割五分、デュポンは三十割七分という戦時超過利潤を擡げておるのであります。米國独占資本はこの味が忘れられないで、昨年十月マリック提案の成功を妨害し、今又停戦協定がまさに成立しようとする土壇場に當つて、人道と國際協定に挑戦して、憎むべき細菌戰術を開始したことが伝えられておるのであります。この事實は國際民主法律家協會の調査團一行によつて確認されたことは、最近のUP電が報じておる通りであります。これは停戰談判を破裂させて、朝鮮戦争を引延すのみか、更に進んで新たな戦争を企んでおる証拠と言わねばならないのであります。彼らはこの野望遂成のために、西歐においては西ドイツをその戰略拠点として北大西洋軍事同盟を結成したのであります。極東アジアにおきましては、アメリカ作戦軍の統率の下に太平洋軍事同盟の結成を企て、その最大拠点として日本を選

んだのであります。このことは——
——が占領下の圧迫的支配條件と、見せかけの甘い言葉によつて日本に押し付けたこのたびの日米行政協定が何よりも雄弁にこれで物語つてるのであります。言うまでもなく、行政協定は、先ず第一にアメリカ軍の無制限且つ無期限駐屯と軍事基地の無制限且つ無期限設定を認め、更に日本を足場として広汎な極東、アジア地域への作戦行動を確保するために、日本の制海、制空権を完全に掌握し、又日本領土への出入を完全に保証するものであります。

第二に、又それは軍人、軍属は勿論、家族、御用商人、諜報部員に至るまで、基地の内外を問わず治外法権を享受し、日本の国土と人的資源と物量の一切を擡げて何となくその軍事目的に徴発、徴用、調達する権利を與えてるのであります。而も行政協定は新たなこの特權階級である米駐留軍の權益を保護するために、軍の機密と財産の安全を保障するといふ名目で日本國民の言論、行動に苛酷なる制限と処罰を加える國內立法をささ予定して居るのであります。

第三に、行政協定は米軍の作戦に従屬的に奉仕させる傭兵としての日本軍隊を予定するものであります。而も一方において米軍並びにその傭兵である日本軍の作戦に必要な兵器その他の軍

需品を格安に調達するために、日本の生産、施設、能力を優先的且つ最も有利に使用せんとしているのではありません。どこに平和條約に言ひ日本主權の完全な獨立があるでござらうか。ここにあらぬものは米帝國主義の軍事的植民地以外の何ものでもないであります。この期に及んでもなお和解と信頼を口にする吉田総理の態度こそは、まさに奴隷のそれと言わざるを得ないのであります。而も更に驚くべきことある行政協定の実行に要するところの一切の費用を徹頭徹尾日本國民が負担しなければならぬといふことであります。本予算案こそは、まさに行政協定を実行に移すための最初の裏付けにほかならぬのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)これは本予算案の構成を見れば余りにも明らかであると言わなければならぬ。先ず第一に本予算案は、米軍のアジア——作戦に奉仕する直接軍事費を中心として組まれ、予算全体が隅々までこれに従屬して組立てられてゐることでありませぬ。即ち防衛支出金六百五十億圓、安全保障諸費五百六十億圓、合計千二百十億圓は直接アメリカ駐留軍への支出であり、予備隊費五百四十億圓、海上保安庁費七十四億圓、合計六百十四億圓は米軍に從屬するその傭兵としての日本軍の直

昭和二十七年三月二十七日 參議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年第一般會計予算外二件

昭和二十七年三月二十七日、参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

接軍事費であります。言うまでもなくアメリカのドル支配者は、その長期作戦の足場固めのために日米両軍の第一期分の費用として、差当り先ず一千八百二十四億円を日本国民の肩に押付けて来たのであります。併しながら、今回の予算案の特徴は公然たる軍事費を計上しただけにとどまらず、他の名目の費用も実際には補助的軍事費、乃至は隠された軍事費の役割を帯びているのであります。例えば一般公共土木事業費一千八百四十四億円は軍事基地の建設、基地と基地とを繋ぐ軍用道路、港湾の軍港化に使用される比重が著しく増大し、又建設の営繕費に至つては予備隊兵舎の建築費がその中心を占めているのであります。更に千二百五十億円に上る地方平衡交付金にしましても、地方自治体が中央から押付けられる軍用道路、その他軍事的経営に用いられる割合は圧倒的となり、そのため地方民に真に必要な公共土木事業、災害復旧等が実行不可能に陥つてい

のがその実情であります。これを金融方面について見ましても、見返資金に代つて登場した開港銀行への政府出資金を初め、国民の零細貯蓄からなる資金運用部資金も軍需生産への投資に集中され、明らかに間接軍事費の役割を持つものであります。開港銀行への政府出資金百二十億円のうち、その半額六十億円が巨大軍需工場の自家発電設備資金に使用されるがごときは、米軍拡、日本再軍備のための軍需生産コストを国民負担によつて切り下げ、軍需独占資本に超過利潤を保障せんとするところの現われにはかならないのであります。

このように本予算案は米軍並びにその傭兵、日本部隊拡充のために、直接間接の軍事費並びに政府資金の撒布を擬子として日本産業を軍需的に再編成し、日本を否応なく再軍備の軌道に追い込むものであります。そも／＼日本の大資本家は米軍の朝鮮——以来、米国独占資本の収奪にかかる超過利潤の分け前にあずかつたことは事実であります。即ち昭和二十六年上半期の利潤率は、紡績十五社は四十九割、石油精製七社三十二割、石炭四社十八割、鉄鋼六社四十三割、非鉄金属五社三十割に達しまして、その配当も四割乃至八割にも及んだのであります。日米両独占資本のこの法外な利潤の源泉は、言うまでもなく労働者の低賃金と殺人的な労働強化にあることは言を待たないところでありますが、それにしてもウォール街の主人公が日本の資本家に余りにも獅子の分け前を多く與へ過ぎたと考

えているということは、ドッジ氏の言葉によつても明らかであります。米国独占資本は大規模軍拡計画の挫折による軍需利得の減少を、賃下げ、首切り、或いは兩三度に亘る大衆増税を通じ、自国の労働者、勤労大衆の犠牲によつてカバーすると共に、日本の群小資本家に対する収奪強化によつてカバーしたのであります。最近の特需、新特需の契約条件を見ればこのことは明瞭であります。それは独裁的、高圧的な押付けでありまして、一方では中日、日ソ貿易の禁止によつて安い原料入手を阻み、自国の高い原料を押し売りすると共に、それらの製品を他方ではいわゆるコンマーシャル・ペースの名の下に全くコストを割る安値で買叩いているのであります。例えば先年日立製作所と米軍スコット大佐との現地調達にも示されましたように、労働者一人一時間当りの製品単価は僅か四十八セントであり、これでは資本家側の採算点を最小限度に抑えましても、労賃として残されるものは一時間八セント、月五千円に満たぬひどいものであつたのであります。その後日本特殊鋼管に対する新特需契約に至りましては、同様の単価二十四セントという強奪的なもので、これでは労賃部分はどこからも出どころはないのであります。而も米軍直接管理工場において

は、更に／＼ひどいものがあります。東日本重工業下丸子工場にしても、小松製作所にしても、労働者の基本的諸権利は一切剝奪され、軍事——さながらに、米軍監督官を初め七重入重の戦制の監視と、——の下の作業に服しているのがその実情であります。これら日本法律並びに法慣習を蹂躪し、企業採算を全く無視した押付け契約に對しましては、小松製作所、富士自動車、ビクター・オート、その他進駐軍関係自動車委員会所属の全経営主たちは、連名を以て抗議的陳情を行い、資本家の集団たる経済団体連合会も要望書を提出しているほどであります。

アメリカ独占資本は占領制度を利用して、日本の対外貿易に制限を加え、日本国民が鐵礦輸出で漸く貯えた外貨を勝手に管理し、割当操作の美権を握ることによつて、アメリカの原料価格が比較的割安の時期には外貨の割当を押し、高くなつた反動期にはこれを買えと言わんばかりに外貨割当を殖やして、日本の蓄積価値を大幅にごつそりと収奪して来たのであります。昨年三月顯著に始まつたゴム、皮革、油脂等のいわゆる新三品、又このたびの織物の危機は、このためにほかならないことはもはや周知の事実であります。而もこれらの危機は、米国の軍拡経済の行詰りに伴ひまして、漸次織維から鉄鋼、非鉄金属、セメント等の材料部門、更には造船、機器等の

全産業部門へと波及拡大せんとする現状にあるのであります。アメリカ独占資本に隷属する日本産業の脆弱性、不安定性がここに完全に露呈されておるのであります。これら諸部門の少数独占資本は、朝鮮動乱憂氣で儲けるときは儲け放題に儲けながら、一たびアメリカ独占資本の圧力を受けるや、忽ち操業短縮、人員整理の拳に出で、その負担を徹頭徹尾、中小企業と労働者に転嫁せんとしつゝあるのであります。繰繰のごときはすでに四割の操短を強行し、数方の労働者を一挙に首切るといふ暴挙をあえてしておるのであります。

以上述べたように日本産業の危機は、アメリカ軍のアジア——作戦のため、の占領制度の継続と軍拡経済の矛盾によつて生じたものであり、而して日本産業復興の途は、占領制度の撤廃と通商の自由、具体的には中ソ兩國の広大無限なる市場との取引を含む世界各國との互恵平等の貿易によつて、平和産業の無制限拡大を図る以外にないことは今や余りにも明瞭であります。「その通り」と呼ぶ者あり然るに一握りのウォール街の金融支配者は、性懲りもなく軍拡の失敗を再び戦争によつて打開せんとし、西欧並びに極東日本の資本家を道連れにしようとして

本家は、英国にしましてもフランスにしましても、アメリカの軍拡とテンポを合せることは、自国産業の全き破滅の途であることだん／＼と気が付き、最近急速にアメリカから離反しつつあるのであります。今やアメリカが最後の頼みとするところの西ドイツにおいてさえも、国民輿論の九割八分までが再軍備に反対しているのであります。このようにして、アメリカは西歐諸国からさへ急速に孤立しつつあるのである。然らば彼らが最も興し易しと見くびつてゐる日本の資本家たちはどうであるか。今の今までアメリカの援助による危機打開の幻想を持つてゐた日本の資本家の中から、アメリカ独占資本の飽くなき貪欲と横暴に憤激し、進んで中ソ兩國との外交関係の回復に危機打開の活路を見出しつつある有力者が増加しつつある事実は、ウォール街とその政権を憂慮せしめてゐるのであります。それ故にこそ、米当局とその傀儡吉田政府は、世界平和委員会が差し伸べたモスクワの経済会議への招請に欣然参加せんとした代表者たちに対しまして、旅券の下附をすら拒み、もと／＼鉄のカーテンがどちら側にあつたかを白状したのであります。日米両政府が、いやがる日本資本家をして無理やりに再軍備のための兵器生産に追い込むことは、もはや尋常

一様の手段を以てしては不可能でありませぬ。(議長、議場を取縮れ)と呼ぶ者あり) 彼らは今までは蓄積資本の少い日本の資本家を対日援助資金を以て釣つて来た。併しこの援助資金の役割は、日本の金融機関と石炭、電力、鉄鋼、アルミなどの重要基幹産業を支配し、鉄道、電信、電話などを戦略的に握り、更にこれを梃子として、全日本の産業を植民地的に支配する目的のものであつたことは、今や紛れもない事実であります。而も今後は、米当局はこの呼び水すらも提供し得ないのであります。吉田総理は、本国会の施政方針演説において、明らかに米國政府資金として大規模の外資導入の可能性を國民に期待させようとしたのであります。そうしてその裏付として導入される外資は、軍需生産用の電源開発や、東京、神戸間の弾丸道路のような、直接米軍の作戦に役立つ用途のみ集中する旨を述べて、飽くまで米当局の気を引こうと努めたであらうことは、ほぼ推測するにたたくないところであります。然るにどうでしようか。マーカット局長は、その前に跪いて懇願する吉田総理を、全くこれを袖にするかのように、政治借款としての外資導入はあり得ないと言明するに至つたことは、哀れというも愚かな次第であります。(拍手、「笑うべきだ」何を言

つてゐるか)と呼ぶ者あり) 併しこのことは、米國がもはや日本を見限つたことを意味せず、むしろその反対に、今後ますます本格的に長期的に日本に根を下し、日本をアジア一作戦の主眼な足場にしようといふのであります。軍需生産用の電源開発や弾丸道路をやめるといふのではない。それは必ずやらせる。但し今後は一滴の呼び水すら日本には與えず、徹頭徹尾日本自身の負担において賄わせる。そのためには國民は一層の困苦と窮乏に耐えるべきだといふのであります。再軍備は是が非でもやらせる。併しその費用は日本國民が賄え、そのために國民の一層の耐乏生活は当然覚悟をしろ。若しそれに耐え切れず反抗する者は容赦なくする。これがアメリカ式和解と信賴の講和の实体であります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手) 本予算案は、低米価、低賃金ベースの据置きを前提とし、中央地方の行政機構を軍事的に再編成するため人員整理を予想して組立てられたのであり、その出発点において労働者、農民、官公吏に犠牲的負担を押し付けるものであります。一般会計当初予算のみをとつても八千五百余億円に上る龐大な再軍備予算は、六千五百億に上る直接税、二千億以上の間接税と、ピンからきりまで大衆課税の收奪によつて裏付けされるものであ

ります。前国会で池田大蔵大臣の誇稱した税法上の減税が若し本当なら、二十七年度は一千億円の税収減にならなければならぬ計算であるが、実際には一般会計の税収のみでも二十六年度より七百億円の税収増が見積りになつてゐるのであります。従つて二十七年度は二十六年度よりも一千七百億の増税であると言わなければならぬのであります。(その通り)と呼ぶ者あり) 國民にとつて脅迫と強奪と考へられることが、ダレスと吉田政府にとつては和解と信賴である。同様に國民にとつては千七百億の大増税であるものが、池田大蔵大臣にとつては減税であつたのであります。併しながら七年間の占領制度の下でだまされ続けた國民大衆は、みずからの苦い体験を通して事の真相を悟り始めていたのであります。大衆は予算案に切盛りされたややこしい費用は知らない、ましてや行政協定や平和、安保兩條約の條文は見えない。だが併し、兩條約と行政協定とそれを裏付ける予算案は、大衆の足下に、大衆の生活苦の中に具体的な形を以てなま／＼と現われてゐるのであります。大衆は——が目の前にうろつき、パン／＼を買い、高級車を走らせてゐるのを見てゐる。銀行ギャングや自動車強盗をやつても日本の警察は指をくわえて見てゐるのを知つてゐるの

である。日本國土の到る所に日本人立入るべからずの立札が立ち、うっかり近づくともMPにつかまえられるのを知つてゐる。軍事基地のために耕作地は二三三文で取上げられ、漁区は潰されてゐる。B二九が爆弾を積んで墜落し、家屋を焼かれ、日本人が殺されてゐる。米軍から一文の賠償も受けられないことを知つてゐるのである。予備隊に入つてみたら米軍の儲い軍隊に過ぎなかつたことを知つてゐる。他方において吉田自由党政府が、自由主義だ、自由経済だ、米の統制撤廃だといふかけ声と比例して、貿易はますます不自由になり、言論、集会、結社は抑圧されて来たことを知つてゐる。安本が生産は戦前より五割も増したと言つてゐるのに、中小企業ははた／＼倒れ、日銀券が四千億円も出ているといふのに、金詰りで首も廻らん業者が激増してゐるのである。池田蔵相が減税だといふのに、税金苦で一家心中は殖えてゐる有様であります。米当局と吉田政府が如何に欺瞞の言辞を弄してゐても、大衆の生活体験をだますことにはできないのであります。相模原では基地による百四十町歩の土地取上げに反対して、農民たちは土地の返還と補償を要求し、みんな一人々々が佐倉宗吾郎になるんだと闘つておられます。PD工場の労働者は——の——にも屈せ

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般會計予算外二件

ず、軍令該首に對し断固闘つてゐるの
であります。基地周辺を中心に軍事指
定工場の労働者と耕作農民とは提携し
て闘い始めております。現に足元の東
京都では二十三区の区議会は、区長を
任命制にせんとする地方自治法改悪に
對して、家の子郎党の自由党の議員ま
でが差けて反對し、吉田内閣の土台骨を
足元からゆすぶつてゐるではありません
か。(拍手)米当局と吉田政府の進進
しつつかあるこの途はファシズム、即ち
ヒトラーの歩んだ墓地への道以外の何
ものでもありません。このことはま
ます広汎な大衆を、望まないかと否とに
かかわらず、吉田政府とその主人公へ
の反撃に結集せしめるのみでありま
す。売国兩條約と行政協定に断固反對
した我が日本共産党は、本予算案に絶
對反對するのみでなく、この予算実行
によつて苦しめられる全國民大衆と共
に、この予算案を一片の反古たらしめ
るために飽くまで闘ふことを誓ひもの
であります(スターリンに誓え)と呼
ぶ者あり、拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしましたし
た。討論は終局したものと認めます。
これより三案の採決をいたします。
三案全部を問題に供します。三案の表

決は記名投票を以て行います。三案に
賛成の諸君は白色票を、反對の諸君は
青色票を、御登壇の上御投票を願いま
す。氏名点呼を行います。議場の閉鎖
を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕

○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはござ
いませんか……投票漏れないと認めま
す。これより開票いたします。投票を
参事に計算させます。議場の閉鎖を命
じます。(拍手)

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕

〔これにて録風会は解散いたしま
す〕「黙れ、やかましい」「さまを見
ろ」啼つて忤に怒られるぞ」「民主
主義の結論だよ」「青が勝つたな。
これは」「よかつたな、木村君安心
したな」「家には息子があるのだろ
う」「忤に怒られるぞ」「共産党の同
調者だ」「やかましい」「黙れ」「誰だ
そんなことを言つたのは」「そのう
ちに共産党も自由党に同調すると
きが来るよ」と呼ぶ者あり、その
他発言する者多し
○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報
告いたします。

投票總数二百十四票。
白色票(即ち三案を可とするもの)百
三十五票。(拍手)
青色票(即ち三案を否とするもの)七
十九票。
よつて三案は可決せられました。(拍
手)

〔参照〕

- 賛成者(白色票氏名) 百三十五名
- 藤森 眞治君 藤野 繁雄君
- 中山 福藏君 早川 慎一君
- 波多野林一君 野田 俊作君
- 西田 天香君 徳川 宗敬君
- 常岡 一郎君 伊達源一郎君
- 館 哲二君 竹下 豊次君
- 高橋 道男君 高橋龍太郎君
- 高田 寛君 高瀬莊太郎君
- 高木 正夫君 田村 文吉君
- 杉山 昌作君 新谷寅三郎君
- 島村 軍次君 西郷吉之助君
- 小林 政夫君 小宮山常吉君
- 桶見 義男君 木下 辰雄君
- 河井 彌八君 片柳 眞吉君
- 柏木 康治君 加賀 操君
- 岡本 愛祐君 岡部 常君
- 小野 哲君 梅原 眞隆君
- 飯島連次郎君 伊藤 保平君
- 井上なつゑ君 赤澤 與仁君

- 赤木 正雄君 山川 良一君
- 村上 義一君 森 八三二君
- 青山 正一君 小瀧 彬君
- 島津 忠彦君 上原 正吉君
- 岡田 信次君 石原幹市郎君
- 玉柳 實君 中川 幸平君
- 九鬼紋十郎君 大矢半次郎君
- 郡 祐一君 廣瀬與兵衛君
- 岡崎 眞一君 松平 勇雄君
- 楠瀬 常権君 加藤 武徳君
- 城 義臣君 植竹 春彦君
- 山本 米治君 古池 信三君
- 小杉 繁安君 石川 榮一君
- 木村 守江君 西山 龜七君
- 山田 佐一君 大谷 肇君
- 一松 政二君 深水 六郎君
- 加納 金助君 仁田 竹一君
- 草葉 隆圓君 徳川 頼貞君
- 左藤 義詮君 大島 定吉君
- 黒田 英雄君 小林 英三君
- 中川 以良君 川村 松助君
- 寺尾 豊君 溝口 三郎君
- 三浦 辰雄君 前田 穰君
- 堀越 儀郎君 小野 義夫君
- 野田 卯一君 重宗 雄三君
- 大野木秀次郎君 入交 太藏君
- 宮田 重文君 西川甚五郎君
- 宮本 邦彦君 平井 太郎君
- 杉原 荒太君 田方 進君

- 反対者(青色票)氏名 七十九名
- 重盛 壽治君 山花 秀雄君
- 門田 定藏君 江田 三郎君
- 小林 孝平君 三橋八次郎君
- 若木 勝藏君 小酒井義男君
- 栗山 良夫君 梅津 錦一君
- 深川タマエ君 荒木正三郎君
- 内村 清次君 羽生 三七君
- 松本 昇君 秋山俊一郎君
- 鈴木 直人君 石村 幸作君
- 長谷山行教君 高橋進太郎君
- 堀 末治君 鈴木 恭一君
- 愛知 揆一君 安井 謙君
- 平林 太一君 長島 銀藏君
- 平沼彌太郎君 竹中 七郎君
- 有馬 英二君 菊田 七平君
- 小川 久義君 瀧淵 春次君
- 園 伊能君 滝井治三郎君
- 前之園喜一郎君 駒井 藤平君
- 中山 壽彦君 林屋龜次郎君
- 白波瀬米吉君 岩沢 忠恭君
- 鈴木 強平君 木内 四郎君
- 大屋 晋三君 泉山 三六君
- 黒川 武雄君 橋尾 龍君
- 石坂 豊一君 境野 清雄君
- 大隈 信幸君 木内キヤウ君
- 谷口弥三郎君 稻垣平太郎君
- 池田七郎兵衛君

| | | | |
|---------|---------|--------|--------|
| 紅露 みつ君 | 石川 清一君 | 小泉 秀吉君 | 三木 治朗君 |
| 松浦 定義君 | 高田なほ子君 | 波多野 鼎君 | 原 虎一君 |
| 森崎 隆君 | 吉田 法晴君 | 下條 恭兵君 | 松浦 清一君 |
| 和田 博雄君 | 山崎 恒君 | 片岡 文重君 | |
| 深川榮左エ門君 | 岩木 哲夫君 | | |
| 岩男 仁藏君 | 菊川 孝夫君 | | |
| 岡田 宗司君 | 河崎 ナツ君 | | |
| 一松 定吉君 | 堀木 鎌三君 | | |
| 岡村文四郎君 | 小笠原二三男君 | | |
| 椿 繁夫君 | 木下 源吾君 | | |
| 金子 洋文君 | 野濤 勝君 | | |
| 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 | | |
| 兼岩 傳一君 | 千葉 信君 | | |
| 木村禧八郎君 | 堀 眞琴君 | | |
| 水橋 藤作君 | 鈴木 清一君 | | |
| 岩崎正三郎君 | 大野 幸一君 | | |
| 上條 愛一君 | 千田 正君 | | |
| 東 隆君 | 松原 一彦君 | | |
| 田中 一君 | 加藤シツエ君 | | |
| 山田 節男君 | 齋 武雄君 | | |
| 大山 郁夫君 | 羽仁 五郎君 | | |
| 矢嶋 三義君 | 村尾 重雄君 | | |
| 永井純一郎君 | 吉川末次郎君 | | |
| カニエ邦彦君 | 島 清君 | | |
| 佐々木良作君 | 小林 亦治君 | | |
| 松永 義雄君 | 相馬 助治君 | | |
| 中村 正雄君 | 山下 義信君 | | |
| 堂森 芳夫君 | 小松 正雄君 | | |
| 伊藤 修君 | 棚橋 小虎君 | | |

○議長(佐藤武君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

午後八時二十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請願

一、日程第四 優生保護法の一部を改正する法律案

一、日程第五 昭和二十六年十月の台風による大船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案

一、日程第六 捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案

一、日程第七 高船管理委員会の解散及び清算に関する法律案

一、日程第八 船舶運管会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律案

一、日程第二十二 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く労働省関係諸命令の廃止に関する法律案

一、日程第二十三 失業保険法の一部を改正する法律案

一、日程第九 漁船損害補償法案

一、日程第十 漁船損害補償法施行法案

一、日程第十一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く水産関係諸命令の廃止に関する法律案

一、日程第十二 所得税法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 法人税法の一部を改正する法律案

一、日程第十四 相続税法の一部を改正する法律案

一、日程第十五 物品税法の一部を改正する法律案

一、日程第十六 砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、日程第十七 一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第十八 財産税等収入金特別会計法を廃止する法律案

一、日程第十九 資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

一、日程第二十 漁船再保険特別会計の一部を改正する法律案

一、日程第二十一 漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするため一般会計からする繰入金に関する法律案

一、日程第二十四 国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、日程第二十五 農林漁業資金融通法の一部を改正する法律案

一、日程第二十六 農業改良助長法の一部を改正する法律案

一、日程第二十七 閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社が積み立てた繰上価格安定資金の処分に関する法律案

一、北海道地方の震災の被害状況調査派遣議員の報告

一、国家公安委員の任命に関する件

一、日程第一 昭和二十七年一般会計予算

一、日程第二 昭和二十七年特別会計予算

一、日程第三 昭和二十七年政府関係機関予算

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尙武君

副議長 三木 治朗君

議員

藤森 眞治君 藤野 繁雄君

中山 福蔵君 早川 慎一君

波多野林一君 野田 俊作君

西田 天香君 徳川 宗敬君

常岡 一郎君 伊達源一郎君

館 哲二君 竹下 豊次君

高橋 道男君 高橋龍太郎君

高田 寛君 高瀬莊太郎君

高木 正夫君 田村 文吉君

杉山 昌作君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 西郷吉之助君

小林 政夫君 小宮山常吉君

楠見 義男君 木下 辰雄君

河井 彌八君 片柳 眞吉君

柏木 庫治君 加藤 正人君

加賀 操君 岡本 愛祐君

岡部 常君 尾崎 行輝君

小野 哲君 梅原 眞隆君

飯島連次郎君 伊藤 保平君

井上なつゑ君 赤澤 與仁君

赤木 正雄君 結城 安次君

山川 良一君 村上 義一君

森 八三二君 青山 正一君

小瀧 彬君 島津 忠彦君

上原 正吉君 岡田 信次君

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年年度一般会計予算外二件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年度一般会計予算外二件

| | | | | | |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 石原幹市郎君 | 王柳 實君 | 愛知 揆一君 | 安井 謙君 | 岩男 仁藏君 | 菊川 孝夫君 |
| 中川 幸平君 | 九鬼紋十郎君 | 平林 太一君 | 長島 銀藏君 | 岡田 宗司君 | 河崎 ナツ君 |
| 大矢半次郎君 | 郡 祐一君 | 平沼彌太郎君 | 竹中 七郎君 | 一松 定吉君 | 堀木 鎌三君 |
| 廣瀬興兵衛君 | 岡崎 眞一君 | 有馬 英二君 | 菊田 七平君 | 岡村文四郎君 | 小笠原三三男君 |
| 松平 勇雄君 | 楠瀬 常猪君 | 小川 久義君 | 澤淵 春次君 | 椿 繁夫君 | 木下 源吾君 |
| 加藤 武徳君 | 城 義臣君 | 園 伊能君 | 滝井治三郎君 | 金子 洋文君 | 野澤 勝君 |
| 植竹 春彦君 | 山本 米治君 | 池田宇右衛門君 | 前之園喜一郎君 | 須藤 五郎君 | 岩間 正男君 |
| 古池 信三君 | 小杉 繁安君 | 駒井 藤平君 | 林屋龜次郎君 | 兼岩 傳一君 | 千葉 信君 |
| 山縣 勝見君 | 石川 榮一君 | 中山 壽彦君 | 白波頼米吉君 | 木村禮八郎君 | 堀 眞琴君 |
| 木村 守江君 | 西山 龜七君 | 岩沢 忠恭君 | 鈴木 強平君 | 水橋 藤作君 | 鈴木 清一君 |
| 山田 佐一君 | 大谷 豊清君 | 木内 四郎君 | 西田 隆男君 | 岩崎正三郎君 | 大野 幸一君 |
| 一松 政二君 | 深水 六郎君 | 大屋 晋三君 | 泉山 三六君 | 上條 愛一君 | 千田 正君 |
| 加納 金助君 | 仁田 竹一君 | 黒川 武雄君 | 横尾 龍君 | 東 隆君 | 松原 一彦君 |
| 草葉 隆國君 | 徳川 頼貞君 | 石坂 豊一君 | 境野 清雄君 | 田中 一君 | 加藤シヅエ君 |
| 左藤 義詮君 | 大島 定吉君 | 大隈 信幸君 | 木内キヤウ君 | 山田 節男君 | 齋 武雄君 |
| 黒田 英雄君 | 小林 英三君 | 谷口弥三郎君 | 稲垣平太郎君 | 大山 郁夫君 | 羽仁 五郎君 |
| 中川 以良君 | 川村 松助君 | 重盛 壽治君 | 山花 秀雄君 | 矢嶋 三義君 | 村尾 重雄君 |
| 寺尾 豊君 | 溝口 三郎君 | 門田 定藏君 | 江田 三郎君 | 永井純一郎君 | 吉川末次郎君 |
| 三浦 辰雄君 | 前田 穰君 | 小林 孝平君 | 三橋八次郎君 | カニエ邦彦君 | 島 清君 |
| 堀越 儀郎君 | 小野 義夫君 | 若木 勝蔵君 | 小酒井義男君 | 池田七郎兵衛君 | 佐々木良作君 |
| 野田 卯一君 | 重宗 雄三君 | 栗山 良夫君 | 梅津 錦一君 | 小林 亦治君 | 松永 義雄君 |
| 大野木秀次郎君 | 入交 太藏君 | 深川タマエ君 | 荒木正三郎君 | 相馬 助治君 | 中村 正雄君 |
| 宮田 重文君 | 西川滋五郎君 | 内村 清次君 | 羽生 三七君 | 山下 義信君 | 堂森 芳夫君 |
| 宮本 邦彦君 | 平井 太郎君 | 紅霞 みつ君 | 石川 清一君 | 赤松 常子君 | 小松 正雄君 |
| 杉原 荒太君 | 田方 進君 | 松浦 定義君 | 高田なほ子君 | 伊藤 修君 | 棚橋 小虎君 |
| 松本 昇君 | 秋山俊一郎君 | 森崎 隆君 | 吉田 法晴君 | 小泉 秀吉君 | 波多野 鼎君 |
| 鈴木 直人君 | 石村 幸作君 | 和田 博雄君 | 山崎 恒君 | 原 虎一君 | 下條 恭兵君 |
| 長谷山行毅君 | 高橋進太郎君 | 深川榮左エ門君 | 岩木 哲夫君 | 松浦 清一君 | 片岡 文重君 |
| 堀 未治君 | 鈴木 恭一君 | | | | |

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君

外務大臣 木村篤太郎君

法務總裁 池田 勇人君

大蔵大臣 天野 貞祐君

文部大臣 廣川 弘禪君

農林大臣 高橋龍太郎君

通商産業大臣 村上 義一君

運輸大臣 佐藤 榮作君

郵政大臣 吉武 惠市君

電気通信大臣 野田 卯一君

労働大臣 岡崎 勝男君

建設大臣 清家君

國務大臣 周東 英雄君

國務大臣 山崎 猛君

國務大臣 保利 茂君

内閣官房長官 西村 直巳君

大蔵政務次官 森永貞一郎君

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主税局長 平田敬一郎君

大蔵省理財局長 酒井 俊彦君

厚生政務次官 松野 頼三君

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

農林政務次官 野原 正勝君

運輸政務次官 佐々木秀世君

〔第二十号参照〕

審査報告書

企業合理化促進法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月六日

通商産業委員長 竹中 七郎

参議院議長 佐藤 尚武殿

多数意見者署名

小林 英三 結城 安次

山川 良一 古池 信三

松本 昇 島 清

中川 以良

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案はわが国経済の自立達成に資するため政令で定める重要産業の機械設備等につき特別償却を行うこと、並びに試験研究者に対する補助金の交付等を行うことにより技術の向上及び重要産業の機械設備等の急速な近代化を促進すること、並びに原材料と動力原單位の改善を指導補助すること等によつて企業の合理化を促進しようとするもので、現下適当な処置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行により機械設備等の近代化の促進に資する利益がある。

三、費用

本法実施のために特に費用は要しない。但し、昭和二十七年一般会計予算に工業試験化補助費二億五千万円、中小企業診断に関する費用一千四百万円が計上してある。

なお、本法施行により第四條第六條関係国稅減收十七億五千万円の見込である。

審査報告書

連合国占領軍の爲す郵便物電報及び電話通話の檢閲に関する件を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月五日

郵政委員長 岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂 豊一 中川 幸平

城 義臣 駒井 藤平

小笠原三三男 柏木 庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定された昭和二十年閣令第四十三号を平和條約の効力発生に伴い廃止せんとするものであつて、
妥当な措置である。

二、事件の利害得失

郵便物、電報及び電話通話利用上における正常取扱を回復する利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十七年三月五日

郵政委員長 岩崎正三郎

参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名

石坂 豊一 中川 幸平

駒井 藤平 小笠原三三男

柏木 庫治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、郵便貯金の貯金総額の制限額及び利率を引き上げるとともに、積立郵便貯金及び定期郵便貯金の預入金額を引き上げることによつて、郵便貯金の利用を増進し、貯蓄の増進に資せんとするものであつて、妥当な措置と認めらる。

二、事件の利害得失

郵便貯金の預金者の利益を増大し、郵便貯金事業の発達に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二) 昭和二十七年度一般会計予算外二件

昭和二十七年三月二十七日 参議院會議録第二十五号(その二)

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十 円

(送料別)

発行所

東京神田区市谷本町一五
印刷 刷 行
電話 九段側 丁 九
郵便 電話 一 九 〇 〇 〇 官 報 館